

JILPT 資料シリーズ

No.54 2009年3月

職業分類の改訂に関する研究Ⅰ -細分類項目の見直しを中心にして-



職業分類の改訂に関する研究 I

— 細分類項目の見直しを中心にして —

ま え が き

職業分類が公共職業安定機関の職業紹介業務に不可欠な実務用具であることは、あまり知られていない。求職者が職業別の求人検索を行うとき、ハローワーク・地方労働局が管内労働市場の動向に関する職業別の統計資料を作成するときなどに使われるデータは、ハローワークで受理した求人票の職種情報と求職票の希望する仕事情報がもとになっている。この求人職種と希望職種を確定するときに使われているのが職業分類である。職業の分類が適切に行われていないとハローワークの業務効率を低下させるだけでなく、求職者も求人検索において不利益を被ることになりかねない。このため産業や職業構造の変化に応じて職業分類を改訂することが求められる。

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省から職業分類の改訂に関する研究の要請を受けて2007年度から4年計画で職業分類の改訂を進めている。今回は、1999年に職業安定法が改正され、官民共通の職業分類の作成が規定された後の初めての改訂であることから、1年目の昨年度は職業分類の共有化について問題と課題を整理し、官民協力の可能性について検討を行った。2年目の今年度と3年目の来年度の2年間は職業分類表の改訂作業にあてている。最終年の4年目には職業名索引の改訂を計画している。

今年度の改訂作業の課題は、細分類項目の見直しである。現行の細分類レベルに設定されている2167項目を全面的に見直して、約990項目に整理した。今回の見直しは大幅であるが故に遺漏や誤謬が懸念される。不備な点があれば、懇篤な叱正を仰望する次第である。

2009年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆・編集担当者

西澤 弘 労働政策研究・研修機構主任研究員

目 次

第1章 研究の概要

1 改訂作業の工程	1
2 細分類項目の見直し	2
3 本報告の構成	4

第2章 職業分類を取り巻く環境

1 3つの制約条件	5
2 職業紹介業務と職業分類	6
3 制約条件としての日本標準職業分類	9

第3章 細分類項目の見直し

1 基本方針	11
2 大分類 A 専門的技術的職業	15
3 大分類 B 管理的職業	60
4 大分類 C 事務的職業	68
5 大分類 D 販売の職業	84
6 大分類 E サービスの職業	98
7 大分類 F 保安の職業	112
8 大分類 G 農林漁業の職業	118
9 大分類 H 運輸・通信の職業	127
10 大分類 I 生産工程・労務の職業	137
11 残された課題	225

附属資料

資料1 職業分類の改訂作業に関する工程表	229
資料2 職業分類改訂委員会設置要綱	230
資料3 改訂の基本方針	231

第1章 研究の概要

1 改訂作業の工程

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省の研究要請を受けて2007年度から4年計画で職業分類の改訂に関する研究に取り組んでいる。厚生労働省の職業分類は、職業安定法第15条に規定されているように職業紹介業務等の実務で使用するために作成された分類体系である。元来、職業分類は、①職業を体系的に配列し、構造化した職業分類表、②職業分類表に設定された職業の解説、③職業分類表に設定された職業に含まれる職業名の三者で構成されていたが、さまざまな理由によって②の職業解説は、現在では職業分類表とは別個の印刷物（『職業ハンドブック』）やインターネット上のサイト（「キャリアマトリックス」）で公開・公表されている。したがって、今回、職業分類の改訂に関する研究で対象にしているのは職業分類表と職業名索引である。

4年間の研究計画では、前半の3年間に職業分類表の改訂を、そして最後の1年に職業名索引の改訂を行う計画である（附属資料1）。更に、職業分類表の改訂に割り当てられた3年間のうち最初の1年は、1999年の改正職業安定法第15条に規定された官民共通の職業分類について共有化のあり方や官民協力の可能性を探ることに費やされた。したがって職業分類表の改訂は実質的には2008、2009年度の2年間で行うことになった。

職業分類表の改訂については、ふたつの考え方が可能である。第1は部分改訂である。この考え方に立つと、分類体系の修正よりも個々の分類項目の改訂が中心になる。すなわち公共職業安定機関における求人・求職者の実態を分類表に反映させるという視点に立って既存の分類項目を見直し、利用度の低いものを整理するとともに、求人・求職者の増加している職種を新たに設定することになる。第2は全面的見直しである。分類項目と求人・求職者の実態との対応関係を高めるだけでなく、分類体系のあり方まで含めて見直しを行うことになる。

今回の改訂では、厚生労働省の職業分類を構成する大・中・小・細分類の4階層のうち最下層の細分類レベルは部分改訂を行い、分類体系の骨組みを形成する上位階層の項目は日本標準職業分類に準拠して設定することとしている。つまり実務に使用する細分類レベルの項目は自前で改訂するが、体系の骨組みは日本標準職業分類に依存するということになる。このような形の改訂にならざるを得ないのは、厚生労働省の職業分類の特徴に由来している。その特徴とは、第1に日本標準職業分類に準拠して大・中分類項目が設定されていること、第2に日本標準職業分類には設定されていない細分類レベルを設けて、そこに設定された項目を職業紹介等の業務に使用していることである。

総務省では2007年12月に日本標準職業分類の改定に着手し、2008年度中に完了させる予定で作業を進めている。この関係で厚生労働省の職業分類の改訂については、まず、日本標準職業分類の改定作業の影響を受けない細分類レベルの項目の見直しを先行して実施し、

次いで日本標準職業分類の改定結果にあわせて大・中・小分類項目を設定するとともに、改訂作業の終了している細分類項目を移動・調整するという順序で作業を進めることになる。このうち前者の作業は2008年度に実施し、後者は2009年度に行う計画である。

2 細分類項目の見直し

細分類項目の見直しにあたっては職業分類改訂委員会を設置し、同委員会にはユーザーの代表者（厚生労働省の関係部局の担当者）とともに職業分類について知見を有する者の参加を求めた。後者の委員には、主に職業安定法第15条に明記された事業、すなわち職業紹介事業、労働者の募集に係る事業、労働者供給事業のそれぞれの関係者を委嘱した。職業紹介事業からは民営職業紹介事業者（有料職業紹介事業者、無料職業紹介事業者）、労働者の募集に係る事業からは求人広告事業者、労働者供給事業からは当該事業を実施する労働組合のそれぞれの代表者が委員として参加した。これ以外に、職業分類に関して学識経験を有する者と労働者派遣事業の代表者にも委員としての参加を求めた。このうち労働者派遣事業は、職業安定法第15条に明記された事業ではないが、事業の実施にあたって職業分類が広く使用されていることから同委員会への参加を求めた。

職業分類改訂委員会の委員及び事務局担当者は以下のとおりである。

（委員）

石田茂雄	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官
座長 岡本英雄	上智大学教授
河邊彰男	日本人材派遣協会事務局次長
久保村達也	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官
小泉南男	全国求人情報協会常務理事（2008年8月まで）
佐藤健志	日本商工会議所産業政策部副部長
白石絹子	全国民営職業紹介事業協会監事
手計高志	厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官
中村建策	全国求人情報協会常務理事（2008年9月から）
野部明敬	日本人材紹介事業協会専務理事
待鳥浩二	厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
横山南人	労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

（事務局）

西澤 弘	労働政策研究・研修機構主任研究員
石井和広	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐
遠藤 彰	労働政策研究・研修機構主任調査員補佐

委員会は以下のとおり6回開催された。委員会全体の流れは3段階に分けられる。まず改

訂方針を議論し、第2に改訂方針にもとづいて作成された細分類項目の見直し案を大分類項目ごとに検討した。そして第3に改訂方針の細部について確認するとともに細分類項目全体の改訂素案を検討した。具体的には、改訂方針の検討は初回と2回目の委員会で行われた。検討項目には、改訂作業の工程表、分類の枠組み、分類項目のあり方などが含まれている。この時点では、まだ具体的な見直し作業に入っていないので、改訂方針の詳細を定めるのではなく、その骨子について委員の共通認識を得ることが中心になった。具体的な方針については、見直し作業を進める中で必要に応じて確定することとなった。改訂方針の骨子が確定した後は、大分類項目ごとに細分類項目の見直し案の検討が行われた。このうち項目数の多い大分類 I「生産工程・労務の職業」と大分類 A「専門的・技術的職業」は、それぞれ2回に分けて検討が行われた。それ以外の大分類は、1回の審議で検討が終了した。これらの見直し作業を通じて改訂方針の細部が徐々に確定した。改訂方針の全体が確定し、他方、大分類項目別の検討が終了したことを受けて、最終の委員会では改訂方針と改訂素案の全体について総括的な討議が行われた。

職業分類改訂委員会の開催状況と各回の主な議題は次のとおりである。

第1回（2008年6月3日）

- ①今年度の改訂作業について
- ②「労働省編職業分類」の改訂方針について

第2回（2008年10月2日）

- ①細分類項目の見直しに関する一般原則について
- ②大分類 A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂案について

第3回（2008年10月21日）

- ①大分類 A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ②大分類 I「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂案について

第4回（2008年11月13日）

- ①大分類 I「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ②大分類 B「管理的職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ③大分類 C「事務的職業」の細分類項目に係る改訂案について

第5回（2008年12月3日）

- ①大分類 D「販売の職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ②大分類 E「サービスの職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ③大分類 F「保安の職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ④大分類 G「農林漁業の職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ⑤大分類 H「運輸・通信の職業」の細分類項目に係る改訂案について

第6回（2008年12月24日）

- ①細分類項目の改訂素案について
- ②細分類項目の見直しに関する基本方針について

3 本報告の構成

本報告は、3つの章で構成されている。第1章は職業分類の改訂作業に関する全体像の提示、第2章はやや大局的な見地からみた職業分類の現状についての解説、第3章は細分類の見直し作業の結果である。

職業分類改訂委員会における検討結果は、細分類項目の改訂素案としてとりまとめられている。改訂素案は、本報告の柱である第3章に収録した。改訂素案は、大分類AからIまでの全体を一括して収録するのではなく、大分類項目ごとに配列している。しかし、改訂素案だけでは、改訂の全体像を把握するときに不便であり、また、各大分類では何が問題になっていたのかわからないと改訂結果を正確に理解することが難しいと思われるので、改訂素案のうち分類項目だけを抜き出した新旧対照表を改訂素案とあわせて収録するとともに、現行体系・項目の構成とその主な問題点についても簡単な解説を行っている。第3章は、このように大分類項目ごとに改訂内容が一望できるように解説と資料を編集している。

第3章の主な内容は、個々の職業分野における職業分類の問題点とそれに対する改訂案であるが、個別問題とは別に大分類項目に共通する問題もある。また個別問題は職業分類全体の問題から派生することもある。このため個別問題の検討に入る前に第2章で職業分類を取り巻く現状について解説を行っている。

第2章 職業分類を取り巻く環境

1 3つの制約条件

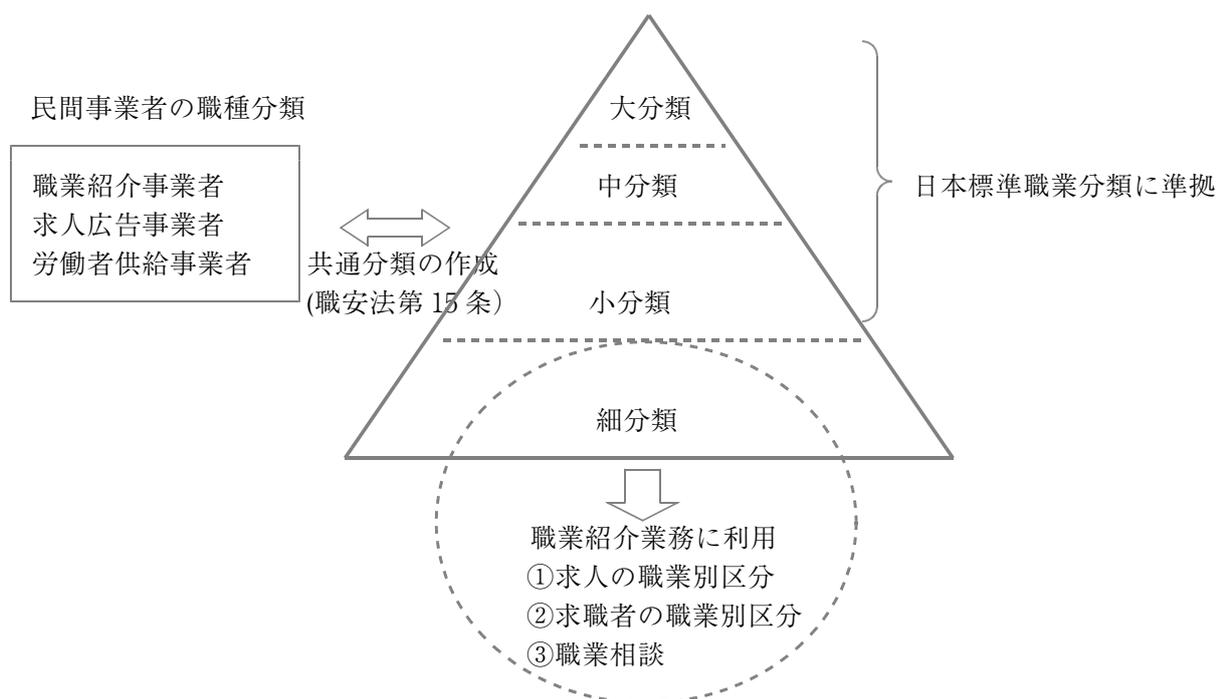
厚生労働省の職業分類は、元来、公共職業安定機関における職業紹介業務に使用する実務用具として作成されている。その後、当時の労働省は、職業紹介業務における取扱い求人・求職者のデータである職業安定業務統計と日本標準職業分類に準拠した職業別の調査統計データとの比較照合を容易にするために、分類体系の骨組みともいえる大・中分類レベルの項目を日本標準職業分類に準拠する方針をとった。更に、職業紹介事業の規制緩和に伴い官民が共通して使用すべき標準的な職業名を定めることが職業安定法に盛り込まれ、職業分類はひとり厚生労働省の職業紹介業務だけに使用されるのではなく、職業紹介事業や労働者の募集にも共通して使用されるものとして作成しなければならないことが法律上の努力義務となった。

以上を総合すると、職業分類は厚生労働省の職業紹介業務に使用されることを第一義としながらも、その体系の骨組みを日本標準職業分類に依存し、民間事業者も共通して使用できるものであることが求められている。このように厚生労働省の職業分類は3つの制約条件に取り囲まれている（図表1）。第1は職業紹介業務における使いやすさ、第2は日本標準職業分類との整合性、第3は官民間での共有である。これらの3条件は、職業分類の改訂にあたっていずれもが第1に考慮されるべき事項である。とはいうものの、これまでの改訂では第2の条件が最優先に考慮されてきた。また、今回の改訂から新たに制約条件として加わった3番目の条件は法律上の努力規定であり、強制力を伴っているわけではない。だからといって形式的に考慮すればこと足りるという課題でないことはいうまでもない¹。

これらの制約条件が相互に影響しあうことがなければ、すなわち3者が併存できるならば改訂作業に大きな影響を及ぼすことは少ない。しかし、3者の共存は難しいのが現実である。たとえば、第1の条件と第2の条件は時に両立し難しいことがある。その一例として介護職の問題を紹介しよう。職業紹介業務の実務の観点からみると、介護職は施設で働く介護職員であろうと訪問介護事業者から個人の家庭に派遣される訪問介護員であろうと仕事の類似性を重視すると同一の中分類に位置づけられるべき仕事である。しかし、日本標準職業分類では両者はそれぞれ異なる大分類項目の中の小分類に位置づけられている。この設定に倣って厚生労働省の職業分類では、施設介護員を専門職に、訪問介護員をサービスの職業にそれぞれ位置づけている。このため施設介護、訪問介護を問わず介護の仕事を探している求職者は、介護職の求人が2箇所に分かれて位置づけられていることを知らないと、いずれか一方の求人票しかみないことになる。

1 職業分類の共有化については、次の報告書に問題点と課題が詳しく整理されている。『職業分類研究会報告』JILPT資料シリーズ No. 35、2008年、労働政策研究・研修機構

第1の条件と第3の条件も現状では共存が難しい。厚生労働省の職業分類と民間事業者の職種分類は、ともに実務目的のための分類であるが、対象としている求人・求職者層が異なるため実務に使用するレベルの分類項目は違いが大きい。両者を概観すると、前者は特に製造工程に関する職業が細分化され、他方、後者は特に専門職の項目が細分化されているといえる。そのうえ前者の分類体系は日本標準職業分類に準拠しているが、後者は取り扱う求人の多寡にもとづいて分類体系の骨組みが組み立てられていることが多い。したがって官民共通の職業分類といっても両者が体系と分類項目についてそれぞれ独自性を有している現状では、共有化を推し進める前に共有化のための環境整備が必要になっている。



図表1 職業分類を取り巻く環境

2 職業紹介業務と職業分類

厚生労働省の職業分類の主たる利用者は、公共職業安定機関で職業紹介業務に従事している職員である。したがってハローワークの窓口業務（求人関係業務、求職者関係業務）に従事する職員にとって使いやすいものであることが求められる。では、その「使いやすさ」とは何であろうか。それには少なくとも次の3つの条件が含まれると考えられる。

(1) 求人・求職者の多寡に配慮した項目が設定されていること

第1の条件は、求人・求職者の規模に応じて分類項目が設定されているかどうかである。求人・求職者の多い職業が項目として設定されていない場合には、項目を設定する必要がある。たとえ項目が設定されていたとしても、マッチングを考慮して項目の細分化が行われているかどうかを検討すべきである。職業によっては項目の細分化が難しいものがあるのも事実であるが、細分化が必要であるにもかかわらず項目が細分化されていない職業もみられる。

その逆に、求人・求職者の少ない職業は、職務範囲をある程度広めに設定した項目を設けても実務上の問題は少ないと考えられる。現行の項目の中には、求人・求職者が少ないにもかかわらず項目が細分化され、実務にほとんど利用されていないものもある。

このように現時点でみると必要な細分化が行われていない職業や不適切な細分化が行われている職業があるが、この問題は分類項目を設定する際に適用している分類基準が適切であるかどうかに関係している。ハローワークで受理した求人のうち最も多い職種は、商品販売外交員（一般には営業職と呼ばれる）である。この項目は小売外交員（個人を対象にした営業職）と卸売外交員（法人を対象にした営業職）に細分化されているが、求人の大半は商品販売外交員に分類され、小売・卸売外交員に分類される求人は少数にとどまっている。実務の観点からみると、項目が細分化されていても、あまり利用されていないのであれば細分化されていないに等しいともいえる。もうひとつ例をあげよう。警備員の項目は、4項目に細分化されているが、そのうち法廷警備員や国会衛視には求人がほとんどない。その一方、求人の多い交通誘導員や催事場などでの雑踏警備員は項目が設定されていない。

この問題は、また改訂時期とも関係している。職業分類の改訂間隔は概して長い。今回の改訂は、前回の改訂（2001年）から9年ぶりであり、前回の改訂は前々回の改訂（1986年）から15年ぶりであった。改訂間隔が長いのは、日本標準職業分類の改定作業に平行して改訂を進めているからである。求人動向は、経済情勢や産業動向を反映して短期的にも大きく変わることがあり、いわんや長期的な変化は当然視されるべきである。

求人動向の変化を前提としたとき、分類項目の設定は如何にあるべきかが問われている。つまり分類項目の陳腐化に対する対応策を予め用意しておく必要がある。とはいうものの現実にはその選択肢は極めて限られている。ひとつは、職業分類を改訂する段階で現実を的確に反映する項目を設定することである。もうひとつは、改訂作業の終了後に新たな名称の求人職種が出てきたとき、それを既存の分類項目に位置づけことができるように項目の柔軟性を確保することである。

今回実施した細分類項目の見直しにあたっては、現実の求人・求職職種を的確に把握するために数量データと質的データの両者を利用した。量的データは、分類項目別の求人・求職者数データである。これは、2006年8月から2007年8月まで13ヶ月間の全国のハローワークで受理した求人・求職者数の月別データである。他方、職種名のデータとハローワークを対象にした調査結果の質的データも利用した。前者は、職業分類表に設定された雑多項目（139項目）に分類された求人職種名のデータである。これは2008年5月末日時点での求人台帳上のデータである。後者は、ハローワークを対象にして2005年9～10月に実施した職業分類の運用に関する調査結果である。

(2) 分類項目が明確であること

使いやすさに関係する2番目の条件は、分類項目が自明であり、利用者の判断に委ねる余地が少ないかどうかである。職業分類は、全国のハローワーク職員が窓口業務で使用する実

務用具である。したがってハローワークによって、あるいは職員によって同じ求人職種が職業分類上の異なる項目に分類されることがあってはならない。職種が同じであれば、誰が判断しようとも職業分類上の同一の項目に該当させるという基本が間違いなく行われなければならない。そのためには分類項目に含まれる仕事内容とともに職務範囲を明らかにする必要がある。しかし、現行の職業分類表では実務に使用する細分類レベルの項目には職業定義が付けられていない。このため同じ求人であっても職員によって異なる分類項目に位置づけられる可能性が残されている。この問題は、細分類項目に職業定義の記述を追加し、職務範囲と職務内容を明らかにすることによってかなりの程度解消することができると考えられる。

(3) マッチングに使いやすいこと

上述のふたつの条件は、求人票/求職票を受理する際に求人職種あるいは求職者の希望の仕事に対して職業分類番号を付与することに関係している。第3の条件は、マッチングに使いやすいかどうかである。これは職業相談業務において職員が求職者の希望条件と求人を見つけてマッチングする際に利用する職業分類に求められる条件である。また、求職者が求人検索機を利用して職業別の求人を探すときに求められる条件でもある。マッチングでの使いやすさにはさまざまな要因が関係する。その主なものは次のとおりである。

①求人・求職者の多い職種は分類項目が設定されているか。

前述の警備員の例のように求人の多い交通誘導の仕事が設定されていないと、その上位の分類項目である警備員の中から交通誘導の仕事を探さねばならず、不便である。

②求人・求職者の多い分類項目は細分化されているか。

前述の営業職の例のように細分化されていても分類基準の選定が不適切なこともある。適切な分類基準を適用して適切に細分化することが求められる。

③分類項目には、一般的に広く使われ、共通理解を得られやすい名称が使われているか。

福祉施設で介護の仕事に携わる人は、介護職員、ケアワーカー、ケアスタッフなどと呼ばれている。これに対して職業分類では、施設の介護職員に該当する項目名を福祉施設 寮母・寮父としている。これが施設の介護職を表す名称として求職者の共通理解になっているとは言い難い。また、ハローワーク職員にとっても馴染みのあるものとはいえない。そのため施設介護の求人をこの項目以外に分類する例が多くみられる。

④技能関係の項目では仕事遂行に必要な技能（スキル）の種類が明確になっているか。

技能関係の項目は、日本標準職業分類に準拠して設定されているため製造・生産する品目が中心的な分類基準になっている。仕事を探すとき、何を作る仕事かという点は勿論重要であるが、求職者が持っている特定の技能はどのような仕事に応用が可能かという点もそれに劣らず重要である。特定職種の求人とマッチングするときには前者の考え方に立って設定された項目は使いやすいが、職種を問わず求職者のスキルを基準にしてマッチングしようとするときには現行の分類体系では使いにくい。

⑤分類体系や設定された分類項目は理解しやすいか。

日本標準職業分類は仕事の類似性によって項目を区分し、それを体系的に配列したものである。仕事の類似性の高い仕事は、更に取り扱うものなどによって項目が区分されている。たとえば営業職の求人はひとつの分類項目に位置づけられるのではなく、取り扱うものの違いに応じて設定されたさまざまな項目に位置づけられる。このため営業職の求人を一括して検索することは難しい状況にある。取り扱うものにこだわらずに営業の仕事を探している求職者は、営業職の求人を探するときさまざまな項目を検索しなければならず不便である。

3 制約条件としての日本標準職業分類

日本標準職業分類は統計目的の職業分類であり、他方、厚生労働省の職業分類は実務目的の職業分類である。目的の異なる職業分類を使用するとどのような不都合が生じるのだろうか。分類の目的と項目の設定は直接的に関係している。日本標準職業分類は、ある程度の就業者のいる職業を把握するためのものであり、その最小単位の項目（小分類項目）は1000人以上の就業者数がある職業に限定されている。就業者と求人は異なる。就業者数の多い職業であっても、労働移動の少ない職業では一般労働市場に出てくる求人は少ない。このため就業者数がある一定以上の職業であっても職業紹介業務では求人が多いとはいえない職業がある。

目的と項目の関係で注意すべきことは、統計目的の分類では統計調査を念頭において項目の設定が考えられているという点である。調査実施上の技術的制約に配慮して項目が設定される傾向にある。つまり調査の難しい職業については、分類基準を変更して把握可能な項目に変更することがある。この問題は、特に、従事している職業を被調査者の自己申告に依存するような調査（国勢調査など）を想定して分類項目を考える場合に大きな影響がある。

たとえば、管理職の項目を担当分野別（総務、会計、営業、生産など）に設定しようと思っても、被調査者の回答が課長、部長、所長など役職名が中心になることが予想されると担当分野別の項目設定に対する妥当性が揺らぐことになる。同様なことは技術者の職業についてもいえる。機械・電気技術者の仕事は、製品開発、設計、生産技術、品質管理などに明確に分かれる。ハローワークの求人を見ると、そもそも職種名が設計など仕事の種類を明記しているものが多い。仕事の類似性に着目するのであれば、電気や機械といった技術の分野で技術者を区分するのではなく、製品開発や設計など仕事の種類で区分すべきであると考えられる。しかし、自己申告制の調査では仕事の名称ではなく、技術者など一般的な名称を答えるものが多数をしめると考えられる。そのため技術分野別の項目設定が妥当性を持つことになる。

日本標準職業分類に準拠して項目を設定していることから生じる制約は、上述の例に止まらない。職業紹介業務における使い勝手に影響を及ぼしている例をふたつあげよう。いずれ

も前述したものである。第1は、技能工の項目に関するものである。ハローワークの特徴のひとつは技能工の職業紹介に強みを持っていることである。技能工を希望する求職者の中には、特定の職種に就くことを希望する者と技能関係の職種であれば仕事内容を問わない者がいる。前者が多数をしめることはいうまでもないが、後者も少なからずいる。技能関係の職種を希望する者の絶対数が多いため、後者もかなりの人数になる。現行の分類体系では、技能工の項目は製造する品目別に設定されている。これでは、職種を問わず製造工程の作業に従事したいという求職者を位置づけることが難しい。日本標準職業分類が生産工程の仕事を品目別に設定しているのは、それが就業者を最も把握しやすいからである。

技能工の項目が品目別になっているのは、日本標準職業分類が統計目的の分類であることが大きい。製品を製造する場合、その生産工程は原料処理、加工・製造、検査に大別できる。このうち原料処理と加工・製造の部門は、産業・事業所によって自動化の程度は大きく異なっている。たとえば、紙を製造する事業所には、手漉き和紙を製造するところもあれば、抄紙機で大量生産するところもある。それぞれの事業所における個人の仕事を個人調査の回答から判断する場合、「紙製造」のような回答では手漉きの仕事なのか機械操作の仕事なのかを判断することが難しい。そこで製品を製造する手段ではなく、製造するものによって包括的に職業を把握しようとしているのが現在の日本標準職業分類の考え方である。

第2は、営業職の項目に関するものである。ハローワークで受理した求人のうち最も件数の多いものは商品の外交員（営業職）である。しかし、営業の仕事は商品の外交だけではない。不動産、保険、金融、サービスの分野にも営業の仕事はある。これらの分野の営業職は、それぞれの項目の中に含まれている。不動産の営業職であれば不動産の仲介・売買人の項目に、また証券の営業職は有価証券の売買・仲立人の項目にそれぞれ位置づけられている。このため求職者が営業職の求人を検索するとき、自分の探している営業職の求人がどの項目に位置づけられているのかがわからないと検索に手間取ることになる。

このように営業職の仕事はひとつの項目ではなく、さまざまな項目に分かれて位置づけられている。この点を正確に理解するためには、日本標準職業分類の大分類「販売の職業」の構造を理解しなければならない。販売の職業はやや特異な考え方に立っている。職業分類は仕事の類似性で区分されるのが基本であるが、販売の職業では、何を売買するかによって中分類レベルが商品の販売と商品以外の売買に分かれ、それぞれが更に小分類レベルで細かな項目に分かれている。この区分を反映して営業職も商品の営業とそれ以外のものの営業に大別されている。前者は独立した項目として設定されているが、後者は独立項目ではなく不動産、保険、証券等の分類項目の中に位置づけられている。

第3章 細分類項目の見直し

1 基本方針

細分類項目の見直しは、前述の職業分類をめぐる3つの制約条件を前提にして作業が行われた。このうち2番目の日本標準職業分類との整合性は、細分類項目の見直しに直接関係する制約条件ではないが、分類体系の枠組みや分類符号・番号に関係するので、その範囲内で考慮している。他方、実務における使いやすさという第1の制約条件は、細分類レベルにおける項目の構成、分類項目の記述様式、項目の利用度、項目名、雑多項目の整理など多方面に関係している。見直し作業では、職業紹介業務の運営に資するかどうかという視点からこれらの点の検討を行った。また、第3の制約条件に配慮して分類項目の設定を行っている。その際には、職業紹介事業や労働者の募集に係る事業等における広範な利用に資するかどうかという視点を重視した。

細分類項目の見直しにあたっては、まず基本方針を定めて、それにもとづいて作業を進めているが、当初の基本方針を最後まで貫いたわけではなく、作業の中で必要に応じて基本方針を修正したり変更したりしている。それは、先述の制約条件を見直し作業に反映させる方法はひとつではないからである。

たとえば十進分類法の問題がある。日本標準職業分類では小分類レベルに適用している。小分類レベルに適用されている十進分類法を細分類レベルに適用するかどうかという点については考え方が分かれる。分類体系の全体像をみたとき、小分類レベルに適用されている十進分類法が細分類レベルに適用されないのは不自然であるとの見方がある。他方、実務に利用する職業分類には設定できる項目数に制限を設けるのは適当ではなく、実務に必要な項目はすべて設定できるようにすべきであるとの考え方もある。したがって見直し作業を進めていく中でひとつの小分類項目のもとに設定される細分類項目が9項目を超えるかどうかをみてからでないと十進分類法の採否を論じることができない。このようなことから当初の基本方針は必要に応じて修正されている。最終的な基本方針は附属資料3のとおりである。

(1) 分類の枠組み

分類体系は、現行と同じく大・中・小・細分類の4階層構造とし、このうち上位階層（大・中分類レベル）の項目は、日本標準職業分類の大・中分類に設定された項目との整合性を確保する。ここにいう整合性とは、分類項目名及び仕事の範囲を指している。日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類は、項目名についてそれぞれ独自のルールがある。両者間で項目名に多少の違いがあっても、その項目に含まれる職務・仕事の範囲が同一であれば、両者は同一であると判断できる。

下位階層のうち小分類レベルの項目は、基本的には日本標準職業分類に設定された項目に準拠するが、職業紹介業務の必要に応じて項目を補正・追加する。また、小分類レベルの項目は職業紹介業務における取扱量を反映して設定するだけでなく、職業相談等の実務での

利用にも配慮して設定する。

分類符号・番号は、現行のルールを踏襲する。すなわち、大分類レベルの項目はアルファベット大文字、中・小・細分類レベルの項目はそれぞれ数字2桁、数字3桁、数字5桁で表す。大分類項目のみアルファベット大文字で表しているのは、日本標準職業分類が1960年に設定されたとき大分類項目が10を超えていたために数字1桁では表せず、数字の代わりにアルファベット大文字を使用し、大分類項目が9項目になった現在の体系でもその慣例に倣っているという背景がある。

中分類番号は〔01〕から始まる2桁数字である。小分類番号の3桁数字のうち先頭の2桁は中分類番号であり、最後の1桁によって当該小分類項目が中分類項目のもとに設定された何番目の小分類項目であるのかを表している。細分類項目の数字5桁のうち先頭から3桁目までの数字は、小分類番号を表し、末尾2桁は〔01〕から始まる細分類項目の独自の番号である。分類番号はこれ以外に、特定の職業を表すために設定したものがある。5桁数字のうち末尾2桁が〔97〕は補助者、〔98〕は見習、〔99〕は雑多項目であることを表している。

(2) 細分類項目

細分類項目には大きな問題がふたつある。ひとつは同一の分類レベルにもかかわらず実質的に2段階に構造化されていること、もうひとつは項目名の情報しかないことである。

まず、第1の問題についてみてみよう。現行の細分類レベルの項目は、集約コードと特掲コードを用いて2段階に区分されている。細分類項目の職業に特定の分類基準を適用して職務を細分化したとき、個々独立した職務と認められるものが集約レベルの項目であり、その中から特定の職務を抜き出して独立させたものが特掲レベルの項目である。たとえば、調理人という小分類レベルの職業は、料理の種類ごとに日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人などに分けることができる。これらが集約レベルの職務である。更に日本料理調理人の中を料理の種類によって分けるとすし職人を抜き出すことができる。これが特掲レベルの項目である。

細分類レベルの項目を2段階に分けて設定する方法は、求職者との的確なマッチングを行うための職業分類上の工夫として1986年の改訂時に導入された。しかし、製造する製品や提供するサービスの変化に職業分類の改訂が追いつかなかつたことや、職務範囲の拡大など職場の変化に対応することが難しかったことなど、現在では細分類レベルの2段階区分は当初想定したような効果を必ずしももたらしてはいない。これは求人・求職者数に端的に表れている。

集約・特掲レベルのそれぞれの項目に位置づけられた求人件数をみると、次の3つのパターンに分かれる。

①集約項目に求人が集中し、特掲項目に分類される求人は相対的に少ないケース

集約項目の求人件数が多いということは、特掲項目が集約項目に含まれる職務の一部を区分したものにすぎず、かつその設定が適切とはいえないことを示している。また、別

の解釈としては、多くの求人企業では職務の細分化が行われていないことを意味している可能性もある。

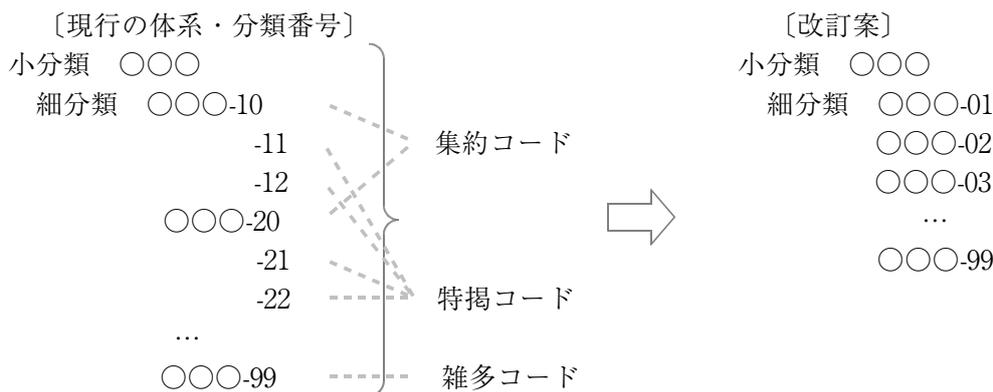
②特掲項目に求人が集中し、集約項目に分類される求人は相対的に少ないケース

集約項目に含まれる職務と特掲項目のそれが重複するほど集約項目に分類される求人は少なくなる。

③集約項目と特掲項目のそれぞれに位置づけられる求人は、おおよそ同程度であるケース

特掲項目には、集約項目に含まれる職務のうち代表的なものが設定されているといえるが、その一方で特掲項目は集約項目の一部の職務を表したものにすぎないことを示している。

これら3ケースのうち圧倒的に多いのは①のパターンである。このため現行の集約項目・特掲項目による2段階の構造化を廃止して、細分類レベルには階層を持たない並列的な項目を設定する(図表2)。項目の見直しにあたっては、3つのパターンの出現率に配慮して、①のケースでは集約項目を重視した項目の設定、②のケースでは特掲項目を重視した項目の設定を行う。また、③のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。



図表2 細分類項目の再編

細分類項目に関する2番目の問題は、項目名の情報しか含まれていないことである。各項目に含まれる職務範囲や職務内容に関する情報が記述されていないため、職業分類の利用者に判断の余地を与えることになり、その結果、共通理解の形成を妨げることになりかねない。職業紹介業務における求人・求職者の分類を的確に行うためにも細分類項目には職業定義を付ける必要がある。

(3) 量的基準

日本標準職業分類の改定作業では、小分類項目の見直しにあたって量的基準(新設の場合、就業者200人以上、廃止の場合1000人未満)を設けているが、細分類項目の見直しにあたって求人・求職者数に一律の基準を設けるのは適切ではない。職業によっては、そもそも職業紹介に適さないものや職業紹介以外の就業経路が一般的になっているものなどがあり、求

人は日本標準職業分類が基準としている就業者とは異なっている。したがって求人・求職者数に一律の量的基準を設けて、それに沿って項目の廃止・分割・統合・格上げ・格下げ等の判断をするのは適当ではない。

求人・求職者数は、あくまでも相対的な評価を行うときにのみ使用すべきである。たとえば、ひとつの小分類項目のもとに設定された集約項目間（あるいは集約項目と特掲項目との間）の相対的な重要性を評価するとき、同一分野（あるいは同一中分類のもと）の小分類項目の中で職業紹介業務にとっての重要性を相対的に評価するときなどである。

日本標準職業分類に設定された小分類項目は一定規模以上の就業者数が確認されている。厚生労働省編職業分類の小分類項目は、日本標準職業分類の小分類項目に準拠して設定されている。その小分類項目のもとに設定された細分類項目には、なぜ、求人・求職者の少ないものがあるのだろうか。少なくとも次の4つの理由が考えられる。

第1に一般の労働市場を経由した就業にはそぐわない職業がある。このカテゴリーには、研究者、弁護士・公認会計士等の専門性の高い職業、小・中・高・大学の教員、公務部門の職業、芸術・芸能等の職業、議会議員、農林漁業の職業などが含まれる。第2にハローワーク以外の国の機関が職業紹介を行っている職業がある。その代表的なものは船員である。第3に分類表に設定された職業と職場の実態との間に乖離が生じている職業がある。たとえば、職場の作業員が多能工化していたり、複数職務の兼務が常態化したりしていても分類表には工程別の職業が設定されていることがある。また、機械化によって工程が省力化されている職業などもある。第4に芸者・ダンサー、たばこ製造工など就業者数がそもそも少ない職業がある。

このように求人・求職者数の少ない理由はさまざまである。したがって求人・求職者数の少ない項目は基本的には個別ケースごとに取扱いを判断したが、特に大分類 A においては専門性の分化、大分類 I においては集約化の方向を重視した。

(4)その他

項目名は重要である。それは職業名が求人企業と求職者をつなぐ架け橋（共通言語）の役割を果たしているからである。細分類項目名の設定にあたっては、カテゴリー名称として適切であるかどうか、実際に用いられている職種名と大きく乖離していないかどうかなどの視点に配慮して判断した。

新項目の供給源のひとつは雑多項目である。既存の項目に該当しない求人職種は、雑多項目に分類されるが、そのような職種が増えてくると、次第に既存の項目の求人件数を凌駕するようになる。そのような新職種を把握するためには、雑多項目に分類された求人職種を調べる必要がある。その中で特に多いものは、独立した細分類項目として設定した。

2 大分類 A 専門的・技術的職業

(1) 分類体系の構成

大分類 A は、研究者・技術者・専門職の 3 つの職業分野に区分され、このうち技術者と専門職はその専門分野に対応したやや大きくくりの項目が中分類レベルに設定されている（図表 3）。技術者の専門分野として設定されているのは、農林漁業、鉱工業、建築、情報処理である。他方、専門職の専門分野は、保健医療、社会福祉、法務、経営、教育などに分けられている。

専門職として設定されている項目にはふたつの要因が関係している。第 1 は社会的認識である。専門職の範囲は、欧米諸国では社会的な共通認識がほぼ形成されているため比較的明確であるといわれているが、我が国ではそのような共通認識の形成に欠けるところがあり、その結果、専門職の範囲は人によって異なることがある。第 2 は職業の区分法である。国際標準職業分類では、専門性の高い職業と一般の職業の間に準専門職を設けて両者の中間領域の職業を区分しているが、日本標準職業分類では専門職と一般職の 2 区分になっているため、その中間領域の職業の区分があいまいになっている。これらの要因が絡み合っ国際標準職業分類の基準では準専門職に該当する職業が、日本標準職業分類では専門職として設定されていることが多い。

(2) 主な問題点

大分類 A には、いくつか大きな問題がある。第 1 は現実の職業と分類項目との乖離である。情報処理技術者の小分類には、システムエンジニアとプログラマーの 2 職種が設定されているが、現実には調査・分析、設計、開発、運用の分野ごとにそれぞれ独自の仕事領域が確立している。日本標準職業分類の改定作業でも情報処理技術者の項目は抜本的に見直されることになっており、その改定結果に準じて細分類項目を設定することになる。

第 2 は専門職の範囲に関する問題である。現行の体系では、看護補助や歯科助手等の保健医療関係の補助者・助手は大分類 A に設定されているが、これらの仕事は補助的なものであり、また専門職である医師や歯科医師等の指示にもとづいて遂行される仕事でもある。したがって大分類 A の専門職に位置づけるのは適切さに欠けると思われる。日本標準職業分類の改定結果に沿って項目の位置づけを変更するとともに求人件数に応じて項目の細分化を行う必要がある。

第 3 は小分類項目のあり方である。日本標準職業分類には、「103 理学療法士、作業療法士、視能訓練士」や「131 裁判官、検察官、弁護士」など複数の職業名を併記した小分類項目が多数設定されている。このような項目の設定方法には次のとおり少なくとも 3 つの理由がある。①職務の類似性あるいは職業分野の同一性に注目すると、それらの職業をそれぞれ独立した小分類項目として設定するよりもひとまとめにして提示したほうがわかりやすい。②ひとつの職業では項目設定に係る量的基準を満たすことが難しいとき、当該職業に類似した職業とあわせて項目を設定することによって量的基準を満たすことができる。③小分類レ

図表3 大分類A「専門的・技術的職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

ベルの項目には十進分類法が適用されているため、ひとつの中分類項目の下位に設定できる小分類項目は最大9項目である。設定すべき項目が9項目を超えたとき、いくつかの小分類を併記することによって項目数を9以内に抑えることができる。

これらの理由は、職業紹介業務で使用する職業分類にとって重要とはいえない。実務目的の職業分類に求められるのは、何よりも分類項目に含まれる職務の内容と範囲が明確であることである。これは細分類項目のみならず、小分類項目についてもいえる。したがって複数の職業名が併記された小分類項目は、可能な限りそれぞれ独立した小分類項目として設定すべきである。

第4は、類似した仕事異なる大分類項目のもとに設定されている問題である。介護の仕事のうち施設での介護は大分類Aに、訪問介護の場合には大分類Eにそれぞれ設定されている。この問題に対する対応は、日本標準職業分類の改定結果を待たなければならない。

第5は、職業の専門分化に対応した項目の設定である。求人件数の多い職業を細分化したり、雑多項目に分類された職業の中で求人の多いものを細分類に格上げしたりするなど適切な対応が求められる。

(3) 改訂素案

大分類Aの見直し結果を概括すると図表4のとおりである。見直し作業は、小分類項目を単位にして行われている。小分類項目別の検討結果は図表5、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表6である。

図表 4 大分類 A「専門的・技術的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	031、032、033	機械技術者の細分類レベルに設定されている自動車技術者と小分類レベルの航空機技術者と造船技術者で構成する「輸送用機械技術者」を新設した。
	061	システムエンジニアを全面的に見直し、調査・分析、設計、開発、運用のそれぞれの仕事に対応する項目を新設した。
	039	031・034の細分類レベルに雑多項目を設けることによって039の設定が不要になった。
	103、107、112、131、132、141、172	複数の職業を併記した項目は、それぞれが独立した職務範囲を持つ職業であるため、項目を分割してそれぞれ独立した小分類項目とした。日本標準職業分類では、十進分類法の適用などの技術的な制約によって複数の職業をひとまとめにした項目が設定されているが、実務に使用する職業分類ではそのような制約は必要ない。
	021、022、023、024	求人の実態に鑑みて農林水産業の技術者（4項目）を統合した。
	034、093、102、111、157、171、185	細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうかとの視点から見直しを行った。
	032、033 204 205	新設する「輸送用機械技術者」の細分類項目として設定した。 職業紹介業務における必要性に鑑みて細分類レベルに移動した。 本項目に含まれる3つの職業を独立させる場合、小分類よりも細分類レベルの項目として設定するほうが適切である。
同一中分類の中に小分類項目が10項目以上設定されているもの		中分類10「医療技術者」（小分類9項目*）
細分類項目	071-10 119-40	求人が多い生産工学技術者を小分類レベルに格上げした。 求人が多い看護補助者を小分類レベルに格上げするとともに、119-99に分類された補助・助手の仕事を取り込むために項目名を変更した。
	031 034	一般機械技術者を産業用機械技術者とそれ以外の機械技術者に分割した。 強電・弱電の2区分を発送電用・配電用・産業用電気機械と民生用電気機械に区分し直した。
	051 052 084	工事監督の求人が多いことを考慮して工事監理に代えて工事監督の項目を設定した。 分類基準の変更：工事の種類別の項目に代えて設計と工事監督の項目を設定した。 薬剤師を管理薬剤師と調剤薬剤師に分割した。

		<p>栄養士を栄養士と管理栄養士に分割した。</p> <p>111 求人 の多い生活相談員、児童指導員、学童保育指導員の3項目を設定した。</p> <p>122 中小企業診断士に代えて資格の有無を問わない経営コンサルタントの項目を設定した。</p> <p>149</p> <p>172 分類基準の変更：メディアの種類ではなく仕事の種類別の項目を設定した。</p> <p>184 商業デザイナーの項目を廃止して、その代わりに商業デザイナーの代表的分野とウェブデザイナーをそれぞれ設定した。</p> <p>202 学習個人教師を学習塾等の教師（教科学習補習教師）と語学教室教師に分割した。</p> <p>求人 の多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。</p>
	特掲項目の細分類独立	<p>011-13 化学研究者</p> <p>011-43 薬学研究者</p> <p>051-11 建築設計技術者</p> <p>071-12 品質管理技術者</p> <p>121-11 ケースワーカー</p> <p>184-11、-12 グラフィックデザイナー、ディスプレイデザイナー</p> <p>201-11 ～ 13 学生カウンセラー、職場カウンセラー、職業相談員</p>
	雑多項目 (-99) から細分類に引き上げた職業	<p>119-99 歯科助手、動物病院助手</p> <p>122-99 児童指導員、学童保育指導員</p> <p>129-10 介護支援専門員</p> <p>172-99 テクニカルライター</p> <p>184-99 ウェブデザイナー</p> <p>202-99 パソコン教室教師</p> <p>209-99 学芸員、通関士、診療情報管理士</p>
	同一小分類の中に細分類項目が10項目以上設定されているもの	<p>小分類 209 「他に分類されない専門的職業」(細分類 14 項目)</p>

(注) 9 項目の中には「その他」の項目は含まれていない。

図表5 大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂素案

現行（平成11年改訂）	新規求人 数合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
A 専門的・技術的職業	1,722,333			
01 科学研究者	4,729			
011 自然科学系研究者	4,660		011 自然科学系研究者	
011-10 理学研究者	320		011-01 理学研究者	○学問の分類 学問の分類は必ずしも定まったものがあるわけではなく、ESCOでは一般的又は慣例的に使用される、人文・社会・自然科学による分類と基礎と応用の区分による分類のふたつの指標を用いている。
011-11 数学研究者	10	2,051	011-02 化学研究者	人文・社会・自然科学による分類では、自然科学に含まれるのは理学分野の学問（数学、物理、化学など）である。他方、基礎科学と応用科学の区分では、応用化学に含まれるのは工学、医学、歯学、薬学、農林水産学などである。
011-12 物理学研究者	55		011-03 工学研究者	○求人の特異 農林水産学研究者は他の領域の研究者に比べて求人が相対的に少ないが、自然科学の1領域として確立していることから項目を設定する。
011-13 化学研究者	1,261		011-04 農学・林学・水産学研究者	○化学研究者、薬学研究者 大きくりの細分類項目に加えて求人の多い化学研究者と薬学研究者を設定し、実務での利便性を高める。
011-14 生物学研究者	405		011-05 医学研究者	
011-20 工学研究者	226		011-06 薬学研究者	
011-21 土木・建築工学研究者	13		011-99 他に分類されない自然科学系研究者	
011-22 機械工学研究者	67	761	(分類番号の対応)	
011-23 材料工学研究者	100		011-01 : 011-10、-11、-12、-14	
011-24 電気・電子工学研究者	241		011-02 : 011-13	
011-25 情報工学研究者	4		011-03 : 011-20、-21~26	
011-26 生命工学研究者	110		011-04 : 011-30、-31~34	
011-30 農・林・水産学研究者	52		011-05 : 011-40、-41、-42、-44	
011-31 農学研究者	37	135	011-06 : 011-43	
011-32 林学研究者	1		011-99 : 011-99	
011-33 獣医学・畜産学研究者	34			
011-34 水産学研究者	11			
011-40 医学研究者	142			
011-41 生理学研究者	2			
011-42 病理学研究者	44	994		
011-43 薬学研究者	805			
011-44 歯学研究者	1			
011-99 他に分類されない自然科学系研究者	322	322		
012 人文・社会科学系研究者	69		012 人文・社会科学系研究者	
012-10 人文科学研究者	49		012-01 人文科学研究者	○学問の分類 一般的または慣例的に使用される、人文・社会・自然科学による分類は共通理解を得やすいが、一方で、具体的な学問がどの分野に含まれるのかは必ずしも決まっているわけではない。
012-11 哲学研究者	0		012-02 社会科学研究者	○求人 求人は、人文科学研究者(51)・社会科学研究者(8)ともに少ないが、011と012は学問分野別の研究者の項目であり、分類体系として必要な項目を設定することが重要である。
012-12 史学研究者	1	51	(分類番号の対応)	
012-13 文学研究者	0		012-01 : 012-10、-11~16	
012-14 美術研究者	1		012-02 : 012-20、-21~24	
012-15 心理学研究者	0			
012-16 教育学研究者	0			
012-20 社会科学研究者	6	8		

012-21	社会学研究者	0					
012-22	法学・政治学研究者	0					
012-23	経済学研究者	2					
012-24	商学・経営学研究者	0					
02	農林水産業・食品技術者	2,080					
021	農業技術者	307					
021-10	農業技術員	128		小分類 021～024 の統合			○021-21 農業改良普及員 この職業名は現在存在しない。2004年の農業改良助長法の改正にともなって農業改良普及員と専門技術員の資格が廃止され、国は両者を統合した資格である農業普及指導員の試験を2005年から実施している。農業普及指導員は021-××に位置づけられる。 ○求人 -10の求人は128件にとどまっている。また、-21に分類される求人が存在しないことを考えると、-20と-30の求人は僅かであり、項目を細分化する積極的な理由は乏しい。
021-11	種苗育成技術員	15	160	02A-0A 農業技術者			
021-12	土壌改良技術員	5		(分類番号の対応)			
021-13	病虫害防除技術員	12		02A-0A : 021-10、-11～13、-20、-30			
021-20	農業経営指導員	59	102				
021-21	農業改良普及員	43					
021-30	農作物検査員	13	13				
022	畜産技術者	119					
022-10	畜産技術員	84		小分類 021～024 の統合			
022-11	種付技術員	11		02A-0B 畜産技術者			
022-12	ふ化技術員	0	98	(分類番号の対応)			
022-13	肥育技術員	2		02A-0B : 022-10、-11～15、-20、-30、-31			
022-14	飼料技術員	1					
022-15	ふん尿処理技術員	0					
022-20	養蜂技術員	0	0				
022-30	畜産検査技術員	12	17				
022-31	ひな鑑別員	5					
023	林業技術者	95					
023-10	林業技術員	84	84	小分類 021～024 の統合			
023-11	森林病虫害防除技術員	0		02A-0C 林業技術者			
023-20	林業検査技術員	3	3	(分類番号の対応)			
024	水産技術者	61		02A-0C : 023-10、-11、-20			
024-10	水産技術員	29		小分類 021～024 の統合			
024-11	養殖技術員	14	43	02A-0D 水産技術者			
024-12	漁労技術員	0		(分類番号の対応)			
024-20	水産物検査技術員	10	10	02A-0D : 024-10、-11～12、-20、-30			
024-30	水産資源保護指導員	0	0				
025	食品技術者	1,445					
025-10	食品製造技術者	849		分類番号の変更			
025-11	かん詰製造技術者	16	909	02B 食品技術者			
025-12	食品冷凍技術者	44		02B-01 食品製造技術者			

025-20 醸造技術者	47	47	02B-99 他に分類されない食品技術者 (分類番号の対応) 025-01 : 0251-10、-11～-12、-20 025-99 : 025-99	2. 醸造技術者の求人も少なく、項目を設定する必要性は乏しい。 3. -99の求人は全体の約2割をしめている。この項目には、生産・商品開発、生産・品質管理など他の分類項目に位置づけられるべき求人が多数含まれている。 4. -x-xに該当する求人は262件ある。 025-01と025-99に2分割せずに、025-01食品技術者に一本化するとも検討すべきである。
029 その他の農林水産業・食品技術者	53	53	029 その他の農林水産業・食品技術者 029-01 029-01 : 029-10、-11～-13、-99 (分類番号の対応)	○求人 求人は全体で僅か53件であり、養蚕技術者を項目として設定する必要性は乏しい。
029-10 養蚕技術者	5	5	029-01 029-01 : 029-10、-11～-13、-99 (分類番号の対応)	
029-11 栽桑技術員	0	0		
029-12 養蚕技術員	0	0		
029-13 蚕業検査技術員	0	0		
029-99 他に分類されない農林水産業・食品技術者	43	43		
03 機械・電気技術者	274,516	274,516		
031 機械技術者	142,938	142,938		
031-10 一般機械技術者	86,507	86,507	中分類03に小分類「輸送用機械技術者」を新設して、031-20の自動車技術者を新項目に移す。	○分類体系の構造 1. 中分類03 (機械・電気技術者) は、中分類57～60に対応している。03が技術者、57～60が技能工である。 2. 10の一般機械技術者は機械の範囲が広いがため、それに伴って求人件数も多い。一般機械の種類は、産業分類では小分類レベルの9項目に分かれている。このうち産業用機械 (農業、建設、金属加工、繊維、特殊産業、一般産業の6項目) を「産業用機械技術者」として設定し、それ以外の機械 (原動機、事務・サービス用、その他機械) を雑多項目に位置づける。 3. 輸送用機械である自動車は、031に含まれ、就業者の規模では自動車に劣る航空機と造船がそれぞれ小分類レベルで独立している。輸送用機械の種類によって分類レベルが異なるのは適当ではない。自動車、造船、航空機は輸送用機械としてひとまとめにしたほうが使いやすくと考えられる。 4. 鉄道車両・自転車・フォークリフト等の輸送用機械の技術者は039-10に位置づけられているが、日本標準職業分類には039は設定されていない。 5. 小分類レベルに「輸送用機械技術者」を新設して、この項目に自動車、造船、航空機などの技術者を移す。 6. 中分類60 (計量計測機器・光学機械) に設定された項目のうち精密機械 (時計、光学機器) に関する技術者は031-30に対応すると考えられる。
031-11 原動機技術者	1,237	89,086	031 機械技術者(輸送用機械・電気機械を除く)	
031-12 工作機械技術者	1,342	1,342	031-01 産業用機械技術者	
031-20 自動車技術者	15,652	15,652	031-02 精密機械技術者	
031-30 精密機械技術者	5,012	5,012	031-03 プラント技術者	
031-40 プラント技術者	8,087	8,087	031-99 他に分類されない機械技術者 (分類番号の対応) 031-01 : 031-10、-11～-12 031-02 : 031-30 031-03 : 031-40	
			03A 輸送用機械技術者	
			03A-0A 自動車技術者	
			03A-0B 航空機技術者	
			03A-0C 造船技術者	
			03A-99 他に分類されない輸送用機械技術者 (分類番号の対応) 03A-0A : 031-20 03A-0B : 032 03A-0C : 033 03A-99 : 039-10の一部	
				○分類基準 1. 現行の小分類項目は、取り扱う機械の種類にもとづいて設定されている。この考え方は、どの機械を小分類項目

032	航空機技術者	527				として設定し、その中の細分類項目にどの機械を設定するかについて説得的な方針を打ち出すことが難しい。 つまり分類項目の構造化は恣意的にならざるをえない。 2. 機械・機械設備を扱う技術者の仕事を機械横断的にみると、設計、研究開発、製造・生産技術などの仕事が明確に分かれている。小分類項目を機械の種類、細分類項目を仕事の種類といった分類基準の適用の方法もある。
032-10	航空機技術者	509	509	細分類に格下げて新たに設定する小分類「輸送用機械技術者」に移動 03A-0B 航空機技術者 (分類番号の対応) 03A-0B：032-10	○分類体系 1. 同じ輸送用機械に係る技術者であっても扱いが異なっている。航空機技術者と造船技術者は小分類レベルの項目として設定されているが、自動車技術者は細分類レベルの項目である。 2. 小分類までの項目は日本標準職業分類に準拠して設定されているが、自動車・航空機・造船の三者の設定については見直しが必要である。 ○求人 航空機技術者の求人は500件程度であり、項目を細分化する必要性は乏しい。	
033	造船技術者	763			○分類体系 輸送用機械に係る技術者をひとつの項目にまとめる。 ○求人 求人は763件であり、項目を細分化する必要性は乏しい。	
033-10	造船技術者	747	747	細分類に格下げて新たに設定する小分類「輸送用機械技術者」に移動 03A-0C 造船技術者 (分類番号の対応) 03A-0C：033-10	○分類体系 輸送用機械に係る技術者をひとつの項目にまとめる。 ○求人 求人は763件であり、項目を細分化する必要性は乏しい。	
034	電気技術者	122,112		小分類項目名の変更	○強電と弱電 1. 強電と弱電という用語は、現実の機械器具では境界が必ずしも明確ではない。また、これらの用語はやや馴染みの薄い用語でもある。したがって、これらの用語を細分類項目名に採用するのは適当と言えない。 2. 強電と弱電という区分法を用いず、何を作るための技術であるかに注目して細分類の全体を電気機械技術者と電子技術者に二分割する。 3. 主な電気機械は次のとおり。発送電用・配電用・産業用・民生用、電子応用装置、電気計測器、電球・電気照明など。 4. 電子技術者に関係する電子部品は、半導体素子、集積回路、プリント回路、電子管などである。 ○雑多項目 -99には、さまざまな職種名の求人が分類されているが、中には	
034-10	強電技術者	11,771	11,771			
034-20	弱電技術者	25,726				
034-21	電子機器技術者	15,099	62,372	034 電気・電子技術者		
034-22	半導体技術者	21,547		034-01 発送電用・配電用・産業用電気機械技術者		
034-30	電気装置技術者	7,810	9,055	034-02 民生用電気機械技術者		
034-31	発送電装置技術者	1,245		034-03 電子機器技術者		
034-99	他に分類されない電気技術者	15,071	15,071	034-04 半導体技術者 034-99 他に分類されない電気・電子技術者 (分類番号の対応) 034-01：034-10、-30、-31 034-02：034-20の一部 034-03：034-21 034-04：034-22		

<p>電工工事の施工管理、電気設備の管理、カスターマーエンジニア サービスエンジニア、フィールドエンジニア、メンテナンス エンジニアなど他の分類項目に位置づけられるべき求人が多数 分類されている。</p> <p>○他の代表的な分類体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国際標準職業分類では、電気技術者、電子技術者、 コンピュータ製造技術者の3項目を設定している。 半導体技術者は電子技術者に含まれる。 コンピュータ製造技術者は 034-21 に該当する。 2. 国際標準職業分類では、中分類に電子工学技術者を設定して、 その小分類レベルに電気技術者、電子技術者、通信技術者の3項目 を設けている。 3. 両者とも電気技術者と電子技術者を同一の分類レベルに設定して いる。しかし日本標準職業分類では、電気技術者が電子技術者の 上位レベルの職業になっている。産業構造の趨勢等を考慮すると、 小分類項目の名称は電気・電子技術者とすべきであろう。 	<p>034-99：034-20の一部、-99の一部</p>	<p>035 電気通信技術者</p> <p>035-10 電気通信技術者</p>	<p>6,263</p> <p>5,723</p>	<p>035 電気通信技術者</p> <p>035-01 電気通信技術者 (分類番号の対応) 035-01：0351-10</p> <p>○仕事内容 電気通信技術者の守備範囲は、電気通信機器の設計から製造・修理に 至る工程における技術的な仕事、無線・有線電気通信施設の計画から 管理に至る工程における技術的な仕事である。したがって、 それぞれの仕事を細分類項目として設定することも可能であるが、 それぞれの仕事に対する求人の規模が不明である等、項目の細分化 を行う積極的な理由は乏しい。</p> <p>○求人 6000件弱であり、同じく電気関係の技術者である電子機器技術者 や半導体技術者の求人規模の1/3程度にとどまっている。</p>	<p>036 原子力技術者</p> <p>036-01 原子力技術者 (分類番号の対応) 036-01：036-10、-20、-30、-40、-99</p>	<p>391</p> <p>30</p> <p>15</p> <p>53</p> <p>124</p> <p>85</p> <p>1,522</p> <p>1,422</p>	<p>036 原子力技術者</p> <p>036-10 放射性物質製造技術者</p> <p>036-20 原子炉技術者</p> <p>036-30 放射線利用機器技術者</p> <p>036-40 放射線安全管理技術者</p> <p>036-99 他に分類されない原子力技術者</p> <p>039 その他の機械・電気技術者</p> <p>039-10 その他の機械・電気技術者</p>	<p>○求人 求人規模は、項目を細分化しなければならないほど 大きくはない。</p>	<p>○日本標準職業分類との整合性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本標準職業分類には、039は設定されていない。 航空機・造船・電気機器・電気通信機器以外の 機械はすべて031機械技術者に位置づけられる。 2. ESCOの031には細分類レベルに雑多項目が設定されていないので、 位置づけ場所のない求人を出さないために039が設けられている。 <p>○細分類レベルの雑多項目</p>	<p>項目の廃止</p>	<p>1,422</p>
---	--------------------------------	--	---------------------------	--	--	---	---	--	---	--------------	--------------

04	鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）	16,145				機械技術者の雑多項目を031に、電気技術者の雑多項目を03Bにそれぞれ設定したので、039は廃止する。
041	金属製錬・材料技術者	1,449		041 金属製錬・材料技術者		
041-10	金属製錬技術者	224	258	041-01 金属製錬技術者		
041-11	電気精錬技術者	34		041-02 鑄造技術者		
041-20	鑄造技術者	165	165	041-99 他に分類されない金属製錬・材料技術者		
041-30	鍛造技術者	27	27	(分類番号の対応)		
041-40	圧延技術者	6	6	041-01：041-10、-11		
041-50	合金技術者	6	6	041-02：041-20		
041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者	855	855	041-99：041-30、-40、-50、-99		
042	化学技術者	13,255		042 化学技術者		
042-10	有機化学技術者（高分子化学を除く）	3,763	3,763	042-01 有機化学技術者（高分子化学を除く）		
042-20	無機化学技術者（高分子化学を除く）	780	780	042-02 無機化学技術者（高分子化学を除く）		
042-30	高分子化学技術者	836	836	042-03 高分子化学技術者		
042-40	バイオケミカル技術者	556	556	042-04 バイオケミカル技術者		
042-50	分析化学技術者	4,641	4,641	042-05 分析化学技術者		
043	窯業技術者	457		043 窯業技術者		
043-10	普通陶磁器技術者	38	38	043-01 普通陶磁器技術者		
043-20	ファインセラミックス製造技術者	190	190	043-02 ファインセラミックス製造技術者		
043-30	ガラス技術者	28	28	043-03 ガラス技術者		
043-99	他に分類されない窯業技術者	124	124	043-99 他に分類されない窯業技術者		

				(分類番号の対応) 043-01 : 043-10 043-02 : 043-20 043-03 : 043-30 043-01 : 043-99	(窯業製品製造の職業) に設定されている。 ○仕事 研究開発 (商品開発)、生産・製造技術、生産管理・品質管理 ○求人 求人件数の最も多いファイナセンラミックス製造技術者だけではなく、窯業の主な分野の技術者も項目を設定する。
049	その他の鉱工業技術者	984		049 その他の鉱工業技術者	○求人 代表職業名ごとの求人件数をみると、一番多いのが049-22の紡績技術者の94件である。雑多項目に該当する求人は、それよりも多く、722件である。枝番コードの求人件数はいずれの項目でも少ない。 ○99の求人職種 -99に分類されている求人職種をみると、製品開発、設計、製造技術などの技術者の求人とともに、作業員などの他の分類項目に位置づけられるべき求人が多数ある。 ○分類基準 鉱工業技術者の仕事は、研究開発・製品開発、設計、生産・製造技術、生産管理・品質管理が中心である。現在、細分類レベルの項目設定にあたっては、製品や分野等が分類基準になっている。しかし、課業の点で共通性がみられることから研究開発・設計・生産技術等の仕事の種類を分類基準にすることも考えられる。
049-10	鉱山技術者	54		049-01 鉱山技術者	
049-11	探鉱技術者	2	62	049-02 紡績技術者	
049-12	探鉱技術者	1		049-99 他に分類されない鉱工業技術者	
049-13	鉱山保安技術者	5		(分類番号の対応)	
049-20	製糸・紡績技術者	22		049-01 : 049-10、-11~13	
049-21	製糸技術者	1		049-99 : 049-20の一部、-22~25	
049-22	紡績技術者	94	179	049-99 : 049-20の一部、21、-99	
049-23	織布技術者	9			
049-24	ニット技術者	5			
049-25	染色技術者	48			
049-99	他に分類されない鉱工業技術者	722			
05	建築・土木・測量技術者	193,336		051 建築技術者	
051	建築技術者	119,375		051-01 建築設計技術者	○工事監理とは
051-10	建築技術者	58,392	111,404	051-02 建築工事監督	1. 工事監理とは、工事状況と設計図書を照合し、工事が設計図書のとおり実施されているかどうかを確認する仕事である。工程を決めたり現場を指揮したりすることは工事監理の業務には含まれない。 2. 建築士法は原則として建築士が工事監理を行わなければならないと規定している。
051-11	建築設計技術者	17,502		051-99 他に分類されない建築技術者	○工事監理と工事監督 1. 工事監督は、俗に「現場監督」と呼ばれる。通常、工事施工会社の社員の中から建築士又は建築施工管理技士資格者が専任され、現場の指揮に当たることが多い。工事監督の主な業務は、 ①現場で具体的な指示を出し工事の進捗を管理する (工程管理) ②施工図や施工計画書 (工程表など) を作成する。 ③品質を管理するとともに安全を確保する。 2. 両者の最も大きな違いは工事現場の指揮をさるかどにかにある。
051-12	工事監理技術者	35,510		(分類番号の対応) 051-01 : 051-11 051-02 : 051-12 051-99 : 051-10	○現場監督と施工管理技士 1. 施工管理技士は、施工管理技術検定の種目及び級に応じた

						<p>営業所に置かれる専任技術者及び工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者の資格を満たす者として扱われる。</p> <p>2. 施工管理技術検定の種類 建設機械施工技術士、土木施工管理技術士、建築施工管理技術士、電気工事施工管理技術士、管工事施工管理技術士、造園施工管理技術士</p> <p>3. 建築施工管理技術士は工事監理の業務を行うとともに通常、工事監督の業務も兼務する。この点で建築施工管理技術士＝現場監督・工事監理者となる。また、現場監督である者は、建築施工管理技術士の資格を有していれば、工事監理の業務を行うことができ、現場監督＝工事監理者となる。</p> <p>○051-12 工事監理技術者</p> <p>1. この項目は、工事監理の業務が該当する。工事監督・施工管理の求人はこの項目に位置つけるのは適切ではない。現場監督の位置づけは 051-10 である。</p> <p>2. ハローワークにおける建築技術者の求人には現場監督・施工管理が多い。現場監督・施工管理は、051-12 に位置づけられることが多いが、上に記したように工事監理の仕事は工事監督・施工管理の仕事とは異なっており、本来ならば現場監督・施工管理の求人は 051-10 に位置づけなければならない。</p> <p>3. 現場監督・施工管理の求人（すなわち工事現場で指揮をする者）が多いことを考慮して、細分類レベルに建築工事監督の項目を設定する。</p> <p>○民間事業者の職種分類</p> <p>1. 共通して設定されている項目は、設計、施工管理、積算である。このうち施工管理の仕事は、施工管理技術士の資格者であって工事監理と工事監督の業務を行う者が中心になっていると思われる。したがって、051-12 はその仕事の一部を抜き出したものといえる。</p> <p>2. 積算の仕事は、ESCO 上は事務の仕事（269-20 原価計算事務員）に該当する。</p>
						<p>○求人</p> <p>1. 求人 38% は、052-×× がしめる。中小の建設会社はさまざまな工事を請け負っているため、それにともなつて土木技術者も工事の種類を問わず仕事に従事することになる。このことが 052-×× の求人が多い理由だと考えられる。土木工事の種類を分類基準にする限り 052-×× の求人は多くならざるをえない。</p> <p>2. 土木技術者の仕事は、建築技術者と同様に設計と工事監督の仕事が中心になるものと思われる。この考え方に従って工事の種類を分類基準にして土木設計技術者と土木工事監督の 2 項目を設定する。</p>
						<p>052 土木技術者</p> <p>052-01 土木設計技術者</p> <p>052-02 土木工事監督</p> <p>052-99 他に分類されない土木技術者</p> <p>(分類番号の対応)</p> <p>052-01 : 052(10、-20、-30、-40)の一部</p> <p>052-02 : 052-99 の一部</p> <p>052-99 : 052(10、-20、-30、-40)の一部</p>

					3-99に位置づけられた求人職種をみると、設計技術者と並んで現場監督、現場管理、施工管理が極めて多い。 ○土木工事監督 1. 建設業法は、営業所に専任技術者を、工事現場に主任技術者又は監理技術者をおかなければならないことを規定しているが、施工管理技士はこれらの資格を満たす者として取り扱われる。 2. 土木施工管理技士は、河川・道路・橋梁などの土木工事において主任技術者又は監理技術者として施工計画を作成し、現場における工程管理・安全管理など工事施工に必要な技術上の管理を行う。 3.土木工事の監督（通常「現場監督」と呼ばれる）は、工事施工会社の社員の中から建築士又は土木施工管理技士の有資格者が専任され、現場の指揮に当たることが多い。工事監督の主な業務は、施工計画の作成、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理を行うことである。
					○求人 1. 測量士の特掲コード（-11と-12）はほとんど利用されていない。 2. 現行の-11と-12に代わる新たな細分類項目を設定することは以下の理由により難しい。 ①測量は、基本測量（国の行う測量）、公共測量（国又は地方公共団体が費用を負担する測量）、それ以外の測量に大別される。これらの名称では細分類項目として適切さに欠ける。 ②日本標準産業分類によると測量業に該当する事業所は、基準点測量・地図を作成するための測量・土木測量・河川測量・境界測量などを行う事業所となっている。 053-10に位置づけられた求人は内容が不明なので、どの項目が細分類として適切かという判断は困難である。 ○測量士補と測量作業員 1. 測量に関する計画を作成し、作業を指揮する者が測量士であり、測量士の作成した計画にそって測量作業に従事する者が測量士補である。基本測量や公共測量に従事する者はすべて測量士又は測量士補の有資格者であることが必要であるが、現実には資格を有しないものが作業に従事していることもある。ESCOでは、建設工事に係る測量作業の従事者であって測量士補の資格を有しない者を位置づける項目として779-30（測量作業員）を設けている。 2. 測量士補と測量作業員は、仕事内容はほぼ同じであるにもかかわらず、資格の有無で位置づけ場所が大きく異なる（日標もESCOと同じ扱いをしている）。
					中分類項目名の変更
					○061、062
053	測量技術者	7,637			
053-10	測量士	4,718			
053-11	航空写真測量技術者	33	4,751		
053-12	水路測量技術者	0			
053-98	測量士補	2,261	2,261		
					053 測量技術者 053-01 測量士 053-02 測量士補 (分類番号の対応) 053-01 : 053-10、-11~-12 053-02 : 053-98
06	情報処理技術者	309,740			
061	システムエンジニア	210,504			
061-10	システムエンジニア	200,735	201,283		中分類06の全面見直し

日本標準職業分類の改訂結果にあわせて項目の設定を行う。
現在の項目改訂案は仮のものである。

○情報処理技術者の仕事の区分

情報処理技術者の仕事を大別すると、調査・分析・設計、開発、運用の4区分になる。この区分にあわせて小分類項目を設定する。設計・開発に対応する項目は独立の小分類に、運用に関する仕事はその他に設定する。

○システム開発技術者

細分類項目の設定にあたり分類基準は、民間事業者（職業紹介事業者、求人情報提供者）の職種分類に共通して用いられている職種を参考にする。

061-11	システムアナリスト	548	06A システムコンサルタント・アナリスト 06A-01 システムコンサルタント・アナリスト (分類番号の対応) 06A-01 : 061-10の一部、-11
062	プログラマー	99,236	06B システム開発技術者 06B-01 システム開発エンジニア (WEB・オープン系) 06B-02 システム開発エンジニア (組み込み・制御系) 06B-03 システム開発エンジニア (汎用機系) 06B-99 他に分類されないシステム開発技術者 (分類番号の対応) 06B-01 : 061-10の一部 06B-02 : 061-10の一部 06B-03 : 061-10の一部 06B-99 : 061-10の一部
062-10	プログラマー	96,892	06C ネットワーク技術者 06C-01 ネットワーク技術者 (分類番号の対応) 06C-01 : 061-10の一部
062	プログラマー	96,892	062 プログラマー 062-01 プログラマー (分類番号の対応) 062-01 : 062-10
069	その他の情報通信技術者		069 その他の情報通信技術者 069-01 データベース技術者 069-02 セキュリティ技術者 069-03 テクニカルサポート技術員 069-04 社内情報システム技術員 069-99 他に分類されないその他の情報処理技術者 (分類番号の対応) 069-01 : 061-10の一部 069-02 : 061-10の一部 069-03 : 061-10の一部 069-04 : 061-10の一部

069-99 : 061-10 の一部					
07	その他の技術者	38,459			
071	その他の技術者	38,459			
071-10	生産工学技術者	4,213	24,136		
071-11	生産・事務組織管理技術者	7,098			
071-12	品質管理技術者	12,825			
071-20	労働安全衛生技術者	692	9,025		
071-30	環境衛生技術者	658			
071-99	他に分類されないその他の技術者	9,025			
071	生産工学技術者				
071-01	生産・工程管理技術者				
071-02	品質管理技術者				
071-99	他に分類されない生産工学技術者 (分類番号の対応) 071-01 : 071- (10, 11) の一部 071-02 : 071-12 071-99 : 071- (10, -11) の一部、 079 その他の技術者				
079-01	労働安全衛生技術者				
079-02	環境衛生技術者				
079-99	他に分類されないその他の技術者 (分類番号の対応) 079-01 : 071-20 079-02 : 071-30 079-99 : 071-99				
08	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	59,170			
081	医師	600			
081-10	医師	591	591		
082	歯科医師	423			
082-10	歯科医師	421	421		
083	獣医師	434			
083-10	獣医師	424	424		
084	薬剤師	57,713			
084-10	薬剤師	57,371	57,371		
<p>○生産工学技術者 求人が多い生産工学技術者を小分類に格上げする。 ○生産工学 (-10)、生産管理 (-11)、品質管理 (-12) の関係 1. 生産工学に含まれる範囲は次のとおり。 工程管理 (工程設計、生産方式)、 生産計画・資材計画・工数計画、品質管理、 在庫管理、作業管理、原価管理 2. 現行のESCOでは、生産工学の中で代表的な分野が特掲項目として設定されている。生産管理と工程管理は相互に密接に関連しているため項目名は、生産・工程管理技術者とする。 ○雑多項目に含まれる求人職種 071-99に分類された求人の中で地質調査員の件数が多い。この仕事は技術者の項目に位置づけられるべきではなく、仕事内容から判断すると作業員の位置づけが適当であると考えられる。建設関係の仕事の一部とみなされている現状を考慮して大分類Ⅰの建設の職業に分類されるべき職業である。一方、地質調査技術者の位置づけは079になる。</p>					
<p>○医師の求人は少なく (600件)、項目を細分化する必要性は乏しい。 ○歯科医師の求人は少なく (423件)、項目を細分化する必要性は乏しい。 ○獣医師の求人は少なく (434件)、項目を細分化する必要性は乏しい。 ○薬剤師 (平成18年厚労省調査) 総数 252,500人 薬局従事者 125,200人、病院・診療所従事者 48,900人、 医薬品関係企業従事者 45,400人、その他従事者 33,000人</p>					

				(分類番号の対応) 084-01: 084-10 084-02: 084-10 084-99: 084-10			○管理薬剤師 1. 薬局の管理者、医薬品販売業の管理者、医薬品輸入販売業の管理者、医薬品製造業の管理者は3年以上の実務経験を有する薬剤師でなければならない(薬事法、厚生労働省の政省令)。この管理者を管理薬剤師という。管理薬剤師の指名は、保健所への届け出によって行われる。 2. 仕事は、当該業務全般の管理に関する業務が中心になる。 3. 職業紹介や求人広告の事業者もその職種分類に管理薬剤師の項目を設定しているケースがしばしばみられる。 ○調剤薬剤師 薬剤師として仕事に従事している者の約7割は薬局に勤務している。 ○マッチングの配慮 管理薬剤師とそれ以外の薬剤師では、役割と仕事が異なる。マッチング効率を高めるためにはそれぞれを独立した項目として設定することが望ましい。
09	保健師、助産師、看護師	274,421					
091	保健師	3,819					
091-10	保健師	3,743	3,743		091 保健師 091-01 保健師 (分類番号の対応) 091-01 : 091-10		○求人4000件弱である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
092	助産師	6,041					
092-10	助産師	5,953	5,953		092 助産師 092-01 助産師 (分類番号の対応) 092-01 : 092-10		○求人は約6000件である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
093	看護師	264,561					
093-10	看護師	172,060	172,060		小分類項目名の変更		○項目名称の変更 細分類に看護師と准看護師を設定するためには名称変更が必要
093-20	准看護師	59,945	59,945		093 看護師・准看護師 093-01 看護師 093-02 准看護師 (注) 小分類項目名の変更 (分類番号の対応) 093-01 : 093-10 093-02 : 093-20		○看護師と准看護師 1. 法制度上の違い 看護師は国の免許であるが、准看護師は知事免許である。 2. 看護師の定義 「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくは じよく婦(妊婦(じよくふ))に対する療養上の世話、 又は診療の補助を行うことを業とする者」 (保健師助産師看護師法第5条) 3. 准看護師の役割 医師、歯科医師または看護師の指示を受けて看護業務を行なう(保健師助産師看護師法第6条)。これ以外の点については看護師との間に法律上の違いはない。 4. 准看護師は看護師とはほぼ同様な看護業務に従事しているとしても両者の間には給与等の点で違いがみられる。

10	医療技術者	70,270				○求人 看護師求人の17万件に対して准看護師のそれは約6万件である。両者の間には、仕事上の違いはほぼないといえ、現実に准看護師の養成が行われていること、准看護師を求める求人者のニーズがあることなどから両者をそれぞれ細分類項目として設定することが適当であると考えられる。
101	診療放射線技師	3,049				○求人 新規求人数は約3000件である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
101-10	診療放射線技師	3,017	3,017		101 診療放射線技師 (分類番号の対応) 101-01 : 101-10	
102	臨床検査技師、衛生検査技師	5,776				○臨床検査技師と衛生検査技師 1. 衛生検査技師の業務は検体検査である。他方、臨床検査技師は検体検査業務に加えて、診療の補助としての採血と厚生労働省令で定める生理学的検査ができる。 2. 衛生検査技師の免許は、次の条件を満たす者が申請すれば交付される。筆記試験等はない。大学で医学・歯学・薬学・保健衛生学等の課程を修めて卒業した者、医師・歯科医師・薬剤師等の免許所持者など。 ○法改正 1. 臨床検査技師・衛生検査技師法は2005年の改正で臨床検査技師法となった。これにともない既に衛生検査技師の免許を交付されている者は、継続して衛生検査技師の業務を行うことができるが、新規免許の交付は2011年3月末をもって廃止されることになった。このため小分類項目名から「衛生検査技師」の名称を削除する。 2. 「衛生検査技師」は普通職業名として102-01に位置づけられる。102-01の職業定義には「臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有し、・・・」と記述し、衛生検査技師の免許所持者がこの項目に該当することを明示する。 ○求人 臨床検査技師の5600件に対して衛生検査技師は、わずか33件にとどまっている。
102-10	臨床検査技師	5,658	5,658		小分類項目名の変更	
102-20	衛生検査技師	33	33		102 臨床検査技師 102-01 臨床検査技師 (分類番号の対応) 102-01 : 102-10、-20	
103	理学療法士、作業療法士	22,445				
103-10	理学療法士	13,443	13,443		小分類項目の分割	○求人 理学療法士の求人は13000件あまり、他方、作業療法士の求人は8000件弱である。 ○それぞれの免許は仕事の範囲と内容を規定しており、両者を同一の小分類項目に併記して設定しなければならない理由は乏しい。それぞれを小分類レベルの独立項目として設定する。
103-20	作業療法士	7,748	7,748		103 理学療法士 103-01 理学療法士 (分類番号の対応)	

			103-01 : 103-10						
			10A 作業療法士						
			10A-01 作業療法士 (分類番号の対応) 10A-01 : 103-20						
104	歯科衛生士	31,046	104 歯科衛生士						
104-10	歯科衛生士	30,846	104-01 歯科衛生士 (分類番号の対応) 104-01 : 104-10	30,846					○約31000件の新規求人がある。歯科衛生士の養成は、全国の約130校で行われ、毎年7000人以上の者が卒業している。求人ニーズが高いのは、歯科医院の開業の増加とともに歯科衛生士（その大半は女性）の就業意識に関係しているといわれている。 ○職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
105	歯科技工士	2,827	105 歯科技工士						
105-10	歯科技工士	2,809	105-01 歯科技工士 (分類番号の対応) 105-01 : 105-10	2,809					○新規求人は2800件程度である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
106	臨床工学技士	2,236	106 臨床工学技士						
106-10	臨床工学技士	2,212	106-01 臨床工学技士 (分類番号の対応) 106-01 : 106-10	2,212					○日本標準職業分類との整合性 本項目は日本標準職業分類では中分類10（医療技術者）ではなく、中分類11（その他の保健医療従事者）の雑多項目（119）他に分類されない保健医療従事者に位置づけられている。 ○臨床工学技士は医療分野で固有の職務領域を持った職業であり、求人数もある程度（2200件）あるので、小分類レベルの項目として維持することが望ましい。
107	視能訓練士、言語聴覚士	2,891	107 視能訓練士、言語聴覚士						
107-10	視能訓練士	725	小分類項目の分割	725					○日本標準職業分類との整合性 本項目は日本標準職業分類には設定されていない。
107-20	言語聴覚士	1,896	107 視能訓練士 107-01 視能訓練士 (分類番号の対応) 107-01 : 107-10 10B 言語聴覚士 10B-01 言語聴覚士 (分類番号の対応) 10B-01 : 107-20	1,896					日本標準職業分類は視能訓練士を103に、言語聴覚士を119にそれぞれ位置づけている。 ○求人 視能訓練士が約700件、言語聴覚士が約1900件である。両項目とも医療分野で固有の職務領域を持った職業であり、求人もある程度ある。 ○それぞれの免許は仕事の範囲と内容を規定しており、両者を同一の小分類項目に併記して設定しなければならぬ理由は乏しい。それぞれを小分類レベルの項目として設定する。
11	その他の保健医療の職業	130,648							
111	栄養士	28,872							
111-10	栄養士	28,720	小分類項目名の変更	28,720					○免許の違い 1. 栄養士は都道府県知事の免許

				<p>111 栄養士・管理栄養士</p> <p>111-01 栄養士</p> <p>111-02 管理栄養士</p> <p>(分類番号の対応)</p> <p>111-01 : 111-10 の一部</p> <p>111-02 : 111-10 の一部</p>	<p>栄養士の免許は、栄養士の養成施設で2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した後に都道府県知事に申請することによって交付される。</p> <p>2. 管理栄養士は厚生労働大臣の免許 管理栄養士試験の受験資格は、栄養士免許を得た後に一定期間(1~3年)栄養の指導に従事した者、又は管理栄養士養成施設を修了して栄養士免許を得た者である。この試験の合格者に対して厚生労働大臣の管理栄養士免許が交付される。</p> <p>○職務範囲の違い</p> <p>1. 栄養士 学校や病院などで栄養に関する指導・助言や食事の管理を行う。</p> <p>2. 管理栄養士 栄養学や健康管理に関してより高度な知識や技術を必要とする仕事(たとえば、学校や病院などの給食施設における栄養士・調理師への栄養指導、傷病者に対する療養のための必要な栄養指導)</p> <p>○項目名の変更 細分類に栄養士と管理栄養士を設定するには、小分類項目名の変更が必要である。</p> <p>○求人は約29000件である。</p>
				<p>小分類項目の分割</p> <p>112 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師</p> <p>112-01 あんまマッサージ指圧師</p> <p>112-02 はり師</p> <p>112-03 きゆう師</p> <p>(分類番号の対応)</p> <p>112-01 : 112-10</p> <p>112-02 : 112-20</p> <p>112-03 : 112-30</p> <p>11A 柔道整復師</p> <p>11A-01 柔道整復師</p> <p>(分類番号の対応)</p> <p>11A-01 : 112-40</p>	<p>○あんまマッサージ指圧師・はり師・きゆう師 それぞれ別の免許であるが、施術上の関係が深く、あんまマッサージ指圧師の免許とははり師(又はきゆう師)の免許の両方取得している人も多い現実を考慮すると、これら3つの職業はひとつの項目に設定したほうがわかりやすい。</p> <p>○求人</p> <p>1. あんまマッサージ指圧師・はり師・きゆう師は合計で約9000件、柔道整復師は3500件である。</p> <p>2. はり師(750件)ときゆう師(100件弱)は、求人規模は小さいが、施術として確立された分野であり、細分類レベルにそれぞれ項目を設定する。</p> <p>○柔道整復師</p> <p>1. あんまマッサージ指圧師・はり師・きゆう師との関係は薄い。これら4つの職業をひとつの小分類項目に併記して設定しなればならない理由は乏しい。</p> <p>2. 小分類レベルであんまマッサージ指圧師・はり師・きゆう師と柔道整復師のふたつに分けて設定する。</p>
				<p>119 他に分類されない保健医療の職業</p> <p>119-10 義肢装具士</p> <p>119-20 医療技術員</p>	<p>○細分類項目の小分類への格上げ 求人数の多い看護補助者の項目と119-99の中の各種の助手をあわせて</p>

119-30	医療・薬事・衛生監視員	66	11B 保健医療補助者	
119-31	医療監視員	3	11B-01 看護助手	
119-32	薬事監視員	29	11B-02 歯科助手	
119-33	食品衛生監視員	260	11B-03 動物病院助手	
119-40	看護補助者	78,763	11B-99 他に分類されない保健医療補助者	
119-99	他に分類されないその他の保健医療の職業	7,130	(分類番号の対応) 11B-01 : 119-40 の一部 11B-02 : 119-40 の一部 11B-03 : 432-99 の一部 11B-99 : 119-40 の一部、-99 の一部	
			119 他に分類されない保健医療の職業	
			119-01 技士装具士	
			119-02 医療技術員	
			119-03 医療・薬事・食品衛生監視員	
			119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業	
			(分類番号の対応) 119-01 : 119-10 119-02 : 119-20 119-03 : 119-30、-31～-33 119-99 : 119-99 の一部	

新たに小分類項目を設定する。

○看護補助者

1.求人規模が大きい(78000件)

2.看護補助者に位置づけられた求人職種名をみると、看護補助、看護助手、歯科助手が特に多い。

○119-99に位置づけられた補助・助手

特に求人が多いのは、薬剤師補助、接骨院助手、診療補助、治療助手、歯科助手、歯科技工士助手などである。

○新小分類項目には、119-40に位置づけられた代表的職種の看護助手と歯科助手を設定する。119-99の中で特に多かった薬剤師助手は、その仕事内容を精査すると、処方箋の受付、薬の販売、保険請求が中心になっている求人が多い。調剤補助の仕事はむしろ少ない。処方箋の受付・保険請求が仕事に含まれていることを考えると、医療事務員として位置づけることもできるので、項目設定は見送る。

○診療補助・助手

診療補助や診療助手の求人も多い。求人は病院や歯科医院が大半をしめる。前者では、看護師の有資格者を、後者では歯科助手をそれぞれ求めている。したがって、項目の設定は行わない。

○補助者の位置づけ

本項目は専門的職業の項目であるが、補助者が専門職といえるかどうかという問題がある。この問題は、「補助」や「助手」の仕事はどこに位置づけるかという問題に関係している。保健医療に含まれる小分類項目はいずれも関連する免許を保持していることを前提としている。そのため補助・助手の仕事をその対象となる項目に位置づけることはできない。位置づけ場所としては、保健医療の雑多項目(中分類11)か、あるいは他の大分類になる。

○動物看護師等

動物病院等において治療の助手や獣医師の指示のもとに動物の看護にあたる者は、動物看護師等の名称で呼ばれている。この仕事は農業の職業(432-99)に分類されているが、保健医療の職業の専門職(獣医師)の助手・補助である点を重視して432から119に移動した。目標も動物病院看護婦を中分類11に位置づけている。

○119のその他の項目

1.義肢装具士は求人件数が少ないもの(91件)、医療分野の仕事として確立していることから、新119の細分類項目として設定する。
2.医療技術員には細胞検査員など医療分野における技術的な仕事に携わる求人が分類され、求人規模もある程度ある(約600件)。細分類項目として設定する。

3.医療・薬事・食品衛生監視員は、それぞれ医療法、薬事法、食品衛生法に明記された職名であり、地方公共団体・検疫所・保健所等に勤務する公務員である。求人規模は小さい(約360件)が、

12	社会福祉専門の職業	250,707			保健衛生に関する専門的・技術的な仕事であることから、新119の細分類項目として設定する。なお、項目名称のうち旧119-30の「衛生監視員」を「食品衛生監視員」に変更する。 ○治験コーディネーター 119-99には治験コーディネーターの求人が多いが、通常、治験コーディネーターの求人は看護師、薬剤師、臨床検査技師のいずれかの有資格者を求めている。このため治験コーディネーターの項目は設定しない。
121	福祉相談指導専門員	7,530	121	福祉相談指導専門員	
121-10	福祉相談指導専門員	5,084	121-01	ケースワーカー	○求人 1. この項目に該当する者は大半が地方公務員であり、求人規模が大きくなることは考えにくい。しかし現実はこの項目に位置づけられている求人は、集約コードが約5000件、特掲コードのケースワーカーが約2000件である。不適切に位置づけられている求人かなりありと推測される。 2. ケースワーカーは、元来、福祉事務所の職員で現業に携わる者の通称であるが、病院や福祉施設でもこの名称が使われている。このためケースワーカーの求人の中には福祉施設等からのものが含まれている可能性を排除できない。小分類121のケースワーカーは、121の職業定義から福祉事務所の職員を指していることは明らかであり、福祉施設等のケースワーカーの求人をこの項目に位置づけるべきではない。 ○ケースワーカーの求人の中に不適切なものがあるとしても他の項目(福祉司、心理判定員)の求人規模に比べて相対的に大きいと考えられるので、ケースワーカーのみ細分類項目として設定する。 ○相談の仕事 1. ハローワークインターネットで具体的な求人職種をみると、デイサービスセンター等から相談員・生活相談員の求人が多く寄せられている。現在の分類体系ではこの求人位置づけが明確ではない。福祉施設の専門的な仕事は小分類122であるが、122の職業定義の中には「相談」は含まれていない。したがって福祉施設の相談員の仕事は、現行の職業定義にもとづくと雑多項目(129)に位置づけざるをえない。 2. 相談員は、現実には小分類121に位置づけられていることが多いのではないかと考えられる。小分類121は福祉事務所・各種相談所における相談の仕事であるが、項目名称が福祉相談指導専門員となっていることから、その「相談」に引っぱり張られてデイサービスセンター等の相談員の求人が121-10に位置づけられている可能性が高い。このようにみると121-10の求人のもさも理解できる。
121-11	ケースワーカー	2,040	121-99	他に分類されない福祉相談指導専門員	
121-12	福祉司	131	(分類番号の対応)		
121-13	心理判定員	35	121-01 : 121-11 121-99 : 121-10, -12, -13		
122	福祉施設指導専門員	84,841	122	福祉施設指導専門員	
122-10	福祉施設指導専門員	84,352	122-01	生活相談員	○職業定義

<p>122-02 児童指導員 122-03 学童保育指導員 122-99 他に分類されない福祉施設指導専門員 (分類番号の対応) 122-01：新設 122-01：122-10の一部</p>	<p>1. 小分類 122 の職業定義をみると「保護・教護・援護・育成・介護」となっている。 2. 社会福祉の分野における仕事のうち職業分類上の社会福祉専門の職業に該当するものは、「介護」と「相談・援助・調整」である。このうち介護の仕事は小分類 124 に該当し、相談・援助・調整の仕事は小分類 121 と 122 に該当する。小分類 122 の定義には「介護」が明記されているので、福祉施設の介護職の求人の一部がこの項目に位置づけられ、他方、「相談」の仕事が明記されていないことから、相談員の求人は小分類 121 などに位置づけられていると考えられる。 3. したがって求人を的確に位置づけるためには小分類 121、122、124 の職業定義を見直すべきである。たとえば小分類 122 の定義では「介護」を削除し、「相談」を追加すべきであろう。</p> <p>○仕事の種類と職業名</p> <p>1. 福祉施設における「相談・援助・調整」の仕事を実際に担当する者の呼称（一般的に広く使われている名称）は次のとおり。 老人福祉施設：生活指導員、生活相談員 障害者福祉施設：生活指導員、生活相談員、作業指導員、職業指導員 児童福祉施設等：児童指導員、少年指導員、母子指導員 2. ハローワークインターネットサービスで社会福祉専門の職業を検索すると、～相談員、～指導員、～支援員などの職種名がしばしば登場するが、それらの求人が小分類 122 に適切に位置づけられるように小分類項目名を再検討するとともに、定義の見直しが必要である。</p> <p>○求人</p> <p>1. 求人は約 85000 件である。この項目には他の項目に位置づけられるべき求人が相当紛れ込んでいるものとみられる。位置づけ間違いが時に多いのは介護職だと考えられる。施設介護の求人が間違つてこの項目に分類されないように項目を細分化してこの項目に含まれる職務を明らかにすることが必要である。 2. 他の項目（121）に分類されることの多い生活指導員を設定する。専従の生活指導員を配置することは、通所介護（デイサービス）の事業者として指定されるために必要な人員基準になっている。 3. 児童指導員の求人も多い。児童指導員は、児童養護施設における任用資格である。求人は主に他の項目（122、159-99、209-99）に分類されることが多い。 4. 学童保育の指導員の求人も多いが、児童指導員と同様に他の項目（122、159-99、209-99 など）に位置づけられている。</p> <p>(注) 日標ではサービスの職業（小分類 399）の位置づけである。</p>	<p>○求人</p>
<p>123 保育士 123-10 保育士</p>	<p>123 保育士 123-01 保育士</p>	<p>33,308 33,052</p>

<p>(分類番号の対応) 123-01 : 123-10</p> <p>33000件余りの求人がある。求人件数の多い職業であるが、資格職業なので、求人職の内容はほぼ類似していると考えられる。したがって、項目を細分化する必要性は乏しいと思われる。</p> <p>○法改正と保育補助</p> <p>1. 平成13年の児童福祉法の改正によって保育士資格は児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に変わった。このため小分類123「保育士」には保育士の資格取得者を採用条件とする求人のみが該当することになった。</p> <p>2. 保育補助の求人が一定程度ある。求人内容を見ると資格要件が看護師や栄養士などになっているものも多く、仕事は本来の職務と兼務する形での保育補助である。上述の法改正の関係で必ずしも保育士の資格取得者を前提としない保育補助の求人はこの項目に位置づけることはできない。</p>			
<p>○求人</p> <p>1. 約38,000件の求人がある。</p> <p>2. ハローワークインターネットサービスでこの項目に位置づけられていると思われる求人職種をみると、介護職、介護職員、介護員、介護スタッフ、介護ヘルパー、ケアワーカー、ケアスタッフ、介助員など名称は異なるが、仕事内容はいずれも老人福祉施設等における介護が中心になっている。</p> <p>○現行124の再構築</p> <p>1. 小分類124は、「母子生活支援施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設など」における「更生・介護の業務」である。母子生活支援施設では更生や介護の業務は行われていない(職員の中心は母子指導員や少年指導員である。これらの者は小分類122に該当する)。身体障害者福祉施設では、更生(リハビリテーション、職業訓練)と介護の業務が行われている。一方、老人福祉施設では、介護の業務は行われているが、更生の業務は行われていない。このように施設によって定義に明記された業務のうち実施されているものとされていないものがある。したがって対象範囲と仕事内容の両面で本項目の設定の仕方に問題があることがわかる。</p> <p>2. 現行の124から老人福祉施設等における介護の仕事を除くべきである。その理由は次のとおり。</p> <p>①同じ介護の仕事であっても働く場所によって位置づけが異なる(ホームヘルパー、施設介護職)。</p> <p>②現行の中分類12の体系では施設介護の仕事の位置づけがわかりにくい。</p> <p>③施設介護の求人は124だけではなく、122など他の項目にも位置づけられている。</p>	<p>124 福祉施設寮母・寮父</p> <p>124-01 福祉施設寮母・寮父</p> <p>(分類番号の対応) 124-01 : 124-10</p>	<p>37,983</p> <p>37,463</p>	<p>37,463</p>

<p>129 その他の社会福祉専門の職業</p> <p>129-10 その他の社会福祉専門の職業</p>	<p>87,045</p> <p>85,662</p>	<p>129 その他の社会福祉専門の職業</p> <p>129-01 介護支援専門員</p> <p>129-99 他に分類されない社会福祉専門の職業 (分類番号の対応)</p> <p>129-01 : 129-10 の一部</p> <p>129-99 : 129-10 の一部</p>	<p>3.大分類E「サービスの職業」に中分類「介護専門員」を新たに設定して、その小分類レベルに「施設介護員」と「ホームヘルパー」を設けるべきである。</p> <p>○制度と仕事</p> <p>1. 本項目の対象は「福祉施設」に限定されている(項目名が「福祉施設」となっている)。福祉施設とは、福祉関連の法律にもとづいて指定・運営されている施設を指すが、介護保険法の施行後、介護保健施設が指定され、そこでも福祉施設同様の業務が行われている。</p> <p>2. たとえば介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと同様に介護老人保健施設でも介護の仕事が行われている。しかし、小分類124は「福祉施設」が対象であり、介護老人保健施設が含まれるかどうかは明確ではない。</p> <p>○施設介護とホームヘルパー</p> <p>ハローワークインターネットサービスの社会福祉専門の職業に位置づけられている求人を見ると、職種名が介護職等となっていない仕事内容は訪問介護事業におけるヘルパーであるものがある。このような求人は342のホームヘルパーに位置づけられるべきであるが、職種名に引張られて124に分類されているものとみられる。</p>
<p>129 その他の社会福祉専門の職業</p> <p>129-10 その他の社会福祉専門の職業</p>	<p>87,045</p> <p>85,662</p>	<p>129 その他の社会福祉専門の職業</p> <p>129-01 介護支援専門員</p> <p>129-99 他に分類されない社会福祉専門の職業 (分類番号の対応)</p> <p>129-01 : 129-10 の一部</p> <p>129-99 : 129-10 の一部</p>	<p>○求人</p> <p>1.87,000件の求人がある。小分類129は中分類12の中で最も求人規模の大きな項目である。この1項目の求人の中分類全体の35%をしめる。小分類129は細分化が必要である。</p> <p>2. 求人職種として特に目立つものは、介護支援専門員(ケアマネージャー)とサービス提供責任者である。前者は社会福祉の専門職に位置づけられる職種であるが、後者は訪問介護事業との関連が強い。</p> <p>○サービス提供責任者</p> <p>1. 介護保険制度において指定訪問介護事業所に配置が義務づけられている。</p> <p>2. 仕事は、訪問介護計画の作成や利用者に対する説明、訪問介護員(ホームヘルパー)等に対する技術指導などであるが、実際の介護業務が含まれている求人も多い。</p> <p>3. 一般の技能労働者と同じ仕事にも従事する職長・作業長等には、一般技能労働者の項目に位置づけられるが、それと同様にサービス提供責任者は342ホームヘルパーの項目に位置づけられるのが適当であろう。</p> <p>○介護福祉士</p> <p>介護福祉士の求人が多い。この資格は職務独占の資格ではない。その資格を生かした仕事は、ホームヘルパーや老人福祉施設等</p>

					<p>における介護職などである。資格名と職務との対応関係には広がりが見られるので、職務を特定した項目として設定することは適切ではない。</p> <p>○保育補助者 保育補助の求人とは、法改正の関係で小分類 123 に位置づけることができなくなった。小分類 123 のところで指摘したように求人の実態に照らすと項目の設定は適当とは考えられない。</p> <p>○福祉施設の介護職員 福祉施設の介護職員は、中分類 12 の中には 3 つの小分類 (122、124、129) に分類されている。特に 129 には大量の求人が位置づけられている。また、129 にはホームヘルパーの求人が多くみられる。施設介護、ホームヘルパーを問わず仕事の種類で区分すると、両者ともにサービスの職業 (大分類 E) に位置づけるのが最も適当であると考えられる。</p>
13	法務の職業	554			
131	裁判官、検察官、弁護士	42			
131-10	裁判官	10	10		小分類項目の分割
131-20	検察官	4	4		
131-30	弁護士	9	9		131 裁判官 131-01 裁判官 (分類番号の対応) 131-01 : 131-10 13A 検察官 13A-01 検察官 (分類番号の対応) 13A-01 : 131-20 13B 弁護士 13B-01 弁護士 (分類番号の対応) 13B-01 : 131-30
132	弁理士、司法書士	380			
132-10	弁理士	116	116		小分類項目の分割
132-20	司法書士	259	259		13C 弁理士 13C-01 弁理士 (分類番号の対応) 13C-01 : 132-10
					<p>○求人 求人数はいずれの項目も 10 件以下である。しかし、これらの職業は司法の分野における主要な職業である。それぞれを小分類レベルで独立した項目として設定すべきである。</p> <p>○職業名の併記 1. 日本標準職業分類には複数の職業を併記した分類項目 (カンマで職業名を併記したもの) がある。これらの項目は、ある特定の目的をもって設定されている。たとえば、ひとつの中分類のものと小分類を 9 項目以内に収めるため、当該項目に類似している仕事と一般的に考えられているため、当該項目に位置づけられる就業者の規模を一定以上に保つため、同一分野の職業なので併記することに違和感がなため、などがその主な理由である。 2. 裁判官、検察官、弁護士はそれぞれ独自の職務領域を持っている。職務内容が異なるという意味で 3 者の併記は避けるべきである。それぞれの職業を小分類レベルで独立させることが望ましい。</p> <p>○求人 絶対数は決して多いとはいえないが、中分類 13 に属する小分類項目の中では最も多い。また中分類 13 の細分類項目の中では 1 番目と 2 番目に求人数が多い。 ○弁理士と司法書士は代理業務であるという点では共通している。しかし、一方は工業所有権を、他方は不動産・会社の登記を中心に取り扱っており、仕事内容は大きく異なる。した</p>

					13D 司法書士 13D-01 司法書士 (分類番号の対応) 13D-01 : 132-20				がって両者はそれぞれ独立の項目として設定すべきである。
139	その他の法務の職業	132			139 その他の法務の職業				
139-10	公証人	17			139-01 公証人				○求人
139-20	特許審判官	0			139-99 他に分類されない法務の職業				1.集約コード20～50は、いずれも公務員の職種であり、求人として出てくる可能性は極めて低い。
139-30	海難審判官・理事官	0							2.公証人の就業者数は500～600人であり、求人は限定的にならない。
139-40	裁判所書記官	1							3.調停員は、既に他の職業に従事している者が果たす役割であり、職業とはいえない。
139-50	裁判所調査官	0							○小分類139に位置づけられる法務の仕事は、公務関係の職業が多く、項目を設定したとしても職業紹介業務における利用は極めて限られている。職業紹介業務での利用を重視するならば、これらの職業を設定する必要性は高いとはいえない。
139-60	調停員	0							
139-99	他に分類されない法務の職業	112							
14	経営専門の職業	2,179							
141	公認会計士、税理士	412							
141-10	公認会計士	57			小分類項目の分割				○求人件数は少ないが、両者とも経営の分野における重要な専門職である。分類項目として設定する。
141-20	会計士補	16			141 公認会計士				○公認会計士と会計士補
141-30	税理士	308			141-01 公認会計士 (分類番号の対応) 141-01 : 141-10				平成15年の会計士法の改正で会計士補の制度が廃止された。 平成18年から実施されている会計士試験では従来の1次・2次・3次の試験が1回になり、試験合格者には実務補習(1年)と業務補助(2年)が課せられ、その後に行われる統一審査に合格して公認会計士の免許を取得することができる。この制度改正にしたがって会計士補の項目は設定しないこととする。
					14A 税理士				○公認会計士と税理士
					14A-01 税理士 (分類番号の対応) 14A-01 : 141-30				公認会計士である者は、無試験で税理士の資格を取得することができる。資格のうえでは、税理士は公認会計士に含まれる関係にある。しかし、両者の仕事は大きく異なっている。公認会計士の主な職務は財務書類の監査の仕事であり、他方、税理士の主な仕事は租税に関する申告書の作成業務である。仕事の種類を重視すると両者はそれぞれ独立の項目に設定すべきである。
142	社会保険労務士	373			142 社会保険労務士				○求人
142-10	社会保険労務士	367			142-01 社会保険労務士 (分類番号の対応) 142-01 : 142-10				370件程度で決して多いとはいえないが、労働社会保険の手続き代行や労務管理の専門家である。分類項目として設定する。
149	その他の経営専門の職業	1,394			149 その他の経営専門の職業				

149-10 149-99	中小企業診断士 他に分類されない経営専門の 職業	98 1,131	98 1,131	149-01 経営コンサルタント 149-99 他に分類されない経営専門の職業 (分類番号の対応) 149-01：149-10、149-99の一部 149-99：149-99の一部	○経営コンサルタント 149-10の中小企業診断士は、経営コンサルタントに関する国の資格 である。資格取得者の中には、開業する者もいるが、多くは企業の 従業員が取得しているとみられている。経営コンサルタントの仕事に 従事している者は、中小企業診断士だけではなく、公認会計士や 社会保険労務士は業務の一部としてそれぞれ会計、人事労務に 関するコンサルティング業務を行っている。また、これらの資格を 保持せずにコンサルティング業務に従事している者もいる。 ここに新設する「経営コンサルタント」は、資格の有無とは 関係せず、企業に対するコンサルティング業務（問題点の調査・ 分析、改善方法の提案等）に従事している者を指す。
15	教育の職業	14,271			
151	幼稚園教員	3,509		151 幼稚園教員	
151-10 151-11	幼稚園教員 幼稚園園長	3,466 8	3,474	151-01 幼稚園教員 (分類番号の対応) 151-01：151-10、-11	○求人99%以上は幼稚園教員である。職業分類は業務利用が中心 であることを考慮すると、園長の項目を設定する必要性は乏しい と考えられる。 ○幼稚園教員の職階（学校教育法） 園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭助教諭、講師 養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助員。このうち教育 補助員は、教員の範囲から除外されると考えられる。 ○職業定義の混乱 1.中分類15の職業定義をみると、教育に従事する校長（園長を含 む）もこの項目に含まれるとなっている。教育に従事せず、管 理の業務に専念する校長（園長）は大分類Bの管理職になると 考えられるが、大分類Bの職業定義には校長は大分類Aの該当 する項目に分類されるとしている。この定義によれば校長（園 長）であれば中分類15の教育の職業に分類されることになる。 したがって、中分類15の「教育に従事する学長、校長（園長）」 の記述は不要であろう。 2.国際標準職業分類は、校長を教育の専門職に位置づけている。
152	小学校教員	480		152 小学校教員	
152-10 152-11 152-12 152-13	小学校教員 小学校校長 小学校教頭 小学校養護教諭	416 0 17 1	434	152-01 小学校教員 (分類番号の対応) 152-01：152-10、-11～13	○教頭の求人が僅かにあるが、大半は教員である。管理職の項目 を設定しなくとも職業紹介業務に支障はないと思われる。 ○小学校教員の職階（学校教育法） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、 講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者。この うち教育補助員は、教員の範囲から除外されると考えられる。
153	中学校教員	181		153 中学校教員	
153-10 153-11 153-12	中学校教員 中学校校長 中学校教頭	168 0 0	176	153-01 中学校教員 (分類番号の対応)	○管理職に対する求人はゼロであるが、養護教諭の求人8件ある。 しかし、求人の大半は教員であり、養護教諭の項目を設定しなく とも業務に支障はないと思われる。

153-13	中学校養護教諭	8		153-01 : 153-10、-11～13	○中学校教員の職階（学校教育法） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者。このうち教育補助者は、教員の範囲から除外されると考えられる。
154	高等学校教員	294		154 高等学校教員	○求人 養護教諭の求人が24件あるが、求人の9割以上は教員であり、養護教諭の項目を設定しなくとも業務に支障はないと思われる。
154-10	高等学校教員	268		154-01 高等学校教員	○高等学校教員の職階（学校教育法）
154-11	高等学校校長	2	294	(分類番号の対応)	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者、実習助手。
154-12	高等学校教頭	0		154-01 : 154-10、-11～13	このうち実習助手は、本項目の×定義によって教員から除外され、同じく教育補助員もこの項目から除外されると考えられる。
154-13	高等学校養護教諭	24			
155	高等専門学校教員	90		155 高等専門学校教員	○求人 求人は全体で90件と非常に小規模である。項目を細分化する必要性は乏しい。
155-10	高等専門学校教員	81		155-01 高等専門学校教員	○高等専門学校教員の職階（学校教育法）
155-11	高等専門学校校長	0	90	(分類番号の対応)	1.教授、准教授、講師、助教、助手
155-12	高等専門学校助手	9		155-01 : 155-10、-11～12	2.助手は、平成18年6月の学校教育法の改正にもついで平成19年4月から助教と助手に分かれた（助教は、上級の助手を指すさまざまな名称を統一したものである）。従来の実習助手や実験助手は新制度では助教ではなく助手に該当する。したがって助手は、本項目の×定義によって教員の範囲から除外される。
156	大学教員	176		156 大学教員	○求人 求人規模が小さく、項目を細分化する必要性は乏しいと考えられる。
156-10	大学教員	148		156-01 大学教員	○大学教員の職階（学校教育法）
156-11	学長	0		(分類番号の対応)	1.教授、准教授、講師、助教、助手
156-12	大学教授	0	174	156-01 : 156-10、-11～15	2.これ以外に、実験講師、副手、教務助手、実務助手などの職員
156-13	大学助教授	0			のいる大学がある（学校教育法にはこれらの名称に関する規定はない）。また、客員教授、客員准教授、特任教授、特任准教授などを内規で定めている大学もある。
156-14	大学講師	3			3.平成19年3月までの助手は、学校教育法の改正にもなつて平成19年4月からは制度上、助教と助手に分かれた（助教は上級の助手を指すさまざまな名称を統一したものである）。従来の実習助手や実験助手は新制度では助教ではなく助手に該当する。したがって助手は、本項目の×定義によって大学教員の範囲から除外される。
156-15	大学助手	23			
157	盲学校・ろう学校・養護学校教員	49			○制度の変更 障害を持った児童・生徒を対象とした教育は、従来、盲学校・
157-10	盲学校・ろう学校教員	4		小分類項目名の変更	
157-11	盲学校・ろう学校校長・園長	0	4		

157-12	盲学校・ろう学校教頭				157 特別支援学校教員
157-20	養護学校教員	45	45		157-01 特別支援学校教員
157-21	養護学校校長・園長	0			(分類番号の対応)
157-22	養護学校教頭	0			157-01 : 157-10、-11～12、157-20、-21～22
159	その他の教育の職業	9,492			159 その他の教育の職業
159-10	専修学校教員	1,156	1,156		159-01 専修学校教員
159-20	各種学校教員	5,891	5,891		159-02 各種学校教員
159-30	職業訓練指導員	228	228		159-03 職業訓練指導員
159-40	研修施設教員	250	250		159-04 研修施設教員
159-50	きょう正指導員	33	33		159-99 他に分類されない教育の職業
159-99	他に分類されない教育の職業	1,728	1,728		(分類番号の対応)
16	宗教学家	93			159-01 : 159-10 159-02 : 159-20 159-03 : 159-30 159-04 : 159-40 159-99 : 159-50、-99
161	宗教学家	93			161 宗教学家
161-10	宗教学家	19			161-01 宗教学家
161-11	神職	34	92		(分類番号の対応)
161-12	仏教僧侶	39			161-01 : 161-10、-11～13
161-13	キリスト教聖職者	0			
17	文芸家、記者、編集者	6,615			
171	文芸家、著述家	1,657			
171-10	文芸作家	5	5		小分類項目名の変更
171-20	脚本家	7	7		171 著述家
171-30	評論家	1	1		171-01 文芸家
171-40	翻訳家	1,123	1,123		171-02 翻訳家
171-50	コピーライター	511	511		171-03 コピーライター
171-99	他に分類されない文芸家、著述家	7	7		171-99 他に分類されない著述家

養護学校・養護学校で行われていたが、学校教育法の改正にともなって2007年4月1日から学校の名称が特別支援学校に統一された。

○校名
新制度に移行した現在でも旧名称（聾学校、盲学校、養護学校）をそのまま使用している学校も多いが、新制度のもとでの新たな名称は次のとおり。視覚特別支援学校（旧・盲学校）、聴覚特別支援学校（旧・聾学校）、知的特別支援学校（旧・養護学校）、肢体等特別支援学校（旧・養護学校）、病弱特別支援学校（旧・養護学校）。

○求人
全求人は49件にすぎない。学校ごとに項目を細分化する必要性は乏しい。

○求人
1.求人の多い専修学校教員と各種学校教員を細分類項目として設定する。
2.職業訓練指導員と研修施設教員の求人は、専修学校・各種学校教員のそれに比べると遙かに少ないが、教育の他の小分類（153～157）に比べると相対的に多いので、項目を設定する。

○雑多項目の求人職種
-99には、児童指導員、学童保育指導員、パソコンインストラクター、英会話講師、学習塾講師などの他の分類項目に分類されるべき求人が多数含まれている。

○求人
就業者は14万人あまりいるが、ハローワークに対する求人申込みは年100件程度である。宗教の種類別項目を細分化する必要性は乏しいと考えられる。

○小分類の項目名
文芸家と著述家では、著述家のほうが上位概念である。著述活動のひとつの分野として文芸がある。文芸家と著述家を並列的に表記した小分類項目名は適切とはいえない。

○求人
実際に求人の多い分野は翻訳とコピーライターである。この2つの職業に加えて、求人数は少ないものの著述の代表的な分野である文芸も設定する。

				(分類番号の対応) 171-01 : 171-10~30 171-02 : 171-40 171-03 : 171-50 171-99 : 171-99					
172	記者、編集者	4,958							
172-10	新聞記者・編集員	574	947	小分類項目の分割					
172-11	新聞記者	275		172 記者					
172-12	新聞論説員	0		172-01 新聞・放送・雑誌記者					
172-13	新聞編集員	98		172-02 テクニカルライター					
172-20	放送記者・番組編成員	148	167	172-99 他に分類されない記者					
172-21	放送記者	4		(分類番号の対応)					
172-22	番組編成員	15		172-01 : 172-11、-21、-31の一部					
172-30	雑誌記者、図書編集者	939	2,332	172-99 : 172-10・-20・-30・-31の一部					
172-31	雑誌記者・編集者	1,243		17A 編集者					
172-32	図書編集者	150	1,284	17A-01 新聞・雑誌・図書編集者、放送番組編成員					
172-99	他に分類されない記者、編集者	1,284		17A-99 他に分類されない編集者					
18	美術家、デザイナー、写真家	32,122		(分類番号の対応)					
181	彫刻家	26		17A-01 : 172-12、-13、-22、-31の一部、-32					
181-10	彫刻家	26	26	17A-99 : 172-10・-20・-30・-31の一部					
182	画家、書家	292							
182-10	画家	10		181 彫刻家					
182-11	日本画家	0	10	181-01 彫刻家					
182-12	洋画家	0		(分類番号の対応)					
182-13	版画家	0		181-01 : 181-10					
182-20	書家	2	2	182 画家、書家					
182-30	漫画家、イラストレーター	265	265	182-01 画家					
182-99	他に分類されない画家、書家	12	12	182-02 書家					
				182-03 漫画家、イラストレーター					
				182-99 他に分類されない画家、書家					
				(分類番号の対応)					
				182-01 : 182-10、-11~13					
				182-01 : 182-20					
				182-01 : 182-30					

182-99 : 182-99				182-99 : 182-99	画家と書家を雑多項目に移動させるともできない。 2.小分類項目名を現行のまま維持すると、求人件数が少ないとはいえ画家と書家の項目を細分類に設定するのが適当であろう。
183	工芸美術家	28		183 工芸美術家	
183-10	工芸美術家	28		183-01 工芸美術家 (分類番号の対応) 183-01 : 183-10	○求人 は 28 件にすぎず、項目を細分化する必要性は乏しい。
184	デザイナー	28,529		184 デザイナー	○求人 求人件数を指標にすると、商業デザイナー、インテリアデザイナー、服飾デザイナーを設定する必要がある。工業デザイナーの求人件数は多くないが、デザイナーの分野として確立しているの、細分類項目に主なデザイナーを列挙するのであれば欠かすことができない。 ○商業デザイナー 問題は商業デザイナーの扱いである。商業デザイナーの範囲については必ずしも一般的に合意された認識があるわけではない。グラフィックデザインやパッケージデザインが商業デザイナーの仕事の範囲に含まれることについては共通認識が形成されているが、それ以外にどのようなデザインを包含させるかという点については見解が分かれている。ウェブデザインを含むとすると見解もあれば、エディトリアルデザインや環境デザインを含むとする考え方もある。範囲が明確ではないものを項目として設定した場合、職業分類の利用者が個人的な認識でその範囲を解釈してしまうおそれがある。したがって商業デザイナーのうち含まれることが明確であり、かつ求人が多いグラフィックデザイナーを設定する。また、一定程度の求人のあるディスプレイデザイナーも設定する。 ○雑多項目に含まれる求人職種 -99の中で特に求人の多いウェブデザイナーを細分類に設定する。ウェブデザイナーは、大手の人材紹介事業者・求人広告事業者の職種分類にも設定されている職種である。
184-01	グラフィックデザイナー	8,417		184-01 グラフィックデザイナー	
184-02	ウェブデザイナー	9,457	18,500	184-02 ウェブデザイナー	
184-03	ディスプレイデザイナー	626		184-03 ディスプレーデザイナー	
184-04	工業デザイナー	518	518	184-04 工業デザイナー	
184-05	インテリアデザイナー	3,418	3,418	184-05 インテリアデザイナー	
184-06	服飾デザイナー	1,825	1,909	184-06 服飾デザイナー	
184-99	他に分類されないデザイナー	84		184-99 他に分類されないデザイナー	
184-99	他に分類されないデザイナー	2,721	2,721	(分類番号の対応) 184-01 : 184-11 184-02 : 184-10の一部、-99の一部 184-03 : 184-12 184-04 : 184-20 184-05 : 184-30 184-06 : 184-40、41 184-99 : 184-10の一部、-99の一部	
185	写真家	3,247		185 写真家	○写真家とカメラマン 英語では、撮影の仕事に従事する者のうち写真を撮るカメラで撮影する者を写真家 photographer、テレビ・映画用カメラで撮影する者をカメラマン camera operator として区別している。一方、我が国では、写真家を含んだ概念として「カメラマン」の用語が用いられる傾向にある。しかし、カメラマンと呼ぶことのできる写真家の範囲は明確ではない。本小分類項目の「写真家」は、その中に「カメラマン」が含まれており、一般的な用語法とは異なっている。また、街の営業写真館においてカメ
185-10	営業写真家	249	249	小分類項目名の変更	
185-20	カメラマン	1,248	1,428	185 写真家・カメラマン	
185-21	商業カメラマン	167		185-01 営業写真家	
185-22	報道カメラマン	13		185-02 カメラマン (映画・テレビカメラマンを除く)	
185-30	映画カメラマン	282	332	185-03 映画・テレビカメラマン	
185-31	動画カメラマン	50		185-98 写真家・カメラマン助手	
185-40	テレビカメラマン	256	256	(分類番号の対応)	
185-98	写真家助手	881	881		

19	音楽家、舞台芸術家	1,565		185-01 : 085-10 185-02 : 185-20、-21~22 185-03 : 085-30、-31、-40 185-98 : 185-98	ラで写真を撮る仕事に従事している者は「写真家」の中に含まない見方もある。本項目では、カメラによる写真撮影、テレビ・映画用の撮影機を使った撮影に従事する者の両者を含んでい ることを明確に示すために項目名を「写真家・カメラマン」と する（「写真家、カメラマン」ではない）。
191	音楽家	66		191 音楽家	○求人 求人件数の多いものはカメラマンと助手である。細分類の 構成は、写真家、カメラマン、助手の3項目とする。
191-10	作曲家	12	12	191-01 音楽家	○求人 僅か66件であり、項目を細分化する必要性は乏しい。
191-20	指揮者	0	0		○就業者と求人
191-30	演奏家	27	27	(分類番号の対応)	中分類19に分類される就業者は全体で約20万人いる。しかし ハローワークを経由して就業する者は多くない。これらの職業 は、ハローワークの職業紹介、すなわち一般労働市場における 労働の取引にはなじまないといえる。
191-40	歌手	23	23	191-01 : 191-10~50	
191-50	邦楽師	4	4		
192	舞踊家	181		192 舞踊家	○求人 日本舞踊・西洋舞踊ともに求人は僅かである。雑多項目に 相対的に多くの求人が位置づけられているが、それでも 155件にすぎず、項目を細分化する必要性は乏しい。
192-10	日本舞踊家	10	10	192-01 舞踊家	
192-20	洋舞踊家	16	16		
192-99	他に分類されない舞踊家	155	155	(分類番号の対応)	
193	俳優	54		192-01 : 192-10、-20、-99	
193-10	舞台俳優	41	41	193 俳優	○求人 僅か54件であり、項目を細分化する必要性に乏しい。
193-11	歌舞伎俳優	0	0	193-01 俳優	
193-12	能師・狂言師	0	0	(分類番号の対応)	
193-20	テレビ・映画俳優	7	7	193-01 : 193-10~30、-99	
193-30	声優	1	1		
193-99	他に分類されない俳優	4	4		
194	プロデューサー、演出家	1,254		194 プロデューサー、演出家	○日標との比較 日標は本小分類項目の項目名を「演出家」とし、プロデュー サーも本項目に含まれるとしている。しかし、プロデューサー の仕事内容と演出家のそれは大きく異なり、演出家のもとに プロデューサーを位置づけるのは適当ではない。したがって ESCOの現行項目名「プロデューサー、演出家」を維持する。
194-10	プロデューサー	277	277	194-01 プロデューサー	○求人 求人件数の多い、プロデューサー、演出家、雑多項目の3項目を 設定する。本小分類項目に位置づけられた求人は、中分類19 に設定された5つの小分類項目の中で最も多い。また、これら
194-20	演出家	666	666	194-01 プロデューサー	
194-21	舞台演出家	3	669	194-02 演出家	
194-22	映画監督	0	0	194-99 他に分類されないプロデューサー、演出家	
194-99	他に分類されないプロデューサー、演出家	249	249	(分類番号の対応)	
				194-01 : 194-10 194-02 : 194-20、-21~22 194-99 : 194-99	

		3項目の中で一番求人少ない雑多項目でも中分類19の他の小分類項目の求人よりも多い。	
195	演芸家	10	195 演芸家
195-10	講師、浪曲師	2	195-01 演芸家
195-20	落語家、漫才師	0	(分類番号の対応)
195-30	奇術師	0	195-10 : 195-10~60、-99
195-40	人形使い	6	
195-50	コマデイアン	0	
195-60	曲芸師	0	
195-99	他に分類されない演芸家	1	
20	その他の専門的職業	40,713	
201	カウンセラー	3,711	201 カウンセラー
201-10	カウンセラー	1,503	201-01 学生カウンセラー
201-11	学生カウンセラー	138	201-02 職場カウンセラー
201-12	職場カウンセラー	357	201-03 職業相談員
201-13	職業相談員	1,346	201-99 他に分類されないカウンセラー (分類番号の対応)
			201-01 : 201-11 201-02 : 201-12 201-03 : 201-13 201-99 : 201-10
			○求人 全体の4割は集約コードに位置づけられており、-11~13以外のカウンセラーの求人が多いことを示している。項目別にみると、職業相談員は全体の1/3強、職場カウンセラーは350件程度であるが、学生カウンセラーは138件と低調である。求人数を基準にすると、職業相談員と職場カウンセラーを細分類項目の候補にできる。求人数の低調な学生カウンセラーは、日本標準職業分類との整合性をとるという意味において設定することが適当である(日標は、本項目の名称を「職業・教育カウンセラー」としている)。 ○カウンセラーの取り扱いの違い カウンセリングを広義に解釈すると、一般的には相談・助言の行為全般を指す。他方、狭義には心理的な問題や悩みについて心理学にもとづく方法によって援助することを指す。ESCO、日標ともに前者の用法にもとづいて項目を設定している。両者の違いは、カウンセリング・相談の対象者にある。ESCOではカウンセラー・相談員の範囲を定めず、カウンセリング・相談を行う者であれば(除外分野を除いて)本項目に該当する。他方、日標ではカウンセラー・相談員のうち「職業・教育カウンセラー」だけが本項目に該当する。たとえば、結婚相談員はESCOでは本項目に、日標ではサービスの職業に該当する。 ○職業相談員 求職者に対する相談業務は、公共職業安定機関だけではなく、民間職業紹介所でも行われている。後者の場合、相談は主な業務という位置づけではなく、一連の業務の流れの中の一部になっていることが多い。この関係で職業紹介事業者のコンサルタントはサービスの職業(399-99)に位置づけられている。しかし、実際の求人の処理においては、コンサルタントを本項目に分類している例がみられ、職業相談員の求人1346件は割り引いて考えなければならぬ。

202 個人教師		15,123		202 個人教師		個人教師	
202-10	学習個人教師	7,663	7,663	202-01	教科学習補習教師	7,663	○求人 技芸個人教師以外の3項目では求人がそれぞれ2000件以上あり、これら3項目を細分類項目として設定する。
202-20	技芸個人教師	35	35	202-02	スポーツ個人教師	35	○求人職種と就業者 「学習個人教師」に位置づけられている求人の代表的なものは、学習塾講師や英会話講師である。学習指導の個人教師は19万人いる。また、「スポーツ個人教師」の求人は、各種のインストラクター（ゴルフ、テニス、エアロビクス、フィットネス、トレニング、水泳、ヨガなど）とトレーナーが中心になっているとみられる。スポーツを個人に教授する者は約9万人いる。 ○雑多項目に含まれる求人職種 -99の中で特に求人の多い職種は、パソコン教室・スクールのインストラクター、英語等の語学教室・スクールの講師である。これらの2職種を細分類項目として設定する。 ○学習個人教師と語学教室教師の重複 学習個人教師の名称を「教科学習補習教師」に変更して、職務範囲を学校における教科学習の補習指導に限定する。
202-30	スポーツ個人教師	5,244	5,244	202-03	語学教室教師	5,244	
202-99	他に分類されない個人教師	2,120	2,120	202-04	パソコン教室教師	2,120	
				202-99	他に分類されない個人教師 (分類番号の対応) 202-01：202-10 202-02：202-30 202-03：202-10の一部 202-04：202-99の一部 202-99：202-20、-99の一部		
203	職業スポーツ家	304	304	203	職業スポーツ家		
203-10	競技者	43	43	203-01	職業スポーツ家	43	○求人は300件程度であり、項目を細分化する必要性は乏しいと考えられる。
203-20	監督・コーチ	109	109			109	
203-30	スポーツ審判員	33	33			33	
203-99	他に分類されない職業スポーツ家	117	117	203-01	203-10～30、-99 (分類番号の対応)	117	
204	監督的専門公務員	125	125	209	209の細分類に格下げ		
204-10	監督的専門公務員	8	8	209-0A	監督的専門公務員		○本項目は、日標には設定されていない。公務員を対象にした項目であり、求人は限定的にならざるをえない。日標に設定されていないこと及び業務での必要性が高いとはいえないこと、これらの理由により本項目を廃止する（細分類に格下げして、小分類レベルの雑多項目（209）に移動する）。
204-11	労働基準監督官	0	0			125	
204-12	船員労務官	1	1				
204-13	鉱務監督官	0	0				
204-14	建築調査員	51	51				
204-15	輸出品検査員	1	1				
204-16	特許審査官	60	60				
204-17	国税調査官	3	3				
204-18	電波監視官	1	1				
205	行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士	617	617				
205-10	行政書士	97	97	209	209の細分類に格下げ		○日標との対応 本項目は日標には設定されていない。
205-20	土地家屋調査士	415	415	209-0B	行政書士	84	○仕事内容 行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士の仕事はそれぞれ異なる分野の仕事である。仕事内容・分野の異なるものをひとまとめにして小分類項目を設定するのは適当とは考えられない。しかし、
205-30	不動産鑑定士	84	84	209-0C	土地家屋調査士		
				209-0D	不動産鑑定士		

				(分番号の対応) 209-0B : 205-10 209-0C : 205-20 209-0D : 205-30	それぞれを小分類レベルの項目として設定することも求人規模の 点で適切とは考えられない。これら3項目は小分類レベルの雑多 項目(209)に移して細分類項目として設定する。
209	他に分類されない専門的職業	20,833		209 他に分類されない専門的職業	
209-10	ラジオ・テレビアナウンサー	145	145	209-0A 監督的専門公務員	○既存7項目のうち公務員の職名である社会教育主事を除く6項目を 設定する。
209-20	通訳	909	909	209-0B 行政書士	○雑多項目に含まれる求人職種
209-30	調律師	37	37	209-0C 土地家屋調査士	求人の中で専門性が高く、かつある程度の求人がある職種は次の とおり。診療情報管理士、通関士、学芸員。これらの職業を細分 類項目として設定する。
209-40	照明家	163	163	209-0D 不動産鑑定士	○学童保育指導員
209-50	調教師	97	97	209-01 ラジオ・テレビアナウンサー	209-99 には学童保育指導員の求人が多数ある。指導員の採用に あたっては、保育士や小学校教諭の資格、児童指導員の経験など を要件にしているところが多い。学童保育所は児童福祉法及び 社会福祉事業法にもとづいて社会福祉事業に位置づけられてい る。このため学童保育指導員を中分類12(社会福祉専門の職業) に位置づける。
209-60	司書	968	968	209-02 通訳	(注) 日標では学童保育指導員をサービスの職業(小分類399)に 位置づけている。
209-70	社会教育主事	11	11	209-03 調律師	
209-99	他に分類されないその他の専門的 職業	18,153	18,153	209-04 照明家 209-05 調教師 209-06 司書 209-0E 学芸員 209-0F 通関士 209-0G 診療情報管理士 209-99 他に分類されないその他の専門的職業	
				(分番号の対応) 209-0A : 204-10、-11~18 209-0B : 205-10 209-0C : 205-20 209-0D : 205-30 209-01 : 209-10 209-02 : 209-20 209-03 : 209-30 209-04 : 209-40 209-05 : 209-50 209-06 : 209-60 209-0E : 209-99の一部 209-0F : 209-99の一部 209-0G : 209-99の一部 209-99 : 209-99の一部	

図表6 大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現 行			改訂素案	
番号	項目名		番号	項目名
01	科学研究者			
011	自然科学系研究者		011	自然科学系研究者
011-10	理学研究者	→	011-01	理学研究者
011-11	数学研究者			
011-12	物理学研究者			
011-13	化学研究者	→	011-02	化学研究者
011-14	生物学研究者			
011-20	工学研究者	→	011-03	工学研究者
011-21	土木・建築工学研究者			
011-22	機械工学研究者			
011-23	材料工学研究者			
011-24	電気・電子工学研究者			
011-25	情報工学研究者			
011-26	生命工学研究者			
011-30	農・林・水産学研究者	→	011-04	農学・林学・水産学研究者
011-31	農学研究者			
011-32	林学研究者			
011-33	獣医学・畜産学研究者			
011-34	水産学研究者			
011-40	医学研究者	→	011-05	医学研究者
011-41	生理学研究			
011-42	病理学研究			
011-43	薬学研究	→	011-06	薬学研究
011-44	歯学研究			
011-99	他に分類されない自然科学系研究者	→	011-99	他に分類されない自然科学系研究者
012	人文・社会科学系研究者		012	人文・社会科学系研究者
012-10	人文科学研究者	→	012-01	人文科学研究者
012-11	哲学研究者			
012-12	史学研究			
012-13	文学研究者			
012-14	美術研究者			
012-15	心理学研究者			
012-16	教育学研究者			
012-20	社会科学研究者	→	012-02	社会科学研究者
012-21	社会学研究者			
012-22	法学・政治学研究者			
012-23	経済学研究者			
012-24	商学・経営学研究者			
02	農林水産業・食品技術者			
021	農業技術者		02A	農林水産業技術者
021-10	農業技術員	→	02A-0A	農業技術者
021-11	種苗育成技術員			
021-12	土壌改良技術員			
021-13	病虫害防除技術員			
021-20	農業経営指導員			
021-21	農業改良普及員			
021-30	農作物検査員			
022	畜産技術者			
022-10	畜産技術員	→	02A-0B	畜産技術者
022-11	種付技術員			
022-12	ふ化技術員			
022-13	肥育技術員			
022-14	飼料技術員			
022-15	ふん尿処理技術員			
022-20	養蜂技術員			

022-30	畜産検査技術員		
022-31	ひな鑑別員		
023	林業技術者		
023-10	林業技術員		02A-0C 林業技術者
023-11	森林病虫害防除技術員		
023-20	林業検査技術員		
024	水産技術者		
024-10	水産技術員		02A-0D 水産技術者
024-11	養殖技術員		
024-12	漁労技術員		
024-20	水産物検査技術員		
024-30	水産資源保護指導員		
025	食品技術者		02B 食品技術者
025-10	食品製造技術者		02B-01 食品製造技術者
025-11	かん詰製造技術者		
025-12	食品冷凍技術者		
025-20	醸造技術者		
025-99	他に分類されない食品技術者		02B-99 他に分類されない食品技術者
029	その他の農林水産業・食品技術者		029 その他の農林水産業・食品技術者
029-10	養蚕技術者		029-01 その他の農林水産業・食品技術者
029-11	栽桑技術員		
029-12	養蚕技術員		
029-13	蚕業検査技術員		
029-99	他に分類されない農林水産業・食品技術者		
03	機械・電気技術者		
031	機械技術者		031 機械技術者(輸送用機械・電気機械を除く)
031-10	一般機械技術者		031-01 産業用機械技術者
031-11	原動機技術者		
031-12	工作機械技術者		
031-20	自動車技術者		
031-30	精密機械技術者		031-02 精密機械技術者
031-40	プラント技術者		031-03 プラント技術者
			031-99 他に分類されない機械技術者
			03A 輸送用機械技術者
032	航空機技術者		03A-0A 自動車技術者
032-10	航空機技術者		03A-0B 航空機技術者
033	造船技術者		
033-10	造船技術者		03A-0C 造船技術者
			03A-99 他に分類されない輸送用機械技術者
034	電気技術者		034 電気・電子技術者
034-10	強電技術者		034-01 発送電用・配電用・産業用電気機械技術者
034-20	弱電技術者		034-02 民生用電気機械技術者
034-21	電子機器技術者		034-01 電子機器技術者
034-22	半導体技術者		034-02 半導体技術者
034-30	電気装置技術者		
034-31	発送電装置技術者		
034-99	他に分類されない電気技術者		034-99 他に分類されない電気・電子技術者
035	電気通信技術者		035 電気通信技術者
035-10	電気通信技術者		035-01 電気通信技術者
036	原子力技術者		036 原子力技術者
036-10	放射性物質製造技術者		036-01 原子力技術者
036-20	原子炉技術者		
036-30	放射線利用機器技術者		
036-40	放射線安全管理技術者		
036-99	他に分類されない原子力技術者		
039	その他の機械・電気技術者		
039-10	その他の機械・電気技術者		(小分類項目の廃止)
04	鉱工業技術者(機械・電気技術者を除く)		
041	金属製錬・材料技術者		041 金属製錬・材料技術者

041-10	金属製錬技術者		041-01	金属製錬技術者
041-11	電気精錬技術者		041-01	金属製錬技術者
041-20	鑄造技術者		041-02	鑄造技術者
041-30	鍛造技術者		041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者
041-40	圧延技術者		041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者
041-50	合金技術者		041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者
041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者		041-99	他に分類されない金属製錬・材料技術者
042	化学技術者		042	化学技術者
042-10	有機化学技術者（高分子化学を除く）		042-01	有機化学技術者（高分子化学を除く）
042-20	無機化学技術者（高分子化学を除く）		042-02	無機化学技術者（高分子化学を除く）
042-30	高分子化学技術者		042-03	高分子化学技術者
042-40	バイオケミカル技術者		042-04	バイオケミカル技術者
042-50	分析化学技術者		042-05	分析化学技術者
043	窯業技術者		043	窯業技術者
043-10	普通陶磁器技術者		043-01	普通陶磁器技術者
043-20	ファインセラミックス製造技術者		043-02	ファインセラミックス製造技術者
043-30	ガラス技術者		043-03	ガラス技術者
043-99	他に分類されない窯業技術者		043-99	他に分類されない窯業技術者
049	その他の鉱工業技術者		049	その他の鉱工業技術者
049-10	鉱山技術者		049-01	鉱山技術者
049-11	採鉱技術者		049-01	鉱山技術者
049-12	採鉱技術者		049-01	鉱山技術者
049-13	鉱山保安技術者		049-01	鉱山技術者
049-20	製糸・紡織技術者		049-02	紡織技術者
049-21	製糸技術者		049-02	紡織技術者
049-22	紡績技術者		049-02	紡織技術者
049-23	織布技術者		049-02	紡織技術者
049-24	ニット技術者		049-02	紡織技術者
049-25	染色技術者		049-02	紡織技術者
049-99	他に分類されない鉱工業技術者	049-99	他に分類されない鉱工業技術者	
05	建築・土木・測量技術者			
051	建築技術者		051	建築技術者
051-10	建築技術者		051-01	建築設計技術者
051-11	建築設計技術者		051-01	建築設計技術者
051-12	工事監理技術者		051-99	他に分類されない建築技術者
052	土木技術者		052	土木技術者
052-10	道路技術者		052-01	土木設計技術者
052-20	橋りょう技術者		052-01	土木設計技術者
052-30	ずい道技術者		052-01	土木設計技術者
052-40	河川技術者		052-01	土木設計技術者
052-99	他に分類されない土木技術者		052-02	土木工事監督
		052-99	他に分類されない土木技術者	
053	測量技術者		053	測量技術者
053-10	測量士		053-01	測量士
053-11	航空写真測量技術者		053-01	測量士
053-12	水路測量技術者		053-01	測量士
053-98	測量士補	053-02	測量士補	
06	情報処理技術者			
061	システムエンジニア		06A	システムコンサルタント・アナリスト
061-10	システムエンジニア		06A-01	システムコンサルタント・アナリスト
061-11	システムアナリスト		06A-01	システムコンサルタント・アナリスト
			06B	システム開発技術者
			06B-01	システム開発エンジニア（WEB・オープン系）
			06B-02	システム開発エンジニア（組み込み・制御系）

			06B-03 システム開発エンジニア（汎用機系）
			06B-99 他に分類されないシステム開発技術者
			06C ネットワーク技術者
			06C-01 ネットワーク技術者
062	プログラマー		062 プログラマー
062-10	プログラマー		062-01 プログラマー
			069 その他の情報処理技術者
			069-01 データベース技術者
			069-02 情報セキュリティ技術者
			069-03 テクニカルサポート技術員
			069-04 社内情報システム技術員
			069-99 他に分類されないその他の情報処理技術者
07	その他の技術者		
071	その他の技術者		071 生産工学技術者
071-10	生産工学技術者		
071-11	生産・事務組織管理技術者		071-01 生産・工程管理技術者
071-12	品質管理技術者		071-02 品質管理技術者
			071-99 他に分類されない生産工学技術者
			079 その他の技術者
071-20	労働安全衛生技術者		079-01 労働安全衛生技術者
071-30	環境衛生技術者		079-02 環境衛生技術者
071-99	他に分類されないその他の技術者		079-99 他に分類されないその他の技術者
08	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		
081	医師		081 医師
081-10	医師		081-01 医師
082	歯科医師		082 歯科医師
082-10	歯科医師		082-01 歯科医師
083	獣医師		083 獣医師
083-10	獣医師		083-01 獣医師
084	薬剤師		084 薬剤師
084-10	薬剤師		084-01 管理薬剤師
			084-02 調剤薬剤師
			084-99 他に分類されない薬剤師
09	保健師、助産師、看護師		
091	保健師		091 保健師
091-10	保健師		091-01 保健師
092	助産師		092 助産師
092-10	助産師		092-01 助産師
093	看護師		093 看護師・准看護師
093-10	看護師		093-01 看護師
093-20	准看護師		093-02 准看護師
10	医療技術者		10 医療技術者
101	診療放射線技師		101 診療放射線技師
101-10	診療放射線技師		101-01 診療放射線技師
102	臨床検査技師、衛生検査技師		102 臨床検査技師
102-10	臨床検査技師		102-01 臨床検査技師
102-20	衛生検査技師		
103	理学療法士、作業療法士		103 理学療法士
103-10	理学療法士		103-01 理学療法士
103-20	作業療法士		10A 作業療法士
			10A-01 作業療法士
104	歯科衛生士		104 歯科衛生士
104-10	歯科衛生士		104-01 歯科衛生士
105	歯科技工士		105 歯科技工士
105-10	歯科技工士		105-01 歯科技工士
106	臨床工学技士		106 臨床工学技士
106-10	臨床工学技士		106-01 臨床工学技士
107	視能訓練士、言語聴覚士		107 視能訓練士
107-10	視能訓練士		107-01 視能訓練士

107-20	言語聴覚士		10B	言語聴覚士
11	その他の保健医療の職業		10B-01	言語聴覚士
111	栄養士		111	栄養士・管理栄養士
111-10	栄養士		111-01	栄養士
			111-02	管理栄養士
112	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師		112	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師
112-10	あんまマッサージ指圧師		112-01	あんまマッサージ指圧師
112-20	はり師		112-02	はり師
112-30	きゅう師		112-03	きゅう師
112-40	柔道整復師		11A	柔道整復師
			11A-01	柔道整復師
119	他に分類されない保健医療の職業		11B	保健医療補助者
119-10	義肢装具士		11B-01	看護助手
119-20	医療技術員		11B-02	歯科助手
119-30	医療・薬事・衛生監視員		11B-03	動物病院助手 (対応：432-99の一部)
119-31	医療監視員		11B-99	他に分類されない保健医療補助者
119-32	薬事監視員		119	他に分類されない保健医療の職業
119-33	食品衛生監視員		119-01	技士装具士
119-40	看護補助者			
119-99	他に分類されないその他の保健医療の職業		119-02	医療技術員
			119-03	医療・薬事・食品衛生監視員
			119-99	他に分類されないその他の保健医療の職業
12	社会福祉専門の職業			
121	福祉相談指導専門員		121	福祉相談指導専門員
121-10	福祉相談指導専門員		121-01	ケースワーカー
121-11	ケースワーカー			
121-12	福祉司		121-99	他に分類されない福祉相談指導専門員
121-13	心理判定員			
122	福祉施設指導専門員		122	福祉施設指導専門員
122-10	福祉施設指導専門員		122-01	生活相談員
			122-02	児童指導員
			122-03	学童保育指導員
			122-99	他に分類されない福祉施設指導専門員
123	保育士		123	保育士
123-10	保育士		123-01	保育士
124	福祉施設寮母・寮父		124	福祉施設寮母・寮父
124-10	福祉施設寮母・寮父		124-01	福祉施設寮母・寮父
129	その他の社会福祉専門の職業		129	その他の社会福祉専門の職業
129-10	その他の社会福祉専門の職業		129-01	介護支援専門員
			129-99	他に分類されない社会福祉専門の職業
13	法務の職業			
131	裁判官、検察官、弁護士		131	裁判官
131-10	裁判官		131-01	裁判官
131-20	検察官		13A	検察官
			13A-01	検察官
131-30	弁護士		13B	弁護士
			13B-01	弁護士
132	弁理士、司法書士		13C	弁理士
132-10	弁理士		13C-01	弁理士
132-20	司法書士		13D	司法書士
			13D-01	司法書士
139	その他の法務の職業		139	その他の法務の職業
139-10	公証人		139-01	公証人
139-20	特許審判官			
139-30	海難審判官・理事官			

139-40	裁判所書記官				
139-50	裁判所調査官				
139-60	調停員				
139-99	他に分類されない法務の職業			139-99	他に分類されない法務の職業
14	経営専門の職業				
141	公認会計士、税理士			141	公認会計士
141-10	公認会計士			141-01	公認会計士
141-20	会計士補		----->		(会計士補制度の廃止)
141-30	税理士			14A	税理士
				14A-01	税理士
142	社会保険労務士			142	社会保険労務士
142-10	社会保険労務士			142-01	社会保険労務士
149	その他の経営専門の職業			149	その他の経営専門の職業
149-10	中小企業診断士			149-01	経営コンサルタント
149-99	他に分類されない経営専門の職業		↑	149-99	他に分類されない経営専門の職業
15	教育の職業				
151	幼稚園教員			151	幼稚園教員
151-10	幼稚園教員			151-01	幼稚園教員
151-11	幼稚園園長				
152	小学校教員			152	小学校教員
152-10	小学校教員			152-01	小学校教員
152-11	小学校校長				
152-12	小学校教頭				
152-13	小学校養護教諭				
153	中学校教員			153	中学校教員
153-10	中学校教員			153-01	中学校教員
153-11	中学校校長				
153-12	中学校教頭				
153-13	中学校養護教諭				
154	高等学校教員			154	高等学校教員
154-10	高等学校教員			154-01	高等学校教員
154-11	高等学校校長				
154-12	高等学校教頭				
154-13	高等学校養護教諭				
155	高等専門学校教員			155	高等専門学校教員
155-10	高等専門学校教員			155-01	高等専門学校教員
155-11	高等専門学校校長				
155-12	高等専門学校助手				
156	大学教員			156	大学教員
156-10	大学教員			156-01	大学教員
156-11	学長				
156-12	大学教授				
156-13	大学助教授				
156-14	大学講師				
156-15	大学助手				
157	盲学校・ろう学校・養護学校教員			157	特別支援学校教員
157-10	盲学校・ろう学校教員			157-01	特別支援学校教員
157-11	盲学校・ろう学校校長・園長				
157-12	盲学校・ろう学校教頭				
157-20	養護学校教員				
157-21	養護学校校長・園長				
157-22	養護学校教頭				
159	その他の教育の職業			159	その他の教育の職業
159-10	専修学校教員			159-01	専修学校教員
159-20	各種学校教員			159-02	各種学校教員
159-30	職業訓練指導員			159-03	職業訓練指導員
159-40	研修施設教員			159-04	研修施設教員
159-50	きょう正指導員			159-99	他に分類されない教育の職業

159-99	他に分類されない教育の職業		
16	宗教家		
161	宗教家		161 宗教家
161-10	宗教家		161-01 宗教家
161-11	神職		
161-12	仏教僧侶		
161-13	キリスト教聖職者		
17	文芸家、記者、編集者		
171	文芸家、著述家		171 著述家
171-10	文芸作家		171-01 文芸家
171-20	脚本家		
171-30	評論家		
171-40	翻訳家		171-02 翻訳家
171-50	コピーライター		171-03 コピーライター
171-99	他に分類されない文芸家、著述家		171-99 他に分類されない著述家
172	記者、編集者		172 記者
172-10	新聞記者・編集員		172-01 新聞・放送・雑誌記者
172-11	新聞記者		
172-12	新聞論説員		
172-13	新聞編集員		172-02 テクニカルライター
172-20	放送記者・番組編成員		172-99 他に分類されない記者
172-21	放送記者		
172-22	番組編成員		
172-30	雑誌記者、図書編集者		
172-31	雑誌記者・編集者		
172-32	図書編集者		
172-99	他に分類されない記者、編集者		17A 編集者
			17A-01 新聞・雑誌・図書編集者、放送番組編成員
			17A-99 他に分類されない編集者
18	美術家、デザイナー、写真家		
181	彫刻家		181 彫刻家
181-10	彫刻家		181-01 彫刻家
182	画家、書家		182 画家、書家
182-10	画家		182-01 画家
182-11	日本画家		
182-12	洋画家		
182-13	版画家		
182-20	書家		182-02 書家
182-30	漫画家、イラストレーター		182-03 漫画家、イラストレーター
182-99	他に分類されない画家、書家		182-99 他に分類されない画家、書家
183	工芸美術家		183 工芸美術家
183-10	工芸美術家		183-01 工芸美術家
184	デザイナー		184 デザイナー
184-10	商業デザイナー		
184-11	グラフィックデザイナー		184-01 グラフィックデザイナー
184-12	ディスプレイデザイナー		184-02 ウェブデザイナー
184-20	工業デザイナー		184-03 ディスプレイデザイナー
			184-04 工業デザイナー
184-30	インテリアデザイナー		184-05 インテリアデザイナー
184-40	服飾デザイナー		184-06 服飾デザイナー
184-41	テキスタイルデザイナー		
184-99	他に分類されないデザイナー		184-99 他に分類されないデザイナー
185	写真家		185 写真家・カメラマン
185-10	営業写真家		185-01 営業写真家

185-20	カメラマン	→	185-02	カメラマン (映画・テレビカメラマンを除く)
185-21	商業カメラマン		→	185-03 映画・テレビカメラマン
185-22	報道カメラマン			
185-30	映画カメラマン			
185-31	動画カメラマン			
185-40	テレビカメラマン			
185-98	写真家助手	→	185-98	写真家・カメラマン助手
19	音楽家、舞台芸術家			
191	音楽家		191	音楽家
191-10	作曲家	→	191-01	音楽家
191-20	指揮者			
191-30	演奏家			
191-40	歌手			
191-50	邦楽師			
192	舞踊家		192	舞踊家
192-10	日本舞踊家	→	192-01	舞踊家
192-20	洋舞踊家			
192-99	他に分類されない舞踊家			
193	俳優		193	俳優
193-10	舞台俳優	→	193-01	俳優
193-11	歌舞伎俳優			
193-12	能師・狂言師			
193-20	テレビ・映画俳優			
193-30	声優			
193-99	他に分類されない俳優			
194	プロデューサー、演出家		194	プロデューサー、演出家
194-10	プロデューサー	→	194-01	プロデューサー
194-20	演出家	→	194-02	演出家
194-21	舞台演出家			
194-22	映画監督			
194-99	他に分類されないプロデューサー、演出家	→	194-99	他に分類されないプロデューサー、演出家
195	演芸家		195	演芸家
195-10	講談師、浪曲師	→	195-01	演芸家
195-20	落語家、漫才師			
195-30	奇術師			
195-40	人形使い			
195-50	コメディアン			
195-60	曲芸師			
195-99	他に分類されない演芸家			
20	その他の専門的職業			
201	カウンセラー		201	カウンセラー
201-10	カウンセラー	→	201-01	学生カウンセラー
201-11	学生カウンセラー			
201-12	職場カウンセラー			
201-13	職業相談員			
		→	201-02	職場カウンセラー
		→	201-03	職業相談員
		→	201-99	他に分類されないカウンセラー
202	個人教師		202	個人教師
202-10	学習個人教師	→	202-01	教科学習補習教師
202-20	技芸個人教師			
202-30	スポーツ個人教師			
202-99	他に分類されない個人教師	→	202-02	スポーツ個人教師
		→	202-03	語学教室教師
		→	202-04	パソコン教室教師
		→	202-99	他に分類されない個人教師
203	職業スポーツ家		203	職業スポーツ家
203-10	競技者	→	203-01	職業スポーツ家
203-20	監督・コーチ			
203-30	スポーツ審判員			
203-99	他に分類されない職業スポーツ家			
204	監督的専門公務員		209	他に分類されない専門的職業

204-10	監督的専門公務員	→	209-0A	監督的専門公務員
204-11	労働基準監督官			
204-12	船員労務官			
204-13	鉱務監督官			
204-14	建築調査員			
204-15	輸出品検査員			
204-16	特許審査官			
204-17	国税調査官			
204-18	電波監視官			
205	行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士			
205-10	行政書士	→	209-0B	行政書士
205-20	土地家屋調査士	→	209-0C	土地家屋調査士
205-30	不動産鑑定士	→	209-0D	不動産鑑定士
209	他に分類されない専門的職業			
209-10	ラジオ・テレビアナウンサー	→	209-01	ラジオ・テレビアナウンサー
209-20	通訳	→	209-02	通訳
209-30	調律師	→	209-03	調律師
209-40	照明家	→	209-04	照明家
209-50	調教師	→	209-05	調教師
209-60	司書	→	209-06	司書
209-70	社会教育主事	→		
209-99	他に分類されないその他の専門的職業	→	209-0E	学芸員
		→	209-0F	通関士
		→	209-0G	診療情報管理士
		→	209-99	他に分類されないその他の専門的職業

- (注) 1.分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
- 2.表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

3 大分類 B 管理的職業

(1) 分類体系の構成

分類項目の設定にあたって大分類 B に適用されている分類基準は、機関・組織の種類と役職である。その結果、中分類レベルには議会議員、会社・団体の役員、会社・団体の管理職の各項目が設定されている（図表 7）。管理職を議会議員、会社・団体の役員、管理職員に 3 分割する考え方は国際標準職業分類でも採用されている。日本標準職業分類と国際標準職業分類との一番大きな違いは、管理職員の細分化の方法である。前者は分類基準に組織の種類を適用して会社、特殊法人、その他の管理職員の項目を設けている。これに対して後者は、管理業務の対象分野を分類基準に掲げて事務管理部門、生産部門、ホテル・レストラン・小売店舗部門の管理職員の項目を設定している。日本標準職業分類の大分類 B は、管理職の就業者数を統計的に集計するときには全体像を容易に把握できる体系になっているが、管理業務の対象分野で項目を分けていないため職業紹介等の実務では使いにくい面がある。

大分類 B のもうひとつの特徴は、専ら経営管理を行う者だけが該当することである。経営管理とともに、それ以外の実務にも従事する者は、管理職の項目ではなく実務者の項目に位置づけられる。たとえば、自ら営業活動を行う営業課長・営業所長等は、役職は管理職であっても職業分類上は会社管理職員には該当せず、大分類 D の販売の職業（外交員）に位置づけられる。大分類 D 「販売の職業」に「321 小売店主・支配人」、「322 卸売店主・支配人」、「323 飲食店主・支配人」、「334 質屋店主・店員」の各項目が設定されているのはこの理由による。

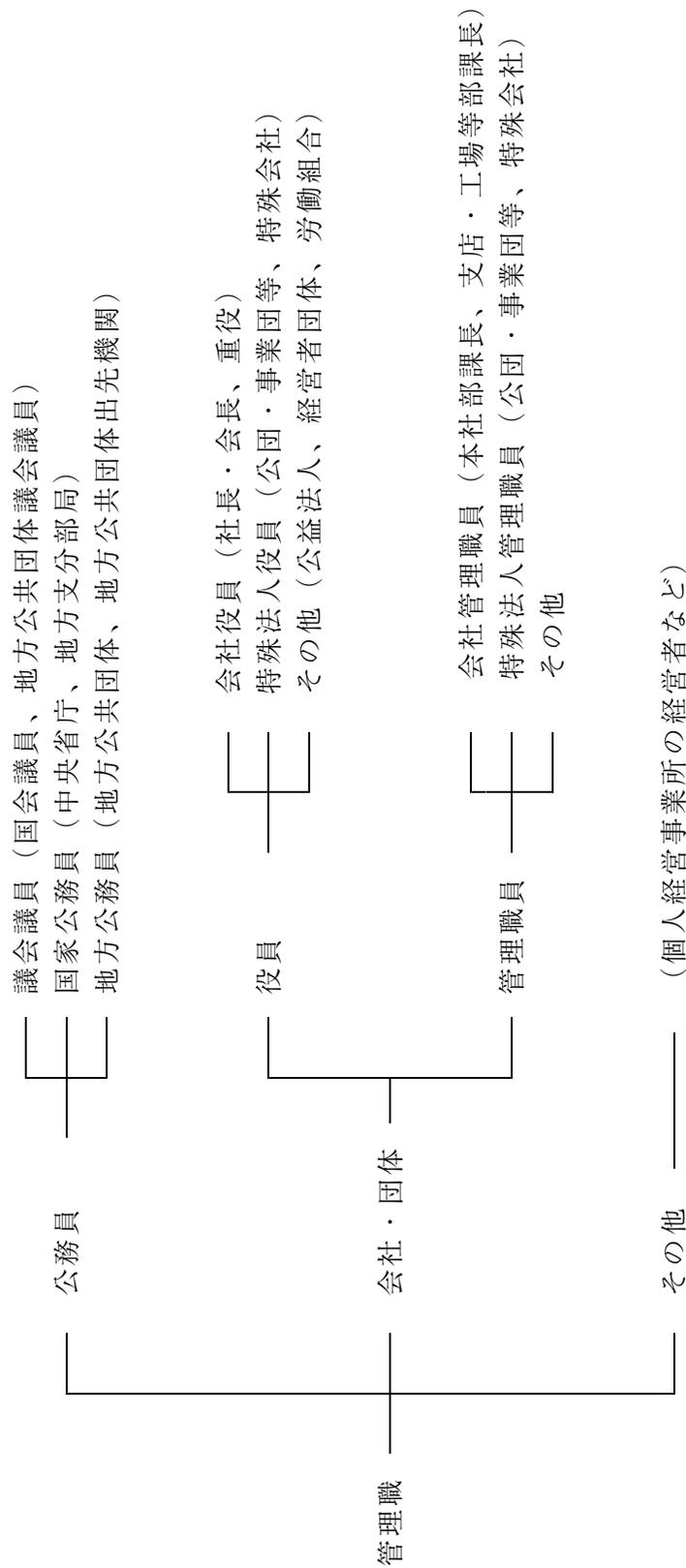
(2) 主な問題点

職業紹介業務の視点に立つと大分類 B の一番大きな問題は、管理職員の細分類項目が本社・支店・工場の組織別に設定されていて、管理業務の対象分野別に設定されていないことである。求職者の求人探索行動をみると、一般的にはそれまでの仕事経験を生かすことのできる求人を探そうとする意識が強く働いている。このため管理職の仕事を希望する求職者にとっても管理職の項目が組織別に分かれているよりも管理業務の対象分野別に分かっていたほうが求人検索が容易になると思われる。

(3) 改訂素案

大分類 B の見直し結果を総括すると図表 8 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめたものが図表 9、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 10 である。

図表7 大分類 B 「管理的職業」の構成（中・小分類項目）



（注）括弧内は細分類項目

図表 8 大分類 B「管理的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	項目名の変更	222	特殊法人の役員 → 独立行政法人・特殊法人の役員
		232	特殊法人の管理職員 → 独立行政法人・特殊法人の管理職員
細分類項目	新設	239	デイサービスセンター等の福祉施設の施設長に対応した項目として「福祉施設管理者」を設定した。
	体系の見直し	231	役職別の項目に代わり管理する部門別の項目に変更した。
		222-10、-20 232-10、-20	両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の役員」を設定した。 両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の管理職員」を設定した。
	項目名の変更	241-10	個人経営者・管理者 → 個人経営事業所の経営者・管理者

図表9 大分類 B 「管理的職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成11年改訂）	新規求人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
B 管理的職業	20,390			
21 管理的公務員	185			
211 議会議員	21		211 議会議員	
211-10 国会議員	20	20	211-01 議会議員	
211-20 地方公共団体議会議員	0	0	(分類番号の対応) 211-01：211-10、-20	○議会議員の求人申込みは例外的だと考えられる（現実には21件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に国会議員と地方議会議員に分けて項目を設定する必要性は乏しいと考えられる。
212 管理的国家公務員	46		212 管理的国家公務員	
212-10 中央省庁幹部	32		212-01 管理的国家公務員	
212-11 事務次官	0		(分類番号の対応)	
212-12 中央省庁の局長	0	32	212-01：212-10、-11～13、-20、-21～22、-30	○本項目は国家公務員の管理職である。公務員、それも管理職の求人がハローワークに申し込まれることは例外的だと考えられる（現実には46件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に国家公務員の管理職を機関別（中央政府庁、地方局、行政委員会）に設定する必要性は乏しいと考えられる。
212-13 中央省庁の課長	0			
212-20 地方支分部局幹部	9			
212-21 地方支分部局の長	5	14		
212-22 地方支分部局の課長	0			
212-30 国家行政委員会委員	0	0		
213 管理的地方公務員	118		213 管理的地方公務員	
213-10 地方公共団体の三役	54		213-01 管理的地方公務員	
213-11 知事・市町村長	0		(分類番号の対応)	
213-12 副知事・助役	0	58	213-01：213-10、-11～13、-20、-21～22	○本項目は地方公務員の管理職である。管理職の求人がハローワークに申し込まれることは例外的だと考えられる（現実には118件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に地方公務員の管理職をその機関別に設定する必要性は乏しいと考えられる。
213-13 出納長・収入役	4		-30、-31～32、-40	
213-20 地方公共団体の幹部	15			
213-21 地方公共団体の局長	1	18		
213-22 地方公共団体の課長	2			
213-30 地方公共団体出先機関の幹部	1			
213-31 地方公共団体出先機関の長	30	31		
213-32 地方公共団体出先機関の課長	0			
213-40 地方行政委員会委員	2	2		
22 会社・団体の役員	1,297		221 会社役員	
221 会社役員	1,262		221-01 会社役員	
221-10 会社社長・会長	9	9	(分類番号の対応)	○会社役員 会社法にいう役員は、取締役・会計参与・監査役を指している（329条）。会社法施行規則では、執行役・理事・監事なども役員に含まれている。一般的には執行役員までを含む意味で使用されることが多い。
221-20 会社重役	1,246	1,246	221-01：221-10、-20	○重役 一般に株式会社の取締役と監査役を指すが、執行役員を含めることもある。

					○「会社役員」と「重役」との重複 現行の項目は、社長・会長と重役は重複しないことを前提にしている。しかし、法律的にみて、また一般的な認識から言ってもこのような区分には無理がある。役員と重役はほぼ重複する。取締役の中から社長と会長を除くのであれば、現行の20「重役」は「重役（社長・会長を除く）」にしなければならない。しかし、「社長・会長」の求人は9件にすぎない。項目として設定する必要のあるものは、重役（=役員）である。
222	特殊法人の役員	4			○独立行政法人 特殊法人の大半が独立行政法人に移行していることから、小分類項目名を「独立行政法人・特殊法人の役員」に変更する。
222-10	公団・事業団等の役員	4	4	小分類項目名の変更	
222-20	特殊会社の役員	0	0	222 独立行政法人・特殊法人の役員 222-01 独立行政法人・特殊法人の役員 (分類番号の対応) 222-01 : 222-10、-20	
229	その他の法人・団体の役員	31		229 その他の法人・団体の役員	○求人 複数職業の併記された小分類項目名は、細分類レベルでそれぞれ別々の項目を設定するのが一般的であるが、求人数から判断する限り項目を細分化する必要は乏しいと考えられる。
229-10	公益法人役員	19	19	229-01 公益法人役員	
229-20	経営者団体役員	2	2	229-99 他に分類されない法人・団体の役員 (分類番号の対応)	○現行の3つの集約項目で全求人75%をしめている。その中で特に求人の多いものも公益法人役員である。経営者団体と労働組合の求人は合わせても3件にすぎない。したがって公益法人役員のみ項目を設定する。
229-30	労働組合役員	1	1		
229-99	他に分類されない法人・団体の役員	7	7	229-01 : 229-10 229-99 : 229-20、-30、-99	
23	会社・団体の管理職員	16,239		231 会社の管理職員	
231	会社の管理職員	14,516			○管理職の区分法 現在の項目は事業所における役職を分類基準にしているが、管理職を求める求人企業の本心事は応募者の管理職としての経験とその分野である。他方、応募者は通常、管理職として経験のある分野での求人を求める。したがって、管理職の項目の細分化にあたっては、担当分野を分類基準にすることが適当であると考えられる。
231-10	会社の管理職員	6,934		231-01 事務部門管理職員	○求人 全体で14500件あまり、各特掲項目には1000件以上の求人がある。求人数の分布から判断すると項目の細分化を検討すべきであると考えられる。しかし、細分化する際には、大分類Bの特殊性を考慮しなければならない。大分類Bに位置づけられる求人は、専ら経営管理の事に従事する者である。経営管理とともに当該分野の実務に従事する者は、管理職の項目ではなく、実務者の項目に位置づけられなければならない。
231-11	本社部課長	1,465	13,520	231-02 営業部門管理職員	
231-12	支店・工場等の長	3,406		231-04 生産関連管理職員	
231-13	支店・工場等の部課長	1,715		231-99 他に分類されない会社の管理職員 (分類番号の対応) 231-01 : 231- (10、-11、-13) の一部 231-02 : 231- (10、-11、-13) の一部 231-04 : 231- (10、-11、-13) の一部 231-99 : 231- (10、-11、-13) の一部、-12	
					○管理職に位置づけられる求人 大分類Bの職業定義を求人に適用すると、たとえば営業活動を行う営業課長（部長）は、231ではなく営業職の327になる。また、従来

					典型的に見られた部長・課長・係長という階層構造の役職がフラットな構造になり、管理と実務を兼務するマネージャーのような役職が生まれている。このようなマネージャーは管理職ではなく、実務者の項目に分類される。更に、小売店や飲食店の店長は、管理職ではなく、販売の職業に分類される。ハローワークインターネットで情報提供されている管理職の求人を見ると、他の分類項目に位置づけられるべきものが多く含まれている。したがって、大分類Bの現在の職業定義を維持する限り求人の多くは大分類B以外の大分類に位置づけられることになると思われる。しかし、移動すべき求人の規模が不明であること、支店や工場の長の求人が多いことに鑑みて、項目を細分化することにした。
232	特殊法人の管理職員	73			○独立行政法人 特殊法人の大半は独立行政法人に移行しているため、項目名を「独立行政法人・特殊法人の管理職員」に変更する。 ○管理職への登用は内部昇進が基本であると考えられる。ハローワークへの求人は限定的であり、法人ごとに項目を設定する必要性は乏しい。
232-10	公団・事業団等の管理職員	47	47	小分類項目名の変更	
232-20	特殊会社の管理職員	22	22	232 独立行政法人・特殊法人の管理職員 232-01 独立行政法人・特殊法人の管理職員 (分類番号の対応) 232-01 : 232-10、-20	
239	その他の法人・団体の管理職員	1,650		239 その他の法人・団体の管理職員	○福祉施設管理者 239-10の求人は1650件ある。その中で比較的多いものは、グループホームの管理者、デイサービスセンター等の福祉施設の施設長である。グループホームは、認知症高齢者や障害者が小規模の集団で住宅に居住して地域社会での生活を送る施設であり、その管理者は必ずしも経営管理の仕事だけではなく、入居者のケアにも携わることになる。したがってグループホーム管理者は大分類Bの管理職の項目には該当しない。他方、老人ホームやデイサービスセンター等の福祉施設の施設長は、本項目に該当する。実務利用の便を考慮して「福祉施設管理者」の項目を設定する。
239-10	その他の法人・団体の管理職員	1,593	1,593	239-01 福祉施設管理者 239-99 その他の法人・団体の管理職員 (分類番号の対応) 239-01 : 239-10の一部 239-99 : 239-10の一部	
24	その他の管理的職業	2,669		241 その他の管理的職業	
241	その他の管理的職業	2,669		241-01 個人経営事業所の経営者・管理者 241-99 他に分類されないその他の管理的職業 (分類番号の対応) 241-01 : 241-10 241-99 : 241-99	○個人経営事業所の経営者・管理者 現行の項目名「個人経営者・管理者」はややわかりにくいので、意味を明確にするために「個人経営事業所の経営者・管理者」に変更する。約800件の求人があり、管理職の項目の中では相対的に求人が多いので項目を設定する。 ○雑多項目 本項目に分類されている求人は多いが、その仕事内容を求人職種名から推測すると大半の求人は経営管理の仕事だけではなく、それ以外の業務も含んでいられるとみられる。したがって本項目に該当する求人は実際の求人数よりも相当少なくないと考えられる。
241-10	個人経営者・管理者	799	799		
241-99	他に分類されないその他の管理的職業	1,674	1,674		

図表10 大分類 B 「管理的職業」の細分類項目に係る新旧対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
21	管理的公務員		
211	議会議員	211	議会議員
211-10	国会議員	211-01	議会議員
211-20	地方公共団体議会議員		
212	管理的国家公務員	212	管理的国家公務員
212-10	中央省庁幹部	212-01	管理的国家公務員
212-11	事務次官		
212-12	中央省庁の局長		
212-13	中央省庁の課長		
212-20	地方支分部局幹部		
212-21	地方支分部局の長		
212-22	地方支分部局の課長		
212-30	国家行政委員会委員		
213	管理的地方公務員	213	管理的地方公務員
213-10	地方公共団体の三役	213-01	管理的地方公務員
213-11	知事・市町村長		
213-12	副知事・助役		
213-13	出納長・収入役		
213-20	地方公共団体の幹部		
213-21	地方公共団体の局部長		
213-22	地方公共団体の課長		
213-30	地方公共団体出先機関の幹部		
213-31	地方公共団体出先機関の長		
213-32	地方公共団体出先機関の課長		
213-40	地方行政委員会委員		
22	会社・団体の役員		
221	会社役員	221	会社役員
221-10	会社社長・会長	221-01	会社役員
221-20	会社重役		
222	特殊法人の役員	222	独立行政法人・特殊法人の役員
222-10	公団・事業団等の役員	222-01	独立行政法人・特殊法人の役員
222-20	特殊会社の役員		
229	その他の法人・団体の役員	229	その他の法人・団体の役員
229-10	公益法人役員	229-01	公益法人役員
229-20	経営者団体役員	229-99	他に分類されない法人・団体の役員
229-30	労働組合役員		
229-99	他に分類されない法人・団体の役員		
23	会社・団体の管理職員		
231	会社の管理職員	231	会社の管理職員
231-10	会社の管理職員	231-01	事務部門管理職員
231-11	本社部課長	231-02	営業部門管理職員
		231-04	生産関連管理職員
231-12	支店・工場等の長	231-99	他に分類されない会社の管理職員
231-13	支店・工場等の部課長		
232	特殊法人の管理職員	232	独立行政法人・特殊法人の管理職員
232-10	公団・事業団等の管理職員	232-01	独立行政法人・特殊法人の管理職員
232-20	特殊会社の管理職員		
239	その他の法人・団体の管理職員	239	その他の法人・団体の管理職員
239-10	その他の法人・団体の管理職員	239-01	福祉施設管理者
		239-99	その他の法人・団体の管理職員
24	その他の管理的職業		
241	その他の管理的職業	241	その他の管理的職業

241-10 個人経営者・管理者	→	241-01 個人経営事業所の経営者・管理者
241-99 他に分類されないその他の管理的職業	→	241-99 他に分類されないその他の管理的職業

(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

4 大分類 C 事務的職業

(1) 分類体系の構成

事務の職業は、一般事務、会計事務、営業・販売関連事務、事務用機器操作など仕事の分野別に 7 つの中分類項目が設定されている（図表 11）。それぞれの中分類項目の下位には特徴的な小分類項目が設定されているが、厚生労働省の職業分類には日本標準職業分類に設定されていない項目がふたつある。一般事務員と経理事務員である。いずれも職業紹介業務における求人・求職者の取扱量に配慮して項目が設定されている。

細分類レベルにはハローワークの職業紹介業務で使用される細かな項目が設定されているが、職業紹介や求人広告の事業者が使用する職種分類と比べると細分類項目といえども細分化の程度が必ずしも十分とはいえないものがある。たとえば、次の仕事は厚生労働省の職業分類には項目が設定されていない。経営・事業企画、法務、知的財産・特許、株式公開関連業務、株主総会関連業務、IR、購買・資材調達、販売促進、店舗開発、財務、税務、物流、カスタマーサポート、コールセンター、テレマーケティング、PC オペレーター。

(2) 主な問題点

特に大きな問題は次の 2 点である。第 1 は現実の仕事と分類項目との乖離に関する問題である。具体的には中分類の「営業・販売関連事務」と「事務用機器操作」が該当する。前者の場合、求人の増えているコールセンターオペレーターを適切に分類する項目が設定されていないという問題がある。現行の体系では、コールセンターオペレーターが担当する電話の受発信機能のうち発信あるいは受信に対応した項目が設定されているが、両機能に対応した項目は設定されていない。後者の場合、求人の多い PC 操作員（PC オペレーター、パソコン操作員など）の項目が設定されていないためにワードプロセッサ操作員、電子計算機オペレーターなど既存のいくつかの項目に誤って分類されるという問題が起こっている。

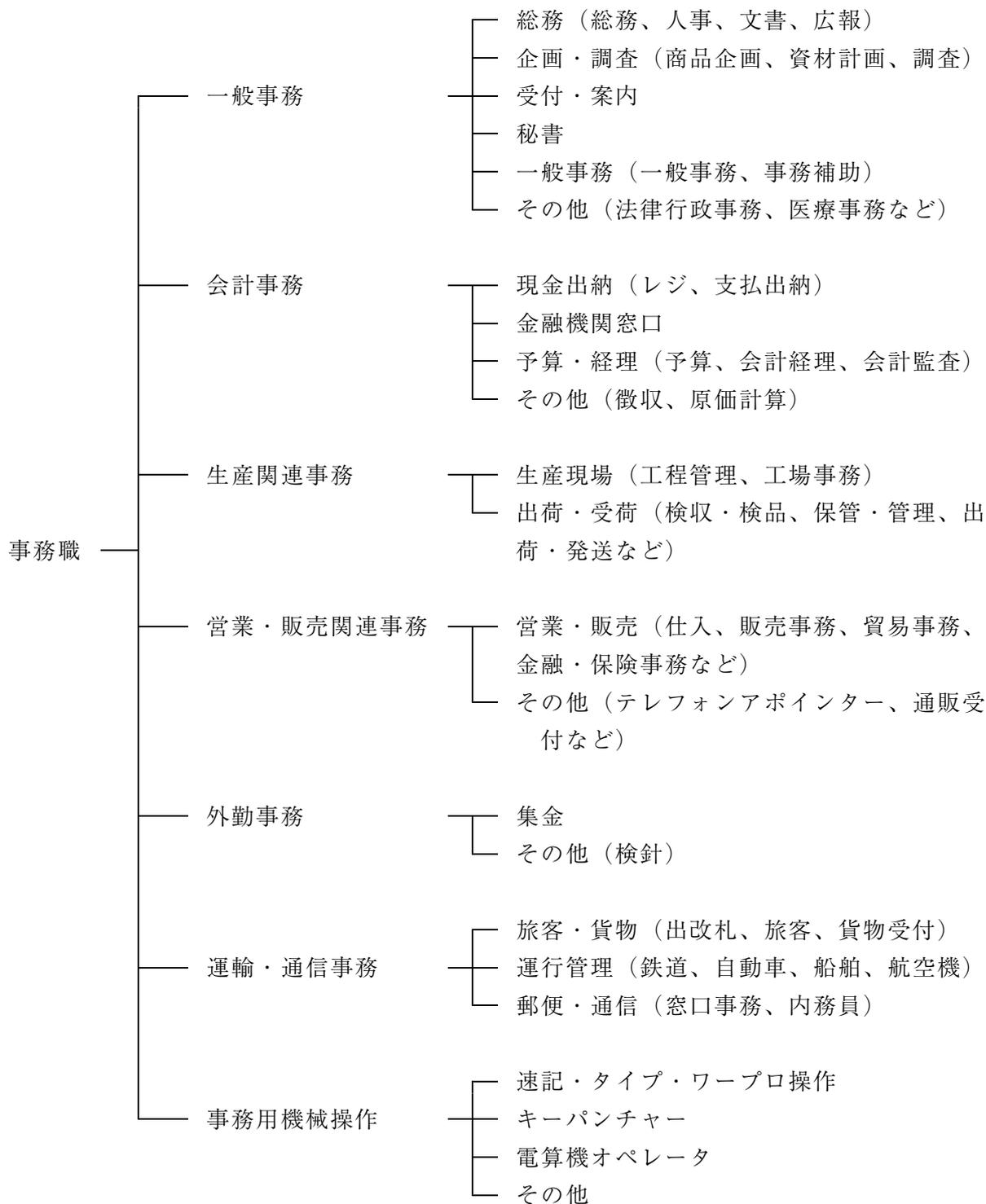
第 2 は、日本標準職業分類との整合性に関する問題である。具体的にはホテルフロント係とレジ係の位置づけに関する問題である。職業紹介業務の視点に立つと、ホテルフロント係は事務よりもサービスの職業のほうが適切であり、また、レジ係は事務よりも販売の職業のほうが適切であるとの意見がある。ホテルのフロント業務はサービスの要素を含んでおり、レジの仕事は販売に関する仕事のうち売上の決済に関係するからというのがその理由である。しかし日本標準職業分類ではこれらの職業はいずれも大分類 C に分類されている。

これ以外に考慮すべき点は、求人の量的規模である。介護保険事務や営業事務など求人が多いにもかかわらず項目の設定されていない職業がある。求人が多くても項目が設定されていない職業は、既存項目との重複などに配慮して独自の項目を設定すべきであろう。

(3) 改訂素案

図表 12 は、大分類 C の見直し結果の要点をまとめたものである。小分類項目ごとの見直し結果は図表 13 を参照されたい。また、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 14 である。

図表 11 大分類 C 「事務的職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表 12 大分類 C「事務的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類	新設	289-10、289-20、 281-99、289-99 259-20、259-99	電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員：電話を活用した事務の求人が多いため小分類レベルに項目を設定した。細分類レベルには電話の発信・受信に対応した3つの項目を設けた。医療・介護保険事務員：求人の多い医療事務員と、介護保険制度の進展に伴う保険事務関係の求人に対応するため新たに小分類レベルの項目を設定した。
	体系の見直し	313	パソコンオペレーターの求人が多いが、項目が設定されていないために求人の位置づけで混乱を招いている。これに対応するため小分類 313 を操作する機器の種類（パーソナルコンピュータ、それ以外のコンピュータ）で区分した。
	項目名の変更	251 303 311 312 313	職務範囲を明確にするために「人事」を加えた。 通信関係の事務を中分類 25 に移動したため項目名から「通信」を削除した。 細分類の「ワードプロセッサ操作員」を廃止したことともない項目名を変更した。 一般的な求人職種名である「データ入力係員」を採用した。 新たに設定した「パーソナルコンピュータ操作員」と表記を合わせるために項目名を変更した。
	新設	271-10 281-20	既に設定されている工程管理事務員に加えて生産管理事務員の項目を設定することによって生産現場における（求人が多い）主な仕事を的確に位置づけることができる。 営業事務の仕事は求人が多いが、分類表には項目が設定されていない。それらの求人が的確に位置づけられるように営業事務員の項目を設定した。
細分類	分割	253 281-40	受付業務の職務の違いを反映させるため現行の細分類項目を3分割した。 求人の中の多い金融・保険事務員の項目を金融事務員と保険事務員に分割した。
	項目名の変更	252-10 252-13 269-20 302-21、-23 303-10、-20	企画と商品の両者を設定するため前者に括弧書き（商品企画を除く）を付けた。 企画の仕事だけではなく教育・研修の仕事全体を該当させるために「企画」を削除した。 見積事務員も含まれることを明示するため「原価計算・見積事務員」に変更した。 自動車関連の3項目の違いを明確にするために項目名を変更した。 通信関係の事務を中分類 25 に移動したため項目名から「通信」を削除した。
	特掲項目の細分類独立	251-11 252-11、-13 271-11 301-11 302-21～23	求人の中の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 人事事務員 商品企画事務員、教育・研修事務員 工程管理事務員 有料道路料金収受員 貨物運送事務員、旅客自動車運行事務員、配車事務員
	雑多項目（-99）から細分類に引き上げた職業	259-99 319-10	士業事務所事務員 パーソナルコンピュータ操作員

図表 13 大分類 C「事務的職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）	新規求人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
C 事務的職業	780,487			
25 一般事務の職業	478,748			
251 総務事務員	45,365			
251-10 総務事務員	29,596		小分類項目名の変更	○職業分類上の総務事務員の範囲の違い 職業紹介事業者・求人広告事業者の職種分類をみると、本項目に対応する職種として設定されているものは、総務、人事、広報、労務、法務、教育研修である。これらの項目は、管理（又は事務）部門の下位階層に設定された小分類項目である。民間事業者は、総務、人事、広報等の仕事は、それぞれ職務範囲を共有しないものとして独立の項目を設定している。これに対して ESCO では、人事や広報の仕事は総務の仕事の一部であるという見方をしている。ESCO が会社組織の「部」のレベルで総務の仕事を区分しているのに対して民間事業者は「課」のレベルで総務の仕事をしている職種を設定していることが両者の違いになっているといえる。 ○求人件数と管理部門の区分 全求人 65%は集約コードに分類されている。また、求人約 1/4 は人事係事務員に位置づけられている。したがって総務事務員と人事事務員の項目を設定する必要がある。これら 2 項目を設定して、更に文書係や広報係がこの小分類に位置づけられるようにするための工夫として小分類項目名を総務・人事事務員に修正し、細分類レベルに総務事務と人事事務の項目を設けた。
251-11 人事係事務員	12,382	43,723	251 総務・人事事務員	
251-12 文書係事務員	858		251-01 総務事務員	
251-13 広報係事務員	887		251-02 人事事務員	
			(分類番号の対応) 251-01 : 251-10、-12、-13 251-02 : 251-11	
252 企画・調査事務員	23,476		252 企画・調査事務員	
252-10 企画事務員	14,866		252-01 企画係事務員（商品企画を除く）	○企画事務員 民間事業者の職種分類では、企画事務員は販促・商品・営業企画/広告宣伝と経営・事業企画のふたつの項目に大別され、更にそれぞれ項目が細分化されている。他方、それらに対応する ESCO の項目をみると、設定されているのは商品企画だけである。この両者の違いが現行-10 に企画事務員の求人約 75%が集中していること の主な理由といえる。企画事務員を商品企画とそれ以外の企画に分割して、それぞれに対応する項目を設定する。 ○教育研修事務 教育研修事務の仕事は、研修計画の作成からその実施にわたるまでのすべての事務的な仕事を含んでいるが、現行の名称「教育・研修企画事務員」では実際の仕事内容を適切に表現していないので、「教育・研修事務員」に改称する。 ○調査事務の仕事は現行の項目をそのまま維持する。 ○本項目に対応する日本標準職業分類の項目名は
252-11 商品企画事務員	2,483	19,916	252-02 商品企画事務員	
252-12 資料計画係事務員	229		252-03 教育・研修事務員	
252-13 教育・研修企画事務員	2,338		252-04 調査事務員	
252-20 調査事務員	2,911	2,911	(分類番号の対応) 252-01 : 252-10、-12 252-02 : 252-11 252-03 : 252-13 252-04 : 252-20	

「企画事務員」である。その職業例示にはマーケティング・リサーチャーがあり、また統計センターの「職業分類索引」には調査員（市場調査）、研修事務員が採録されているが、その位置づけは中分類25であり、必ずしも252とはかぎらない。			253 受付・案内事務員	58,137		
○会社・団体受付係 本項目に分類されている求人は58万件と多いが、項目は細分化されていない。このため受付係の代表的な職場である会社や団体の受付係を設定する。 ○ホテル・旅館フロント係 ハローワーク調査では、サービスの職業への移動を望む意見が多数あった。受付の仕事は受付と接客のうちどちらが主であるかによって位置づけが異なる（その判断は日本標準職業分類の考え方に準じている）。標準職業分類への準拠を前提にすると、フロント係を日標と異なる大分類に移動することは適当ではない。 ○医療機関・調剤薬局の受付係 歯科受付係は求人が相対的に多い。しかし、一般的には受付の他に、レセプト事務やレジなどの仕事を含む仕事全体を指して歯科受付と呼ぶことが多いと考えられる。したがって歯科受付は受付事務員の項目ではなく、医療事務員の項目のほうが適切である。病院受付や薬局受付の仕事も歯科受付と同様に考えるべきである。	253-01 会社・団体受付係 253-02 ホテル・旅館フロント係 253-99 他に分類されない受付・案内事務員 (分類番号の対応) 253-01：253-10の一部 253-02：253-10の一部 253-99：253-10の一部	56,720	254 秘書	3,190		
○約3200件の求人がある。秘書の仕事は、誰に対する秘書であるかによって多少の違いがあるが、分類項目を細分化しなければならぬといほどの違いとは考えられない。		254-01 秘書 (分類番号の対応) 254-01：254-10	255 一般事務員	3,179		
○一般事務員の仕事に対する見方 一般事務員は日本標準職業分類には設定されていない。それは、複数の分類項目に関係する仕事に従事している場合には、ある特定の仕事に対応する分類項目に分類するという方針をとっているからである。これに対してESCOでは、複数の分類項目に関係する仕事をひとつの職業として認知して、一般事務員の項目を設定している。 ○一般事務の仕事に対する認識 一般事務員という名称は、ESCOだけではなく、求人広告事業者・職業紹介事業者の職種分類にも広く見られる。求人企業・求職者ともに特定の仕事に限定されない事務の仕事を一般事務として認識している。したがって一般事務員の項目は維持すべきである。 ○一般事務員は、小分類項目の中では営業職、販売員に次いで3番目に求人の多い項目である(27.6万人)。しかし、仕事内容は求人企業によって多種多様であり、それ故に特定の仕事をもって項目を細分化することは困難である。求人は、仕事を特定できな	255-01 一般事務員 255-97 事務補助員 (分類番号の対応) 255-01：255-10 255-97：255-97	276,037 12,422	291,263	276,037 12,422		

259	その他の一般事務の職業	57,317			いからこそ一般事務員の項目に位置づけられているのである。
259-10	法律行政事務員	1,643		259-20の小分類格上げ	<p>○医療・介護保険事務員 医療事務員の求人は、企画・調査事務員のそれよりも多く、総務事務員のそれと比肩できるほど多い。保険請求の仕事は健康保険だけではなく、介護保険もある。このため医療事務と介護保険関係の仕事併せて新たに小分類レベルの項目を設定する。</p> <p>細分類レベルでは医療事務員と介護保険事務員に分けて項目を設定することも可能であるが、医療健康事務と介護保険事務の両方を仕事内容とする求人（たとえば病院の求人）があることから両者を分けることはしない。</p> <p>○行政事務員 この項目は、法律にもとづく行政上の事務の仕事である。すなわち公務員の項目である。求人は臨時任用職員などが中心になっていると思われ。しかし、臨時職員だけで約3000件の求人があることは難しい。ハローワークインターネットに掲載された求人を見ると、行政機関の臨時任用職員に加えて法律事務所・会計事務所・特許事務所・社会保険労務士事務所などから求人申込みのあった事務の仕事がこの項目に位置づけられている。たとえば、特許事務所の事務員の求人は259-13「特許書記」に分類されている可能性が高い。それらの求人を選択的に位置づけるために「士業事務所事務員」の項目を新設する。ここに分類されるものは、中分類25・26の既存の項目に該当しない事務の仕事に従事する者である。これにともない「法律行政事務員」の項目を廃止する。</p>
259-11	戸籍事務員	5		25A 医療・介護保険事務員	
259-12	登記事務員	233	2,910	25A-01 医療・介護保険事務員	
259-13	特許書記	1,019		(分類番号の対応)	
259-14	著作権係事務員	10		25A-01：259-20、-99の一部	
259-20	医療事務員	43,333	43,333		
259-30	船舶パーサー	43	43		
259-99	他に分類されない一般事務の職業	10,024	10,024	259 その他一般事務の職業	
				259-01 士業事務所事務員	
				259-99 他に分類されない一般事務の職業 (分類番号の対応) 259-01：259-99の一部 259-99：259-10、-11～14、30、-99の一部	
26	会計事務の職業	94,762			<p>○日標との整合性 レジ係のうち、商品の精算と販売を行う者（たとえば小売店などのレジ係）は標準職業分類では販売の職業（324 販売店員）に位置づけられている。日標と位置づけの異なるものがあることはやむを得ないが、大分類が異なることは望ましくない。ハローワーク調査でも仕事の実態にあわせて販売の職業に移動すべきであるという意見が多数あった。これらのことに鑑みてレジ係（261-11）のうち「商品の精算と販売の業務に従事する者」は販売店員（324）の項目に移動する。</p> <p>○レジ係のうち代金・料金の精算だけを行う者（たとえばスーパーマーケットのレジ係）は、標準職業分類でも本項目に位置づけられているが、その仕事内容は販売に該当すると考えられるので精算のみを行う者も販売店員（324）に移動する。</p> <p>○小分類261に分類された求人は約1.6万件、その94%はレジ係で</p>
261	現金出納事務員	15,906		261 現金出納事務員	
261-10	現金出納事務員	744		261-01 現金出納事務員	
261-11	レジ係	14,938	15,829	(分類番号の対応)	
261-12	支払出納事務員	147		261-01：261-10、-11の一部、-12	

							ある。レジ係を販売店員に移動すると残りの求人とは900件程度である。項目を細分類する必要性は乏しいと考えられる。
262	金融機関窓口事務員	3,118			262	金融機関窓口事務員	
262-10	金融機関窓口事務員	2,792	3,066		262-01	金融機関窓口事務員	○求人 求人の約90%は集約コードに位置づけられている。窓口事務員は、預貯金の受け入れ・払い出し、為替などの各種の事務処理から決済までの業務を基本的にはすべて行うので、項目の細分化は不要であると考えられる。
262-11	預貯金係員	274				(分類番号の対応) 262-01：262-10、-11	
263	予算・経理事務員	74,007			263	予算・経理事務員	
263-10	予算係事務員	1,148	1,148		263-01	予算係事務員	○日標との整合性 日標には本項目は設定されていない。日標における経理事務員の位置づけは269の雑多項目である。しかしハローワークでは経理関係の求人が多く(7.4万人)、小分類に独立項目を設けることが適当である。
263-20	会計経理事務員	27,969			263-02	会計経理事務員	○求人 求人の最も多い経理事務員を独立項目にすると、その次に求人の多い会計経理事務員を設定することができなくなる(経理事務員は会計経理事務員の低位階層の項目)。このため設定する項目は会計経理事務員とする。
263-21	経理事務員	42,811	71,433		263-03	会計監査係員	○民間事業者における経理職の区分 民間事業者の職種分類に設定されている経理関連の職種は、財務、経理の2項目が多い。これとは別に会計の項目を設定している事業者もある。財務の仕事は会計業務に含まれることから上述の「会計経理事務員」の項目が、民間事業者の財務・経理・会計の項目に該当することになる。
263-22	年度係事務員	653				(分類番号の対応) 263-01：263-10 263-02：263-20、-21～22 263-03：263-30	
263-30	会計監査係員	434	434				
269	その他の会計事務の職業	1,731			269	その他の会計事務の職業	
269-10	徴収事務員	173			269-01	徴収事務員	○相対的に求人の多い職種を設定する。
269-11	関税徴収係員	1			269-02	原価計算・見積事務員	○徴収の仕事は、税金の徴収、社会保険料の徴収、公共料金の徴収に大別される。このうち求人が特に多いのは社会保険料の徴収である(徴収事務員全体の約4割をしめる)。しかし求人は全体で約600件程度なので、項目としては徴収事務員を設定する。
269-12	徴税係員	47	602			(分類番号の対応) 269-01：269-10、-11～14 269-02：269-20	○項目名の変更 原価計算事務員には、製品の製造原価を計算する者、建設工事等の費用の積算を行う者、その他の見積を行う者が含まれる。現在の項目名では後者の者が含まれていることが明確ではない。このため項目名を原価計算・見積事務員に変更する。
269-13	社会保険料徴収係員	254					
269-14	料金係事務員	127					
269-20	原価計算事務員	1,043	1,043				
27	生産関連事務の職業	40,054			271	生産現場事務員	
271	生産現場事務員	20,034			271-01	生産管理事務員	○生産管理と工程管理 ハローワークインターネットで求人職種をみると、特に多いのは生産管理と工程管理である。その次に多いのは品質管理である。
271-10	生産現場事務員	9,918	18,982		271-02	工程管理事務員	
271-11	工程管理事務員	8,342			271-99	他に分類されない生産現場事務員	
271-12	工場事務員	722					

281-43	証券係事務員	420	(分類番号の対応)	281-20の項目名を営業事務員に変更した場合には、元々この項目に含まれていたカウンターセーラーの仕事を雑多項目(281-99)に移動させなければならぬ。これを避けるために販売係事務員の中から営業事務員を抜き出す形で項目を設定する。
281-44	保険調査員	238	281-01：281-10	○営業アシスタント 「営業アシスタント」という職種名での求人も多い。仕事内容は、営業事務であったり、営業員の補助であったりする。営業事務の仕事が中心になる営業アシスタントは「営業事務員」の項目に位置づけるのが適当であるが、営業員のアシスタントである営業アシスタントは、その取り扱うものごとによって設定されている営業員の項目に位置づけるべきである。
281-45	損害査定係事務員	402	281-02：281-20の一部、-21～22	
281-46	保険金支払係事務員	46	281-03：281-20の一部	
281-99	他に分類されない営業・販売事務員	5,263	281-04：281-30	
			281-05：281-40の一部、-41～43 281-06：281-40の一部、-44～46 281-99：281-99	
289	その他の営業・販売関連事務の職業	36,006	小分類項目の新設	○カウンターサポーター 民間事業者の職種分類は、カスタマーサポーター(カスタマーサービス、ユーザーサポートなど)の項目を設定しているものが多い。位置づけは、事務、営業、販売、サービスなど事業者によって異なる。ESCOでは販売後のサービスや苦情処理を担当する顧客サービスの仕事(顧客相談窓口事務)は281に位置づけている。しかし、分類項目として設定されていないので、281-99だけではなく289-99に分類されている求人も多い。顧客からの相談は電話等の通信手段を用いたものが多い。電話等の各種通信手段を介した受信に関する仕事ととらえることができる。同様な仕事には通販の受付などがある。他方、電話の送信に関連する仕事がある。商品の紹介や調査などである。これら電話の送受信に係る仕事は289(電話による調査は252企画・調査事務員)に設定されている。これらの仕事は求人が多いので、小分類レベルに独立した項目を設定することが望ましい。
289-10	テレフォニアポインター	17,114	17,114	
289-20	通信販売受付事務員	4,698	4,698	
				○各種の通信手段を用いた営業・販売関連の仕事 電話を用いた営業・販売及び顧客サービスの求人が多い。

289-99	他に分類されない営業・販売関連事務の職業	13,260	13,260	13,260	28A 電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員 28A-01 電話勧誘販売事務員 28A-02 通信販売受付事務員 28A-03 顧客相談窓口事務員 (分類番号の対応) 28A-01：289-10 28A-02：289-20 28A-03：289-99の一部
289	その他の営業・販売関連事務の職業				289-01 その他の営業・販売関連事務の職業 (分類番号の対応) 289-01：289-99の一部
29	外勤事務の職業	2,273			
291	集金人	1,484			291 集金人
291-10	集金人	1,473		1,473	291-01 集金人 (分類番号の対応) 291-01：291-10
299	その他の外勤事務の職業	789			299 その他の外勤事務の職業
299-10	検針員	164			299-01 検針員
299-11	電気メーター検針員	8		381	299-99 他に分類されない外勤事務の職業 (分類番号の対応)
299-12	ガスメーター検針員	121			
299-13	水道メーター検針員	88			299-01：299-10、-11～13
299-99	他に分類されない外勤事務の職業	399		399	299-99：299-99
30	運輸・通信事務の職業	10,416			
301	旅客・貨物係事務員	2,924			301 旅客・貨物係事務員
301-10	運輸出改札係	684		1,789	301-01 運輸出改札係
301-11	有料道路料金収受係員	1,105			301-02 有料道路料金収受員
301-20	旅客係	96		506	301-03 旅客係
301-21	鉄道旅客係	35			301-04 貨物受付事務員
301-22	航空旅客係	375			(分類番号の対応)
301-30	貨物受付事務員	199		294	301-01：301-10
301-31	小荷物係	95			

小分類 289 に分類された求人のは大半はこれらの仕事の仕事に関連するものである。電話による営業・販売関連の仕事は一般にテレマーケティングとアウトバウンド方式（発信）がある。現行の項目はこの発信と発信に対応する代表的な仕事を設定している。前者が通信販売受付事務員、後者がテレフォンポインターである。電話の発信側は、テレフォンポインター等の電話による商品販売の勧誘員である。他方、受信側は、電話だけではなく FAX・Eメール・ウェブを介した顧客からの苦情受付・問い合わせ受付、注文受付の窓口事務員である。したがって現在設定されている項目の範囲を拡大して、受信側、発信側のそれぞれの項目を設定した。

○コールセンター

289-99の求人にはコールセンターオペレーターが多い。コールセンターは電話の送受信の機能を持っている。しかし、オペレーターが受信と発信の両方の仕事をしているわけではなく、通常はどちらかの仕事に特化している。このためコールセンターの項目は設定せず、求人の仕事内容によって受信あるいは発信のいずれかの仕事に対応した分類項目に分類することになる。

○中古自動車査定人

現在 289-99 に位置づけられているが、バック・時計等の中古品査定・買取人の仕事内容と同一であるため 339-99 に移動する。

○求人は 1500 件近くある。仕事内容からみて項目を細分化する必要性は低いと考えられる。現状の項目をそのまま維持する。

○検針員の求人は 370 件程度であり、仕事内容からみて項目を細分化する必要性は低いと考えられる。

○貨物受付事務員
求人規模から判断して運輸出改札係と旅客係の項目を設定することは適当であるとと考えられる。一方、貨物受付事務員の求人は 300 件弱である。他の項目に比べて求人規模が小さいが、運輸に関する業務の中で貨物に係る仕事を欠かすことはできないので、項目として設定する。

○有料道路の料金収受員

					301-02 : 301-11 301-03 : 301-20、-21~22 301-04 : 301-30、-31		料金収受員は出改札係に含まれる項目であるが、求人数が出改札係の倍近くある。項目の包含関係からみると両方の項目を設定することはやや不適切とも考えられるが、実務利用の便宜を考慮して両者を設定することとした。
302	運行管理事務員	6,463		302 運行管理事務員			
302-10	鉄道運行管理事務員	84	84	302-01 鉄道運行管理事務員			○求人の多寡 運行管理の対象は、鉄道、自動車、船舶、航空機である。求人は、自動車以外では少ない。これらの職業は運輸交通機関になくはならないものなので、求人数の多寡にかかわらず項目を設定する。 ○自動車の運行管理 求人が多い。中でも配車係は小分類全体の6割弱をしめる。更に貨物自動車と旅客自動車の求人も多いので、貨物自動車、旅客自動車、配車の3者を項目として設定する。
302-11	鉄道運転計画事務員	0	0	302-02 貨物自動車運行管理事務員			
302-20	道路運行管理事務員	833	833	302-03 旅客自動車運行管理事務員			
302-21	貨物運送事務員	748	748	302-04 自動車配車事務員			
302-22	旅客自動車運行事務員	625	625	302-05 船舶運航管理事務員			
302-23	配車事務員	3,803	3,803	302-06 航空運行管理事務員			
302-30	船舶運航管理事務員	126	126	(分類番号の対応)			
302-31	配船・運航計画事務員	14	14	302-01 : 302-10、-11			
302-40	航空運行管理事務員	18	18	302-02 : 302-20の一部、-21			
302-41	航空ディスプレイパッチャー	2	2	302-03 : 302-20の一部、-22 302-04 : 302-20の一部、-23 302-05 : 302-30、-31 302-06 : 302-40、-41			
303	郵便・通信事務員	833		小分類項目名の変更			
303-10	郵便・通信窓口事務員	256	256	303 郵便事務員			○窓口事務員 求人は集約コードに集中している。また、内務員の主な仕事は郵便物の区分整理である。したがって窓口事務員と内務事務員のふたつの項目を設定する。 ○通信事務員 「通信」は小分類項目名の一部になっているが、それに対応する細分類項目は設定されていない。電報については、郵便局がレタックスと呼ばれるファックスを用いた電信サービスを、NTTとKDDIが電報サービスを提供している。これらのサービスに従事する者の規模が小さいのであれば、小分類項目名から「通信」を削除すべきであらう。通信事務員の異動先は、中分類25の一般事務の職業が適当であらう（小分類309は廃止するので移動できない）。
303-11	特殊郵便係員	0	0	303-01 郵便窓口事務員			
303-12	小包係員	16	16	303-02 郵便内務事務員			
303-20	郵便・通信内務事務員	221	221	(分類番号の対応)			
303-21	区分整理係員	315	315	303-01 : 303-10、-11~12			
303-22	継送係員	0	0	303-02 : 303-20、-21~22			
309	その他の運輸・通信事務の職業	196		項目の廃止			
309-10	その他の運輸・通信事務の職業	190	190				○日標との整合性 本項目は日標には設定されていない。 ○求人職種 実際の求人職種は、大半が大分類H「運輸・通信の職業」に分類されるべきものであり、残りは他の事務の分類項目に分類される職種である。
31	事務用機器操作の職業	26,114					

311	速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員	1,583			小分類項目名の変更 311 速記者、タイピスト 311-01 速記者 311-02 タイピスト (分類番号の対応) 311-01 : 311-10 311-02 : 311-20、-21~22 311-30 : 廃止	○速記者とタイピストは職務が明確である。項目として設定する。 ○ワードプロセッサ操作員 ワードプロセッサはパソコンに代替されているといえる。このためワードプロセッサ操作員の項目を廃止する。ワードプロセッサ操作員の仕事とほぼ同等な仕事（パソコンを使った文書作成など）に従事する者は、313に設定する「パーソナルコンピュータ操作員」に分類する。 ○パソコンのワードプロソフト パソコンのワードプロソフトを操作して文書を作成する作業に従事するものをワードプロセッサ操作員に該当させることも可能である。しかし、求人の仕事内容をみるとパソコン操作に従事するものはワードプロソフトで文書を作成するだけでなく、表計算ソフトを使ったデータの入力・加工作業、情報の管理なども含まれている。したがって、ワードプロソフトの操作に限定して項目を設定することは現実的ではない。
312	キーパンチャー	3,229			○項目名の変更 キーパンチャーはデータ入力の仕事に携わる仕事として広く認知されていると考えられるが、求人申込みはデータ入力、入力オペレーター、入力作業/業務、データエントリオペレーターなどの名称が主流である。したがって項目名を実際の求人職種にあわせて「データ入力係員」に変更する。	
312-10	キーパンチャー	3,059	3,059		小分類項目名の変更 312 データ入力係員 312-01 データ入力係員 (分類番号の対応) 312-01 : 312-10	
313	電子計算機オペレーター	13,873			○求人 14000件弱の求人がある。国調の電気計算機オペレーターの就業者(11万人)に比べて求人が多すぎると考えられる。ハローワークの求人に多いパソコンオペレーター（パソコン操作員等の類似の職種名を含む）のうち一部が311-30ワードプロセッサ操作員や本項目に分類されているものとみられる。 ○電子計算機操作員 電子計算機オペレーターは、電子計算機又はそれとつながっている端末機器を操作して情報の入力・加工等を行う仕事に従事している。求人職種にはオペレーターの名称が用いられることが多いが、主たる仕事はコンピュータの操作であり、それを明示するために小分類項目名は「電子計算機操作員」にする。 ○電子計算機とパソコンの操作業務 日標ではパーソナルコンピュータの操作員を319に分類している。しかし本項目とパーソナルコンピュータ操作員の職務の違いが明確ではない。両者の違いが明らかになるようにコンピュータの	
313-10	電子計算機オペレーター	13,575	13,575		小分類項目名の変更 313 電子計算機操作員 313-01 電子計算機操作員 (パーソナルコンピュータを除く) 313-02 パーソナルコンピュータ操作員 (分類番号の対応) 313-01 : 313-10の一部 313-02 : 319-10の一部	

				<p>種類で項目を分け、パーソナルコンピュータ操作員とそれ以外の電子計算機操作員（汎用コンピュータ操作員、サーバ操作員など）の2項目を設定する。</p> <p>○パソコン操作員</p> <p>パソコン操作の求人は、ワード・エクセルの操作を要件にするものが多い。仕事は、事務データの入力、文書作成、情報管理などである。この項目を設定することによって、これまでキーバンチャーターや電子計算機オペレーターの項目に分類されていた、それほど高いスキルレベルを求めない求人を一括して位置づけることができるようになる。なお、日標ではパーソナルコンピュータ操作員を319に位置づけているため、ESCOと日標では小分類レベルで位置づけの違いが生じることになる。</p>
<p>319 その他の事務用機器操作の職業</p> <p>319-10 その他の事務用機器操作の職業</p>	<p>7.429</p> <p>6.831</p>	<p>6.831</p>	<p>319 その他の事務用機器操作の職業</p> <p>319-01 その他の事務用機器の職業</p> <p>(分類番号の対応)</p> <p>319-01 : 319-10</p>	<p>○雑多項目 (319-10) に分類された求人職種</p> <p>求人職種の中で特に多いものは、データ入力・入力業務・入力オペレーター（いずれも312キーバンチャーターに該当）とパソコン関係（パソコンオペレーター、パソコン操作/業務/事務/入力）である。それ以外にもOA関係（OA機器操作、OA事務）の求人が多い。データ入力の仕事は、2つに区分できる。キーバンチャーターの仕事とパソコンを使った比較的簡易な入力作業（キーバンチャーターのようなスキルは求められない）である。キーバンチャーターは小分類項目が設定されているが（312）、事務的なデータ入力の仕事は分類項目が設定されていない。一方、パソコンを操作してさまざまな書類・文書を作成する仕事は、求人が多いが、位置づけが明確ではないため、311-30ワードプロセッサ操作員や313-10電気計算機オペレーター項目にも分類されているものとみられる。このためパソコン操作の仕事に従事する者を位置づける項目として「パーソナルコンピュータ操作員」を313の細分類レベルに新たに設けた。</p>

図表14 大分類C「事務的職業」の細分類項目に係る新旧対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
25	一般事務の職業		
251	総務事務員	251	総務・人事事務員
251-10	総務事務員	251-01	総務事務員
251-11	人事係事務員	251-02	人事事務員
251-12	文書係事務員		
251-13	広報係事務員		
252	企画・調査事務員	252	企画・調査事務員
252-10	企画事務員	252-01	企画係事務員（商品企画を除く）
252-11	商品企画事務員	252-02	商品企画事務員
252-12	資材計画係事務員		
252-13	教育・研修企画事務員	252-03	教育・研修事務員
252-20	調査事務員	253-04	調査事務員
253	受付・案内事務員	253	受付・案内事務員
253-10	受付・案内事務員	253-01	会社・団体受付係
		253-02	ホテル・旅館フロント係
		253-99	他に分類されない受付・案内事務員
254	秘書	254	秘書
254-10	秘書	254-01	秘書
255	一般事務員	255	一般事務員
255-10	一般事務員	255-01	一般事務員
255-97	事務補助員	255-97	事務補助員
259	その他の一般事務の職業	25A	医療・介護保険事務員
259-10	法律行政事務員	25A-01	医療・介護保険事務員
259-11	戸籍事務員		
259-12	登記事務員		
259-13	特許書記		
259-14	著作権係事務員	259	その他の一般事務の職業
259-20	医療事務員	259-01	士業事務所事務員
259-30	船舶パーサー		
259-99	他に分類されない一般事務の職業	259-99	他に分類されない一般事務の職業
26	会計事務の職業		
261	現金出納事務員	261	現金出納事務員
261-10	現金出納事務員	261-01	現金出納事務員
261-11	レジ係		大分類D（324販売店員）に移動
261-12	支払出納事務員		
262	金融機関窓口事務員	262	金融機関窓口事務員
262-10	金融機関窓口事務員	262-01	金融機関窓口事務員
262-11	預貯金係員		
263	予算・経理事務員	263	予算・経理事務員
263-10	予算係事務員	263-01	予算係事務員
263-20	会計経理事務員	263-02	会計経理事務員
263-21	経理事務員		
263-22	用度係事務員		
263-30	会計監査係員	263-03	会計監査係員
269	その他の会計事務の職業	269	その他の会計事務の職業
269-10	徴収事務員	269-01	徴収事務員
269-11	関税徴収係員		
269-12	徴税係員		
269-13	社会保険料徴収係員		
269-14	料金係事務員		
269-20	原価計算事務員	269-02	原価計算・見積事務員
27	生産関連事務の職業		
271	生産現場事務員	271	生産現場事務員
271-10	生産現場事務員	271-01	生産管理事務員

271-11	工程管理事務員		271-02	工程管理事務員
271-12	工場事務員		271-99	他に分類されない生産現場事務員
272	出荷・受荷係事務員		272	出荷・受荷係事務員
272-10	受入係員		272-01	受入係員
272-11	クリーニング注文受入事務員			
272-12	写真DPE注文受入事務員			
272-20	検収・検品係員		272-02	検収・検品係員
272-30	保管・管理係員		272-03	保管・管理係員
272-40	出荷・発送係員		272-04	出荷・発送係員
272-41	船積出荷係員			
28	営業・販売関連事務の職業			
281	営業・販売事務員		281	営業・販売事務員
281-10	仕入係事務員		281-01	仕入係事務員
281-20	販売係事務員		281-02	販売係事務員
281-21	信用調査係員			
281-22	サービス係事務員			
			281-03	営業事務員
281-30	貿易係事務員		281-04	貿易係事務員
281-40	金融・保険事務員		281-05	金融事務員
281-41	貸付調査係事務員			
281-42	貸付融資係事務員			
281-43	証券係事務員			
			281-06	保険事務員
281-44	保険調査員			
281-45	損害査定係事務員			
281-46	保険金支払係事務員			
281-99	他に分類されない営業・販売事務員		281-99	他に分類されない営業・販売事務員
289	その他の営業・販売関連事務の職業		28A	電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員
289-10	テレフォンアポインター		28A-01	電話勧誘販売事務員
289-20	通信販売受付事務員		28A-02	通信販売受付事務員
289-99	他に分類されない営業・販売関連事務の職業		28A-03	顧客相談窓口事務員
			289	その他の営業・販売関連事務の職業
			289-01	その他の営業・販売関連事務の職業
29	外勤事務の職業			
291	集金人		291	集金人
291-10	集金人		291-01	集金人
299	その他の外勤事務の職業		299	その他の外勤事務の職業
299-10	検針員		299-01	検針員
299-11	電気メーター検針員			
299-12	ガスメーター検針員			
299-13	水道メーター検針員			
299-99	他に分類されない外勤事務の職業		299-99	他に分類されない外勤事務の職業
30	運輸・通信事務の職業			
301	旅客・貨物係事務員		301	旅客・貨物係事務員
301-10	運輸出改札係		301-01	運輸出改札係
301-11	有料道路料金収受係員		301-02	有料道路料金収受員
301-20	旅客係		301-03	旅客係
301-21	鉄道旅客係			
301-22	航空旅客係			
301-30	貨物受付事務員		301-04	貨物受付事務員
301-31	小荷物係			
302	運行管理事務員		302	運行管理事務員
302-10	鉄道運行管理事務員		302-01	鉄道運行管理事務員
302-11	鉄道運転計画事務員			
302-20	道路運行管理事務員			
302-21	貨物運送事務員		302-02	貨物自動車運行管理事務員
302-22	旅客自動車運行事務員		302-03	旅客自動車運行管理事務員
302-23	配車事務員		302-04	自動車配車事務員

302-30	船舶運航管理事務員	→	302-05	船舶運航管理事務員
302-31	配船・運航計画事務員	→		
302-40	航空運行管理事務員	→	302-06	航空運行管理事務員
302-41	航空ディスプレイャー	→		
303	郵便・通信事務員	→	303	郵便事務員
303-10	郵便・通信窓口事務員	→	303-01	郵便窓口事務員
303-11	特殊郵便係員	→		
303-12	小包係員	→		
303-20	郵便・通信内務事務員	→	303-02	郵便内務事務員
303-21	区分整理係員	→		
303-22	継送係員	→		
309	その他の運輸・通信事務の職業	→	309	その他の運輸・通信事務の職業
309-10	その他の運輸・通信事務の職業	→		項目を廃止する。
31	事務用機器操作の職業	→		
311	速記者、タイピスト、 ワードプロセッサ操作員	→	311	速記者、タイピスト
311-10	速記者	→	311-01	速記者
311-20	タイピスト	→	311-02	タイピスト
311-21	和文タイピスト	→		
311-22	欧文タイピスト	→		
311-30	ワードプロセッサ操作員	→		(項目廃止)
312	キーパンチャー	→	312	データ入力係員
312-10	キーパンチャー	→	312-01	データ入力係員
313	電子計算機オペレーター	→	313	電子計算機操作員
313-10	電子計算機オペレーター	→	313-01	電子計算機操作員 (パーソナルコンピュー
		→	313-02	パーソナルコンピュータ操作員
319	その他の事務用機器操作の職業	→	319	その他の事務用機器操作の職業
319-10	その他の事務用機器操作の職業	→	319-01	その他の事務用機器の職業

- (注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符合であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

5 大分類 D 販売の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 D の特徴は、中分類に適用されている分類基準と営業職（分類表では「外交員」という名称が用いられている）の区分法の 2 点にみられる。まず、分類基準については、いくつかの異なる分類基準が重層的に適用されて小分類項目が設定されている。最優先に適用されている分類基準は「売買の対象」である。この基準にもとづいてモノ（有体的商品）とそれ以外のものがそれぞれ中分類レベルで分かれている（図表 15）。中分類の下の小分類項目は、モノの売買では販売の形態と仕事の種類が分類基準に用いられている。販売の形態では店主・小売・卸売に分かれ、仕事の種類では営業職の項目が設定されている。モノ以外の売買の仕事は、不動産・保険・証券など取り扱うものの分野ごとに小分類項目が設定されている。

次に営業職については、中分類レベルの項目がモノの売買とモノ以外の売買に分かれている関係で前者に商品を取り扱う営業職が、後者にサービスの営業職がそれぞれ小分類レベルで設定されている。不動産、保険、証券などの分野にも営業活動に従事する者はいるが、小分類のみならず細分類レベルにもそれらの営業職の項目は設定されていない。営業職の仕事は、それぞれの分野に設定された包括的な販売の仕事の中に含まれている。

営業職のうち商品を取り扱うものは、小売外交員（個人を対象にした営業職）と卸売外交員（法人を対象にした営業職）に細分化されている。この他、モノを扱う営業職としては、印刷や建設などの製造受注の営業活動に従事する営業職が設定されている。一方、サービスの営業職は、貯蓄、旅行、広告など提供するサービスの種類別に細分類項目が設定されている。

(2) 主な問題点

特に大きな問題は営業職の設定の仕方である。現行の体系では、営業職はその取り扱うものによって複数の中分類項目の中の複数の小分類項目に小分類レベルあるいは細分類レベルの項目として分散的に設定されている。これは現行の体系が中分類レベルで商品販売と販売類似に二分されているからである。この体系を前提にすると、営業職の問題は商品の営業職をどのように細分化するのか、また商品以外のモノを扱う営業職をどのように項目立てするのかという 2 点に集約される。

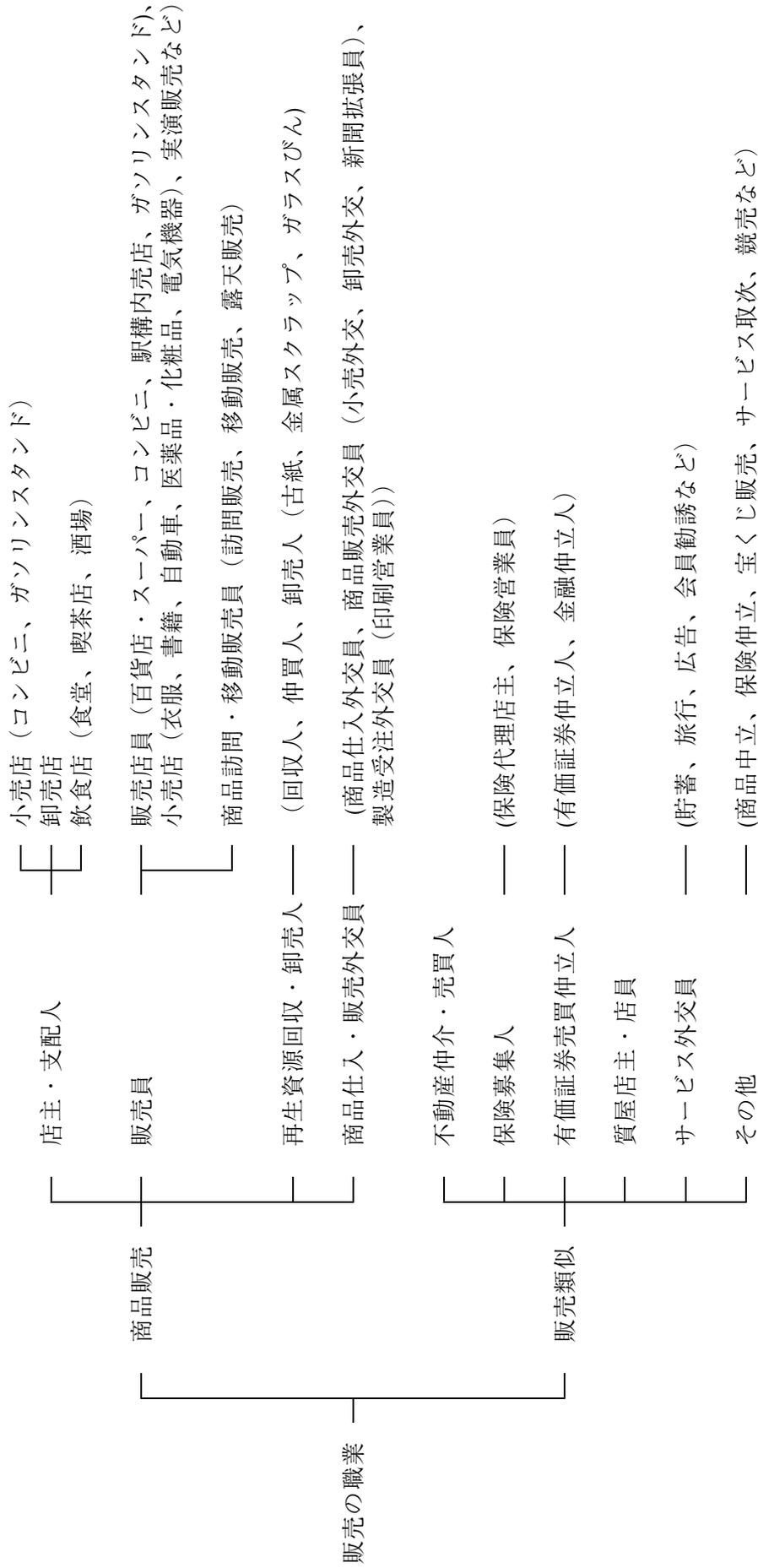
2 番目の問題は日本標準職業分類との整合性の問題である。日本標準職業分類に準拠して設定されている項目といえども必ずしも職務範囲が同一であるとは限らない。たとえば、再生資源回収人の項目（小分類 326）は日本標準職業分類にも厚生労働省の職業分類にも設定されている。しかし、その職務範囲をみると日本標準職業分類では再生資源卸売事業者の行う回収作業だけが該当し、それ以外の事業者の行う再生資源の回収作業は大分類 I の労務の職業に分類される。他方、厚生労働省の職業分類では回収を行う事業者を問わず再生資源の回収作業に従事する者はすべてこの項目に該当する。このように分類項目として設定された

職業は同一であるにもかかわらず、その職務範囲の異なるものがある。これに類似した問題に、同一の職業が設定されているにもかかわらず、その位置づけが日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類では違っているものがある。このふたつの問題は、大分類 D だけに關係するのではなく、他の大分類にも關係するので、対応方向を明確に定める必要がある。

(3) 改訂素案

大分類 D の見直し結果の大要は図表 16 のとおりである。見直し作業は小分類項目ごとに行われているが、その結果をとりまとめたものが図表 17 である。また、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 18 である。

図表 15 大分類 D「販売の職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表16 大分類D「販売の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	分割	324	小売店販売員と卸売・商品実演販売員に分割した。
		327	商品仕入営業員と商品販売営業員に分割した。
	項目名の変更	326	「～従事者」を「～人」に変更した。
		327	外交員を営業員に変更した。
		332	募集人を「代理人、営業員」に変更した。
		335	サービス外交員の項目を営業職の雑多項目に変更した。
細分類項目	新設	261-11	事務に分類されているレジ係を販売の職業（小分類324）に移動した。
	統合	326-20、-30	再生資源仲買人と再生資源卸売人を統合した。
		334-10、20	店主と店員を統合した。
	分割	331-10	不動産仲介人、不動産販売営業員、その他に3分割した。
		333-10	有価証券募集・売買仲立人と証券営業員に分割した。
	項目名の変更	323-21	食堂をレストランに変更した。
		335-11	銀行・信用金庫の渉外系の項目として設定した。
	体系の見直し	327	商品販売営業員は、取扱品目によって項目を細分化した。
		332	保険の代理人と営業員に区分した。
	特掲項目の細分類独立		求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。
		321-21、-22	コンビニエンスストア支配人、ガソリンスタンド支配人
		323-21	食堂支配人
		324-21～26	衣服・身の回り品販売店員など
	332-12	保険営業員	
	335-11～15	貯蓄勧誘員など	
雑多項目（-99）から細分類に引き上げた職業	339-99	中古商品査定・買取人	

図表 17 大分類 D「販売の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）	新規求人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
D 販売の職業	1,008,843			
32 商品販売の職業	886,840			
321 小売店主・支配人	19,176		321 小売店主・支配人	
321-10 小売店主	2,974	2,974	321-01 小売店主	○求人 求人が多い店主及び支配人については項目を設定する。店舗別の 2 項目についても求人規模がある程度の水準に達しているので、 同様に項目を設定する。
321-20 小売店支配人	13,187		321-02 小売店支配人	○店主 店主は店舗の所有者である。当該小売事業の事業主であることか ら、店主の求人がハローワークに申し込まれることは通常の場合 考えにくい。ハローワークインテナーネットで小売店主・卸売店主 ・支配人の求人職種をみると大半は店長・店長候補である。 したがって店長・店長候補が店主の項目に分類されているケース が多々あることが推測される。しかし小分類項目に「店主」が 含まれている関係で店主の項目は現在のまま維持する。
321-21 コンビニエンスストア支配人	806	15,866	321-03 コンビニエンスストア支配人	○店長候補 321 及び 322 に位置づけられている求人の中で特に多いものは店長 候補である。それらの求人票に記載された仕事内容をみると、 店長と同様に経営管理の仕事が中心になっているものと、販売 業務が中心になっているものがある。前者は 321・322 の位置づけ が適当だが、後者は 324 の販売店員に分類すべきであろう。した がって「店長候補」の名称だけで一律に 321・322 に位置づけら れるのは適切ではない。
321-22 ガソリンスタンド支配人	1,873		321-04 ガソリンスタンド支配人 (分類番号の対応) 321-01 : 321-10 321-02 : 321-20 321-03 : 321-21 321-04 : 321-22	
322 卸売店主・支配人	541		322 卸売店主・支配人	
322-10 卸売店主	179	179	322-01 卸売店主	○求人 卸売店の店主・支配人の求人は、小売店のそれの 3% にすぎない。 求人件数は少ないが、小売店との対応関係で店主と支配人に 分けて項目を設定した。
322-20 卸売店支配人	350	350	322-02 卸売点支配人 (分類番号の対応) 322-01 : 322-10 322-02 : 322-20	○店主 店主の求人が 180 件弱ある。この件数は、小売店店主のときと同様 に、卸売店店主の求人にも店長等の他の項目に分類されるべき 求人が位置づけられた結果だと考えられる。しかし小分類項目名 との関係で店主の項目を維持する。
323 飲食店主・支配人	30,822		323 飲食店主・支配人	
323-10 飲食店主	10,468	10,468	323-01 飲食店主	○求人 求人が多い店主及び支配人の項目を設定する。同様に食堂支配人 (求人は約 3000 件) の項目を設定する。しかし「食堂」という名
323-20 飲食店支配人	16,456	19,894	323-02 飲食店支配人 (レストランを除く)	
323-21 食堂支配人	3,068		323-03 レストラン支配人	

323-22 323-23	喫茶店支配人 酒場支配人	180 190	(分類番号の対応) 323-01 : 323-10 323-02 : 323-20、-22、-23 323-03 : 323-21	称かからや古めかしいイメージを連想されがちなので名称を「レストラン支配人」に変更した。 ○日標との職務範囲の違い 日標の飲食店主の職務範囲は、経営管理 + 仕入 + 接客 (自ら飲食物の調理を行うもの) は大分類 E の調理人に分類される) である。これに対して ESCO のそれは、経営管理 + 仕入 + 接客 + 調理である。したがって調理を行う飲食店主の位置づけが大分類レベルで異なっている。日標のように飲食店主の経営管理以外の仕事にもとづいて分類項目を決めるのは、実務に使う分類では実用的とは考えられない。両者の違いを認識しつつも実務利用を考慮して現在の項目と職務範囲をそのまま維持する。 ※調理を行う飲食店主・支配人 日標 : サービスの職業 (調理人) 、 ESCO:本項目 ○店主 321、322 の店主と同様に、飲食店店主に分類されている求人は大半が店長やマネージャー、店長候補等であるとみられ、小売店、卸売店との横並びの関係で店主の項目を設定する。 ○店長候補 求人の中で特に多いのは店長候補である。仕事内容は、調理・接客・店舗管理が中心になっている。「調理」の部分は日標と異なるが、本項目の職務範囲内の仕事である。
324	販売店員	382,135	小分類項目の分割	○現行の構造 まず、販売員を卸売と小売に分け、次に、小売店の販売員は産業分類の小売業の分野に設定された中・小・細分類項目に対応する項目が設定されている。更に、独特な販売方法である実演販売の項目が設定されている。 ○求人 販売店員の求人は 38 万件を超えている。この件数は、小分類レベルの項目としては商品仕入・販売外取引に次いで 2 番目に多い。そのうち 37.5 万件は小売店の販売員に集中している。実務利用の便を考慮して小売店販売員を小分類レベルの項目として独立させた。残りの求人は卸売販売員と商品実演販売員である。これらの求人もある程度の件数 (約 3300 件) があるので、小分類項目として設定した。 ○レジ係 事務の職業に位置づけられていたレジ係を本項目に移設した。 ○小売店販売員 現行の小売店販売員 (324-20、-21~26) の求人は約 30 万件であ
324-10	百貨店・スーパー販売店員	41,917	324 小売店販売員	
324-20	小売店販売員	221,804	324-01 レジ係	
324-21	衣服・身の回り品販売店員	30,267	324-02 百貨店・スーパー販売店員	
324-22	飲食料品販売店員	12,654	324-03 コンビニエンスストア店員	
324-23	書籍・文房具販売店員	1,208	324-04 衣服・身の回り品販売店員	
324-24	自動車販売店員	4,932	324-05 飲食料品販売店員	
324-25	医薬品・化粧品販売店員	8,137	324-06 自動車販売店員	
324-26	電気機器販売店員	20,639	324-07 電気機器販売店員	
324-30	コンビニエンスストア店員	6,540	324-08 医薬品・化粧品販売店員	
324-40	駅構内売店販売員	199	324-09 ガソリンスタンド販売員	
324-50	ガソリンスタンド販売員	24,026	324-99 他に分類されない小売店販売員	
324-60	商品実演販売員	1,793	(分類番号の対応)	
324-61	マネキン	461	324-01 : 261-11	
324-70	卸売販売員	1,095	324-02 : 324-10	
			324-03 : 324-30	
			324-04 : 324-21	

324-05 : 324-22 324-06 : 324-24 324-07 : 324-26 324-08 : 324-25 324-09 : 324-50 324-99 : 324-20、-23、-40					る。そのうち6つの特掲項目の求人、合計8万件に満たない。特掲項目に該当しない求人が多いことを示している。このため特掲項目の中で求人が多いものを細分類に設定した。細分類項目の配列は、全体を店舗の形態別(多品種の商品を扱う百貨店・スーパー・コンビニと少品種の商品を扱う一般小売店)に分け、後者は産業分類の小売業の項目の配列にあわせた。
32A 卸売・商品実演販売員					
32A-01 卸売販売員 32A-02 商品実演販売員 (分類番号の対応) 32A-01 : 324-70 32A-02 : 324-60、-61					
325 商品訪問・移動販売員	9,705				
325-10 商品訪問販売員	7,255				○訪問販売員
325-20 移動販売員	1,633		7,255		求人が多い訪問販売員の項目を設定する。訪問販売の代表的なものには化粧品と配置業であるが、いずれも求人件数は極めて少ない。
325-21 呼売販売員	46		2,039		○移動販売員
325-22 娯楽場立売販売員	196				特掲項目の利用度は低いので、設定する項目は移動販売員のみとする。
325-23 列車内販売員	164				○露天販売員
325-30 露店販売員	91		171		求人件数は少ないが、販売の形態が独特なので訪問販売や移動販売の項目と統合することは難しい。このため現行の項目をそのまま維持する。
325-31 露店商	0				
325-32 屋台飲食物販販売員	80				
326 再生資源回収・卸売従事者	1,008				
326-10 再生資源回収人	483		900		○再生資源の回収と卸売
326-11 古紙回収人	417				本項目は産業分類の再生資源卸売業に対応している。同卸売業は再生資源の集荷・選別・卸売する事業所が該当する。日標では再生資源卸売業の事業所における仕事、すなわち再生資源の回収と卸売を本項目に設定している。再生資源の回収と卸売りの仕事のうち回収の作業そのものは労務・運搬の仕事であるが、販売(卸売)の前段階の仕事であるが故に販売と一体になった仕事としてみなされ、販売の職業に位置づけられている(商品仕入の仕事(327-10)が販売の職業に位置づけられているのと同じ理由である)。
326-20 再生資源仲買人	37		37		○求人
326-30 再生資源卸売人	4				求人は全体で約1000件、その9割は回収人がしめている。このため回収人の項目を設定し、それ以外の求人を分類する項目として仲買・卸売人を設定する。
326-31 古紙卸売人	0		38		○再生資源の回収人
326-32 金属スクラップ卸売人	34				日標では、再生資源の回収人をふたつに分けている。再生資源卸売業者が行う回収作業に従事する者は本項目に位置づけられる。しか
326-33 ガラスびん卸売人	0				

			<p>(分類番号の対応)</p> <p>32B-01 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-02 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-03 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-04 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-05 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-06 : 327- (20、-21、-22) の一部</p> <p>32B-99 : 327- (20、-21、-22) の一部、-23</p>	<p>商品仕入の仕事以外のいわゆる営業の仕事は43万件弱ある。求人規模に鑑みて小分類項目として独立させることが適当である。</p> <p>○営業職の分類基準</p> <p>営業職の分類基準には、営業対象（個人、法人）、営業形態（新規開拓、固定客営業）、取扱商品などがある。営業対象や営業形態を分類基準にした場合には、位置づけの難しい求人や設定された分類項目に該当しない求人の規模がかなり大きくなるものと考えられる。他方、業種・商品別に区分した場合には、ハローワークの求人担当にとって求人の分類が容易になり、一方、求人探しをしている求職者にとってみれば、経験を生かすことのできる求人探しが容易になる。このため取扱商品を基準にして営業職を細分化した。</p> <p>○取扱商品別営業職</p> <p>項目を設定した商品別営業職は、『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』（平成17年6月）の成果にもとづいている。また、その配列は日本標準職業分類における製造業の配列順に準じている。</p>
33	販売類似の職業	122,003		
331	不動産仲介・売買取手	50,563		
331-10	不動産仲介・売買取手	50,085	50,085	<p>○求人</p> <p>5万件を超える求人があるが、項目は細分化されていない。項目がひとつであることは、ハローワークの求人担当にとって求人の位置づけに迷わないというメリットがあるが、マッチングには不便である。</p> <p>○分類基準</p> <p>不動産関係の求人は、大別すると店舗における賃貸・売買の代理・仲介の仕事と営業の仕事に二分できる。後者の営業は更に細分化できる。すなわち物件の販売営業、注文住宅の建築受注の営業、賃貸物件の入居者募集の営業、住宅リフォームの営業などである。しかし仲介の仕事と営業の仕事が重複している部分もある（賃貸物件の営業など）ので、細分類レベルの項目としては、仲介・販売営業・その他に3分割するのが適当であると考えられる。</p>
332	保険募集人	47,841		<p>○求人</p> <p>本小分類項目は、保険の代理・媒介の仕事と営業の仕事に分かれている。約48万件の求人のうち代理店主の求人は280件にすぎない。しかし、332の職業定義には保険契約の締結、保険料の取納が含まれているが、これは保険会社及び代理店が該当し、募集人は該当しない。したがって細分類レベルに保険代理人の項目を設定する必要はある。求人数の多い保険営業員は、現行のまま維持した。</p> <p>○保険の代理の仕事</p> <p>現行の体系ではこの仕事を「保険募集人」のもとに位置づけているが、保険の代理の仕事と保険の募集の仕事は、権限と職務</p>
332-10	保険募集人	25,042	47,381	
332-11	保険代理店主	281		
332-12	保険営業員	22,058		

					範囲が異なっている。このため小分類項目名に「保険代理人」を追加した。 ※日標の項目名は「保健代理人・外交員」である ○保険の募集の仕事 保険商品を販売するためには、ふたつの方法がある。ひとつは、生保・損保とも保険会社あるいは代理店に所属して「保険募集人」の資格を取得することである。生保は一般課程試験、損保は損害保険募集人試験に合格した者でないと保険の販売はできない。現行の小分類項目名はこの募集人を指している。しかし募集人の名称が一般に用いられているわけではない。生命保険会社では保険外務員、営業職員、外交員などが用いられている。もうひとつの方法は、保険仲立人（保険ブローカー）になることである（保険仲立人は339-20に設定されている）。 ○営業員 生損保の営業員の募集では、実際にどのような職種名が用いられているかをみると、保険営業、営業職員、営業などがあるが、その一方、～アドバイザー、～コンサルタント、～プランナー、～カウンセラー、～デザイナーなどの片仮名称も多い。一般には、営業の名称が広く用いられ、かつその用語について共通の理解がみられることから小分類名の募集人を営業員に変更した。
333	有価証券売買仲立人、金融仲立人	1,646	333 有価証券売買仲立人、金融仲立人		
333-10	有価証券売買仲立人	1,299	333-01 有価証券募集・売買仲立人		○求人 求人は小分類全体で1600件程度に止まっている。そのうち8割以上は証券売買の仲立人がしめ、金融仲立人の求人は300件を下回っている。後者の求人規模は小さいがディーラーやトレーダーの仕事に対応する項目なので、設定することとした。 ○証券外務員 証券取引等の勧誘行為を行う者は外務員と呼ばれている。外務員になるためには日本証券業協会の実施する外務員試験に合格しなければならない。外務員は、証券会社の店舗での営業活動（有価証券の募集・売買の勧誘など）及び証券会社の営業員としての活動（顧客を訪問し有価証券の売買などの勧誘・取り次ぎ）を行っている。したがって有価証券売買仲立人には、内勤の外務員と営業の外務員の両方が含まれている。両者をひとつの項目に位置づけるのはやや不適切であり、331や332と同様に営業活動に従事する者を抜き出して独立の小分類項目を設定した。
333-20	金融仲立人	285	333-02 証券営業員 333-03 金融仲立人 (分類番号の対応) 333-01 : 333-10の一部 333-02 : 333-10の一部 333-03 : 333-20		
334	質屋店主・店員	312	334 質屋店主・店員		
334-10	質屋店主	8	334-01 質屋店主・店員 (分類番号の対応)		○求人は300件程度であり、細分化する必要性に乏しい。
334-20	質屋店員	304	334-01 : 334-10、-20		

335	サービス外交員	17,245	小分類項目名の変更及び職務範囲の拡大	
335-10	サービス外交員	10,622		
335-11	貯蓄勧誘員	1,591	335 営業・勧誘員 (商品・不動産・保険・有価証券を除く)	
335-12	旅行外交員	1,069	335-01 銀行等渉外係	
335-13	運輸外交員	343	335-02 旅行営業員	
335-14	広告外交員	2,640	335-03 広告営業員	
335-15	会員勧誘外交員	518	335-04 製造受注営業員	
			335-05 会員勧誘員	
			335-99 他に分類されない営業・勧誘員	
			(分類番号の対応)	
			335-01 : 335-11	
			335-02 : 335-12	
			335-03 : 335-14	
			335-04 : 327-30、-31	
			335-05 : 335-15	
			335-99 : 335-10、-13	
<p>○日標との整合性 外交員のうち印刷営業員、建設工事請負営業員など請負生産に関する営業員は、日本標準職業分類では本項目に位置づけられているが、ESCOでは327の商品販売営業員の位置づけである。両者は、中分類レベルで位置づけが異なっている。これは両者の外交員に関する分類項目の設定が違っているからである。日標では、外交員として項目を設定したもの(商品、不動産、保険、証券)以外の外交員を位置づけする項目として335を設けている。これに対してESCOでは、335をサービスの提供に関係する外交員の項目として設定しているため、製造受注外交員を便宜的に商品販売外交員の位置づけにしているものである。日標では335を外交員の雑多項目として利用することができ、しかしESCOでは外交員の雑多項目がないために既存の分類項目のいづれかに位置づけなければならぬ。実務利用の分類としては日標の考え方のほうが使いやすい。</p> <p>○小分類項目名 日本標準職業分類の考え方に倣って本項目を外交員の雑多項目として位置づける。したがって現行の項目名「サービス外交員」を日本標準職業分類の335に準じた名称に変更した。</p> <p>○求人 小分類全体で約17000件の求人がある。そのうち1万件は集約コードに分類された求人である。貯蓄、旅行、広告の3つの分野の営業員は1000件を上回り、相対的に求人規模が大きいのでは細分類項目として設定した。また、これよりも求人規模がやや小さくなるが会員勧誘の仕事も項目を設定した。この関係で現行の集約項目は雑多項目にならざるを得ない。集約項目には1万件以上の求人があり、雑多項目の求人が各細分類項目の求人を大きく上回ることになる。</p> <p>○金融機関渉外係 現行の項目名(「貯蓄勧誘員」)は、銀行・信用金庫などの営業担当者(渉外係)に対応して設定されていると考えられる。しかし、貯蓄の勧誘は渉外係の仕事の一部でしかない。投資信託・外貨預金・年金保険の勧誘、既存取引法人からの融資案件の獲得、新規融資先法人の開拓などさまざまな営業活動が行われている。したがって本項目は銀行・信用金庫等の金融機関の渉外係の仕事に対応するものとして設定する。</p> <p>○製造受注営業員 327(商品販売営業員)を「商品」の販売に係る営業員に限定した関係で、製造受注営業員を本項目に移動した。</p> <p>○ハローワークインターネットの求人職種 335に該当すると思われる求人の中で特に多いものは広告営業と旅行営業である。</p>				

339	その他の販売類似の職業	4,396	339	その他の販売類似の職業	○求人
339-10	商品仲立人	588	339-01	商品仲立人	<p>現行の項目のうち求人規模を考慮して商品仲立人、宝くじ等販売人、サービス取次人の3項目を設定する。</p> <p>○保険仲立人 保険仲立人の仕事は保険募集人のそれとよく似ている。一番大きな違いは、保険募集人が営業の仕事（他人を訪問して保険商品の契約を勧誘すること）であることに対して保険仲立人は店舗を構えて来店者と各種保険商品の仲立ちをすることにある。保険仲立人は営業の仕事ではないので332には分類されない。</p> <p>○競売人 オークションという言葉が一般の人の間にも浸透してきている現状に鑑みて、求人は限定的ではあるが、項目として設定する。</p> <p>○中古商品査定・買取人 雑多項目(-99)には、バッグ・時計・貴金属等の中古品を扱う小売店（質業以外の者）からの求人が分類されている。主な仕事は中古品の査定と買取である。中古自動車の買取業務と同一であるが、中古自動車査定人は事務の仕事（289-99）に位置づけられている。中古品の査定と買取の仕事は、事務の位置づけよりも販売の職業のほうが適切であると考えられる。中古自動車査定人を289-99から339に移動し、細分類に中古商品査定・買取人の項目を設定する。なお、中古自動車査定人の位置づけは、日標（国勢調査用職業分類）では大きくりの一般事務員（中分類25、27、28）である。この仕事を販売の職業に位置づけることによって大分類レベルでの違いが生じる。</p>
339-20	保険仲立人	28	339-02	宝くじ等販売人	
339-30	宝くじ等販売人	62	339-03	サービス取次人	
339-31	宝くじ販売人	10	339-04	競売人	
339-32	車券・馬券・舟券販売人	31	339-05	中古商品査定・買取人	
339-40	サービス取次人	66	339-99	他に分類されない販売類似の職業 (分類番号の対応)	
339-41	クリーニング取次人	232	339-01 : 339-10		
339-42	D P E取次人	55	339-02 : 339-30、-31~33		
339-50	競売人	47	339-03 : 339-40、-41~42		
339-99	他に分類されない販売類似の職業	3,029	339-04 : 339-50		
			339-05 : 339-99の一部、289-99の一部		
			339-99 : 339-20、-99		

図表18 大分類D「販売の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
32	商品販売の職業		
321	小売店主・支配人	321	小売店主・支配人
321-10	小売店主	321-01	小売店主
321-20	小売店支配人	321-02	小売店支配人
321-21	コンビニエンスストア支配人	321-03	コンビニエンスストア支配人
321-22	ガソリンスタンド支配人	321-04	ガソリンスタンド支配人
322	卸売店主・支配人	322	卸売店主・支配人
322-10	卸売店主	322-01	卸売店主
322-20	卸売店支配人	322-02	卸売点支配人
323	飲食店主・支配人	323	飲食店主・支配人
323-10	飲食店主	323-01	飲食店主
323-20	飲食店支配人	323-02	飲食店支配人(レストランを除く)
323-21	食堂支配人	323-03	レストラン支配人
323-22	喫茶店支配人		
323-23	酒場支配人		
324	販売店員	324	小売店販売員
324-10	百貨店・スーパー販売店員	324-01	レジ係 (対応現行番号261-11)
324-20	小売店販売員	324-02	百貨店・スーパー販売店員
324-21	衣服・身の回り品販売店員	324-03	コンビニエンスストア店員
324-22	飲食料品販売店員	324-04	衣服・身の回り品販売店員
324-23	書籍・文房具販売店員	324-05	飲食料品販売店員
324-24	自動車販売店員	324-06	自動車販売店員
324-25	医薬品・化粧品販売店員	324-07	電気機器販売店員
324-26	電気機器販売店員	324-08	医薬品・化粧品販売店員
324-30	コンビニエンスストア店員	324-09	ガソリンスタンド販売員
324-40	駅構内売店販売員	324-99	他に分類されない小売店販売員
324-50	ガソリンスタンド販売員		
324-60	商品実演販売員	32A	卸売・商品実演販売員
324-61	マネキン	32A-01	卸売販売員
324-70	卸売販売員	32A-02	商品実演販売員
325	商品訪問・移動販売員	325	商品訪問・移動販売員
325-10	商品訪問販売員	325-01	商品訪問販売員
325-20	移動販売員	325-02	移動販売員
325-21	呼売販売員		
325-22	娯楽場立売販売員		
325-23	列車内販売員		
325-30	露店販売員	325-03	露天販売員
325-31	露店商		
325-32	屋台飲食物販売員		
326	再生資源回収・卸売従事者	326	再生資源回収・卸売人
326-10	再生資源回収人	326-01	再生資源回収人
326-11	古紙回収人		
326-20	再生資源仲買人	326-02	再生資源仲買・卸売人
326-30	再生資源卸売人		
326-31	古紙卸売人		
326-32	金属スクラップ卸売人		
326-33	ガラスびん卸売人		
327	商品仕入・販売外交員	327	商品仕入営業員
327-10	商品仕入外交員	327-01	商品仕入営業員
327-20	商品販売外交員	32B	商品販売営業員
327-21	小売外交員	32B-01	飲食料品販売営業員
327-22	卸売外交員	32B-02	化学製品販売営業員
327-23	新聞拡張員	32B-03	医薬品販売営業員

327-30	製造受注外交員			32B-04	機械器具販売営業員
327-31	印刷営業員			32B-05	電気機械器具販売営業員
				32B-06	自動車販売営業員
				32B-99	他に分類されない商品販売営業員
33	販売類似の職業				
331	不動産仲介・売買人			331	不動産仲介・売買人
331-10	不動産仲介・売買人			331-01	不動産仲介人
				331-02	不動産販売営業員
				331-99	他に分類されない不動産仲介・売買人
332	保険募集人			332	保険代理人、保険営業員
332-10	保険募集人			332-01	保険代理人
332-11	保険代理店主			332-02	保険営業員
332-12	保険営業員				
333	有価証券売買仲立人、金融仲立人			333	有価証券売買仲立人、金融仲立人
333-10	有価証券売買仲立人			333-01	有価証券募集・売買仲立人
				333-02	証券営業員
333-20	金融仲立人			333-03	金融仲立人
334	質屋店主・店員			334	質屋店主・店員
334-10	質屋店主			334-01	質屋店主・店員
334-20	質屋店員				
335	サービス外交員			335	営業・勧誘員
335-10	サービス外交員				(商品・不動産・保険・有価証券を除く)
335-11	貯蓄勧誘員			335-01	銀行等渉外係
335-12	旅行外交員			335-02	旅行営業員
335-13	運輸外交員			335-03	広告営業員
335-14	広告外交員			335-04	製造受注営業員
				335-05	会員勧誘員
335-15	会員勧誘外交員			335-99	他に分類されない営業・勧誘員
339	その他の販売類似の職業			339	その他の販売類似の職業
339-10	商品仲立人			339-01	商品仲立人
339-20	保険仲立人			339-02	宝くじ等販売人
339-30	宝くじ等販売人				
339-31	宝くじ販売人			339-03	サービス取次人
339-32	車券・馬券・舟券販売人				
339-40	サービス取次人			339-04	競売人
339-41	クリーニング取次人			339-05	中古商品査定・買取人
339-42	D P E取次人				(対応現行番号：289-99の一部など)
339-50	競売人			339-99	他に分類されない販売類似の職業
339-99	他に分類されない販売類似の職業				

- (注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符合であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

6 大分類 E サービスの職業

(1) 分類体系の構成

産業分類にいうサービス産業と職業分類のサービス職業では、同じサービスという用語を使っているとしてもその内容は同じではない。大分類 E が分類の対象にしているサービスはやや限定的である。その主なものは、個人家庭における家事・介護サービス、理美容・浴場・クリーニング等の生活衛生サービス、飲食物の調理・給仕、接客、居住施設・ビル等の管理サービスである（図表 19）。この他に観光案内、物品賃貸、葬儀などのサービスの仕事もこの大分類に該当する。大分類 E の構造をみると、まずサービスの種類ごとに中分類項目が設定され、次にその下位の小分類項目は仕事の種類にもとづいてそれぞれ設定されている。

日本標準職業分類では、大分類 E において仕事の種類よりもサービスの種類を優先的な分類基準にしているため、ほぼ同一の仕事であっても(a)サービスの提供に該当するものと(b)家庭生活の支援に該当するものは、個人家庭に対する家事サービスに分類される。たとえば、清掃の仕事のうちビル等の清掃は労務の仕事であるが、個人家庭の掃除はサービスの職業に該当する。また、調理人のうち食堂・レストラン等の調理人は中分類 36 の飲食物調理に分類されるが、個人家庭の調理人は中分類 34 の家庭生活支援サービスに該当する。

(2) 主な問題点

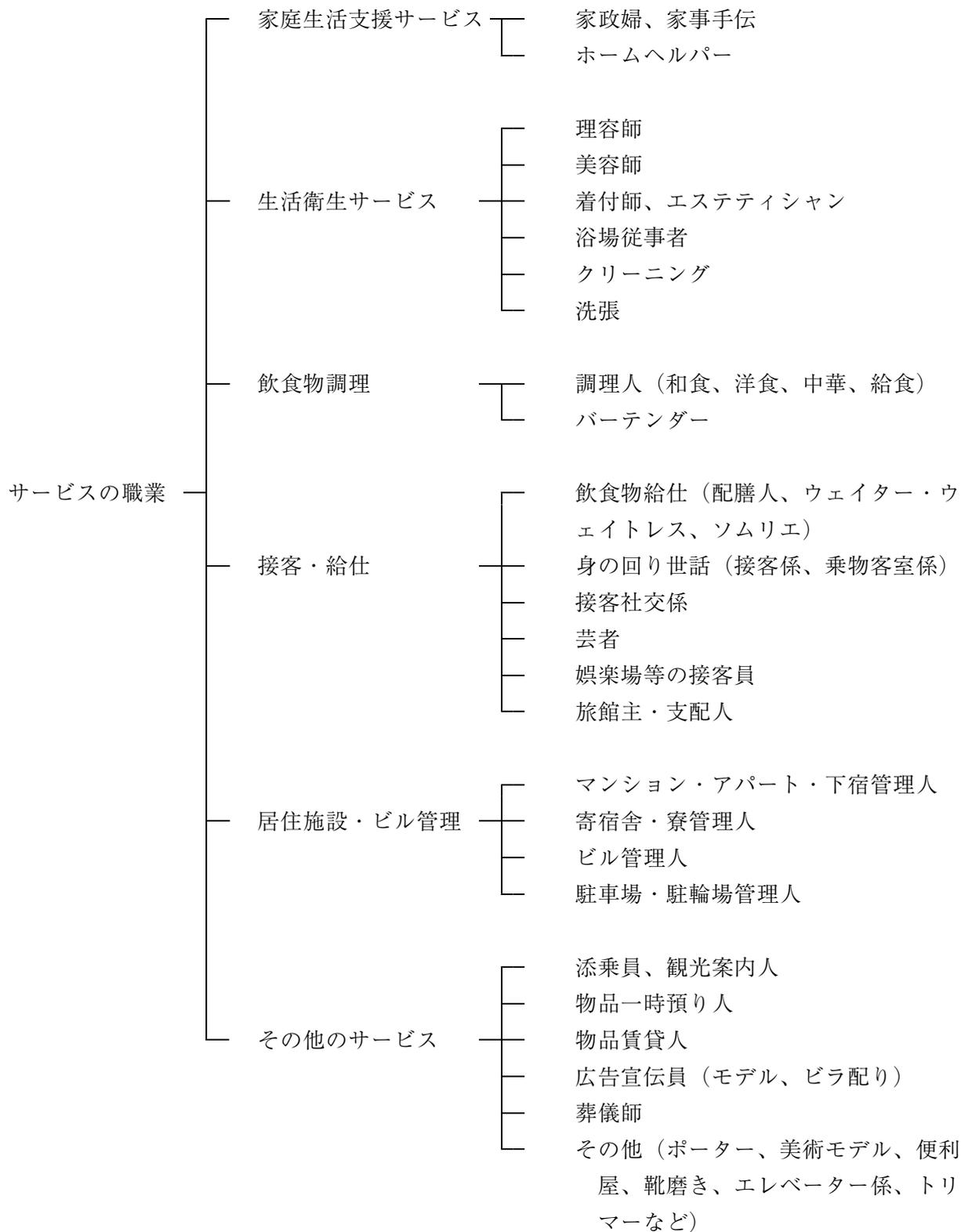
仕事はほぼ同じであっても働き方の形態が異なるホームヘルパー（訪問介護員）と施設の介護職員は、ともにサービスの職業に位置づけられるべき職業であると考えられる。しかし両者は大分類を異にしており、その位置づけは日本標準職業分類の改定結果を待つことになる。

分類項目の設定にあたっては、職業の実態を分類表に反映させることが重要である。この点で検討すべき課題がいくつかある。第1は、求人の多い仕事や求人が増えている仕事の職業分類上の位置づけに関する問題である。求人の多いハウスクリーニングや簡易マッサージなどの仕事は、分類項目が設定されていないだけでなく、職業名索引にも掲載されていないので、複数の項目に位置づけられている。第2は仕事内容と項目名の対応に関する問題である。ビル設備管理の仕事は「ビル管理人」の項目に該当するが、仕事内容を反映した項目名になっていないので、この求人は他の項目にも位置づけられている。第3は職務範囲の問題である。日本標準職業分類では葬儀師と火葬作業員をともにサービスの職業に位置づけているが、厚生労働省の職業分類では仕事内容から判断して火葬作業員を大分類 I に分類している。この問題は、職務範囲の問題であるとともに日本標準職業分類との整合性に関する問題でもある。

(3) 改訂素案

大分類 E の見直し作業は小分類項目ごとに行われ、図表 20 はその結果を要約したものである。図表 21 は、小分類項目別の見直し結果である。また、図表 21 の改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 22 である。

図表 19 大分類 E「サービスの職業」の構成（中・小分類項目）



（注）括弧内は細分類項目

図表 20 大分類 E「サービスの職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	新設	124	大分類 A に分類されている施設介護員をサービスの職業に移動し、小分類レベルの項目として設定した。
		359	雑多項目を新設した。
		379	雑多項目を新設した。
	分割	353	着付師と美容サービス従事者に二分割した。
	統合	373、374	接客社交係と芸者を統合した。
	項目名の変更	342	ホームヘルパーは資格名と紛らわしいので訪問介護職に変更した。
		371	給仕人を給仕係に変更した。
		372	身の回り世話従事者を旅館・ホテル・乗物接客係に変更した。
		376	旅館主・支配人を旅館・ホテルの経営者・支配人に変更した。
		383	ビル管理人をビル設備管理員に変更した。
		394	広告宣伝員を広告宣伝人に変更した。
		395	葬儀師を「葬儀師、火葬係」に変更した。
		356	洗張工
		392	物品一時預り人
	細分類項目	細分類に格下げ	399-60
小分類への格上げ		351-98	理美容見習の項目を廃止した。
廃止		352-98	
項目名の変更		372-20	乗物客室給仕人を乗物客室係に変更した。
		394-12	ビラ配り人をチラシ配り人に変更した。
		399-10	赤帽・ポーターをポーターに変更した。
体系の見直し		342-10	ホームヘルパーを訪問介護員と訪問入浴介助員に分割した。
特掲項目の細分類独立			求人が多い特掲項目を細分類レベルに設定した。
		355-14	クリーニング仕上工
		361-11	すし職人
		371-11 ~ 13	配せん人、ウエイター・ウエイトレス、ソムリエ
		372-12	旅館・ホテル客室係
		375-24、26、27	遊戯施設係、スポーツ・クラブハウス係、キャディ
		394-12	ビラ配り人
雑多項目 (-99) から細分類に引き上げた職業		349-99	個人宅掃除員、ベビーシッター
	353-99	ネイリスト	
	361-99	調理補助者	
	809-99	火葬係	
	399-99	リラクゼーション療法施術人、理美容師補助者	

図表 21 大分類 E「サービスの職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）	新規求人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
E サービスの職業	545,607			
34 家庭生活支援サービスの職業	40,980			
341 家政婦（夫）、家事手伝	734		341 家政婦（夫）、家事手伝	
341-10 家政婦（夫）	251	251	341-01 家政婦（夫）	○現状維持の理由
341-20 家事手伝	481	481	341-02 家事手伝 （分類番号の対応） 341-01：341-10 341-02：341-20	集約項目の「家政婦（夫）」（251 件）と「家事手伝」（481 件）には、一定規模の求人が確認でき、一般に浸透した名称であることから、現状の分類体系を維持する。
342 ホームヘルパー	39,541			
342-10 ホームヘルパー	39,201	39,201	小分類項目名の変更 342 訪問介護職	○訪問介護員 訪問介護の仕事は、身体介護（食事・排泄・歩行介助等）と生活援助（掃除、洗濯、炊事、買物等）に大別できる。寄せられる求人の圧倒的多数は、身体介護と生活援助の両方を求める。訪問介護の現状を踏まえ、細分類には、包括的なカテゴリー名称である「訪問介護員」を立てる。
			342-01 訪問介護員 342-02 訪問入浴介助員 （分類番号の対応） 342-01：341-10 342-02：（129、349-10）の一部	○訪問入浴介助員 訪問入浴介護には、雑多項目でも千件近くの求人が寄せられ、ハローワーク・インターネットサービスでも 800 件程の求人が確認できる。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、「訪問入浴介助員」を細分類に設定する。
			大分類 A から移設 34A 施設介護員	○ホームヘルパーは一般的に広く使われている名称であるが、新たに設けた施設介護との対比を鮮明にする意味もあり、公的名称である訪問介護員を項目名とした。
			34A-01 施設介護員 （分類番号の対応） 34A-01：（122、124、129）の一部	○小分類の新設 大分類 A（専門的・技術的職業）の 124（福祉施設寮母・寮父）に位置づけられる「施設介護員」は、実務利用の頻度が高いことから、小分類に採録する。
349 その他の家庭生活支援サービスの職業	705		349 その他の家庭生活支援サービスの職業	○日本標準職業分類の改訂作業においても訪問介護と施設介護をサービスの職業に設定することが検討されている。
349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業	673	673	349-01 個人宅掃除員 349-02 ベビーシッター 349-99 他に分類されないその他の家庭生活支援サービスの職業	○ベビーシッター 雑多項目には、200 件近くの「ベビーシッター」の求人が寄せられる。また、ハローワーク・インターネットサービス及び民間求人情報サイトでも「ベビーシッター」の求人職種が数多く確認できる。実務利用の利便性を向上させるため、雑多項

35	生活衛生サービスの職業	85,498		(分類番号の対応) 349-01 : 349-10の一部 349-02 : 349-10の一部 349-99 : 349-10の一部	目に位置づけられている「ペビエシッター」を細分類に設定する。 ○個人宅掃除員
351	理容師	10,598		351 理容師	
351-10	理容師	9,441	9,441	351-01 理容師	理容師の国家資格を有する者を分類する項目であり、細分化は難しい。理容師補助は新設する雑多項目 359 に位置づける。
351-98	理容師見習	709	709	(分類番号の対応) 351-01 : 351-10、-XX	
352	美容師	46,899		352 美容師	
352-10	美容師	41,585	41,585	352-01 美容師	美容師の国家資格を有する者を分類する項目であり、細分化は難しい。美容師補助は新設する雑多項目 359 に位置づける。
352-98	美容師見習	4,022	4,022	(分類番号の対応) 352-01 : 352-10、-XX	
353	着付師、エステティシヤン	22,383			
353-10	衣装着付師	595	595	小分類項目の分割	○項目の分割 着付師とエステティシヤンでは仕事の内容が異なるため小分類を分割する。エステティシヤンは雑多項目と統合し、名称を「美容サービス従事者」に変更する（前回の改訂では「美容師・着付師」を「美容師」と「着付師・エステティシヤン」に分割していた）。
353-20	エステティシヤン	16,451	16,451	353 着付師	○求人 着付師（衣装着付師）の求人は600件弱にとどまるため、細分化は行わない。
353-99	他に分類されない着付師、 エステティシヤン	5,199	5,199	353-01 着付師 (分類番号の対応) 353-01 : 353-10 35A 美容サービス従事者	○雑多項目 1) ネイリスト（ネイル・アーティスト） 多数の求人（700件）が寄せられているため、細分類に採録する。 2) ビューティーアドバイザー/美容カウンセラー 求人数は400件以上にのぼるが、化粧品販売をもちに行うもの（324-25 医薬品・化粧品販売員、普通職業名に「ビューティーアドバイザー、ビューティーコンサルタント」あり）が含まれている可能性もあることから、細分類の設定は見送る。
354	浴場従事者	654		354 浴場従事者	○求人 小分類全体で654件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
354-10	浴場従事者	634	637	354-01 浴場従事者 (分類番号の対応) 354-01 : 354-10～11	
354-11	浴場主	3		355 クリーニング職	
355	クリーニング工	4,954			
355-10	クリーニング工	2,811		355-01 クリーニング工	○求人 枝番の「クリーニング仕上工」が1,161件にのぼるため、細分類項目に設定する。
355-11	ドライクリーニング工	39		355-02 クリーニング仕上工	
355-12	洗たく工	549	4,740	(分類番号の対応) 355-01 : 355-10～13、-15 355-02 : 355-14	
355-13	しみ抜き工	34			
355-14	クリーニング仕上工	1,161			
355-15	洗たく整理工	146			

356	洗張工	10	10	356-10 洗張工 356-11 湯通し工 356-12 湯のし工
356-10	洗張工	10	359の細分類に格下げ	○求人 10件にとどまるので小分類としての項目を廃止し、雑多項目に格下げする。
356-11	湯通し工	0	359-01 洗張工 (分類番号の対応)	
356-12	湯のし工	0	359-01 : 356-10~12	
雑多項目の新設				
359 その他の生活衛生サービスの職業				
359-01	洗張工			中分類35には雑多項目が設定されていない。小分類351~356には当てはまらないものの、関連する生活衛生サービスの職業は大分類Eの雑多項目の雑多項目399-99に分類せざるを得ず、求職者やハローワークの職員にとつて分かりにくい状態になっている。
359-02	リラクゼーション療法施術人			このため中分類35に雑多項目359を設け、以下の項目を設ける。
359-97	理美容師補助者			○洗張工 求人数が少ないため小分類から格下げした。
359-99	他に分類されない生活衛生サービスの職業 (分類番号の対応)			○リラクゼーション療法施術人 リラクゼーション療法をはじめ、タイ式マッサージ、クイックマッサージなどリラクゼーション療法の施術人の求人がある
359-01	洗張工	359-01 : 356-10~12		①「着付師・エステティシャン」の雑多項目(353-99)
359-02	洗張工	359-02 : 399-99		②大分類Eサービスの職業の雑多の雑多(399-99)、
359-97	洗張工	359-97 : 399-99		③大分類A専門的・技術的職業の保健医療の職業の雑多(119-99)、に多数確認されたので、「リラクゼーション療法施術人」の名称で細分類項目を設ける。
359-99	洗張工	359-99 : 399-99の一部		○理美容師補助者 平成10年の理美容師法及び美容師改正による理美容師免許の国家資格化に伴い、実務実習(インターン)制度が廃止された。これまで実習生が行ってきた仕事の一部(清掃・タオル絞り・道具整理等)は補助業務従事者が担当している。
				制度変更に伴い、ESCOでは理美容師見習いのコード(351-98352-98)を廃止した。補助業務従事者は理美容の本質的作業への従事が禁止されており、仕事内容の違いから、雑多項目(399-99)他に分類されないその他のサービスの職業(普通職業名に採録)したものである。
				しかし、理美容師の補助業務従事者が「理美容師」「美容師」ではなく大分類Eの雑多項目に分類されている現状は、求職者が理美容師補助の求人を探す際に不便である。理美容師補助の仕事は理美容師の周辺業務であり、生活衛生サービスの職業であることから、新設する雑多項目359の細分類項目に設定する。
				○雑多項目 353-99のうち「着付師」「美容サービス従事者」に該当しないものの、399-99のうち生活衛生サービスに関するものを分類する。

36	飲食物調理の職業	191,818					
361	調理人	191,103					
361-10	日本料理調理人	39,578	47,514				
361-11	すし職人	7,936					
361-20	西洋料理調理人	14,936	14,936				
361-30	中華料理調理人	6,145	6,145				
361-40	給食調理人	45,761	45,761				
361-98	調理人見習	18,490	18,490				
361-99	他に分類されない調理人	30,680	30,680				
362	バーテンダー	715					
362-10	バーテンダー	714	714				
37	接客・給仕の職業	176,119					
371	飲食物給仕人	90,763					
371-10	飲食物給仕人	56,442					
371-11	配ぜん(膳)人	2,935					
371-12	ウエイター・ウエイトレス	25,215					
371-13	ソムリエ	281					
361	調理人						
361-01	日本料理調理人						
361-02	すし職人						
361-03	西洋料理調理人						
361-04	中華料理調理人						
361-05	給食調理人						
361-97	調理補助者						
361-98	調理人見習						
361-99	他に分類されない調理人						
(分類番号の対応)							
361-01 : 361-10							
361-02 : 361-11							
361-03 : 361-20							
361-04 : 361-30							
361-05 : 361-40							
361-97 : 361-99の一部							
361-98 : 361-98							
361-99 : 361-99の一部							
362	バーテンダー						
362-01	バーテンダー						
(分類番号の対応)							
362-01 : 362-10							
小分類項目名の変更							
371	飲食物給仕係						
371-01	配ぜん人						
371-02	ウエイター・ウエイトレス						
371-03	ソムリエ						
(分類番号の対応)							
371-01 : 371-11、-10の一部							
371-02 : 371-12、-10の一部							
371-03 : 371-13							

○現状維持の理由
 集約項目の「日本料理調理人」には39,578件、「西洋料理調理人」は14,936件、「中華料理調理人」は6,145件、「給食調理人」は45,761件、「調理人見習」は18,490件といずれの項目にも一定規模の求人が確認できる。加えて、現在の分類項目は、調理師免許取得者の技能向上をめざした国家資格である「調理専門師・調理技能士」の調理区分とも合致し、現場の実態に即したものである。見直しする積極的理由に乏しいことから、現在の分類体系を維持する。

○「すし職人」
 枝番の「すし職人」(361-11)には7,936件の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、「調理専門師・調理技能士」の実技試験でも「すし料理調理作業」が設定されていることから、枝番の「すし職人」を細分類に設定する。

○「調理補助者」
 雑多項目(約3万件)の4割近くは、「調理補助」が占める。加えて、ハローワーク・インターネットサービスでも3千件程度の求人が確認され、実務利用の頻度が高い。求人・求職双方の利便性を向上させるため、「調理補助者」を細分類に設定する。

○現状維持の理由
 求人が715件にとどまり、項目を細分化する必要性に乏しいことから、現状の分類体系を維持する。

○ホールスタッフ、フロアスタッフ
 飲食物給仕の求人職種で現在最も多く見られるのは「ホールスタッフ」である。また「フロアスタッフ」の使用も広がりがみられ、一方、「ウエイター・ウエイトレス」は少なくなってきた。集約コード371-10や471-XXに求人が多数振り分けられているのも、分類項目名に「ホールスタッフ」「フロアスタッフ」が設定されていないことに一因があると考えられる。民間事業者の職種分類には「ホール・フロアスタッフ」(マイナビ、リクナビ)、「ホールスタッフ、サービススタッフ」(エンジャパン)等が用いられている。しかし、「ホールスタッフ」「フロアスタッフ」は飲食物給仕を行わないパチンコ店や音楽ホール等の係員を指す場合もある。このため飲食物給仕人の細分類項目名には採用せず、これらの職業は「ウエイター・ウエイトレス」に位置づけ、「ホールスタッフ」「フロアスタッフ」(「ホール係」「フロア係」)が該当することを定義等に明記する。

372	身の回り世話従事者	20,074		小分類項目名の変更	小分類の名称	
372-10	旅館・ホテル接客係	8,877	18,787	372 旅館・ホテル・乗物接客係	○小分類の名称 「身の回り世話従事者」の名称はホテル・旅館・乗物の接客に関する求人職種名としてはほとんど使用されていない。むしろ、「医療・介護」の職業と誤解される可能性もある。このため、小分類の名称を「旅館・ホテル・乗物接客係」に変更する。	
372-11	旅館・ホテル案内係	459		372-01 旅館・ホテル接客係		
372-12	旅館・ホテル客室係	8,378		372-02 旅館・ホテル客室係		
372-13	旅館・ホテルサービス係	1,073		372-03 乗物客室係		
372-20	乗物客室給仕人	598	724	(分類番号の対応)		
372-21	航空客室乗務員	101		372-01 : 372-10~11、-13、-XX		
372-22	船室係	25		372-02 : 372-12		
				372-03 : 372-20~22		
373	接客社交係	2,422		小分類 373 と 374 の統合		○接客社交係の求人職種名 「ホステス」「フロアレディ」が広く使われているが、男性(ホスト)を含まないこともあり、職業名は現在の「接客社交係」を維持する。 ○芸者の求人 26件にとどまるので、373接客社交係と統合する。
373-10	接客社交係	2,315	2,315	373 接客社交係、芸者		
374	芸者	26		373-01 接客社交係		
374-10	芸者	15	22	373-02 芸者		
374-11	舞妓	7		(分類番号の対応)		
				373-01 : 373-10		
				373-02 : 374-10~12		
375	娯楽場等の接客員	60,870		小分類項目名の変更	○求人 求人数の多い娯楽場等支配人(3,137件)および集約コードの「娯楽場等接客係」(46,227件)、枝番コードの「遊戯施設係」(1,016件)、「スポーツ・クラブハウス係」(499件)、キャディ(9,094件)を細分類項目に設定する。他の枝番コードは「娯楽場等接客係」に含むこととする。	
375-10	娯楽場等支配人	3,137	3,137	375 娯楽場等接客員		
375-20	娯楽場等接客係	46,227		375-01 娯楽場等支配人		
375-21	娯楽場出・改札係	193		375-02 娯楽場等接客係		
375-22	座席案内係	37		375-03 遊戯施設係		
375-23	娯楽場放送係	27	57,142	375-04 スポーツ・クラブハウス係		
375-24	遊戯施設係	1,016		375-05 キャディ		
375-25	貸遊具係	49		(分類番号の対応)		
375-26	スポーツ・クラブハウス係	499		375-01 : 375-10		
375-27	キャディ	9,094		375-02 : 375-20~23、-25		
				375-03 : 375-24		
				375-04 : 375-26		
				375-05 : 375-27		
376	旅館主・支配人	1,964		小分類項目名の変更	○求人 求人数は約1,900件と一定の規模があることから、単独の小分類項目として維持する。名称は小分類372と同様に「旅館・ホテル」の呼称を用い「旅館・ホテルの経営者・支配人」に変更する。	
376-10	旅館主・支配人	1,902	1,902	376 旅館・ホテルの経営者・支配人		
				376-01 旅館・ホテルの経営者・支配人 (分類番号の対応)		
				376-01 : 376-10、-XX		
				雑多項目の新設		

				379 その他の接客・給仕の職業 379-01 その他の接客・給仕の職業 (分類番号の対応) 379-01：399-99の一部			○項目の新設 ダンサー（399-99）等を分類する項目として新たに雑多項目を 新設する。
38	居住施設・ビル等の管理の職業	23,931		381 マンション・アパート・下宿管理人			
381	マンション・アパート・ 下宿管理人	6,789		381-01 マンション・アパート・下宿管理人 (分類番号の対応) 381-01：381-10、-20	6,651	30	○求人 381-20「下宿管理人」の求人数は30件にとどまるため、細分類項 目を「マンション・アパート・下宿管理人」に一本化する。
381-10	住宅施設管理人	6,651		382 寄宿舍・寮管理人			
381-20	下宿管理人	30		382-01 寄宿舍・寮管理人 (分類番号の対応) 382-01：382-10、-11	1,793		○求人 382-11「寄宿舍世話係」の求人は約100件（小分類全体の6%）に とどまるため、小分類を集約コード382-10「寄宿舍・寮管理人」 に一本化する。
382	寄宿舍・寮管理人	1,810		小分類項目名の変更			
382-10	寄宿舍・寮管理人	1,683		383 ビル設備管理員	4,292		○項目名 小分類383の職業はいわゆるビルメンテナンスのうち、設備（電力 設備・空調設備・ボイラー・給排水設備など）の運転/操作・保 守・管理を行うものである。しかし、こうした求人は現状の分類表 で、071-99他に分類されないその他の技術者、383-10ビル管理人、 389-99他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業、731-10 ボイラーオペレーター、739-99他に分類されない定置機関・機械 および建設機械運転の職業、などに分散している。これは小分類の 名称「ビル管理人」が「ビルメンテナンス」の職業を表す言葉とし て認識されていないことにより一因があるとみられる。このため、名称 を「ビル設備管理員」（または「ビル施設管理員」「ビル設備管理 者」等）に変更する。
382-11	寄宿舍世話係	110		383-01 ビル設備管理員 (分類番号の対応) 383-01：383-10	1,793		
383	ビル管理人	4,800		384 駐車場・駐輪場管理人			
383-10	ビル管理人	4,292		384-01 駐車場・駐輪場管理人 (分類番号の対応) 384-01：384-10～12	4,095		○求人 駐輪場管理人の求人は180件（小分類全体の4%）にとどまるため、 細分類項目を「駐車場・駐輪場管理人」に統合する。
384	駐車場・駐輪場管理人	4,101		389 その他の居住施設・ビル等の管理の職業			
384-10	駐車場・駐輪場管理人	1,779		389-01 別荘管理人	274		○求人 別荘管理人の求人は274件と一定の規模があり、細分類項目に設定 する。
384-11	駐車場管理人	2,136		389-99 他に分類されない居住施設・ビル等の 管理の職業	5,999		○雑多項目 求人数が約6,000件にのぼるが、大半は小分類383に分類すべき 「ビルメンテナンス（ビル施設管理、ビル設備管理等）」である。 その他には細分類項目に設定するほどの規模がある求人職種名は 見られない。
384-12	駐輪場管理人	180		(分類番号の対応) 389-01：389-10 389-99：389-99			
389	その他の居住施設・ ビル等の管理の職業	6,431					
389-10	別荘管理人	274					
389-99	他に分類されない居住施設・ ビル等の管理の職業	5,999					

39	その他のサービスの職業	27,261			
391	添乗員、観光案内人	1,322		391 添乗員、観光案内人	
391-10	添乗員	993	993	391-01 添乗員	○求人 添乗員が1,000件弱、観光案内人が約200と一定規模があり、ともに細分類項目に設定する。
391-20	観光案内人	214	214	391-02 観光案内人 (分類番号の対応) 391-01 : 391-10 391-02 : 391-20	
392	物品一時預り人	133			
392-10	物品一時預り人	133	133	399の細分類に格下げ 399-0A 物品一時預り人 (分類番号の対応) 399-0A : 392-10	○求人 100件程度にとどまるので、雑多項目の細分類に格下げする。
393	物品賃貸人	2,421		393 物品賃貸人	
393-10	物品賃貸人	2,414	2,414	393-01 物品賃貸人 (分類番号の対応) 393-01 : 393-10	○求人 2,500件弱と一定の規模があるので、小分類項目に設定する。 ○求人職種名 求人で見立つのはレンタカー・営業所員やCD・DVDなどのレンタルショップ店員である。これらの求人職種名に「物品賃貸人」はほとんどみられず、「レンタカースタッフ」「レンタルスタッフ」「レンタルショップ店員」などが多い。「レンタル」の名称を含んだ分類名も考えられぬか検討する。
394	広告宣伝員	1,424			
394-10	広告宣伝員	1,068		小分類項目名の変更	○求人 約1,400件と一定の規模があるので、小分類項目に設定する。
394-11	ファッションモデル	2	1,404	394 広告宣伝人	○チラシ配布人
394-12	ピラ配り人	334		394-01 広告宣伝員 394-02 チラシ配り人 (分類番号の対応) 394-01 : 394-10~11 394-02 : 394-12	ハローワークや民間求人情報誌等のアルバイトの求人を見ると、顧客の依頼を受けチラシ等を家庭のポストに投函する「ポストインスタッフ」、街頭で通行人に配る「チラシ配布人」が目立つ。チラシ配布人等の名称で独自の細分類項目を設定する。
395	葬儀師	5,279			
395-10	葬儀師	5,184	5,184	小分類項目名の変更	○求人 5,000件を超える規模の求人が寄せられており、単独の小分類項目とする。なお、求人職種名としては「セレモニースタッフ」が多くみられる。
				395 葬儀師、火葬係	○湯灌 ハローワークの求人には、納棺前に遺体を清潔にする湯灌（ゆかん）を行う「湯灌師」「湯灌スタッフ」がみられるが、現分類表での位置づけは明確ではなく、普通職業名にも採録されていない。葬儀社が葬儀の準備の一環として行っていることが多いことから、「395 葬儀師」の分類項目に位置づける。 ○葬儀の運営・進行・受付・案内・応接 「葬儀師」の定義に含まれていないが、実際には葬儀の準備・手配

					<p>を行う葬儀社の社員が葬儀当日の運営に携わる。このため定義の職務範囲を拡大し、葬儀当日の「運営・進行」に関する仕事を含むこととする。</p> <p>「受付・案内・応接」については、(1) 業者の社員が準備から当日の運営まで一貫して携わる、(2) 当日は同一人物が進行補助から用問客の応接まで幅広く担当する、ことなどを踏まえると、これらを葬儀の仕事とひとくくりにして「サービスの職業」に位置づけることも考えられる。</p> <p>しかし、例えばホテル・旅館で働く人の場合、受付を主とする人(フロント係)は253「受付・案内事務員」、案内・応接を主とする人は372「身の回り世話従事者」に分類される(日本標準職業分類も同様)。職務の類似性を考慮すると、式の受付を主として担当する人は253「受付・案内事務員」に位置づけるのが適当である(「葬儀で受付・応接に主として従事する人」を×例示する)。</p> <p>○火葬作業員</p> <p>日本標準職業分類は小分類395を「葬儀師、火葬作業員」として、「葬儀の準備、又は死体の火葬の仕事に従事するもの」と定義している。ESCOでは火葬作業員を労務の職業に位置づけていたが、日本標準職業分類との整合性を確保するためサービスの職業に移動し、小分類「葬儀師、火葬係」のもとに細分類を設ける。</p>
399	他に分類されないサービスの職業	16,682			
399-10	赤帽・ポーター	309	309	399-60の小分類格上げ	
399-20	美術・モザル	6	6	39A トリマー	
399-30	便利屋	66	66	39A-01 トリマー	
399-40	靴みがき人	29	29	(分類番号の対応)	
399-50	エレベーター係	27	27	39A-01 : 399-60	
399-60	トリマー	1,261	1,261		
399-70	易者、祈とう師	10	10	399 他に分類されないサービスの職業	
399-80	野犬捕獲員	15	15	399-0A 物品一時預り人	
399-99	他に分類されないその他のサービスの職業	14,724	14,724	399-01 ポーター 399-99 他に分類されないその他のサービスの職業 (分類番号の対応) 399-0A : 392-10 399-01 : 399-10 399-99 : 399-20、-30、-40、-50、-70、-80、-99	<p>○求人</p> <p>トリマーが1,000件を超えており、小分類に格上げする。ポーター(約300件)を除くその他の細分類項目は、いずれも100件に達しないので廃止する。</p> <p>○結婚式相談員</p> <p>雑多項目399-99には結婚式関連の求人職種名が約600件確認され、特に式場や挙式・披露宴のプラン、演出などを企画・提案する「ブライダルアドバイザー」「ウエディングプランナー」などが多い。現在の分類表では中分類28「営業・販売関連事務の職業」の282-10「販売係事務員」の普通職業名に採録されている。</p> <p>「営業・販売関連事務の職業」の細分類にこうした結婚式の営業関係の項目を設定したうえで、結婚式の相談業務に主として従事する人を雑多項目399-99に分類する。</p>

図表22 大分類E「サービスの職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
34	家庭生活支援サービスの職業		
341	家政婦（夫）、家事手伝	341	家政婦（夫）、家事手伝
341-10	家政婦（夫）	341-01	家政婦（夫）
341-20	家事手伝	341-02	家事手伝
342	ホームヘルパー	342	訪問介護職
342-10	ホームヘルパー	342-01	訪問介護員
		342-02	訪問入浴介助員 (対応現行番号：129の一部)
		34A	施設介護員
		34A-01	施設介護員 (対応現行番号：122、124、129の一部)
349	その他の家庭生活支援サービスの職業	349	その他の家庭生活支援サービスの職業
349-10	その他の家庭生活支援サービスの職業	349-01	個人宅掃除員
		349-02	ベビーシッター
		349-99	他に分類されないその他の家庭生活支援サービスの職業
35	生活衛生サービスの職業		
351	理容師	351	理容師
351-10	理容師	351-01	理容師
351-98	理容師見習		(項目廃止)
352	美容師	352	美容師
352-10	美容師	352-01	美容師
352-98	美容師見習		(項目廃止)
353	着付師、エステティシャン	353	着付師
353-10	衣装着付師	353-01	着付師
		35A	美容サービス従事者
353-20	エステティシャン	35A-01	エステティシャン
353-99	他に分類されない着付師、 エステティシャン	35A-02	ネイリスト
		35A-99	他に分類されない美容サービス従事者
354	浴場従事者	354	浴場従事者
354-10	浴場従事者	354-01	浴場従事者
354-11	浴場主		
355	クリーニング工	355	クリーニング職
355-10	クリーニング工	355-01	クリーニング工
355-11	ドライクリーニング工		
355-12	洗たく工		
355-13	しみ抜き工		
355-14	クリーニング仕上工	355-02	クリーニング仕上工
355-15	洗たく整理工		
356	洗張工	359	その他の生活衛生サービスの職業
356-10	洗張工	359-01	洗張工
356-11	湯通し工	359-02	リラクゼーション療法施術人 (対応現行番号：399-99)
356-12	湯のし工	359-97	理美容師補助者 (対応現行番号：399-99)
		359-99	他に分類されない生活衛生サービスの職業 (その他の対応現行番号：399-99)
36	飲食物調理の職業		
361	調理人	361	調理人
361-10	日本料理調理人	361-01	日本料理調理人
361-11	すし職人	361-02	すし職人
361-20	西洋料理調理人	361-03	西洋料理調理人
361-30	中華料理調理人	361-04	中華料理調理人

361-40	給食調理人		361-05	給食調理人
			361-97	調理補助者
361-98	調理人見習		361-98	調理人見習
361-99	他に分類されない調理人		361-99	他に分類されない調理人
362	バーテンダー		362	バーテンダー
362-10	バーテンダー		362-01	バーテンダー
37	接客・給仕の職業			
371	飲食物給仕人		371	飲食物給仕係
371-10	飲食物給仕人			
371-11	配ぜん(膳)人		371-01	配ぜん人
371-12	ウエイター・ウエイトレス		371-02	ウエイター・ウエイトレス
371-13	ソムリエ		371-03	ソムリエ
372	身の回り世話従事者		372	旅館・ホテル・乗物接客係
372-10	旅館・ホテル接客係		372-01	旅館・ホテル接客係
372-11	旅館・ホテル案内係			
372-12	旅館・ホテル客室係		372-02	旅館・ホテル客室係
372-13	旅館・ホテルサービス係			
372-20	乗物客室給仕人		372-03	乗物客室係
372-21	航空客室乗務員			
372-22	船室係			
373	接客社交係		373	接客社交係、芸者
373-10	接客社交係		373-01	接客社交係
374	芸者			
374-10	芸者		373-02	芸者
374-11	舞妓			
375	娯楽場等の接客員		375	娯楽場等接客員
375-10	娯楽場等支配人		375-01	娯楽場等支配人
375-20	娯楽場等接客係		375-02	娯楽場等接客係
375-21	娯楽場出・改札係			
375-22	座席案内係			
375-23	娯楽場放送係			
375-24	遊戯施設係		375-03	遊戯施設係
375-25	貸遊具係			
375-26	スポーツ・クラブハウス係		375-04	スポーツ・クラブハウス係
375-27	キャディ		375-05	キャディ
376	旅館主・支配人		376	旅館・ホテルの経営者・支配人
376-10	旅館主・支配人		376-01	旅館・ホテルの経営者・支配人
			379	その他の接客・給仕の職業
			379-01	その他の接客・給仕の職業 (その他の対応現行番号：399-99)
38	居住施設・ビル等の管理の職業			
381	マンション・アパート・下宿管理人		381	マンション・アパート・下宿管理人
381-10	住宅施設管理人		381-01	マンション・アパート・下宿管理人
381-20	下宿管理人			
382	寄宿舍・寮管理人		382	寄宿舍・寮管理人
382-10	寄宿舍・寮管理人		382-01	寄宿舍・寮管理人
382-11	寄宿舍世話係			
383	ビル管理人		383	ビル設備管理員
383-10	ビル管理人		383-01	ビル設備管理員
384	駐車場・駐輪場管理人		384	駐車場・駐輪場管理人
384-10	駐車場・駐輪場管理人		384-01	駐車場・駐輪場管理人
384-11	駐車場管理人			
384-12	駐輪場管理人			
389	その他の居住施設・ビル等の管理の職業		389	その他の居住施設・ビル等の管理の職業
389-10	別荘管理人		389-01	別荘管理人
389-99	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業		389-99	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業

39	その他のサービスの職業		
391	添乗員、観光案内人		391 添乗員、観光案内人
391-10	添乗員	→	391-01 添乗員
391-20	観光案内人	→	391-02 観光案内人
392	物品一時預り人		
392-10	物品一時預り人	→	
393	物品賃貸人		393 物品賃貸人
393-10	物品賃貸人	→	393-01 物品賃貸人
394	広告宣伝員		394 広告宣伝員
394-10	広告宣伝員	→	394-01 広告宣伝員
394-11	ファッションモデル	→	
394-12	ビラ配り人	→	394-02 チラシ配り人
395	葬儀師		395 葬儀師、火葬係
395-10	葬儀師	→	395-01 葬儀師
		→	395-02 火葬係 (現行対応番号：809-99)
399	他に分類されないサービスの職業		39A トリマー
399-10	赤帽・ポーター	→	39A-01 トリマー
399-20	美術モデル	→	399 他に分類されないサービスの職業
		→	399-0A 物品一時預り人
399-30	便利屋	→	399-01 ポーター
399-40	靴みがき人	→	399-99 他に分類されないその他のサービスの職業
399-50	エレベーター係	→	
399-60	トリマー	→	
399-70	易者、祈とう師	→	
399-80	野犬捕獲員	→	
399-99	他に分類されないその他のサービスの職業	→	

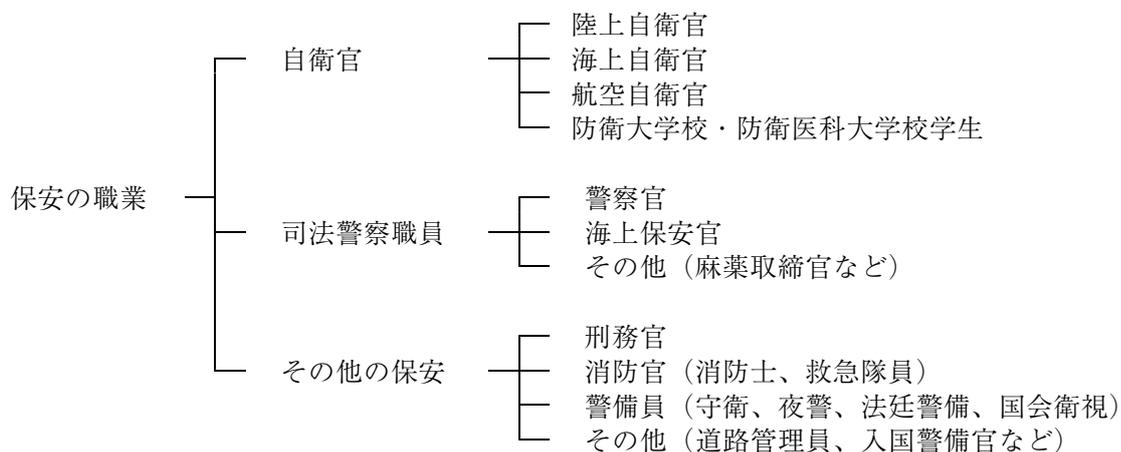
- (注) 1. 分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

7 大分類 F 保安の職業

(1) 分類体系の構成

保安の職業は、まず中分類レベルで自衛官、司法警察職員、その他の保安職業に3分割されている。その下位の小分類レベルには、自衛官では陸上・海上・航空自衛官別の項目が、司法警察職員では警察官・海上保安官が、その他の保安職業には刑務官・消防官・警備員の項目がそれぞれ設定されている（図表 23）。設定されている分類項目の大半は、公務員の仕事である。したがって公務員の仕事に該当する項目は、その職名を項目名としている。しかし日本標準職業分類では、一般に広く認知された名称を項目名にしている関係で、刑事施設の職員や消防署の職員に対応する項目名が日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類では異なっている。

図表 23 大分類 F「保安の職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

(2) 主な問題点

大分類 F の一番大きな問題は、警備員の細分類項目が求人の実態にあっていないことである。警備員の4つの細分類項目に分類される求人は、いずれも多いとはいえない。その逆に求人の多い仕事は、分類項目として設定されていない。したがって求人の多い仕事を分類項目として設定することが求められている。

(3) 改訂素案

大分類 F の見直し作業の結果を総括すると図表 24 のようになる。見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果をとりまとめた改訂素案が図表 25 である。図表 26 は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものである。

図表 24 大分類 F「保安の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	401	項目のバランスに配慮して陸上自衛官・海上自衛官・航空自衛官・防衛大学校学生等の 4 項目を細分類に格下げして新たに「自衛官」の小分類項目を設定した。
	項目名の変更	421-422	刑務官→看守、消防官→消防員
細分類項目	新設	423-01	警備員の細分類項目を全面的に見直して求人 の多い 3 職種を新たに設定した。
		423-02	施設警備員
		423-03	交通誘導員
	雑多項目 (-99) から細分類に引 き上げた職業	429-02	催事場雑踏警備員 プール・海水浴場監視員

図表 25 大分類 F「保安の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）	新規求人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
F 保安の職業	190,001			
40 自衛官	14			
401 陸上自衛官	6			
401-10 陸上自衛官	6	6	小分類 401、402、403、404 の統合	
402 海上自衛官	7	7	401 自衛官	
402-10 海上自衛官	7	7	401-01 陸上自衛官	○小分類の一元化
403 航空自衛官	0	0	401-02 海上自衛官	大分類 F の他の分類項目とのバランスを考慮し、小分類を「自衛官」に一元化する。細分類に陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学
403-10 航空自衛官	0	0	401-03 航空自衛官	校・防衛医科大学校生の各項目を設定する。
404 防衛大学校・防衛医科大学校学生	1	1	401-04 防衛大学校・防衛医科大学校学生	○求人
404-10 防衛大学校・防衛医科大学校学生	1	1	(分類番号の対応) 401-01 : 401-10 401-02 : 402-10 401-03 : 403-10 401-04 : 404-10	ハローワークへの求人はほとんどなく、細分化する必要に乏しい。 ただし、求人件数にかかわらず、職業分類には必要な項目である。
41 司法警察職員	232			
411 警察官	171		411 警察官	
411-10 警察官	171	171	411-01 警察官 (分類番号の対応) 411-01 : 411-10	○求人 約 170 件あるものの、ハローワークへの求人は限定されており、細分化する必要に乏しい。 ○駐車監視員 2006 年 6 月の道路交通法の改正により、都道府県警の委託を受けた民間法人の従業員で駐車監視員資格を取得した人が、放置車両確認（駐車監視）の事務（駐車違反の確認、確認標章の取り付け）を行えるようになった。駐車監視員は「みなし公務員」としての身分を有し、秘密保持義務が課せられる。職務執行中に暴行を受けた場合は公務執行妨害罪が成立し、確認事務で賄賂を受け取った場合は収賄罪で罰せられる。このように駐車監視員は警察官の交通取り締まりの職務の一部を代行するものであり、職務の類似性を基準にすると 411「警察官」に分類することとも考えられる。しかし、職業分類表上、中分類 41「司法警察職員」は、警察官であればその採用試験に合格した公務員を想定している。民間法人職員である「駐車監視員」を「警察官」の分類に位置づけるのはすわりが悪く、求人・求職双方にとって分かりにくい。このため、「駐車監視員」は 429-99「他に分類されないその他の保安の職業」に位置づける。
412 海上保安官	9		412 海上保安官	
412-10 海上保安官	9	9	412-01 海上保安官	○求人

				(分 類 番 号 の 対 応) 412-01 : 412-10	求人 は 極 め て 限 定 さ れ る の で 細 分 化 は 行 わ な い 。 た だ し 、 職 業 分 類 に は 必 要 な 項 目 で あ る 。
419	その他の司法警察職員	52		419 その他の司法警察職員	○求人 麻 薬 取 締 官 の 求 人 は 極 め て 限 定 さ れ 、 単 独 の 細 分 類 項 目 を 維 持 す る 必 要 に 乏 し い の で 、 細 分 類 を 雑 多 項 目 に 一 本 化 す る 。
419-10	麻薬取締官	2	2	419-01 その他の司法警察職員	
419-99	他に分類されない司法警察職員	50	50	(分 類 番 号 の 対 応) 419-01 : 419-10、-99、204-12~13	
42	その他の保安の職業	189,755		小分類項目名の変更	
421	刑務官	89	89	421 看守	○求人 89 件 に と ど ま る が 、 職 業 分 類 に は 必 要 な 項 目 で あ る 。 分 類 名 は 管 理 的 公 務 員 で あ る 所 長 等 を 含 ま な い 「 看 守 」 に 改 め る 。
421-10	刑務官	89	89	421-01 看守 (分 類 番 号 の 対 応) 421-01 : 421-10	
422	消防官	109		小分類項目名の変更	
422-10	消防官	68	101	422 消防員	○職業名 「 消 防 官 」 の 法 律 上 の 名 称 は 「 消 防 吏 員 」 で あ り 、 そ の 中 で 最 も 低 い 階 級 が 「 消 防 士 」 に な る 。 各 消 防 署 に は 「 消 火 隊 （ ボ ン プ 隊 ） 」 「 救 急 隊 」 な ど の 部 隊 が あ り 、 そ こ に 所 属 す る 消 防 士 な ど を 「 消 火 隊 員 」 「 救 急 隊 員 」 な ど と 呼 ん で い る 。 な お 、 救 急 隊 の 救 急 車 に は 、「 救 急 救 命 士 」 の 資 格 を 持 つ 消 防 官 を 常 時 最 低 1 名 乗 車 さ せ る こ と が 目 標 と さ れ て い る 。 現 在 の 分 類 表 で は 「 消 防 官 」 を 集 約 コ ー ド 、「 消 防 士 」 と 「 救 急 隊 員 」 を 枝 番 コ ー ド に 設 定 し て い る が 、「 消 防 士 」 と 「 救 急 隊 員 」 は 重 複 す る の で 、 そ れ ぞ れ を 細 分 類 項 目 に 設 定 す る の は 適 当 で は な い 。 ま た 、 空 港 で は 事 故 な ど に 備 え る た め 、 I C A O （ 国 際 民 間 航 空 機 関 ） が 定 め た 国 際 基 準 に 基 づ き 、 民 間 事 業 者 な ど が 空 港 消 防 業 務 を 行 っ て い る 。 民 間 で 消 防 活 動 に 従 事 す る 者 を 含 む よ う 、 小 分 類 及 び 細 分 類 の 名 称 は 「 消 防 員 」 に す る 。 ○ 自 衛 消 防 組 織 一 定 規 模 以 上 の 事 業 所 は 消 防 計 画 を 作 成 し 、 自 分 の 事 業 所 を 守 る た め の 組 織 を 編 成 す る こ と が 消 防 法 に よ り 定 め ら れ て い る 。 こ の 組 織 を 自 衛 消 防 組 織 （ 自 衛 消 防 隊 ） と い う 。 事 業 所 の 従 業 員 で 構 成 さ れ 、 事 業 所 で 火 災 が 発 生 し た と き 、 通 報 、 初 期 消 火 、 避 難 誘 導 等 を 行 う 。 通 常 時 は 各 自 の 担 当 業 務 に 従 事 し て お り 、 企 業 の 自 衛 消 防 組 織 に 常 時 携 わ っ て い る も の で は な い 。 自 衛 消 防 組 織 で の 活 動 を 非 常 時 ・ 訓 練 時 の 職 務 の 一 つ と し て い る 者 は い て も 、 そ の 活 動 の み に 従 事 し て い る 者 は み ら れ な い こ と か ら 、 分 類 項 目 へ の 設 定 は 行 わ な い 。
422-11	消防士	16		422-01 消防員	
422-12	救急隊員	17		(分 類 番 号 の 対 応) 422-01 : 422-10、-11~12	
423	警備員	164,261		423 警備員	
423-10	警備員	156,541	161,393	423-01 施設警備員	
423-11	守衛	2,045		423-02 交通誘導員	
423-12	夜警員	2,761		423-03 催事場雑踏警備員	
423-13	法廷警備員	45		423-99 他に分類されない警備員	

423-14 国会衛視	1	(分類番号の対応) 423-01 : (423-10、-12) の一部、-11 423-02 : 423-10 の一部 423-03 : 423-10 の一部 423-99 : (423-10、-12) の一部、-13～14	<p>0%、国会衛視0%にすぎない。ハローワークインターネットサービスや民間求人情報誌・求人サイトなどを見ると、警備の求人では「施設警備員」と「交通誘導員」である。守衛や夜警員の大部分は「施設警備員」に含まれることから、小分類423の細分類は「施設警備員」と「交通誘導員」、「催事会場警備員」、雑多項目の4項目に整理する。</p> <p>○警備業務の5区分</p> <p>警備業務は警備業務を①施設警備、空港保安②交通誘導（道路工事現場、建物工事現場）③現金・貴重品等の運搬④要人の身辺警護⑤機械警備（夜間無人の建物・施設からのセンサー信号による対応）の5種類に区分している。このうち①と⑤は「施設警備員」、②は「交通誘導員」に該当する。③と④は雑多項目に分類されるが、求人数は相対的に少ないため、細分類項目の設定は見送る。</p> <p>○催事会場警備員</p> <p>民間警備会社の求人職種としては、展覧会や祭り、屋外イベント等が開催されている場所やその近隣での人員整理を行う「雑踏警備」（会場整備、催事警備）も多くみられる。「交通誘導」にも「施設警備」に含まれない「雑踏警備」を「催事会場雑踏警備員」の名称で細分類項目に設定する。</p> <p>○駐車場警備員</p> <p>駐車場警備員の仕事はスーパーなどの駐車場で車両を誘導・整理するものであり、現在の分類表では384「駐車場・駐輪場管理人」に位置づけられる。誤って分類されないよう、「駐車場管理の仕事に従事するものを除く」と記載する（384には「警備員を除く」と記載）。</p>	<p>429 他に分類されない保安の職業</p> <p>429-01 道路管理員 5,467</p> <p>429-02 プール・海水浴場監視員 16</p> <p>429-99 他に分類されないその他の保安の職業 18,345</p> <p>(分類番号の対応) 429-01 : 429-10 429-02 : 429-99 の一部 429-99 : 429-99 の一部</p>	<p>25,296</p> <p>5,467</p> <p>16</p> <p>18,345</p>	<p>○求人</p> <p>道路管理員は約5,400件と一定規模の求人があるため、細分類項目に設定する。入国警備官は16件にとどまるので、項目を廃止する。</p> <p>○雑多項目</p> <p>約1万8,000件もの求人がふりわけられているが、大半は「警備員」「施設警備員」「交通整理員」など423「警備員」に分類されるべき職種である。一方で「プール監視員」「海水浴場監視員」の求人が約800件にものぼっており、新たな細分類項目として設定する。</p>
-------------	---	--	--	---	--	---

図表26 大分類F「保安の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
40	自衛官		
401	陸上自衛官	401	自衛官
401-10	陸上自衛官	401-01	陸上自衛官
402	海上自衛官	401-02	海上自衛官
402-10	海上自衛官		
403	航空自衛官	401-03	航空自衛官
403-10	航空自衛官		
404	防衛大学校・防衛医科大学校学生	401-04	防衛大学校・防衛医科大学校学生
404-10	防衛大学校・防衛医科大学校学生		
41	司法警察職員		
411	警察官	411	警察官
411-10	警察官	411-01	警察官
412	海上保安官	412	海上保安官
412-10	海上保安官	412-01	海上保安官
419	その他の司法警察職員	419	その他の司法警察職員
419-10	麻薬取締官	419-01	その他の司法警察職員
419-99	他に分類されない司法警察職員		(その他の対応現行番号：204-12～13)
42	その他の保安の職業		
421	刑務官	421	看守
421-10	刑務官	421-01	看守
422	消防官	422	消防員
422-10	消防官	422-01	消防員
422-11	消防士		
422-12	救急隊員		
423	警備員	423	警備員
423-10	警備員	423-01	施設警備員
423-11	守衛	423-02	交通誘導員
423-12	夜警員	423-03	催事場雑踏警備員
423-13	法廷警備員	423-99	他に分類されない警備員
423-14	国会衛視		(その他の対応現行番号：423-10、-12の一部)
429	他に分類されない保安の職業	429	他に分類されない保安の職業
429-10	道路管理員	429-01	道路管理員
429-20	入国警備官	429-02	プール・海水浴場監視員
429-99	他に分類されないその他の保安の職業	429-99	他に分類されないその他の保安の職業

(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

8 大分類 G 農林漁業の職業

(1) 分類体系の構成

産業分類の大分類レベルには、農業、林業、漁業それぞれの項目が設定されており、大分類 G の項目名はそれらと符合するので、両者が同一であるかのように受け取られがちである。この視点は誤りである。職業分類に設定された項目は、仕事の種類の違いを反映したものであり、大分類 G には、自然あるいは生き物に働きかけて製造・生産する仕事が農業、林業、漁業に分けて設定されている（図表 27）。次の例は、この視点を明確に示している。

- ①養畜作業者には、牛・豚・鶏の飼育作業者だけではなく愛玩用動物の飼育作業者や動物園の飼育係も含まれる。
- ②漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、大分類 H の運輸の職業ではなく漁業の職業に含まれる。

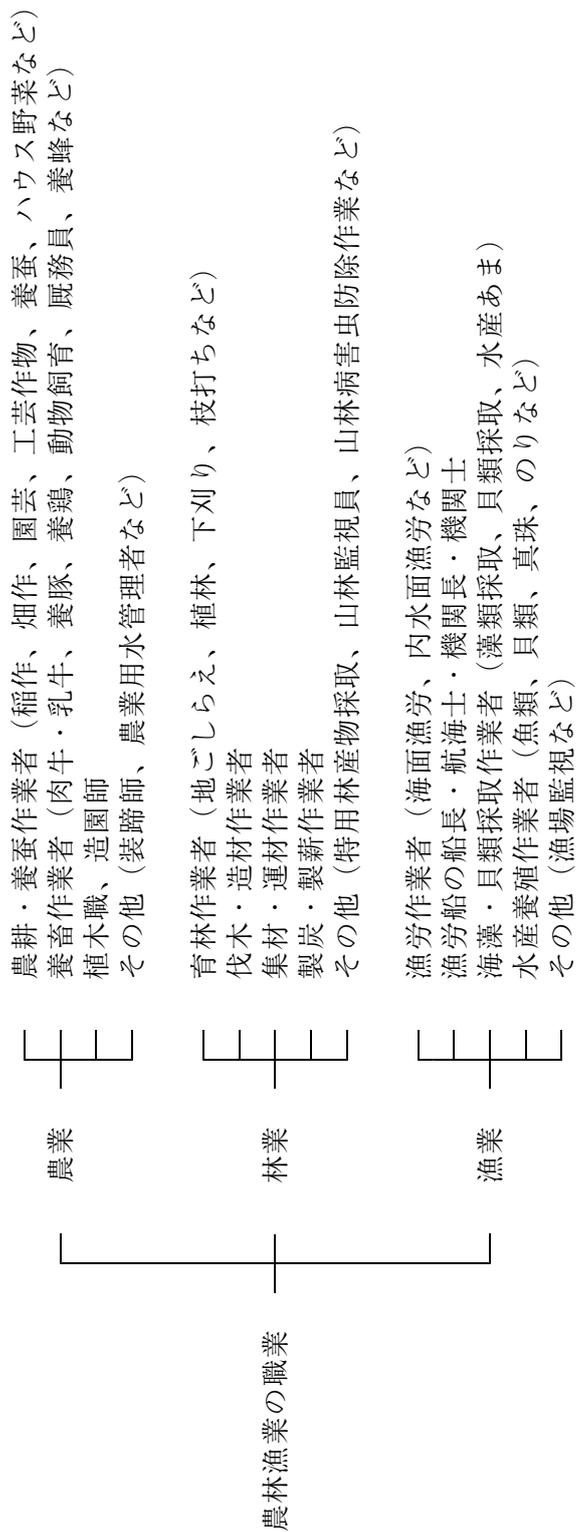
(2) 主な問題点

農業・林業・漁業それぞれの分野の小分類項目は、いずれも総じて求人が多いとはいえない。求人の多寡に応じた分類項目の統廃合や分類レベルの格下げなどが課題になる。

(3) 改訂素案

大分類 G の見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果を要約したものが図表 28、見直し結果とその理由を示したものが図表 29 の改訂素案である。図表 29 は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものである。

図表 27 大分類 G「農林漁業の職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表 28 大分類 G「農林漁業の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	細分類に格下げ	444 452 453	求人少ない小分類項目を細分類レベルに格下げして雑多項目に移動した。 製炭・製薪作業者 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 海藻・貝類採取作業者
細分類項目	統合	431-01 431-02 441-01 441-02 442-01 443-01	求人動向を項目に反映させた。 稲作作業と畑作作業を統合 園芸作業と工芸作物栽培を統合 地ごしらえ作業と植林作業を統合 下刈作業と枝打作業を統合 伐木作業と造材作業を統合 集材作業と運材作業を統合
	特掲項目の細分類独立	431-34 451-12	求人多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 きのご栽培者 漁船甲板員

図表 29 大分類 G「農林漁業の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成11年改訂）	新規求人 数合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
G 農林漁業の職業	25,848			
43 農業の職業	20,290			
431 農耕・養蚕作業者	7,321		431 農耕・養蚕作業者	
431-10 稲作作業者	271	271	431-01 稲作・畑作業者	○求人
431-20 畑作作業者	1,915	1,915	431-02 園芸・工芸作物栽培作業者	相対的に求人少ない「稲作作業者」(271件)と、相対的に
431-30 園芸作業者	1,135		431-03 きのこ栽培者	求人が集まる「畑作作業者」(1,915件)を統合し、「稲作・
431-31 果樹栽培者	378		431-04 養蚕作業者	畑作作業者」とした。また、「園芸作業者」(1,135件)と
431-32 花き栽培者	456	3,061	431-05 ハウス野菜栽培者	「工芸作物栽培作業者」(27件)を統合し、「園芸・工芸
431-33 植木栽培者	128		431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	作物栽培作業者」とした。残る「ハウス野菜栽培者」(475件)は
431-34 きのこ栽培者	964		(分類番号の対応)	単独で細分類に残した。なお、「養蚕作業者」(431-50)には
431-40 工芸作物栽培作業者	27		431-01：431-10、20	求人が寄せられないもの、小分類431の名称が、「農耕・
431-41 茶栽培者	115	176	431-02：431-30～33、40～43	養蚕作業者」であること、加えて、431の職業定義には、
431-42 たばこ栽培者	34		431-03：431-34	「穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの作業、
431-43 い草栽培者	0		431-04：431-50～52	蚕の飼育、取繭、蚕種の製造の作業に従事するもの」との
431-50 養蚕作業者	0		431-05：431-60	記述があることから、項目名は残す。
431-51 蚕飼育者	0	0	431-99：431-99	
431-52 蚕種製造作業者	0			
431-60 ハウス野菜栽培者	475	475	432 養畜作業者	
431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	689	689	432-01 肉牛・乳牛飼育作業者	○現状維持の理由
432 養畜作業者	7,811		432-02 養豚作業者	集約項目の「肉牛・乳牛飼育作業者」(2,212件)、「養豚
432-10 肉牛・乳牛飼育作業者	2,212	2,212	432-03 養鶏作業者	作業者」(1,203件)、「養鶏作業者」(2,037件)、「動物
432-20 養豚作業者	1,203	1,203	432-04 動物飼育係	飼育係」(393件)、「きゅう務員」(1,160件)には、一定
432-30 養鶏作業者	2,037	2,037	432-05 きゅう務員	規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、
432-40 動物飼育係	393	590	432-99 他に分類されない養畜作業者	項目名には一般に浸透している名称が使われ、求職者が仕事の
432-41 愛がん用動物飼育作業者	111		(分類番号の対応)	内容を理解しやすいため、現在の項目を維持する。
432-42 動物園飼育係	86	1,160	432-01：432-10	他方で、相対的に利用頻度の少ない「養蜂作業者」(23件)、
432-50 きゅう務員	1,160	1,160	432-02：432-20	枝番の「愛がん用動物飼育作業者」(111件)、「動物園飼育係
432-60 養蜂作業者	23	23	432-03：432-30	(86件)の項目は、整理・見直した。
432-99 他に分類されない養畜作業者	481	481	432-04：432-40～42	
			432-05：432-50	
			432-99：432-60、99	
433 植木職、造園師	4,980		433 植木職、造園師	
433-10 植木職	799	799	433-01 植木職	○現状維持の理由

433-20	造園師	3,058	3,058	3,058	433-02 造園師	<p>集約項目には一定規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、項目名は一般に浸透している職業名であることから、現在の分類体系及び項目名を維持する。</p>
433-98	植木職・造園師見習	731	731	731	433-98 植木職・造園師見習 (分類番号の対応) 433-01:433-10 433-02:433-20 433-98:433-98	
439	その他の農業の職業	178		439	439 その他の農業の職業	
439-10	装てい(蒔)師	33	33	33	439-01 その他の農業の職業 (分類番号の対応)	
439-20	農業用水管理者	8	8	8	439-10:439-10~20、99	
439-99	他に分類されない農業の職業	124	124	124		
44	林業の職業	3,725		441	441 育林作業者	
441	育林作業者	1,456		441-01	441-01 地ごしらえ・植林作業者	
441-10	地ごしらえ作業者	86	86	86	441-02 下刈・枝打作業者	
441-20	植林作業者	322	322	322	441-99 他に分類されない育林作業者	
441-30	下刈作業者	327	327	327	(分類番号の対応) 441-01:441-10、20 441-02:441-30、40 441-99:441-99	
441-40	枝打作業者	43	43	43		
441-99	他に分類されない育林作業者	331	331	331		
442	伐木・造材作業者	1,653		442	442 伐木・造材作業者	
442-10	伐木作業者	1,391	1,391	1,391	442-01 伐木・造材作業者 (分類番号の対応)	
442-20	造材作業者	114	114	114	442-01:442-10、20	
443	集材・運材作業者	88		443	443 集材・運材作業者	
443-10	集材作業者	57	57	57	443-01 集材・運材作業者 (分類番号の対応) 443-01:443-10、20	
443-20	運材作業者	19	19	19		
444	製炭・製薪作業者	40		449	449の細分類に格下げ 449-03 製炭・製薪作業者 (分類番号の対応) 449-03:444-10、20	
444-10	製炭作業者	27	27	27		
444-20	製薪作業者	13	13	13		
449	その他の林業の職業	488		449	449 その他の林業の職業	

449-10	特用林産物採取作業者	76	76	449-01 特用林産物採取作業者	○職業名の整理 実務利用の頻度が相対的に低い、「狩猟者」(1件)、「山林病害虫防除作業者」(0件)の項目を見直した。他方、相対的に求人が集まる「特用林産物採取作業者」(76件)と「山林監視員」(54件)は細分類に残した。
449-20	狩猟者	1	1	449-02 山林監視員	
449-30	山林監視員	54	54	449-03 製炭・製薪作業者	
449-40	山林病害虫防除作業者	0	0	449-99 他に分類されない林業の職業	
449-99	他に分類されない林業の職業	345	345	(分類番号の対応) 449-01 : 449-10 449-02 : 449-30 449-03 : 444-10、20 449-99 : 449-20、40、99	
45	漁業の職業	1,833		451 漁業作業者	
451	漁業作業者	702		451-01 海面漁業作業者	○求人 実務利用の観点から、相対的に求人が集まる「海面漁業作業者」(456件)、「漁船甲板員」(127件)、「内水面漁業作業者」(22件)を細分類に残した。他方、実務利用の頻度が低い「漁労長」(1件)、「川魚漁師」(0件)、「潜水漁師」(0件)は、項目を整理した。
451-10	海面漁業作業者	456	584	451-02 漁船甲板員	
451-11	漁労長	1		451-03 内水面漁業作業者	
451-12	漁船甲板員	127		(分類番号の対応) 451-01 : 451-10~11、30の一部 451-02 : 451-12 451-03 : 451-20~21、30の一部	
451-20	内水面漁業作業者	22	22		
451-21	川魚漁師	0	0		
451-30	潜水漁師	0	0		
452	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	24			○雑多項目に移行 小分類の452への求人は年間でも24件にとどまり、実務利用の頻度は低い。小分類を維持する積極的な理由に欠けることから、雑多項目に移行する。
452-10	漁労船船長	3	3	459の細分類に格下げ	
452-20	漁労船航海士	11	11	459-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	
452-30	漁労船機関長	6	6	(分類番号の対応)	
452-40	漁労船機関士	2	2	459-01 : 452-10~40	
453	海藻・貝類採取作業者	40			
453-10	海藻採取作業者	39	39	459の細分類に格下げ	○雑多項目に移行 集約項目の「海藻採取作業者」には39件の求人が寄せられる。他方、残る「貝類採取作業者」には1件、「水産あま(海女・海士)」は0件である。実務利用の頻度が低いことから、小分類453は雑多項目に格下げする。
453-20	貝類採取作業者	1	1	459-02 海藻・貝類採取作業者	
453-30	水産あま(海女・海士)	0	0	(分類番号の対応) 459-02 : 453-10~30	
454	水産養殖作業者	979		454 水産養殖作業者	
454-10	魚類養殖作業者	495	495	454-01 魚類養殖作業者	
454-20	貝類養殖作業者	141	141	454-02 貝類養殖作業者	
454-30	真珠養殖作業者	152	152	454-03 真珠養殖作業者	○現状維持の理由 集約項目の「魚類養殖作業者」(495件)、「貝類養殖作業者」(141件)、「真珠養殖作業者」(152件)、「のり養殖作業者」(120件)には、一定規模の求人が集まる。加えて、項目名は広く一般に浸透し、求職者が仕事の内容を理解しやすい名称であることから、現在の分類項目・体系を維持する。
454-40	のり養殖作業者	120	120	454-04 のり養殖作業者	
454-99	他に分類されない水産養殖作業者	60	60	454-99 他に分類されない水産養殖作業者	
				(分類番号の対応) 454-01 : 454-10	

				454-02 : 454-20 454-03 : 454-30 454-04 : 454-40 454-99 : 454-99	
459	その他の漁業の職業	88	459	その他の漁業の職業	
459-10	漁場監視員	6	6	459-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	
459-99	他に分類されない漁業の職業	78	78	459-02 海藻・貝類採取作業者 459-99 その他の漁業の職業 (分類番号の対応) 459-01 : 452-10~40 459-02 : 453-10~30 459-99 : 459-10、99	
					○求人 実務利用の観点から、求人数の少ない集約項目（漁場監視員）を整理した。同時に、実務利用の頻度が低い小分類（漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、海藻・貝類採取作業者）を雑多項目に移行した。

図表30 大分類G「農林漁業の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
43	農業の職業		
431	農耕・養蚕作業	431	農耕・養蚕作業
431-10	稲作業	431-01	稲作・畑作
431-20	畑作		
431-30	園芸	431-02	園芸・工芸作物栽培
431-31	果樹栽培		
431-32	花き栽培		
431-33	植木栽培		
431-34	きのこ栽培	431-03	きのこ栽培
431-40	工芸作物栽培		
431-41	茶栽培		
431-42	たばこ栽培		
431-43	い草栽培		
431-50	養蚕	431-04	養蚕
431-51	蚕飼育		
431-52	蚕種製造		
431-60	ハウス野菜栽培	431-05	ハウス野菜栽培
431-99	他に分類されない農耕・養蚕	431-99	他に分類されない農耕・養蚕
432	養畜	432	養畜
432-10	肉牛・乳牛飼育	432-01	肉牛・乳牛飼育
432-20	養豚	432-02	養豚
432-30	養鶏	432-03	養鶏
432-40	動物飼育	432-04	動物飼育
432-41	愛がん用動物飼育		
432-42	動物園飼育		
432-50	きゅう務員	432-05	きゅう務員
432-60	養蜂	432-99	他に分類されない養畜
432-99	他に分類されない養畜		
433	植木職、造園師	433	植木職、造園師
433-10	植木職	433-01	植木職
433-20	造園師	433-02	造園師
433-98	植木職・造園師見習	433-98	植木職・造園師見習
439	その他の農業の職業	439	その他の農業の職業
439-10	装てい(蹄)師	439-01	その他の農業の職業
439-20	農業用水管理者		
439-99	他に分類されない農業の職業		
44	林業の職業		
441	育林	441	育林
441-10	地ごしらえ	441-01	地ごしらえ・植林
441-20	植林		
441-30	下刈	441-02	下刈・枝打
441-40	枝打		
441-99	他に分類されない育林	441-99	他に分類されない育林
442	伐木・造材	442	伐木・造材
442-10	伐木	442-01	伐木・造材
442-20	造材		
443	集材・運材	443	集材・運材
443-10	集材	443-01	集材・運材
443-20	運材		
444	製炭・製薪		
444-10	製炭		
444-20	製薪		
449	その他の林業の職業	449	その他の林業の職業
449-10	特用林産物採取	449-01	特用林産物採取

449-20 狩猟者		449-02 山林監視員
449-30 山林監視員	◆	449-03 製炭・製薪作業者
449-40 山林病虫害防除作業者		449-99 他に分類されない林業の職業
449-99 他に分類されない林業の職業		
45 漁業の職業		
451 漁労作業者		451 漁労作業者
451-10 海面漁労作業者		451-01 海面漁労作業者
451-11 漁労長		
451-12 漁船甲板員		451-02 漁船甲板員
451-20 内水面漁労作業者		451-03 内水面漁労作業者
451-21 川魚漁師		
451-30 潜水漁師		
452 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士		
452-10 漁労船船長		
452-20 漁労船航海士		
452-30 漁労船機関長		
452-40 漁労船機関士		
453 海藻・貝類採取作業者		
453-10 藻類採取作業者		
453-20 貝類採取作業者		
453-30 水産あま（海女・海士）		
454 水産養殖作業者		454 水産養殖作業者
454-10 魚類養殖作業者	◆	454-01 魚類養殖作業者
454-20 貝類養殖作業者	◆	454-02 貝類養殖作業者
454-30 真珠養殖作業者	◆	454-03 真珠養殖作業者
454-40 のり養殖作業者	◆	454-04 のり養殖作業者
454-99 他に分類されない水産養殖作業者	◆	454-99 他に分類されない水産養殖作業者
459 その他の漁業の職業		459 その他の漁業の職業
459-10 漁場監視員		459-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
459-99 他に分類されない漁業の職業		459-02 海藻・貝類採取作業者
		459-99 その他の漁業の職業

(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

9 大分類 H 運輸・通信の職業

(1) 分類体系の構成

日本標準職業分類に設定された大分類 H「運輸・通信の職業」は、中分類レベルで鉄道、自動車、船舶、航空機、通信に分かれ（図表 31）、かねてから産業分類的色彩が濃いと指摘されている。特に中分類レベルに設定された運輸の 3 項目は大局的にみれば機械運転の職業であるにもかかわらず、大分類 I の機械運転の職業とは別に運輸・通信の大分類項目が設定され、その中に独立した中分類項目として位置づけられている。機械運転の職業を大分類レベルに設定するのであれば、輸送用機械だけではなく、現在、大分類 I に分類されている建設用機械や定置機械もあわせて設定する必要がある。この点については、日本標準職業分類の改定結果を待つことになる。

(2) 主な問題点

運輸・通信の職業が大分類レベルに設定されていると、他の大分類項目に位置づけられている職業との関係がわかりにくくなることがある。たとえば、フォークリフトの運転作業は大分類 H に設定されているが、フォークリフトを運転して倉庫作業や運搬作業を行う作業員は大分類 I の倉庫作業や運搬作業に該当するのか、あるいは大分類 H のフォークリフト運転者に該当するのかが明確ではない。この問題は日本標準職業分類の考え方に関係している。日本標準職業分類では、汎用的な機械を運転する仕事は、その機械が何に利用されようとも、その機械の使用目的に対応した職業ではなく、機械の運転の職業に分類することを原則としている。したがって、フォークリフトは倉庫作業や物の運搬に広く利用される汎用的な機械であることから、倉庫作業や運搬作業の仕事であってもフォークリフトを運転して作業を行う場合にはすべてフォークリフト運転者に位置づけなければならない。

これとは逆に、特定の用途のために使用される機械を運転する場合には、その仕事は機械の運転の職業ではなく機械の使用目的に対応した職業に位置づけられることになる。たとえば、ダムやトンネルを掘削するときに使用する大型掘削機の操作員は、建設用機械運転工ではなく、ダム・トンネル掘削作業員に分類される。

仕事の位置づけがわかりにくいという点は通信の仕事も同じである。たとえば、電話交換手は事務の仕事と考える人が大半であると思うが、通信の職業が大分類 H の中分類レベルに設定されている関係で、事務の職業ではなく大分類 H に位置づけられている。また、郵便物を集配する仕事は、仕事の類似性だけに注目すれば運搬の仕事と考えられるが、この仕事も通信の職業が設定されている故に大分類 I の運搬作業員ではなく、通信の職業に分類される。

(3) 改訂素案

図表 32 は、大分類 H の見直し作業の結果を要約したものである。見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果と見直し理由を示したものが図表 33 の改訂素案である。図表 34 の新旧対照表は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出してその異同を図示したものである。

図表 31 大分類 H「運輸・通信の職業」の構成（中・小分類項目）



（注）括弧内は細分類項目

図表 32 大分類 H「運輸・通信の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	493、494	求人の少ない甲板員と船舶機関員を統合した。
細分類項目	小分類に格上げ	499-10	求人の多いフォークリフト運転者を小分類レベルに格上げした。
	統合	461-10～98 462-10～98 482-10、-20 491-20、-21	鉄道機関士 電車・気動車運転士 航海士・運航士 バス車掌・バスガイド
	新設	472-03	事業者・就業者の増えている自家用乗用自動車運転代行者を新設した。
	分割	473-11	求人の多いトラック運転者は、運転免許の区分に対応した2項目に分割した。
	項目名の変更	504-20	電報だけではなく、最近増えているメッセージ配達サービスを含めるために電報配達員を電報等配達員に変更した。
	特掲項目の細分類独立	471-11～13 472-11、-12 473-11～15 501-21	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 路線バス運転者など 自家用乗用自動車運転者など トラック運転者など ラジオ・テレビ放送技術員
	雑多項目(-99)から細分類に引き上げた職業	479-10 479-10	廃棄物収集車運転者 自動車陸送員

図表 33 大分類 H「運輸・通信の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）	新規求人 数合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
H 運輸・通信の職業	441,292			
46 鉄道運転の職業	268			
461 鉄道機関士	83		461 鉄道機関士	
461-10 電気機関士	17	17	461-01 鉄道機関士	○求人 相対的に求人の少ない「電気機関士」(17件)、「ディーゼル機関士」(25件)、「蒸気機関士」(1件)、「鉄道機関士見習」(13件)を統合し、細分類は「鉄道機関士」に一元化する。
461-20 ディーゼル機関士	25	25	(分類番号の対応)	
461-30 蒸気機関士	1	1	461-01: 461-10~30、98	
461-98 鉄道機関士見習	13	13	462 電車・気動車運転士	
462 電車・気動車運転士	185		462-01 電車・気動車運転士	○求人 相対的に求人が多い「電車運転士」(154件)と求人が少ない「気動車運転士」(6件)と「電車・気動車運転士見習」(24件)を統合し、細分類は「電車・気動車運転士」に一元化する。
462-10 電車運転士	154	154	462-01 電車・気動車運転士	
462-20 気動車運転士	6	6	(分類番号の対応)	
462-98 電車・気動車運転士見習	24	24	462-01: 462-10~20、98	
47 自動車運転の職業	400,527			
471 バス運転者	20,650		471 バス運転者	
471-10 バス運転者	10,504		471-01 路線バス運転者	○バスの種類 路線バス（乗合バス）、貸切バス（観光バス）、自家用バスの3種類に分かれるので、それぞれを細分類の項目に設定する。 求人数を見ると集約項目の「バス運転者」に小分類全体の約半数（約1万件）が振り分けられている。これは、バスの種類を明確にしていない、あるいは募集時に複数種のバスを示している求人が多いためと考えられる。こうした求人の受け皿として雑多項目を設けることも考えられる。
471-11 路線バス運転者	4,204	20,394	471-02 貸切バス運転者	
471-12 貸切バス運転者	2,902		471-03 自家用バス運転者	
471-13 自家用バス運転者	2,784		(分類番号の対応)	
			471-01: 471-11、-10の一部	
			471-02: 471-12、-10の一部	
			471-03: 471-13、-10の一部	
472 乗用自動車運転者	162,626		472 乗用自動車運転者	
472-10 乗用自動車運転者	20,846		472-01 自家用乗用自動車運転者	○求人 小分類全体で約16万2600件もの求人が寄せられており、この約86%を営業用乗用自動車運転者（タクシー、ハイヤーの運転手）が占めている。 自家用自動車運転者（社用車、公用車、送迎車等の運転手）の求人は約1,400件にとどまるが、これは求人職種名と細分類項目名の違い（「社用車、公用車、送迎車」と「自家用乗用自動車」）から、かなりの求人が集約項目「乗用自動車運転者」(約2万件)に振り分けられているためと考えられる。ハローワークインターネットサービスや民間求人情報誌・求人サイトを見ても、「自家用乗用自動車運転者」の求人が多数確認されるため、細分類項目に設定する。 ○運転代行 自動車運転代行業（主に飲酒のため自分の車を運転することができなくなった顧客に代わって、車の運転を代行するサービス）が郊外
472-11 自家用乗用自動車運転者	1,464	161,849	472-02 営業用乗用自動車運転者	
472-12 営業用乗用自動車運転者	139,539		472-03 自家用乗用自動車運転代行者	
			(分類番号の対応)	
			472-01: 472-11、-10の一部	
			472-02: 472-12、-10の一部	
			472-03: 472-10の一部	

473	貨物自動車運転者	204,441		473 貨物自動車運転者	や地方を中心に発達してきている。求人規模は明らかではないが、 雑多項目479-10に振り分けられた求人職種名や、各種求人情報サイ ト等を見ると、多数の求人のあることが確認できる。このため、 「自家用乗用自動車運転代行者」の細分類を新設する。
473-10	貨物自動車運転者	81,458		473-01 大型・中型トラック運転者	○求人 トラック運転者に9万4,900件、それぞれの枝番項目にも数千件規 模の求人が寄せられている。このため現在のすべての枝番項目を細 分類項目に設定する。トラック運転者は求人がとくに多いため、 運転免許の区分に基づき「大型・中型」と「小型」に分割する。 ○雑多項目の新設 小分類と同名の集約項目（貨物自動車運転者）への求人が8万件を 超えている。これは①複数種の貨物自動車を求人の際に示している、 ②貨物自動車の種類を明確にしていない、③479その他の他の自動車運転 の職業に位置づけるべきものが振り分けられている、 に加え、④現在の枝番項目に設定していない種類の貨物自動車 （ライトバンなど）運転への求人が一定規模存在する、ことを うかがわせる。小分類473に雑多項目を新設し、こうした求人を受 け皿とする。
473-11	トラック運転者	94,909	201,232	473-02 小型トラック運転者	
473-12	トレーラートラック運転者	9,090		473-03 トレーラートラック運転者	
473-13	コンクリートミキサー車運転者	2,632		473-04 コンクリートミキサー車運転者	
473-14	ダンプカー運転者	9,088		473-05 ダンプカー運転者	
473-15	タンクローリー運転者	4,055		473-06 タンクローリー運転者	
479	その他の自動車運転の職業	12,810		473-99 他に分類されない貨物自動車運転者 (分類番号の対応) 473-01：473-11 473-02：473-11 473-03：473-12 473-04：473-13 473-05：473-14 473-06：473-15 473-99：473-10	
479-10	その他の自動車運転の職業	12,645	12,645	479 その他の自動車運転の職業 479-01 廃棄物収集車運転者 479-02 自動車陸送員 479-99 他に分類されないその他の自動車運転 の職業 (分類番号の対応) 479-01：(479-10) 479-02：(479-10) 479-99：479-10	○求人職種 ①ユニック（小型クレーン付トラック）運転者＝約250件 ②廃棄物収集車（パッカー等）運転者＝約1,000件 ③運転代行者＝約150件 ④配送員＝約200件 ⑤自動車回送員（陸送員、キャリアアカー運転者等）＝約500件、が多い。 ①は473-01、-02トラック運転者、③は473-03自家用乗用車運転代行 者、④は794-01配送員、集配員に分類される。②は801-03ごみ処理 作業員の求人が振り分けられている可能性も高いが、収集車の運転 に主として従事する者も少なくないことから、細分類項目に設定する。 ⑤も求人が多いため細分類項目に設定する。
48	船舶・航空機運転の職業	258		481 船長（漁労船を除く）	○求人 求人が一桁台にとどまる枝番職業名を整理し、「貨客船船長」、 「作業船船長」、「他に分類されない船長」に項目を整理した。
481	船長（漁労船を除く）	142		481 船長（漁労船を除く）	
481-10	貨客船船長	59	59	481-01 貨客船船長	
481-20	作業船船長	22	26	481-02 作業船船長	
481-21	しゅんせつ船船長	2		481-99 他に分類されない船長	
481-22	タグボート船船長	2		(分類番号の対応) 481-01：481-10	
481-99	他に分類されない船長	40	40		

				481-02 : 481-20~22 481-99 : 481-99				481-02 : 481-20~22 481-99 : 481-99	
482	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	26		482 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人				482 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	
482-10	航海士	18		482-01 航海士・運航士（漁労船を除く）	18			482-01 航海士・運航士（漁労船を除く）	○求人 集約項目に寄せられる求人は、「航海士」で18件、「運航士」で2件、「水先人」は6件にとどまる。実務利用の観点から、項目を統合し、細分類は「航海士・運航士（漁労船を除く）」と「水先人」に整理した。
482-20	運航士	2		482-02 水先人	2			482-02 水先人	
482-30	水先人	6		(分類番号の対応)	6			482-01 : 482-10~20 482-02 : 482-30	
483	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	81		483 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）				483 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	
483-10	船舶機関長	40		483-01 船舶機関長	40			483-01 船舶機関長	○現状維持の理由
483-20	船舶機関士	41		483-02 船舶機関士	41			483-02 船舶機関士	集約項目の「船舶機関長」(40件)と「船舶機関士」(41件)には一定規模の求人が、ほぼ同数寄せられる。加えて、項目名は、求職者が仕事の内容を理解しやすい名称が用いられ、見直しする積極的理由に欠けることから、現在の分類体系を維持する。
484	航空機操縦士	9		484 航空機操縦士	9			484 航空機操縦士	
484-10	航空機操縦士	9		484-01 航空機操縦士	9			484-01 航空機操縦士	実務利用の頻度は低いものの、中分類の「船舶・航空機運転の職業」の職業定義に「船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の保全整備・運転、水先案内などに従事するもの」との記述があることから、小分類484の「航空機操縦士」は細分類に残す。
485	航空機機関士	0		485 航空機機関士	0			485 航空機機関士	
485-10	航空機機関士	0		485-01 航空機機関士	0			485-01 航空機機関士	実務利用の頻度は低いものの、中分類の「船舶・航空機運転の職業」の職業定義に「船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の保全整備・運転、水先案内などに従事するもの」との記述があることから、小分類485の「航空機機関士」は細分類に残す。
49	その他の運輸の職業	31,269							
491	車掌	1,167		491 車掌				491 車掌	
491-10	鉄道車掌	273		491-01 鉄道車掌	273			491-01 鉄道車掌	○求人 鉄道車掌に約300件、バス車掌に約900件の求人があるため、それぞれを細分類項目に設定する。路線バスの車掌はワンマン化はほぼ廃止されており、求人のほとんどは観光バスガイドである。このため細分類の名称を「バス車掌、バスガイド」に変更する。
491-11	旅客車掌	0		491-02 バス車掌、バスガイド	0			491-02 バス車掌、バスガイド	
491-12	貨物車掌	0		(分類番号の対応)	0			(分類番号の対応)	
491-20	バス車掌	17		491-01 : 491-10~12	17			491-01 : 491-10~12	
491-21	観光バス車掌	875		491-02 : 491-20~21	875			491-02 : 491-20~21	
492	駅構内係、信号係	495		492 駅構内係、信号係				492 駅構内係、信号係	
492-10	駅構内係	335		492-01 駅構内係	335			492-01 駅構内係	○求人 駅構内係が約400件、信号係が100件弱あるので、ともに細分類項目に設定する。
492-11	操車係	47		492-02 信号係	47			492-02 信号係	
492-12	連結手	11		(分類番号の対応)	11			(分類番号の対応)	
492-20	信号係	80		492-01 : 492-10~12	80			492-01 : 492-10~12	
493	甲板員	200		492-02 : 492-20	200			492-02 : 492-20	

493-10	甲板員	200	200	200	小分類 493 と 494 の統合 493 甲板員、船舶機関員	○求人 甲板員は200件にのぼるが、船舶機関員は41件にとどまる。甲板員は船の甲板での作業、船舶機関員はエンジンや発電機の運転、保守等とそれぞれの仕事内容は異なるが、船舶で船長や機関士、航海士などの職員（オフィサー）の指示のもと、乗務員（クルー）として働くことでは共通している。このため両者の小分類を統合する。 ○漁労船 漁労船の甲板員は451-02、機関員は459-01に分類されることを注記する。
494	船舶機関員	41	41	41	493-01 甲板員	
494-10	船舶機関員	41	41	41	493-02 船舶機関員 (分類番号の対応) 493-01 : 493-10 493-02 : 494-10	
499	他に分類されない運輸の職業	29,366	29,366	29,366	499-10の小分類格上げ	○求人 「フォークリフト運転者」が2万8000件を超えており、小分類項目に格上げする。「小型船舶運転者」は約100件と一定の規模がある一方で細分類項目に残すが、「車両点検係」は24件にとどまるので廃止する。
499-10	フォークリフト運転者	28,575	28,575	28,575	49A フォークリフト運転者	
499-20	小型船舶運転者	81	81	107	49A-01 フォークリフト運転者	
499-21	遊漁船船頭	26	26	24	(分類番号の対応) 49A-01 : 499-10	
499-30	車両点検係	24	24	529	499 他に分類されない運輸の職業	
499-99	他に分類されないその他の運輸の職業	529	529		499-01 小型船舶運転者 499-99 他に分類されないその他の運輸の職業 (分類番号の対応) 499-01 : 499-20~21 499-99 : 499-30、-99	
50	通信の職業	8,970	8,970		501 無線通信員、無線技術員	○現状維持の理由 実務利用の頻度が相対的に高い「無線通信士」(108件)、「無線技術士」(137件)、「ラジオ・テレビ放送技術員」(127件)を細分類に残す。なお、雑多項目のなかで多数の求人が分類される「タクシー-無線係」は、大分類C(事務的職業)の「配車事務員」(302-23)に位置づけられることを、501の職業定義に明記する。
501	無線通信員、無線技術員	1,037	1,037		501-01 無線通信士 501-02 無線技術士 501-03 ラジオ・テレビ放送技術員 501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員 (分類番号の対応) 501-01 : 501-10~12 501-02 : 501-20、22、23 501-03 : 501-21 501-99 : 501-30	
501-10	無線通信士	108	108	132	502 有線通信員	
501-11	航空関係無線通信士	0	0		502-01 有線通信操作員	
501-12	船舶関係無線通信士	24	24	272	502-02 有線技術員 (分類番号の対応)	
501-20	無線技術士	137	137			
501-21	ラジオ・テレビ放送技術員	127	127			
501-22	写真電送員	0	0			
501-23	中継技術員	8	8	2		
501-30	特殊無線技術士	2	2	605		
501-99	他に分類されない無線通信員、無線技術員	605	605			
502	有線通信員	78	78			○現状維持の理由 枝番の「有線放送技術員」を見直し、集約項目は、「有線通信操作員」(502-10)と「有線技術員」(502-30)に整理した。
502-10	有線通信操作員	44	44	44		
502-20	有線技術員	15	15	34		
502-21	有線放送技術員	19	19			

503	電話交換手	4,678		502-01 : 502-10 502-02 : 502-20~21	
503-10	電話交換手	4,334		503 電話交換手	
503-11	国際電話オペレーター	1	4,647	503-01 電話交換手	○現状維持の理由 相対的に求人少ない枝番の「国際電話オペレーター」(1件)、「構内電話交換手」(79件)、「案内台交換手」(233件)を整理し、細分類は、「電話交換手」に一元化した。
503-12	構内電話交換手	79		(分類番号の対応)	
503-13	案内台交換手	233		503-01 : 503-10~13	
504	郵便集配員、電報配達員	2,984		504 郵便集配員、電報配達員	
504-10	郵便集配員	1,221		504-01 郵便集配員	○現状維持の理由 集約項目の「郵便集配員」(1,221件)には一定規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高いことから、細分類を維持する。もうひとつの集約項目である「電報配達員」(24件)は、寄せられる求人は少ないものの、小分類名が「郵便集配員、電報配達員」であることから、項目名を残す。なお、「電報配達員」には、レタックスなどを含めるため、「電報等配達員」(仮称)に改称する。
504-11	郵便取集員	20	2,879	504-02 電報等配達員	
504-12	郵便配達員	1,638		(分類番号の対応)	
504-20	電報配達員	24	24	504-01 : 504-10~12 504-02 : 504-20	
509	その他の通信の職業	193		509 その他の通信の職業	
509-10	航空管制官	4	4	509-01 その他の通信の職業	○項目の整理 求人数の少ない「航空管制官」(4件)を整理し、雑多項目のみ残した。
509-99	他に分類されない通信の職業	175	175	(分類番号の対応) 509-01 : 509-10、99	

図表34 大分類H「運輸・通信の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
46	鉄道運転の職業		
461	鉄道機関士	461	鉄道機関士
461-10	電気機関士	461-01	鉄道機関士
461-20	ディーゼル機関士		
461-30	蒸気機関士		
461-98	鉄道機関士見習		
462	電車・気動車運転士	462	電車・気動車運転士
462-10	電車運転士	462-01	電車・気動車運転士
462-20	気動車運転士		
462-98	電車・気動車運転士見習		
47	自動車運転の職業		
471	バス運転者	471	バス運転者
471-10	バス運転者		
471-11	路線バス運転者	471-01	路線バス運転者
471-12	貸切バス運転者	471-02	貸切バス運転者
471-13	自家用バス運転者	471-03	自家用バス運転者
472	乗用自動車運転者	472	乗用自動車運転者
472-10	乗用自動車運転者		
472-11	自家用乗用自動車運転者	472-01	自家用乗用自動車運転者
472-12	営業用乗用自動車運転者	472-02	営業用乗用自動車運転者
		472-03	自家用乗用自動車運転代行者
473	貨物自動車運転者	473	貨物自動車運転者
473-10	貨物自動車運転者	473-01	大型・中型トラック運転者
473-11	トラック運転者	473-02	小型トラック運転者
473-12	トレーラートラック運転者	473-03	トレーラートラック運転者
473-13	コンクリートミキサー車運転者	473-04	コンクリートミキサー車運転者
473-14	ダンプカー運転者	473-05	ダンプカー運転者
473-15	タンクローリー運転者	473-06	タンクローリー運転者
		473-99	他に分類されない貨物自動車運転者
479	その他の自動車運転の職業	479	その他の自動車運転の職業
479-10	その他の自動車運転の職業	479-01	廃棄物収集車運転者
		479-02	自動車陸送員
		479-99	他に分類されないその他の自動車運転の職業
48	船舶・航空機運転の職業		
481	船長（漁労船を除く）	481	船長（漁労船を除く）
481-10	貨客船船長	481-01	貨客船船長
481-20	作業船船長	481-02	作業船船長
481-21	しゅんせつ船船長		
481-22	タグボート船船長		
481-99	他に分類されない船長	481-99	他に分類されない船長
482	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	482	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
482-10	航海士	482-01	航海士・運航士
482-20	運航士		
482-30	水先人	482-02	水先人
483	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	483	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
483-10	船舶機関長	483-01	船舶機関長
483-20	船舶機関士	483-02	船舶機関士
484	航空機操縦士	484	航空機操縦士
484-10	航空機操縦士	484-01	航空機操縦士
485	航空機機関士	485	航空機機関士
485-10	航空機機関士	485-01	航空機機関士
49	その他の運輸の職業		
491	車掌	491	車掌
491-10	鉄道車掌	491-01	鉄道車掌
491-11	旅客車掌		

491-12	貨物車掌				
491-20	バス車掌			491-02	バス車掌、バスガイド
491-21	観光バス車掌				
492	駅構内係、信号係			492	駅構内係、信号係
492-10	駅構内係			492-01	駅構内係
492-11	操車係				
492-12	連結手				
492-20	信号係			492-02	信号係
493	甲板員			493	甲板員、船舶機関員
493-10	甲板員			493-01	甲板員
494	船舶機関員				
494-10	船舶機関員			493-02	船舶機関員
499	他に分類されない運輸の職業			49A	フォークリフト運転者
499-10	フォークリフト運転者			49A-01	フォークリフト運転者
499-20	小型船舶運転者			499	他に分類されない運輸の職業
499-21	遊漁船舶頭			499-01	小型船舶運転者
499-30	車両点検係			499-99	他に分類されないその他の運輸の職業
499-99	他に分類されないその他の運輸の職業				
50	通信の職業				
501	無線通信員、無線技術員			501	無線通信員、無線技術員
501-10	無線通信士			501-01	無線通信士
501-11	航空関係無線通信士				
501-12	船舶関係無線通信士				
501-20	無線技術士			501-02	無線技術士
501-21	ラジオ・テレビ放送技術員			501-03	ラジオ・テレビ放送技術員
501-22	写真電送員				
501-23	中継技術員				
501-30	特殊無線技士			501-99	他に分類されない無線通信員、無線技術員
501-99	他に分類されない無線通信員、無線技術員				
502	有線通信員			502	有線通信員
502-10	有線通信操作員			502-01	有線通信操作員
502-20	有線技術員			502-02	有線技術員
502-21	有線放送技術員				
503	電話交換手			503	電話交換手
503-10	電話交換手			503-01	電話交換手
503-11	国際電話オペレーター				
503-12	構内電話交換手				
503-13	案内台交換手				
504	郵便集配員、電報配達員			504	郵便集配員、電報配達員
504-10	郵便集配員			504-01	郵便集配員
504-11	郵便取集員				
504-12	郵便配達員				
504-20	電報配達員			504-02	電報等配達員
509	その他の通信の職業			509	その他の通信の職業
509-10	航空管制官			509-01	その他の通信の職業
509-99	他に分類されない通信の職業				

- (注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符号であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

10 大分類 I 生産工程・労務の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 I は、職業分類表に設定された小分類項目（379 項目）の 47%（178 項目）をしめ、9 つの大分類項目のうち最も項目数が多い。これは、元々、技能関連の項目が多かったことに加えて、日本標準職業分類の累次の改定作業で大分類から中分類に格下げになった項目が大分類 I に一括してとりまとめられていることによる。さまざまな職業が同一の大分類項目の下に位置づけられることになった結果、現行の大分類 I は、大分類と中分類の間に新たな分類レベル（亜大分類）を設けて、全体を製造・制作、機械運転・電気作業、採掘・建設・労務に区分している（図表 35）。亜大分類レベルの項目は、職業を集約するとき大分類と中分類の中間レベルのくくり方として考えられているが、統計調査の結果を職業別に集計する際にはほとんど利用されていないのが実態である。

3 つの亜大分類項目のうち特に項目数が多いのは製造・制作の職業である。この項目は、実質的には製造、加工、組立に 3 分割されている。製造に関する中分類項目は、化学、窯業、食料品、紡織、印刷、ゴム・プラスチックなど、やや大きくくりの製品別項目が設定され、それぞれの項目の小分類レベルには具体的な製品別の項目が設定されている。加工の中分類には金属材料を加工する仕事と金属の溶接・溶断の仕事がそれぞれ設定されている。組立の中分類には、電気機械・輸送機械など機械の種類別に項目が設定され、それぞれの小分類レベルには具体的な製品別の項目が設けられている。

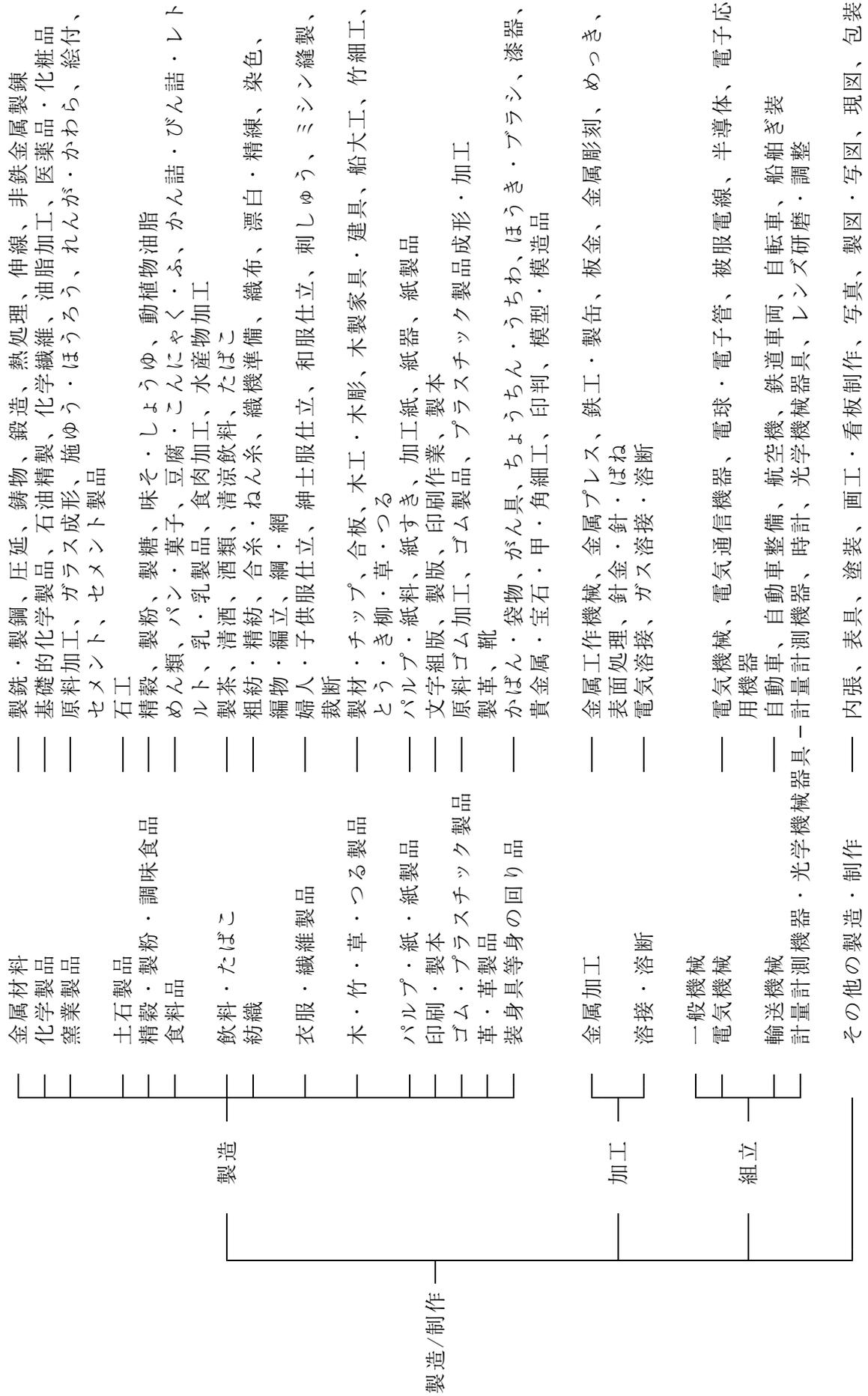
製造・制作の亜大分類の特徴は、生産工程の仕事を製造と組立のふたつに集約していることである（図表 36）。このような項目設定の背景には、生産工程のさまざまな種類の仕事（制御・監視作業、機械を使った製造作業、手工的製造作業など）を区分して項目を設けた場合には調査実施上の技術的な困難が伴うこと、また製造技術を問わず製品別の項目を設定することによって製品製造の違いを仕事の違いとしてみなすことができるとの考え方がある。

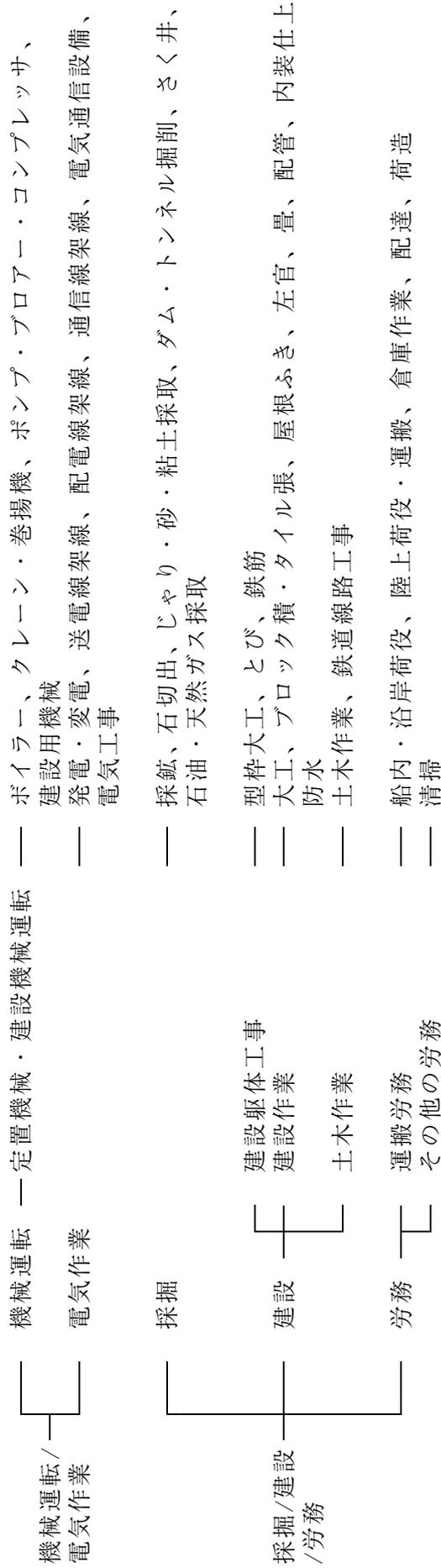
(2) 主な問題点

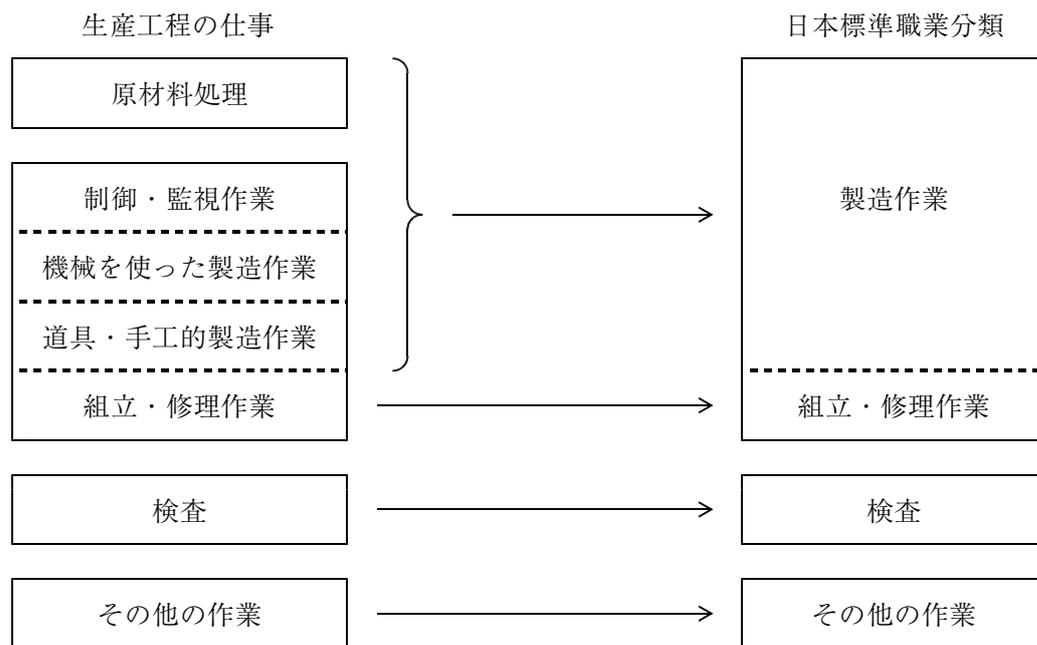
ハローワークの職業紹介では従来、技能工の取扱いが多く、これを反映して大分類 I の亜大分類（製造・制作の職業）には求人・求職者のマッチングに配慮した細かな項目が設定されている。細分類レベルの項目数をみると、大分類 I は全体の 6 割以上をしめている。しかし、現実の求人をみると大分類 I のしめる比率は全体の 3 割程度である。求人比率に比べて項目数の比率が高すぎるといえる。この点を是正するためには細分類項目の大幅な見直しが必要である。

見直しの方向はふたつある。ひとつは、求人・求職者数を基準にして利用度の低い項目（すなわち求人・求職者数の相対的に少ない項目）を整理することである。その際、集約項目と特掲項目に分類された求人件数は次の 3 つのケースに分かれるので、それに応じた項目の整理を行うことが重要である。

図表 35 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の構成（中・小分類項目）







図表 36 生産工程の仕事と日本標準職業分類

- ①集約コードに求人が集中し、特掲コードに分類される求人は相対的に少ないケース
- ②特掲コードに求人が集中し、集約コードに分類される求人は相対的に少ないケース
- ③集約コードと特掲コードにそれぞれ分類された求人は、おおよそ同程度であるケース

第1のケースでは集約職業を重視した項目の設定、第2のケースでは特掲職業を重視した項目の設定を行う。また、第3のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。

もうひとつの見直しの方向は、現実の求人を分類表に反映させること、つまり現実の職業を分類項目の形で分類表に写し取ることである。これには、現実の職業に合致していない既存の分類項目を修正することと、分類表に設定されていない職業を分類表に設定することのふたつの面がある。前者の例には印刷がある。印刷のプリプレス工程（印刷用の刷版を作成するまでの工程）は大きく変化している。従来、写植機による文字組版の作成と写真製版の組合せによって刷版を作成するのが主流であったが、現在では DTP ソフトを使用したパーソナルコンピュータ上での組版作成とそのデータを刷版に焼き付ける技術が主流になっている。このプリプレス工程の変化に対応した分類項目を設ける必要がある。

後者については、求人が増加しているにもかかわらず分類項目が設定されていない職業がある。たとえば、商品注文リスト等にもとづいて該当商品を選び出す作業であるピッキングや、住宅の外壁をモルタル仕上げにするのではなくサイディングや ALC の外壁を取り付ける仕事などが該当する。

これ以外に大きな問題としては、求職者の現実にどのように対応するのかという問題がある。製造や工場作業といった大くくりの仕事を希望する求職者が少なからずいる。大分類 I

の亜大分類（製造・制作の職業）に設定されている中・小・細分類項目は、いずれも特定の製品の製造に関係した職業である。つまり各分類項目は、明確な職務範囲と職務内容を伴っていることが特徴になっている。分類体系が、機械操作、手工的作業、単純作業などに分かれているのであれば、単純作業の下に設定する項目次第ではこのような求職者を位置づけることも可能であると思われるが、製品の種類を問わず、また仕事の種類を問わないといった求職者を職業分類表の項目に位置づけることは現行の体系では極めて難しい。ただし、このような求職者の仕事を労務的なものに限定するのであれば、労務の職業に設定する項目によっては対応は可能とも考えられる。

(3) 改訂素案

大分類Ⅰの見直し作業の結果を要約すると図表 37 のようになる。小分類項目別の見直し結果と変更理由を示したものが図表 38 の改訂素案である。改訂素案の中から分類項目だけを抜き出してその異同を図示すると図表 39 の新旧対照表になる。

図表 37 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	新設	569	電気とガスの両方の溶接作業に従事する溶接工を分類する受け皿として中分類 56 に新たに小分類レベルの雑多項目を設けた。
	再編	571、572	機械の組立と修理の 2 項目に分かれていた小分類を機械の種類別に原動機、金属加工機械、産業用機械、機械部品の 4 項目に再編した。
	統合	632、633	酒類製造工：職業の類似性、求人規模等を考慮して清酒と酒類を統合した。
		643、644	織布工：準備と織機操作とに分かれていた織布工程の 2 項目を統合した。
		645、646	染色・仕上げ工：精練・漂白と染色とに分かれていた染色工程の 2 項目を統合した。
		651、652	紳士・婦人・子供服仕立職・修理工：婦人・子供服と紳士服に分かれていた仕立職を一本化した（細分類レベルで婦人・子供服と紳士服は別々に設定した）。
	681、682	文字組版・製版作業員：印刷工程の変化を反映させるため文字組版と製版を統合した。	
	712、719-40	がん具製造工と運動具製造工を統合して、ひとつの小分類項目とした。	
	分割	535 551 553	求人規模や仕事内容の違いを考慮して項目を分割した。 陶磁器製造工、ファイブセラミックス製品製造工 汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工 鉄工、製缶工
	項目名の変更	602 604 641 642 733 755 791 795 521 522	細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうか、簡潔で分かりやすいかどうかという視点から見直しを行った。 時計組立工・修理工 → 時計類組立工・修理工 レンズ研磨工・調整工 → レンズ研磨工・加工工 粗紡工、精紡工 → 紡績工 合糸工、ねん糸工、加工糸工 → ねん糸工、加工糸工 ポンプ・ブローアー・コンプレッサー運転工 → ポンプ・送風機・圧縮機運転工 さく井工、石油・天然ガス採取工 → さく井工、ボーリング工 船内・沿岸荷役作業員 → 港湾荷役作業員 荷造工 → こん包工 オペレーターの名称になっている項目は、仕事内容を的確に反映したのものになるように見直しを行った。 基礎的化学品製造オペレーター → 基礎的化学品製造工 石油精製オペレーター → 石油精製工

524	石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター → 石けん・洗剤・油脂製品製造工	
537	セメント生産オペレーター → セメント製造工	
533、536、555、613、654、665、666、667、713、715、717、722、725、726、727	求人件数の少ない小分類項目は廃止し、同一中分類内の小分類レベルの雑多項目の中に細分類項目として移動した。 施ゆう工、ほうろうがけ工、窯業絵付工、金属彫刻工、製糖工、刺しゅう工、船大工、竹細工工、とう・き柳・草・つる製品製造工、ちようちん・うちわ製造工、漆器工、印刷師、表具師、写真工、写図工、現図工	
ひとつの中分類項目のもとに小分類項目が10項目以上設定されているもの	中分類 55「金属加工の職業」(小分類 10項目) 中分類 58「電気機械器具組立・修理の職業」(小分類 10項目)	
細分類項目	求人規模を考慮して小分類レベルに格上げした。 金属製家具・建具製造工 金属製品製造工(一貫作業によるもの) 電子機器部品製造工 パターン 楽器製造工 筆記用具製造工 玉掛工 選別工 軽作業員*	
小分類への格上げ	559-10 559-20 589-40 659-10 719-10 719-30 739-40 809-20 809-30の一部	
新設	624-10～99	分類基準の変更：仕事別に代わり製品別に缶詰・瓶詰・レトルト食品製造工の3項目を設定した。
分割	809-20の一部 559-22	ピッキング作業に対応する項目として商品選別工を設定した。 工具製造工を治工具製造工と金型製造工に分割した。
項目名の変更	655-20 728-10 734-10 755-20 777-20 777-30 809-30～37	衣服以外のミシン縫製工 → 身の回り品ミシン縫製工 機械包装工 → 製品包装工 建設機械運転工 → 車両系建設機械運転工 試すい工 → ボーリング工 建具ガラスはめ込工 → 建具ガラス取付工 室内装飾工 → 内装工 ～雑務員 → ～軽作業員
特掲項目の細分類独立	519-53 539-51	求人が多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。 非破壊検査員 ガラス製品検査工

		582-23 589-51 589-76 599-21 603-31 721-23 792-14 794-21 794-23 801-21 801-22 809-31 809-38	テレビ・画像端末機組立工 液晶表示部品製造工 電子部品検査工 自動車検査工 カメラ組立工 自動車内張工 引越作業員 新聞配達員 ルートセールス員 ごみ処理作業員 し尿処理作業員 用務員 公園・ゴルフ場整備員
雑多項目 (-99) から細分類レベルに引き上げた職業	349-10 559-99 689-99 728-99 779-99 809-99 809-99 809-99	個人宅掃除員* 自動車解体工、ダイカスト工 DTPオペレーター ラベル・シール貼工 外壁工*、住宅水回り設備取付工* 浄化槽清掃員 小売店軽作業員* 会場設営作業員*	

(注) *印は仮置き項目名である。

図表 38 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂素案

現行 (平成 11 年改訂)	新規求人 数合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
I 生産工程・労務の職業	2,108,387			
51 金属材料製造の職業	29,702			
511 製鉄工、製鋼工	2,654		511 製鉄工、製鋼工	
511-10 製鉄工	410		511-01 製鉄工	○求人
511-11 炉前工 (高炉)	97	534	511-02 製鋼工	特掲項目 (枝番) の職業名については、いずれの求人規模とも小さいことから、細分類の項目には採用しない。
511-12 樋管理工 (高炉)	7		511-03 鋳物用鉄溶融工	
511-13 鋳鉄機工	20		511-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工	
511-20 製鋼工	864		(分類番号の対応)	
511-21 溶銲予備処理工	0		511-01 : 511-10~13	
511-22 転炉工	2		511-02 : 511-20~27	
511-23 電気炉工 (製鋼)	77	1,010	511-03 : 511-30~32	
511-24 取べ (鍋) 精錬工	10		511-99 : 511-99	
511-25 造塊工	46			
511-26 連続鑄造工 (製鋼)	11			
511-27 連続精整工	0			
511-30 鋳物用鉄溶融工	339			
511-31 キュボラ工 (鋳物)	4	372		
511-32 電気炉工 (鋳物)	29			
511-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工	344	344		
512 非鉄金属製錬工	1,957		512 非鉄金属製錬工	
512-10 非鉄金属溶融炉工	626	626	512-01 非鉄金属溶融炉工	○求人
512-20 非鉄金属浸出・浄液工	36	36	512-02 非鉄金属電解工	「非鉄金属浸出・浄液工」「銅製錬工 (電解法を除く)」「貴金属製錬工」「金属ウラン製錬工」
512-30 非鉄金属電解工	380	380	512-03 半導体材料製錬工 (多結晶シリコンなど)	は求人規模が著しく小さいため、細分類項目を廃止する。
512-40 銅製錬工 (電解法を除く)	13	13	512-04 非鉄金属鑄込造塊工	
512-50 貴金属製錬工	16	16	512-99 他に分類されない非鉄金属製錬工	
512-60 半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)	333	333	(分類番号の対応)	
512-70 金属ウラン製錬工	2	2	512-01 : 512-10	
512-80 非鉄金属鑄込造塊工	193	193	512-02 : 512-30	
512-99 他に分類されない非鉄金属製錬工	142	142	512-03 : 512-60	
			512-04 : 512-80	
			512-99 : 512-99、-20、-40、-50、-70	
513 鋳物工	6,310		513 鋳物工	
513-10 調砂工	451	451	513-01 調砂工	○求人
513-20 中子工	554	554	513-02 中子工	すべての細分類の単位で一定規模の求人があるため、それぞれの集約職業名を細分類の項目に設定する。
513-30 鋳型工	629	1,566	513-03 鋳型工	
513-31 手込造型工	655	655	513-04 鋳込工	

513-32	機械込造型工	282		513-99 他に分類されない鋳物工	
513-40	鋳込工	476	476	(分類番号の対応)	
513-99	他に分類されない鋳物工	740	740	513-01 : 513-10 513-02 : 513-20 513-03 : 513-30~32 513-04 : 513-40 513-99 : 513-99	
514	鍛造工	4,887		514 鍛造工	
514-10	鍛造操炉工	446	446	514-01 鍛造操炉工	○求人 数百件の求人規模がある細分類を維持し、 それぞれの集約職業名を細分類の項目名に設定する。
514-20	自由鍛造工	287		514-02 自由鍛造工	
514-21	鍛造プレス工	505	927	514-03 型鍛造工	
514-22	鍛造ハンマ工	135		514-04 手かじ (鍛冶) 工	
514-30	型鍛造工	127	144	514-99 他に分類されない鍛造工	
514-31	型鍛造プレス工	13		(分類番号の対応)	
514-32	型鍛造ハンマ工	4		514-01 : 514-10	
514-40	手かじ (鍛冶) 工	982	994	514-02 : 514-20~22	
514-41	工具かじ工	12		514-03 : 514-30~32	
514-98	鍛造工助手	47	47	514-04 : 514-40~41	
514-99	他に分類されない鍛造工	596	596	514-99 : 514-98, 99	
515	金属熱処理工	1,878		515 金属熱処理工	
515-10	金属熱処理工	1,571		515-01 金属熱処理工	○求人 各加工種類別の求人者数はどれも非常に少なく、 細分類に設定する必要性は乏しい。細分類は集約項目 「金属熱処理工」に一本化する。
515-11	焼なまし・焼ならし工	37		(分類番号の対応)	
515-12	焼入焼戻し工 (高周波・浸炭を除く)	12	1,705	515-01 : 515-10~15	
515-13	高周波焼入焼戻し工	74			
515-14	浸炭焼入焼戻し工	10			
515-15	窒化・軟窒化工	1			
516	圧延工	2,702		516 圧延工	
516-10	圧延加熱炉工	134	134	516-01 熱間圧延工	○求人 求人規模が年間100件程度にとどまる「圧延加熱炉工」 「圧延仕上工」「圧延ロール整備工」を廃止し、 「熱間圧延」「冷間圧延」「溶接鋼管」と雑多項目 に整理する。
516-20	熱間圧延工	98		516-02 冷間圧延工	
516-21	条鋼圧延工 (線材、形鋼、棒鋼)	260	535	516-03 溶接鋼管工	
516-22	鋼板圧延工 (厚板、熱延)	108		516-99 他に分類されない圧延工	
516-23	シームレス鋼管工 (中径、小径)	69		(分類番号の対応)	
516-30	冷間圧延工	53		516-01 : 516-20~23	
516-31	電磁鋼板工	0		516-02 : 516-30~34	
516-32	ステンレス鋼板工	176	567	516-03 : 516-40~43	
516-33	表面処理鋼板工	117		516-99 : 516-10, -50, -60, -99	
516-34	展延工 (非鉄金属箔)	221			
516-40	溶接鋼管工	634	681		

516-41	大径管工 (スパイラル、UO管)	0			
516-42	電線管工	43			
516-43	鍛接管工	4			
516-50	圧延仕上工	149	149		
516-60	圧延ロール整備工	32	32		
516-99	他に分類されない圧延工	157	157		
517	伸線工	731			517 伸線工
517-10	伸線工	720	720		517-01 伸線工 (分類番号の対応) 517-01 : 517-10
519	その他の金属材料製造の職業	8,583			519 その他の金属材料製造の職業
519-10	金属材料原料工	286			519-01 鋳物仕上工
519-11	鉍石焼結工	63	355		519-02 金属材料製造検査工
519-12	ペレット工	6			519-03 非破壊検査員
519-20	スクラップ整理工	164			519-99 他に分類されない金属材料製造の職業 (分類番号の対応)
519-21	スクラップ切断工	48	219		519-01 : 519-30~34
519-22	スクラップ・ヤード工	7			519-02 : 519-50~52
519-30	鋳物仕上工	1,168			519-03 : 519-53
519-31	鋳物型ばらし工	20			519-99 : 519-10~12, 20~22, 40~42, 99
519-32	ショット・ブラスト工	237	1,544		
519-33	鋳物はつり工	107			
519-34	鋳物切断・補修工	12			
519-40	粉末冶金製品製造工	144			
519-41	粉末冶金成形工	86	239		
519-42	粉末冶金焼結工	9			
519-50	金属材料製造検査工	535			
519-51	原材料試験検査工	151	3,952		
519-52	中間製品検査工	120			
519-53	非破壊検査員	3,146			
519-99	他に分類されない金属材料製造の職業	1,247	1,247		
52	化学製品製造の職業	26,442			
521	基礎的化学製品製造 オペレーター	8,204			
521-10	基礎的化学製品製造オペレーター	4,893			小分類項目名の変更
521-11	石油化学製品製造オペレーター	265			521 基礎的化学製品製造工
521-12	有機薬品製造オペレーター	73	7,150		521-01 基礎的化学製品製造工
521-13	無機材料製造オペレーター	688			(分類番号の対応)
521-14	化学肥料製造オペレーター	119			521-01 : 521-10~15
521-15	汎用樹脂製造オペレーター	1,112			
522	石油精製オペレーター	531			

○求人
求人規模は720件にとどまるが、金属材料製造の主要な作業であることから、小分類の項目として維持する。

○求人
1. 求人規模の小さい細分類項目「金属材料原料工」「スクラップ整理工」「粉末冶金製品製造工」は廃止する。
2. 519-53「非破壊検査員」の年間求人数は集約項目519-50「金属材料製造検査工」の6倍にのぼり、519「その他の金属材料製造の職業」の37%を占めている。求人規模の多さから、「非破壊検査員」は細分類519-02「金属材料製造検査工」と同格の細分類に設定する。

○求人
相対的に求人数が少なく、複数製品を扱う求人職種を分類しにくいことから、細分類を一元化する。また、基礎的化学製品製造の職務は、オペレーター業務と現場監視業務に大別できる。一般に「製造工」の名称が用いられることから、項目名を「基礎的化学製品製造工」に改称する。

522-10	燃料製造オペレーター	136		小分類項目名の変更				○求人 求人数が相対的に少なく、ハローワークでの利用度が低いことから、細分類を一本化する。
522-11	燃料油製造オペレーター	2		522 石油精製工	178			○項目名 石油精製の職務は、オペレーター業務とパトロール業務に大別でき、一般に「精製工」の名称が用いられることから、「石油精製工」に改称する。
522-12	L P ガス製造オペレーター	40		522-01 石油精製工				
522-20	潤滑油製造オペレーター	84		(分類番号の対応)	84			
522-30	石油タンクオペレーター	18		522-01 : 522-10~99	136			
522-99	他に分類されない石油精製オペレーター	136						
523	化学繊維工	863		523 化学繊維工				
523-10	原液調整工	115		523-01 化学繊維工	115			○求人 集約項目は工程別に並んでいるもの、寄せられる求人職種は、化学繊維工が多数を占める。加えて、求人数は相対的に少ないことも踏まえ、細分類は「化学繊維工」に一元化する。
523-20	化学繊維糸工	411		(分類番号の対応)	411			
523-30	化学繊維後処理工	107		523-01 : 523-10~31	116			
523-31	化学繊維精練・漂白工	9						
524	石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター	474						
524-10	石けん製造オペレーター	161		小分類項目名の変更	161			○求人 求人は、集約項目の「石けん製造オペレーター」に161件、「合成洗剤製造オペレーター」に88件、「油脂製品製造オペレーター」に161件あり、職安での利用度は相対的に低い。加えて、枝番の活用度も低いことから、細分類は一元化する。また、項目名は、求人職種名で一般的に用いられる「製造工」に改称する。
524-20	合成洗剤製造オペレーター	88		524 石けん・洗剤・油脂製品製造工	88			
524-30	油脂製品製造オペレーター	161		524-01 石けん・洗剤・油脂製品製造工				
524-31	硬化油製造オペレーター	10		(分類番号の対応)	180			
524-32	脂肪酸製造オペレーター	9		524-01 : 524-10~33				
524-33	グリセリン製造オペレーター	0						
525	医薬品・化粧品製造工	5,209		525 医薬品・化粧品製造工				
525-10	医薬品製造工	2,824		525-01 医薬品製造工				○求人 求人 の圧倒的多数は、集約項目の「医薬品製造工」と「化粧品製造工」に集まる。残る集約項目の「抗生物質種母培養工」と枝番の「製剤工」、「医薬品仕上工」は職安での利用度が低い。実務利用の利便性を考慮し、細分類は「医薬品製造工」と「化粧品製造工」に整理する。
525-11	製剤工	150	3,049	525-02 化粧品製造工				
525-12	医薬品仕上工	75		(分類番号の対応)	12			
525-20	抗生物質種母培養工	12		525-01 : 525-10~20	1,774			
525-30	化粧品類製造工	1,774		525-02 : 525-30				
529	その他の化学製品製造の職業	11,161		529 その他の化学製品製造の職業				
529-10	化学製品原料粉砕工	300		529-01 化学製品原料粉砕工	300			○求人 雑多項目のなかで、相対的に求人数の多い「化学製品原料粉砕工」、「感光剤材料製造工」、「フィルム製造工」、「塗料・絵具・インキ製造工」、「農薬・殺虫剤製造工」、「化学製品検査工」を細分類に残す。他方、求人が52件にとどまる集約項目の「製塩工」は、製造工程の自動化が進み、職安での活用度も低いことから整理する。また、枝番の「感光紙製造工」は求人が93件にとどまり、実務利用の頻度が相対的に低いことから見直す。
529-20	製塩工	52		529-02 感光剤材料製造工	52			
529-30	感光剤材料製造工	146		529-03 フィルム製造工				
529-31	フィルム製造工	901	1,140	529-04 塗料・絵具・インキ製造工				
529-32	感光紙製造工	93		529-05 農薬・殺虫剤製造工				
529-40	塗料・絵具・インキ製造工	1,926	1,926	529-06 化学製品検査工				
529-50	農薬・殺虫剤製造工	147		529-99 他に分類されない化学製品製造の職業	147			
529-60	化学製品検査工	3,258	3,258	(分類番号の対応)	3,258			
529-99	他に分類されない化学製品製造の職業	3,066	3,066	529-01 : 529-10				
				529-02 : 529-30				
				529-03 : 529-31				
				529-04 : 529-40				

53	窯業製品製造の職業	24,633			529-05 : 529-50 529-06 : 529-60 529-99 : 529-20、32
531	窯業原料工	594			531 窯業原料工
531-10	原料工	217			○求人 寄せられる求人は、「原料工」(531-10)で217件、「ガラス溶融炉工」(531-20)で32件、「窯業土練工」(531-30)で13件、「シャモット工」(531-40)は0件となる。集約項目の利用度は相対的に低く、項目を細分化する必要性は薄い。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、細分類は、包括的なカテゴリー名称である「窯業原料工」に一本化する。
531-11	原石粉砕工	38	373		
531-12	原料調査工	116			
531-13	原料か焼工	2			
531-20	ガラス溶融炉工	32	32		
531-30	窯業土練工	13			
531-31	陶磁器土練工	1	61		
531-32	れんが・かわら類土練工	47			
531-40	シャモット工	0	0		
531-99	他に分類されない窯業原料工	47	47		
532	ガラス製品製造工	6,473			532 ガラス製品製造工
532-10	ガラス成形工	955			○求人 相対的に利用頻度の高い「ガラス成形工」、「ガラス繊維製造工」、「ガラスカット工」を細分類に残す。このうち、「ガラスカット工」の枝番の「ガラス研磨工」には342件の求人が寄せられ、集約項目の「ガラスカット工」(112件)より職安での活用度が高い。このため、新たな項目名は、集約項目の「ガラスカット工」と枝番の「ガラス研磨工」を統合させた「ガラスカット・研磨工」とする。また、集約項目のうち、相対的な利用度が低い「ガラス熱加工工」(21件)、「鏡銀引き工」(39件)、「ガラス熱処理工」(3件)は整理・見直しする。
532-11	板ガラス成形工	190			
532-12	製びん工	72	1,341		
532-13	吹きガラス成形工	24			
532-14	ガラスプレス成形工	12			
532-15	ガラス管成形工	88			
532-20	ガラス繊維製造工	847	847		
532-30	ガラス熱加工工	21			
532-31	バーナー加工工	9	30		
532-32	ガラス火切・口焼工	0			
532-40	ガラスカット工	112			
532-41	ガラスカット工	30	484		
532-42	ガラス研磨工	342			
532-50	鏡銀引き工	39	39		
532-60	ガラス熱処理工	3	4		
532-61	ガラス徐冷工	1			
532-99	他に分類されないガラス製品製造工	2,040	2,040		
533	施ゆう工、ほうろうがけ工	439			○求人 集約項目の「ゆう薬工」には46件、「ゆう薬かけ工」は41件、「ほうろう焼入・仕上工」は308件の求人が寄せられ、職安での利用度は相対的に低い。集約・枝番含めて、全体でも求人は439件にとどまり、小分類を維持する積極的理由が見当たらないことから、雑多項目に移行する。
533-10	ゆう薬工	46	70		
533-11	ゆう薬原料調査工	24			
533-12	フリット工	0			
533-20	ゆう薬かけ工	41	44		
533-21	施ゆう機工	0			
533-22	施ゆう仕上工	3			
533-30	ほうろう焼入・仕上工	308	308		

534	れんが・かわら類製造工	1,016	534	れんが・かわら類製造工	○求人
534-10	れんが・かわら類成形工	539	534-01	れんが・かわら類製造工	<p>寄せられる求人は、集約項目の「れんが・かわら類成形工」で539件、「れんが・かわら類乾燥工」で5件、「れんが・かわら類焼成工」で24件にとどまる。加えて、枝番への求人も2桁台にとどまり、集約・枝番とも職安での利用度は低い。項目を細分化する必要性に乏しいことから、細分類は「れんが・かわら類製造工」に一元化する。</p>
534-11	れんが・かわら類プレス成形工	65		(分類番号の対応)	
534-12	れんが・かわら類押出成形工	11	534-01	534-10～99	
534-20	れんが・かわら類乾燥工	5			
534-30	れんが・かわら類焼成工	24			
534-31	れんが・かわら類押出工	6			
534-99	他に分類されないれんが・かわら類製造工	74			
535	陶磁器製造工、ファインセラミック製品製造工	4,497			○求人
				小分類項目の分割	<p>「陶磁器製造工」(535-10)は、求人数の少ない枝番を集約し項目名を一本化する。他方、「ファインセラミック製品製造工」は、求人が2758件寄せられ実務利用の頻度が高いことから、小分類で独立させる。このため、小分類の535は、「陶磁器製造工」と「ファインセラミック製品製造工」に分割される。</p>
535-10	陶磁器製造工	615	535	陶磁器製造工	
535-11	陶磁器成形工	295	535-01	陶磁器製造工	
535-12	陶磁器研磨工	43		(分類番号の対応)	
535-13	陶磁器レース加工工	0	535-01	535-10～14、98	
535-14	陶磁器焼成工	83	53A	ファインセラミック製品製造工	
535-20	ファインセラミック製品製造工	2,758	53A-01	ファインセラミック製品製造工	
535-98	陶磁器製造工見習	21		(分類番号の対応)	
536	窯業絵付工	131	53A-01	535-20	○求人
536-10	陶磁器画工	62		539の細分類に格下げ	<p>集約項目の「陶磁器画工」への求人は64件、「転写絵付工」は20件、「陶磁器吹付工」は2件、「総付線引き工」は15件、さらに「盛絵付工」は0件と、職安での利用頻度は低い。小分類を維持する積極的理由に欠けることから、雑多項目に移行する。</p>
536-20	転写絵付工	20	539-02	窯業絵付工	
536-30	陶磁器吹付工	2		(分類番号の対応)	
536-40	総付線引き工	15	539-02	536-10～98	
536-50	盛絵付工	0			
536-98	窯業絵付工見習	0			
537	セメント生産オペレーター	143		小分類項目名の変更	
537-10	セメント生産オペレーター	132	537	セメント製造工	
			537-01	セメント製造工	
				(分類番号の対応)	
			537-01	537-10	
538	セメント製品製造工	7,267	538	セメント製品製造工	○求人
538-10	コンクリート製品製造工	3,962	538-01	コンクリート製品製造工	<p>求人圧倒的多数は、集約項目の「コンクリート製品製造工」(3,962件)と「生コンクリート製造工」(1,048件)に集まる。他方、枝番は、「コンクリートブロック製造工」は576件、「コンクリートパネル製造工」は207件、「コンクリートスレート製造工」は97件、「コンクリートパイプ製造工」は222件にとどまる。細分類は、相対的に利用度の高い「コンクリート製造工」で97件、「コンクリートパイプ製造工」で222件にとどまる。</p>
538-11	コンクリートブロック製造工	576	538-02	生コンクリート製造工	
538-12	コンクリートパネル製造工	207	538-99	他に分類されないセメント製品製造工	
538-13	セメントスレート製造工	97		(分類番号の対応)	
538-14	コンクリートパイプ製造工	222	538-01	538-10～14	
538-20	生コンクリート製造工	1,048	538-02	538-20	
538-99	他に分類されないセメント	572			

製品製造工	538-99 : 538-99	リポート製品製造工」と「生コンクリート製造工」に整理する。
539 その他の窯業製品製造の職業	539 その他の窯業製品製造の職業	
539-10 石灰・石こう製品製造工	539-01 施ゆう工、ほうろけ工	○求人 集約項目のうち、相対的に利用頻度の高い「研磨用材製造工」(528件)と「窯業製品検査工」(753件)は細分類に残す。同時に、求人数が相対的に少ない「石灰・石こう製品製造工」(69件)、「七宝工」(26件)、「るつば製造工」(16件)は整理・見直しする。なお、枝番のうち、「ガラス製品検査工」には、年間1,170件の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。職業紹介の利便性に資するため、枝番の「ガラス製品検査工」を細分類に採録する。
539-11 生石灰・消石灰生産オペレーター	539-02 窯業絵付工	
539-12 ドロマイト生産オペレーター	539-03 研磨用材製造工	
539-13 焼石こう製造工	539-04 窯業製品検査工	
539-14 石こう製品製造工	539-05 ガラス製品検査工	
539-20 七宝工	539-99 他に分類されない窯業製品製造の職業	
539-30 るつば製造工	(分類番号の対応)	
539-40 研磨用材製造工	539-01 : 533	
539-50 窯業製品検査工	539-02 : 536	
539-51 ガラス製品検査工	539-03 : 539-40	
539-52 れんが・かわら類検査工	539-04 : 539-50、52、53	
539-53 陶磁器検査工	539-05 : 539-51	
539-99 他に分類されない窯業製品製造の職業	539-99 : 539-10～14、20～30、99	
54 土石製品製造の職業		
541 石工	541 石工	
541-10 石削工	541-01 石工	○求人 集約項目の「石削工」への求人は91件、「石切工」は283件、「石研磨工」は160件、「石彫工」は278件、「墨出し工」は53件、「石積工」は66件、「石工見習」は135件が寄せられ、実務利用の頻度は相対的に低い。加えて、石材企業の多くは中小企業で、職務を細分化せず、多能工として仕事をしていることから、細分類は「石工」に一元化する。
541-20 石切工	(分類番号の対応)	
541-21 石工旋盤工	541-01 : 541-10～98	
541-30 石研磨工		
541-31 機械研磨工		
541-40 石彫工		
541-50 墨出し工		
541-60 石積工		
541-98 石工見習		
549 その他の土石製品製造の職業	549 その他の土石製品製造の職業	
549-10 石細工工	549-01 その他の土石製品製造の職業	
549-20 石綿製品製造工	(分類番号の対応)	
549-99 他に分類されない土石製品製造の職業	549-01 : 549-10、99 削除 : 549-20 (石綿製品製造工)	
55 金属加工の職業		
551 金属工作機械工		
551-10 汎用金属工作機械工	小分類項目の分割	○小分類項目の分割 求人規模の大きさ等を考慮し、機械の種類別(汎用金属工作機械、数値制御金属工作機械)に小分類を2分割する。 ○求人 細分類項目のうち、年間新規求人数が1,000件以上の職業名を存続する。
551-11 旋盤工	551 汎用金属工作機械工	
551-12 ボール盤工	551-01 旋盤工	
551-13 中ぐり盤工	551-02 ボール盤工	
551-14 フライス盤工	551-03 フライス盤工	
551-15 歯切盤工	551-04 研削盤工・仕上機械工	
551-16 研削盤工・仕上機械工	551-99 他に分類されない汎用金属工作機械工	

551-20	数値制御金属工作機械工 (特殊加工機を除く)	16,326			(分類番号の対応) 551-01 : 551-11 551-02 : 551-12 551-03 : 551-14 551-04 : 551-16 551-99 : 551-10、-13、-15、-99	○金属特殊加工機工 枝番の求人規模は多いものでも年間数百件にとどまることから、これらを集約項目「金属特殊加工機工」に統合。金属工作加工機を用いて金属切断の作業に従事する者は569-01(その他の金属溶接溶断の職業の細分類)に位置づける。
551-21	NC旋盤工	11,321	39,886			○マシニングセンター マシニングセンター・オペレーターは総務省商品分類の名称に従い「マシニングセンターオペレーター」とする。
551-22	NCボール盤工	133				
551-23	NC中ぐり盤工	122				
551-24	NCフライス盤工	1,564				
551-25	NC研削盤工	335				
551-26	マシニングセンターオペレーター	10,085				
551-30	金属特殊加工機工	522			55A 数値制御金属工作機械工	
551-31	放電加工機工	595			55A-01 NC旋盤工	
551-32	電子ビーム加工機工	5	1,749		55A-02 NCフライス盤工	
551-33	レーザー加工機工	620			55A-03 マシニングセンターオペレーター	
551-34	電解加工機工	7			55A-04 金属特殊加工機工	
551-99	他に分類されない金属工作機械工	3,722	3,722		55A-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工 (分類番号の対応) 55A-01 : 551-21 55A-02 : 551-24 55A-03 : 662-26 55A-04 : 551-30~34 55A-99 : 551-20、-22、-23、-25、-99	
552	金属プレス工	20,876			552 金属プレス工	
552-10	プレス成形工	12,600			552-01 プレス成形工	○求人 細分類552-10「プレス成形工」の新規求人数は年間1万2,600件にのぼるが、関連する特掲項目は多いものでも、その約1割にとどまる。このため、集約コード「プレス成形工」に一本化する。
552-11	打抜プレス工	1,311	15,413		552-99 他に分類されない金属プレス工 (分類番号の対応) 552-01 : 552-10~14、20 552-99 : 552-99	
552-12	曲プレス工	1,397				
552-13	絞プレス工	72				
552-14	プレス刻印工	33				
552-20	数値制御プレス機械工	207	207			
552-99	他に分類されない金属プレス工	1,184	1,184			
553	鉄工、製かん(缶)工	30,654			小分類項目の分割	○小分類項目の分割 求人規模等の大きさを考慮し、鉄工と製缶工に分割する。
553-10	鉄工	9,966			553 鉄工	○求人 年間新規求人数が1,000件以上の細分類項目を残す。 ○鉄工と製缶工 「鉄工」の職業名は「鉄骨工」も一般的に使われているが、細分類「建築鉄工」に限定されるものであることから、小分類の名称は「鉄工」を維持する。
553-11	建築鉄工	1,738			553-01 建築鉄工	○製缶工と製缶工 「製缶工」よりも「製缶工」の呼称が一般的に使われていることから(ハローワークの求人名、インターネット検索の結果等)、小分類の名称は「製缶工」とする。
553-12	機械鉄工	278	16,332		553-02 造船鉄工	
553-13	造船鉄工	3,891			553-99 他に分類されない鉄工 (分類番号の対応) 553-01 : 553-11 553-02 : 553-13 553-99 : 553-10、-12、-14、-15、-99	
553-14	橋りょう鉄工	452				
553-15	装飾鉄工	7				
553-20	製かん工	12,007				
553-21	ボイラー組立工	82	12,129			
553-22	圧力容器組立工	40				
553-99	他に分類されない鉄工、製かん(缶)工	1,244	1,244		55B 製缶工 55B-01 製缶工	

		(分類番号の対応)				
554	板金工	55B-01 : 553-20～22、-99				
554-10	板金工	554-01 建築板金工	22,552			
554-11	建築板金工	554-02 工場板金工	8,534			
554-12	工場板金工	554-03 自動車板金工	4,931	22,183		
554-13	自動車板金工	554-99 他に分類されない板金工 (分類番号の対応) 554-01 : 554-11 554-02 : 554-12 554-03 : 554-13 554-99 : 554-10	482 8,236			
555	金属彫刻工		264			
555-10	彫金工	559 の細分類に格下げ	104			
555-11	かざり職	559-04 金属彫刻工 (分類番号の対応) 559-04 : 555-10～12、-20、-30、-31、-99	34	190		
555-12	金型彫刻工		52			
555-20	機械彫刻工		29	29		
555-30	腐しよく彫刻工		4			
555-31	なっ(捺)染ロール彫刻工		1	5		
555-99	他に分類されない金属彫刻工		17	17		
556	めっき工	556 めっき工	5,839			
556-10	電気めっき工	556-01 電気めっき工	1,801	1,801		
556-20	化学めっき工	556-99 他に分類されないめっき工	92	92		
556-30	溶融めっき工		461	461		
556-40	溶射工	(分類番号の対応) 556-01 : 556-10 556-99 : 556-20、-30、-40、-50、-60、-70、-99	241	241		
556-50	真空・気相めっき工		183	183		
556-60	陽極処理工		309	309		
556-70	化成処理工		223	223		
556-99	他に分類されないめっき工		1,034	1,034		
557	金属研磨工	557 金属研磨工	6,918			
557-10	金属材料・製品研磨工	557-01 金属材料・製品研磨工	3,893			
557-11	工具研磨工	557-02 金属手仕上工	216	4,184		
557-12	刃物とぎ工	(分類番号の対応) 557-01 : 557-10～12 557-02 : 557-20～24	75			
557-20	金属手仕上工		915			
557-21	のこ目立職		33			
557-22	金属やすり掛け工		153	2,231		
557-23	金属ささげ工		2			
557-24	金属はつり工		1,128			
558	金属線製品・くぎ・ばね製造工	558 金属線製品・くぎ・ばね製造工	2,477			
558-10	金属線製品製造工	558-01 金属線製品製造工	543	1,362		

558-11	ワイヤーロープ製造工	264	558-02	くぎ類製造工	製品の種類別に分類された集約コードの単位で細分類を設定する。
558-12	有利鉄線製造工	0	558-03	ばね製造工	○くぎ類製造工
558-13	金網編工	309	(分類番号の対応)		「くぎ類」の年間求人規模は100件程度にとどまるが、「くぎ類」を細分類から削除した場合、この受け皿となる雑多項目を小分類558に設けなければならぬことから「くぎ類」は細分類としての項目を残す。
558-14	針製造工	246	558-01 : 558-10~15		
558-15	ピン製造工	0	558-02 : 558-20		
558-20	くぎ類製造工	103	558-03 : 558-30		
558-30	ばね製造工	902			
559	その他の金属加工の職業	57,487	559-10の小分類格上げ		○小分類項目への格上げ
559-10	金属製家具・建具製造工	1,799	55C 金属製家具・建具製造工		「金属製品製造工（一貫作業によるもの）」および「金属製家具・建具製造工」は年間求人規模が約1万件にのぼるため、小分類に格上げする。
559-11	金属製家具製造工	962	55C-01 金属製家具・建具製造工		○金型製造工
559-12	金属製建具製造工	6,523	(分類番号の対応)		金型は工業製品の製造工程において重要な役割を果たしており、求人規模も大きいとみられることから、新たに「金型製造工」を細分類項目に設定する。
559-20	金属製品製造工 (一貫作業によるもの)	4,295	55C-01 : 559-10~12		○治工具製造工
559-21	刃物製造工	450	559-20の小分類格上げ		「治工具製造工」は「治具」と「工具」をあわせて「治工具」という呼称が広く使われているため、「治工具製造工」に名称変更する。
559-22	工具製造工 (刃物を除く)	7,903	55D 金属製品製造工 (一貫作業によるもの)		○細分類項目の新設
559-23	金具製造工	785	55D-01 治工具製造工		雑多項目のうち求人規模の大きい自動車解体工、ダイカスト工を細分類項目に設定する。
559-30	けがき工	208	55D-02 金型製造工		
559-40	ろう付工、はんだ付工	1,404	55D-03 刃物製造工		
559-50	金属切断工 (刃物によるもの)	3,226	55D-04 金具製造工		
559-60	金型取付工	406	55D-99 他に分類されない金属製品製造工		
559-70	金属加工・金属製品検査工	13,401	(分類番号の対応)		
559-99	他に分類されない金属加工の職業	11,727	55D-01 : 559-22		
			55D-02 : 559-22		
			55D-03 : 559-21		
			55D-04 : 559-23		
			55D-99 : 559-20		
			559 その他の金属加工の職業		
			559-01 けがき工		
			559-02 ろう付け工、はんだ付け工		
			559-03 金属切断工 (刃物によるもの)		
			559-04 金型取付工		
			559-05 金属彫刻工		
			559-06 自動車解体工		
			559-07 ダイカスト工		
			559-08 金属加工・金属製品検査工		
			559-99 他に分類されない金属加工の職業		
			(分類番号の対応)		
			559-01 : 559-30		
			559-02 : 559-40		

56	金属溶接・溶断の職業				559-03 : 559-50 559-04 : 559-60 559-05 : 555-10～12-20-30～31-99 559-06 : 559-99 559-07 : 559-99 559-99 : 559-99
561	電気溶接工	60,349			561 電気溶接工
561-10	アーク溶接工	36,916			561-01 アーク溶接工
561-11	被膜アーク溶接工	22,825	22,891		561-02 抵抗溶接工
561-20	抵抗溶接工	277	2,328		561-03 自動電気溶接機運転工
561-21	スポット溶接工	2,051			561-04 溶接ロボット運転工
561-30	自動電気溶接機運転工	1,115	1,115		(分類番号の対応)
561-40	溶接ロボット運転工	1,359	1,359		561-01 : 561-10～11
561-99	他に分類されない電気溶接工	2,069	2,069		561-02 : 561-20～21 561-03 : 561-30 561-04 : 561-40
562	ガス溶接工、ガス切断工	23,433			562 ガス溶接工、ガス切断工
562-10	ガス溶接工	19,358	19,523		562-01 ガス溶接工
562-11	酸素アセチレンガス溶接工	165			562-02 ガス切断工
562-20	ガス切断工	1,936			(分類番号の対応)
562-21	アセチレンガス切断工	10	2,009		562-01 : 562-10～11
562-22	大型バーナー工	1			562-02 : 562-20～23
562-23	自動ガス切断機運転工	62			569 その他の金属溶接・溶断の職業
					569-01 その他の金属溶接・溶断の職業
					(分類番号の対応)
					569-01 : 561-99、551-30～34の一部
57	一般機械器具組立・修理の職業	121,317			
571	一般機械器具組立工	68,201			
571-10	原動機組立工	3,321			小分類571と572を統合し、機械の種類別に整理
571-11	エンジン組立・調整工	2,625	6,186		57A 原動機組立工・修理工
571-12	タービン組立・調整工	240			57A-01 エンジン組立・修理工
571-20	金属加工機械組立工	3,002	5,485		57A-99 他に分類されない原動機組立工・修理工
571-21	金属工作機械組立・調整工	2,483			(分類番号の対応)
571-30	産業用機械組立工	14,515	19,951		57A-01 : 571-11、572-10～12
571-31	農業用機械組立・調整工	1,429			57A-99 : 571-12、572-10～12
571-32	建設機械組立・調整工	2,126			
571-33	繊維機械組立・調整工	149			

○雑多項目の新設

労働省編職業分類は金属工作機械による切断を「金属加工の職業」に分類しているが、日本標準職業分類は「溶接・溶断の職業」に分類している。日本標準職業分類との整合性を高めるため、中分類56に雑多項目を設け、金属工作機械による切断を行う人を位置づける。電気とガス両方の溶接作業に従事する溶接工もこの雑多項目に分類する。「他に分類されない電気溶接工」に分類されている「電子ビーム溶接工」「レーザー溶接工」なども、「電気溶接」の概念から外れていることから、新設の雑多項目に移動する。

○小分類を新設

中分類57は、組立工(571)と修理工(572)に小分類が分かれる。他方、58以下は、「組立工+修理工」の名称が続き、項目名にバラツキがみられる。分類体系の整合性を確保するため中分類57(一般機械器具組立・修理の職業)を58以下と同様に、「組立工+修理工」の名称で再編する。名称は、「原動機組立工・修理工」、「金属加工機械組立工・修理工」、「産業用機械組立工・修理工」とする。

571-34	印刷機械組立・調整工	1,732			
571-40	機械部品組立工	10,926			
571-41	ベアリング組立工	1,424			
571-42	変速機組立工	141	12,925		
571-43	軸継手組立工	4			
571-44	バルブ組立工	384			
571-45	チェーン組立工	46			
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工	16,513	16,513		
572	一般機械器具修理工	53,116			
572-10	機械修理工	33,511			
572-11	動力機械保全・修理工	7,554	41,222		
572-12	油圧機械保全・修理工	157			
572-20	動力機械検査工	5,651	6,059		
572-21	油圧機械検査工	323			
572-22	他に分類されない一般機械器具修理工	85			
572-99	他に分類されない一般機械器具修理工	3,070	3,070		
57E	その他の一般機械器具組立・修理の職業				
57E-01	機械検査工				
57E-99	他に分類されない一般機械器具組立・修理の職業				
57D	機械部品組立工				
57D-01	機械部品組立工				
57D-01	(分類番号の対応)				
57D-01	57D-01: 571-40~45				
57C	産業用機械組立・修理工				
57C-01	農業用機械組立・修理工				
57C-02	建設機械組立・修理工				
57C-03	印刷機械組立・修理工				
57C-04	半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工				
57C-99	他に分類されない産業用機械組立・修理				
57C-01	(分類番号の対応)				
57C-01	57C-01: 571-31,572-10~12				
57C-02	57C-02: 571-32,572-10~12				
57C-03	57C-03: 571-34,572-10~12				
57C-99	57C-99: 571-33,572-10~12				
57B	金属加工機械組立工・修理工				
57B-01	金属工作機械組立・修理工				
57B-99	他に分類されない金属加工機械組立工・修理工				
57B-01	(分類番号の対応)				
57B-01	57B-01: 571-21,572-10~12				
57B-99	57B-99: 571-20,572-10~12				
57A	電気機械組立工・修理工				
57A-01	農業用機械組立・修理工				
57A-02	建設機械組立・修理工				
57A-03	印刷機械組立・修理工				
57A-04	半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工				
57A-99	他に分類されない産業用機械組立・修理				
57A-01	(分類番号の対応)				
57A-01	57A-01: 571-31,572-10~12				
57A-02	57A-02: 571-32,572-10~12				
57A-03	57A-03: 571-34,572-10~12				
57A-99	57A-99: 571-33,572-10~12				
58	電気機械器具組立・修理の職業	223,937			
581	電気機械組立工・修理工	28,042			
581-10	発電機組立・調整工	2,002			
581-11	発電機巻線工	81	2,230		
581-12	産業用発電機組立工	100			

○半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工

利用頻度の高い半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工を細分類に採録する。理由は、①ハローワーク・インターネットサービスで、半導体及び液晶パネルの製造装置組立の求人が150件程度確認できる②日本機械工業連合会の平成18,19年度の機械生産額実績及び20年度見通しで、半導体・液晶パネル製造装置が一般機械生産額で首位を保つ③総務省の『日本標準産業分類』は、農業機械、建設機械、印刷機械に加え、半導体・フラットパネル製造装置を小分類に採録する④雑多項目に多くの半導体・液晶パネル製造装置関連の求人が分類される——ことである。

○機械部品組立工

求人が1万件以上寄せられる「機械部品組立工」は、実務利用の頻度が高い。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、「機械部品組立工」を小分類に独立させる。なお「部品」は修理よりも、取替・交換が一般的であることから、「機械部品組立工・修理工」の名称は用いない。

○求人

相対的に利用頻度の高い集約項目の「発電機組立・調整工」と「電動機組立・調整工」を統合し、「発電機・電動機組立工」と

583-20	電球・電子管製造工	696	849	(分類番号の対応) 583-01：583-10~30	寄せられる求人は、集約項目の「電球・電子管自動組立操作員」に349件、「電球・電子管製造工」に696件、「電球・電子管部品組立工」に286件である。寄せられる求人職種は、「電球・電子管組立工」などが一般的で、項目を細分化する必要性が薄いことから、細分類は「電球・電子管組立工」に一元化する。
583-21	電球・電子管組立工	143			
583-22	電球・電子管排気・封止工	2			
583-23	電球・電子管仕上工	8			
583-30	電球・電子管部品組立工	286	286		
584	被覆電線製造工	1,798		584 被覆電線製造工	
584-10	熱線工	417	417	584-01 被覆電線製造工	○求人 集約項目への求人は相対的に少なく、項目を工程別に細分化する必要性が薄い。加えて、ハローワーク・インターネットサービスマでも、包括的なカテゴリー名称である「被覆電線製造工」や「電線工」などの求人職種が一般的であることから、細分類は「被覆電線製造工」に一本化する。
584-20	被覆工	260			
584-21	ゴム線製造工	12	398	(分類番号の対応) 584-01：584-10~44	
584-22	ビニール・ポリエチレン線製造工	74			
584-23	紙巻線製造工	52			
584-30	紙巻合せ工	0	0		
584-40	がい(鎧)装工	26			
584-41	銅帯がい装工	10			
584-42	鉄線がい装工	0	55		
584-43	被鉛工	6			
584-44	編組工	13			
585	半導体製品製造工	28,409		585 半導体製品製造工	
585-10	半導体チップ製造工	5,625	5,625	585-01 半導体チップ製造工	○求人 求人 の 圧 倒 的 多 数 が 集 約 項 目 の 「 半 導 体 チ ャ ッ プ 製 造 工 」 (5,625 件) と 「 半 導 体 組 立 工 」 (9,133 件) に 寄 せ ら れ る 。 加 え て 、 「 半 導 体 チ ャ ッ プ 製 造 工 」 と 「 半 導 体 組 立 工 」 は 半 導 体 製 造 の 代 表 的 な 工 程 で も あ る こ と か ら 、 新 た な 細 分 類 は 「 半 導 体 チ ャ ッ プ 製 造 工 」 と 「 半 導 体 組 立 工 」 に 集 約 す る 。
585-20	半導体ダイシング工	410	410	585-02 半導体組立工	
585-30	半導体組立工	9,133		585-99 他に分類されない半導体製品製造工	
585-31	半導体マウント工	42	9,284		
585-32	ワイヤーボンディング工	101		(分類番号の対応)	
585-33	エンキャプ工	8		585-01：585-10	
585-40	半導体封止工	14	14	585-02：585-20~50	
585-50	半導体外装処理工	81	81	585-99：585-99	
585-99	他に分類されない半導体製品製造工	5,344	5,344		
586	電子応用機械器具組立工	15,368		586 電子応用機械器具組立工	
586-10	電子計算機組立・調整工	4,541	4,541	586-01 電子計算機組立・調整工	○求人 集約項目のうち、相対的に求人の多い「電子計算機組立・調整工」(4,541件)と、「電子複写機組立・調整工」(2,487件)を細分類に残す。他方、相対的に求人が少ない「X線応用装置組立・調整工」(38件)、「医療用電子機器組立・調整工」(675件)、「レーザー応用加工機器組立・調整工」(123件)、「ファクシミリ組立・調整工」(266件)は整理した。
586-20	X線応用装置組立・調整工	38	38	586-02 電子複写機組立・調整工	
586-30	医療用電子機器組立・調整工	675	675	586-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工	
586-40	レーザー応用加工機器組立・調整工	123	123		
586-50	電子複写機組立・調整工	2,487	2,487	(分類番号の対応)	
586-60	ファクシミリ組立・調整工	266	266	586-01：586-10	
586-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工	5,172	5,172	586-02：586-50	
587	民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	17,030		586-99：586-20~40、60~99	
587-10	電熱・照明器具組立工	1,161	2,371	587 民生用電子・電気機械器具組立・修理工	○求人 現在の項目は、「電熱・照明器具組立工」(587-10)、
587-11	電熱機器組立工	216		587-01 民生用電子・電気機械器具組立工	
				587-02 民生用電子・電気機械器具修理工	

587-12	照明器具組立工	994		587-03 家庭用電気製品修理工 (販売店、サービス店)	「電熱機器組立工」(587-11)、「電動機応用製品組立工」(587-20)、「電気冷蔵庫組立工」(587-21)と製品別に並び、複数の製品を手がける求人者を位置づけることが難しい。また、どこにも分類することができない職種を位置づける雑多項目(「他に分類されない民生用電子・電気機械組立工・修理工」)には、3,464件の求人者が寄せられ、現在の分類項目が職安の現場で使いにくいことが想像される。迅速かつ的確な職業紹介につなげるため、項目名を見直し、「民生用電子・電気機械器具組立工」、「民生用電子・電気機械器具修理工」、「家庭用電気製品修理工」(販売店、サービス店)に整理した。
587-20	電動機応用製品組立工	687	3,384	587-99 他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	
587-21	電気冷蔵庫組立工	410			
587-22	電気洗濯機組立工	278			
587-23	電気掃除機組立工	6			
587-24	扇風機・換気扇組立工	37			
587-25	空調機組立工	1,966		(分類番号の対応)	
587-30	民生用電子・電気機械器具修理工	2,846		587-01: 587-10~25	
587-31	家庭用電気製品修理工	2,476	5,322	587-02: 587-30	
				587-03: 587-31	
587-99	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	3,464	3,464	587-99: 587-99	
588	東線工	4,262		588 東線工	
588-10	東線工 (ワイヤー・ハーネス工)	3,945		588-01 東線工	
588-11	電気通信機東線工	29	4,137	(分類番号の対応)	
588-12	電子応用機器東線工	19		588-01: 588-10~13	
588-13	輸送用機器東線工	144			
589	その他の電気機械器具組立・修理の職業	102,932			
589-10	乾電池・蓄電池製造工	1,509		581-40の小分類格上げ	
589-11	乾電池製造工	346	4,004	58A 電子機器部品製造工	
589-12	蓄電池製造工	2,149		58A-01 電子機器用コンデンサー製造工	
589-20	記録媒体製造工	279		58A-02 プリント基板組立工	
589-21	磁気テープ製造工	141		58A-03 電子機器部品組立工	
589-22	磁気ディスク製造工	22	680	58A-99 他に分類されない電子機器部品製造工	
589-23	光ディスク製造工	166		(分類番号の対応)	
589-24	磁気・ICカード製造工	72		58A-01: 589-43	
589-30	内燃機関電装品組立工	165		58A-02: 589-45	
589-31	イグニッション・コイル組立工	26	218	58A-03: 589-46	
589-32	点火プラグ組立工	27		58A-99: 589-40~42、44、47	
589-40	電子機器部品製造工	15,299		589	その他の電気機械器具組立・修理の職業
589-41	電子機器用コイル・トランス製造工	176	29,976	589-01 乾電池・蓄電池製造工	
589-42	電子機器用抵抗器製造工	191		589-02 液晶表示部品製造工	
589-43	電子機器用コンデンサー製造工	1,398		589-03 電気機械器具保守員	
589-44	振動子組立工	521		589-04 電気機械器具検査工	
589-45	プリント基板組立工	7,458		589-05 電子部品検査工	
589-46	電子機器部品組立工	4,290		589-99 他に分類されない電気機械器具組立・	
589-47	音響部品組立工	643			
589-50	特殊電子部品製造工	2,722	8,427		
589-51	液晶表示部品製造工	5,702			

		修理の職業			
589-52	圧電素子製造工	1			
589-53	フレイト製品製造工	2			
589-60	電気機械器具保守員	2,143			
589-61	電子計算機保守員	734			
589-62	複写機保守員	373	3,407		
589-63	ファクシミリ保守員	5			
589-64	電子計算機周辺機器保守員	152			
589-70	電気機械器具検査工	6,909			
589-71	発電機・電動機検査工	206			
589-72	配電・制御装置検査工	451			
589-73	電気通信機械器具検査工	1,410	27,683		
589-74	電子応用機器検査工	425			
589-75	民生用電子・電気機械器具検査工	792			
589-76	電子部品検査工	17,490			
589-99	他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業	10,971	10,971		
59	輸送用機械器具組立・修理の職業	165,282			
591	自動車組立工	97,461			
591-10	自動車部品組立工	69,859	69,859		
591-20	自動車車体・車台組立工	12,380	12,380		
591-30	自動車ぎ装組立工	6,119	6,119		
592	自動車整備工	45,092			
592-10	自動車整備工	41,999			
592-11	自動車エンジン整備工	273	44,003		
592-12	自動車電装品整備工	763			
592-13	自動車タイヤ整備工	968			
593	航空機組立工・整備工	4,948			
593-10	航空機部品組立工	3,469	3,469		
593-20	航空機総組立工	715	715		
593-21	航空機エンジン取付工	0			
593-30	航空機ぎ装工	16	16		
593-40	航空機整備工	79			
593-41	航空機工場整備工	11	90		

					593-02 : 593-20~21、-30 593-03 : 593-40~41				での求人とは少なからず存在することから、細分類を維持する。
594	鉄道車両組立工・修理工	2,517			594 鉄道車両組立工・修理工				
594-10	車両機械組立工	321	321		594-01 車両機械組立工				○求人
594-20	車両組立工	405			594-02 車両組立工				各細分類（枝番含む合計）にそれぞれ年間数百件規模の求人が寄せられていることから、改訂案もこれらの細分類を維持する。
594-21	鉄道車両台車組立工	21	630		594-03 車両組立工				
594-22	鉄道車両車体組立工	204			594-04 車両組立工				
594-30	車両組立工	485	730		(分類番号の対応)				
594-31	鉄道車両機器取付工	245			594-01 : 594-10				
594-40	車両修理工	487			594-02 : 594-20~22				
594-41	鉄道車両台車・車体修理工	16	533		594-03 : 594-30~31				
594-42	鉄道車両機械修理工	30			594-04 : 594-40~41				
595	自転車組立工・修理工	817			595 自転車組立工・修理工				
595-10	自転車組立工	631	631		595-01 自転車組立工・修理工				○求人
595-20	自転車修理工	140	140		(分類番号の対応)				1. 小分類「自転車組立工・修理工」の年間求人数は約800件にとどまるが、自転車は中分類「輸送用機械器具」の主要な機械器具と位置づけられることから、同小分類を維持する。
596	船舶組立工	1,099			595-01 : 595-10、-20				2. 細分類「自転車修理工」の年間求人数は140件にとどまるため、細分類を「自転車組立・修理工」に一本化する。
596-10	船舶組立工	391			596 船舶組立工				
596-11	甲板部組立工	59			596-01 船舶組立工				○求人
596-12	機関部組立工	271	984		(分類番号の対応)				船舶組立工の枝番コードの求人規模は、それぞれ年間約100~200件程度にとどまる。また、小分類「船舶組立工」の求人46%は集約コードの職業名「船舶組立工」および596-XXであることから、細分類は「船舶組立工」に一本化する。
596-13	電気部組立工	141			596-01 : 596-10~14				
596-14	居住部組立工	122			599 その他の輸送機械器具組立・修理の職業				
599	その他の輸送機械器具組立・修理の職業	13,348			599-01 船舶修理工				○求人
599-10	船舶修理工	1,252	1,252		599-02 輸送用機械器具検査工（自動車検査工除く）				1. 集約コード（「船舶修理工」「輸送用機械器具検査工」「他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業」）にはそれぞれ年間千~数千件規模の求人を見られることから、これらの職業名を細分類項目に設定する。
599-20	輸送用機械器具検査工	1,501			599-03 自動車検査工				2. 「輸送用機械器具検査工」の求人4分の3（約5,700件）を「自動車検査工」が占めていることから、「自動車検査工」の細分類項目を設定する。
599-21	自動車検査工	5,683			599-99 他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業				
599-22	航空機検査工	226	7,628		599-01 : 599-10				
599-23	鉄道車両検査工	58			599-02 : 599-20、22~25				
599-24	自転車検査工	40			599-03 : 599-21				
599-25	船舶検査工	120			599-99 : 599-99				
599-99	他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業	2,740	2,740						
60	計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	20,766			601 計量計測機器組立工・修理工				
601	計量計測機器組立工・修理工	2,970							

601-10	電気計測器組立工	610	647	601-01 電気計測器組立・調整工	○求人
601-11	電気メータ組立工	37		601-02 計量器・測定器組立・調整工	集約コード(「電気計測器組立工」「計量器・測定器組立工」「計量計測器調整・修理工」、枝番号)にはそれぞれ年間数百～千件規模の求人がみられることから、これらを細分類項目に設定する。
601-20	計量器・測定器組立工	366		601-03 計量計測機器修理工	○組立・調整・修理
601-21	度量衡器組立工	326	1,009	601-99 他に分類されない計量計測機器組立工・修理工	製造の最終工程である「調整」を「修理」から切り離し、「組立」と統合する。
601-22	温度計組立工	27		(分類番号の対応)	
601-23	圧力計組立工	58		601-01: 601-10～11、(-30)	
601-24	流量計組立工	232		601-02: 601-20～24、(-30)	
601-30	計量計測機器調整・修理工	786	786	601-03: 601-30	
601-99	他に分類されない計量計測機器組立工・修理工	232	232	601-99: 601-99	
602	時計組立工・修理工	777			○求人
602-10	時計組立・調整工	431		小分類項目名の変更	細分類 602-10「時計類似機器組立・調整工」の年間求人数は23件、602-30「時計・時計類似機器修理工」は106件にとどまるため、同分類を「時計類組立工・調整工」に一本化する。
602-11	ムーブメント組立工	118	580	602 時計類組立工・修理工	
602-12	外表組立工	31		602-01 時計類組立工・修理工	
602-20	時計類似機器組立・調整工	23	23	(分類番号の対応)	
602-30	時計・時計類似機器修理工	106	106	602-01: 602-10～12、-20、-30	
603	光学機械器具組立工・修理工	9,937		603 光学機械器具組立工・修理工	○求人
603-10	眼鏡組立工	759		603-01 カメラ組立・修理工	小分類 603の求人の67%を占める特掲コードの職業名「カメラ組立工」を細分類項目として独立させる。他の職業は雑多項目に分類する。
603-11	双眼鏡組立工	1	855	603-99 他に分類されない光学機械器具組立工・修理工	
603-12	望遠鏡組立工	44		(分類番号の対応)	
603-13	顕微鏡組立工	51		603-01: 603-31、(-40～41)、-51	
603-20	光学計測機器組立工	61	61	603-99: 603-10～13、-20、-30、-32 (-40～41)、-50	
603-30	光学機械組立工	1,378			
603-31	カメラ組立工	6,675	8,168		
603-32	映写機組立工	115			
603-40	光学機械器具調整工	229	229		
603-41	焦点調整工	0			
603-50	光学機械器具修理工	37	124		
603-51	カメラ修理工	87			
604	レンズ研磨工・調整工	2,797			○求人
604-10	光学レンズ工	806		小分類項目名の変更	年間求人数は小分類全体で約3,000件にとどまるため、細分類項目を一本化する。名称については、現在の「レンズ研磨工・調整工」に「表面処理加工」の仕事を入るとは考えにくいことから、「レンズ研磨工・加工工」にあらためる。
604-11	レンズ荒すり工	802	2,007	604 レンズ研磨工・加工工	
604-12	レンズ研磨工	395		604-01 レンズ研磨工・加工工	
604-13	レンズ心取工	4		(分類番号の対応)	
604-20	レンズ表面処理加工工	563	563	604-01: 604-10～13、-20、-30	
604-30	レンズ接合工	27	27	609 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	
609	その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	4,285		609-01 計量計測機器・光学機械器具検査工	○求人
609-10	メガネ調整・加工工	138	138	609-99 他に分類されない計量計測機器・	細分類項目を「検査工」と雑多項目に整理する。
609-20	計量計測機器・光学機械器具	207	3,300		

検査工	光学機械器具組立・修理の職業					「メカネ調整・加工工」は求人数が少ないため廃止する。
609-21	計量計測機器検査工	205			(分類番号の対応)	
609-22	時計検査工	27			609-01 : 609-20~24	
609-23	光学機械器具検査工	1,765			609-99 : 609-10、-99	
609-24	レンズ検査工	1,096				
609-99	その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	493	493			
61	精穀・製粉・調味食品製造の職業	4,666				
611	精穀工	505			611 精穀工	
611-10	精穀工	117			611-01 精穀工	○求人 小分類「精穀工」の年間求人数は約500件にとどまることから、細分類を「精穀工」に一本化する。
611-11	精米工	343		475	(分類番号の対応)	
611-12	精麦工	15			611-01 : 611-10~12	
612	製粉工	401			612 製粉工	○求人 小分類「製粉工」の年間求人数は約400件にとどまることから、細分類を「製粉工」に一本化する。
612-10	製粉工	268			612-01 製粉工	
612-11	小麦粉製造工	34		361	(分類番号の対応)	
612-12	でん粉製造工	52			612-01 : 612-10~13	
612-13	コーンスターチ製造工	7				
613	製糖工	78				
613-10	粗糖製造工	7	7		619の細分類に格下げ	○求人 年間求人数が約80件にとどまるので、雑多項目に格下げする。
613-20	精糖工	45	45		619-03 製糖工	
613-30	角砂糖製造工	2	2		(分類番号の対応)	
613-40	水砂糖・液糖製造工	2	2		619-03 : 613-10、-20、-30、-40、-50、-99	
613-50	てん菜糖製造工	4	4		614 味ぞ・しょう油製造工	
613-99	他に分類されない製糖工	11	11		614-01 味ぞ製造工	○求人 年間求人数は「味ぞ」323人、「しょう油」182人にとどまり、枝番コードもほとんど活用されていないことから、細分類項目は「味ぞ製造工」と「しょう油製造工」の2つに整理する。
614	味ぞ・しょう油製造工	587			614-02 しょう油製造工	
614-10	味ぞ製造工	322			(分類番号の対応)	
614-11	味ぞ原料工	0	323		614-01 : 614-10~13	
614-12	味ぞこうじ工	0			614-02 : 614-20~25	
614-13	味ぞ仕込工	1				
614-20	しょう油製造工	169				
614-21	しょう油原料工	7			615 動植物油脂製造工	
614-22	しょう油こうじ工	0		182	615-01 動植物性油脂製造工	○求人 年間求人数が小分類全体で200件程度にすぎないため、細分類項目を「動植物性油脂製造工」に一本化する。
614-23	しょう油仕込工	0			(分類番号の対応)	
614-24	しょう油圧搾工	2				
614-25	しょう油精製工	4				
615	動植物油脂製造工	220				
615-10	油脂前処理工	28	28			
615-20	採油工	1	9			
615-21	搾油工	3				

615-22	抽油工	5		615-01 : 615-10、-20~23、-30、-40~41、-99	
615-23	蒸油工	0			
615-30	食用油脂精製工	7	7		
615-40	食用油脂製品製造工	52	131		
615-41	マーガリン製造工	79			
615-99	他に分類されない動植物油脂製造工	24	24		
619	その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業	2,875		619 その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業	
619-10	調味料製造工 (他に分類されないもの)	739		619-01 調味料製造工(他に分類されないもの)	
619-11	酢製造工	57	1,254	619-02 配合飼料製造工	○求人 年間求人数が少ない「酵母・こうじ製造工」(51件)の 細分類を廃止する。
619-12	ソース製造工	32		619-03 製糖工	
619-13	マヨネーズ製造工	134		619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業	
619-14	香辛料製造工	193		(分類番号の対応)	
619-15	ジャム製造工	99		619-01 : 619-10~15	
619-20	酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)	41	51	619-02 : 619-30	
619-21	イースト製造工	10		619-03 : 613-10、-20、-30、-40、-50、-99	
619-30	配合飼料製造工	701	701	619-99 : 619-20~21、-99	
619-99	他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業	633	633		
62	食料品製造の職業(精穀・製粉・ 調味食品製造の職業を除く)	96,814			
621	めん類製造工	4,143		621 めん類製造工	
621-10	製めん工	2,552	2,673	621-01 製めん工	○求人 職安での利用度を考慮し、求人が少ない職業名を見直し、 「製めん工」、「即席めん類製造工」、「他に分類されない めん類製造工」の3項目に集約した。
621-11	製めん機械工	121		621-02 即席めん類製造工	
621-20	即席めん類製造工	601	601	621-99 他に分類されないめん類製造工	
621-30	はるさめ製造工	114	114	(分類番号の対応)	
621-40	ワントン・シューマイ皮製造工	31	31	621-01 : 621-10~11	
621-99	他に分類されないめん類製造工	276	276	621-02 : 621-20	
				621-99 : 621-30、40、99	
622	パン・菓子製造工	26,352		622 パン・菓子製造工	
622-10	パン・焼菓子製造工	10,613		622-01 パン・焼菓子製造工	○求人 職安での利用度を考慮し、求人が少ない職業名を見直し、 「パン・焼菓子製造工」、「洋生菓子製造工」、「和生菓子 製造工」、「和干菓子製造工」、「あめ・キャンデー・ チョココロート製造工」に項目を整理した。
622-11	パン生地仕込工	82	10,920	622-02 洋生菓子製造工	
622-12	パン・焼菓子成形工	133		622-03 和生菓子製造工	
622-13	パン・焼菓子焼成工	92		622-04 和干菓子製造工	
622-20	洋生菓子製造工	5,881	5,927	622-05 あめ・キャンデー・チョココロート製造工	
622-21	洋生菓子仕込工	29		622-99 他に分類されないパン・菓子製造工	
622-22	洋生菓子仕上工	17			

622-30	和生菓子製造工	2,263	3,173	(分類番号の対応) 622-01 : 622-10~13 622-02 : 622-20~22 622-03 : 622-30~32 622-04 : 622-40~44 622-05 : 622-50, 60 622-99 : 622-70, 99
622-31	製あん工	193		
622-32	和生菓子仕上工	717		
622-40	和干菓子製造工	493		
622-41	せんべい製造工	667		
622-42	おこし・あられ製造工	148	1,487	
622-43	らくがく製造工	2		
622-44	豆菓子製造工	177		
622-50	あめ・キャンデー製造工	597	597	
622-60	チョコレート製造工	505	505	
622-70	チョコレート製造工	121	121	
622-99	他に分類されないパン・菓子製造工	1,459	1,459	
623	豆腐・こんにやく・ふ製造工	2,593		623 豆腐・こんにやく・ふ製造工
623-10	豆腐・同加工食品製造工	1,357		623-01 豆腐・同加工食品製造工
623-11	豆腐製造工	440		623-02 こんにやく製造工
623-12	充てん(填)豆腐製造工	37	2,083	623-03 ふ製造工
623-13	油揚・生揚製造工	230		623-04 湯葉製造工
623-14	がんもどき製造工	2		(分類番号の対応)
623-15	凍豆腐製造工	17		623-01 : 623-10~15 623-02 : 623-20 623-03 : 623-30 623-04 : 623-40
623-20	こんにやく製造工	286	286	
623-30	ふ製造工	81	81	
623-40	湯葉製造工	59	59	
624	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	4,077		624 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
624-10	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	1,193		624-01 かん詰食品製造工
624-11	水産調理工	274	2,170	624-02 びん詰食品製造工
624-12	果実調理工	141		624-03 レトルト食品製造工
624-13	野菜調理工	402		(分類番号の対応)
624-14	食肉調理工	160		624-01 : 624-10~14, 20~22, 30, 99 624-02 : 624-10~14, 20~22, 30, 99 624-03 : 624-10~14, 30, 99
624-20	かん詰・びん詰工	523	702	
624-21	食品充てん工	169		
624-22	密封工	10		
624-30	殺菌加熱工	28	28	
624-99	他に分類されないかん詰・びん詰・レトルト食品製造工	490	490	
625	乳・乳製品製造工	2,324		625 乳・乳製品製造工
625-10	飲用乳製造工	505	505	625-01 飲用乳製造工
625-20	粉乳製造工	52	52	625-02 乳酸発酵製品製造工
				○求人 求人件数の少ない職業名を見直し、「かん詰食品製造工」、「びん詰食品製造工」、「レトルト食品製造工」の3項目に整理した。
				○求人 求人件数の少ない職業名を見直し、「飲用乳製造工」、「乳酸

625-30	練乳製造工	38	38	625-03 アイスクリーム製造工	発酵製品製造工、「アイスクリーム製造工」に整理した。
625-40	バター製造工	28	28	625-99 他に分類されない乳・乳製品製造工	
625-50	チーズ製造工	151	151	(分類番号の対応)	
625-60	乳酸発酵製品製造工	236	236	625-01 : 625-10	
625-70	アイスクリーム製造工	669	669	625-02 : 625-60	
625-99	他に分類されない乳・乳製品製造工	341	341	625-03 : 625-70	
626	食肉加工品製造工	13,610		625-99 : 625-20~50、99	
626-10	精肉工	6,121	6,121	626 食肉加工品製造工	
626-20	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	1,718		626-01 精肉工	
626-21	仕込工 (鳥獣肉製品)	41		626-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	
626-22	カッター工 (肉製品)	113	1,918	626-99 他に分類されない食肉加工品製造工	
626-23	肉詰工 (ハム・ソーセージ製造)	37		(分類番号の対応)	
626-24	くん煙工 (肉製品)	9		626-01 : 626-10	
626-25	ポイル工 (ソーセージ・ハム・ベーコン製造)	0		626-02 : 626-20~25	
626-99	他に分類されない食肉加工品製造工	2,813	2,813	626-99 : 626-99	
627	水産物加工工	14,839		627 水産物加工工	○求人 求人数の少ない職業名を見直し、「かつお節類製造工」、「魚介干物製造工」、「水産ねり物製造工」、「他に分類されない水産物加工工」の4項目に整理した。
627-10	かつお節類製造工	510	510	627-01 かつお節類製造工	
627-20	魚介くん製製造工	227	227	627-02 魚介干物製造工	
627-30	魚介干物製造工	1,830	1,830	627-03 水産ねり物製造工	
627-40	水産ねり物製造工	2,101		627-99 他に分類されない水産物加工工	
627-41	水産ねり物原料選別工	3		(分類番号の対応)	
627-42	水産ねり物原料調理工	7		627-01 : 627-10	
627-43	水産ねり物すりつぶし工	10	2,134	627-02 : 627-30	
627-44	水産ねり物成形工	9		627-03 : 627-40~46	
627-45	水産ねり物蒸上工	0		627-99 : 627-20、50、60~62、70、99	
627-46	水産ねり物焼上工	4			
627-50	こんぶ加工工	215	215		
627-60	寒天製造工	10			
627-61	天然寒天製造工	0	10		
627-62	工業寒天製造工	0			
627-70	つくた煮製造工	181	181		
627-99	他に分類されない水産物加工工	5,489	5,489		
628	野菜つけ物工	1,992		628 野菜つけ物工	○変更なし 見直しする積極的理由に乏しいことから、現状の分類項目・体系を維持する。
628-10	野菜つけ物工	1,936	1,936	628-01 野菜つけ物工 (分類番号の対応) 628-01 : 628-10	

629	その他の食料品製造の職業	26,884	629	その他の食料品製造の職業	○求人
629-10	低温・保存食品製造工	1,212	629-01	低温・保存食品製造工	○求人 集約・枝番とも、千件以上の求人が寄せられることから、細分類に残す。このうち、集約項目の「惣菜類調整工」と枝番の「弁当調整工」は、仕事の内容が類似していることから項目を統合し、「惣菜類調整工、弁当調整工」とする。
629-11	冷凍加工食品製造工	4,100	629-02	冷凍加工食品製造工	
629-20	惣菜類調整工	7,062	629-03	惣菜類調整工、弁当調整工	
629-21	弁当調整工	2,584	629-04	食料品検査工	
629-30	食料品検査工	1,777	629-99	他に分類されない食料品製造の職業	
629-99	他に分類されない食料品製造の職業	7,358	(分類番号の対応) 629-01：629-10 629-99：629-99 629-02：629-11 629-03：629-20、21 629-04：629-30		
63	飲料・たばこ製造の職業	5,618	631	製茶工	○求人 小分類全体の年間求人数が332件と少ないことから、細分類項目を「製茶工」に一本化する。
631	製茶工	388	631-01	製茶工	○求人 小分類全体の年間求人数が492件と少なく、枝番コードもほとんど使われていないことから、細分類項目を「清酒製造工」に一本化する。
631-10	製茶工	290	631-01	製茶工	
631-11	荒茶製造工	23	(分類番号の対応)		○求人 小分類全体の年間求人数が492件と少なく、枝番コードもほとんど使われていないことから、細分類項目を「清酒製造工」に一本化する。
631-12	仕上茶製造工	19	631-01：631-10～12		
632	清酒製造工	527	小分類 632 と 633 の統合		○求人 小分類全体の年間求人数が492件と少なく、枝番コードもほとんど使われていないことから、細分類項目を「清酒製造工」に一本化する。
632-10	清酒製造工	378	632	酒類製造工	
632-11	杜氏	13	632-01	清酒製造工	○酒類製造項目の統合 酒類を製造するという職業の類似性、求人規模等を考慮し、これまで「清酒」と「清酒以外」に分かれていた酒類製造の小分類を「酒類製造工」に一本化し、「清酒」と雑多項目（清酒以外）の細分類を設ける。
632-12	清酒こうじ造り主任	0	632-99	他に分類されない酒類製造工	
632-13	酒母造り主任	0	(分類番号の対応) 632-01：633-10～15 632-99：633-10～12、-20～23、-30～31、 633-40～41、-99		○求人 小分類全体の求人数は582件にとどまり、枝番もほとんど活用されていないことから、細分類は1項目とする。
632-14	清酒もろみ造り主任	0			
632-15	清酒製造作業員	101			
633	酒類製造工 (清酒を除く)	582	634	清涼飲料製造工	○求人 年間求人数は2,753件あり、就業者数も1万5,200人と一定の規模に達しており、小分類の項目として維持する。
633-10	ビール製造工	203	634-01	清涼飲料製造工	
633-11	製麦工	2	(分類番号の対応) 634-01：634-10		
633-12	ビール醸造工	19			
633-20	果実酒製造工	39			
633-21	果実酒仕込工	0			
633-22	果実酒発酵工	3			
633-23	果実酒ろ過工	0			
633-30	ウイスキー製造工	0			
633-31	ブレンド工	0			
633-40	焼酎製造工	148			
633-41	焼酎蒸留工	0			
633-99	他に分類されない酒類製造工	104			
634	清涼飲料製造工	2,897			
634-10	清涼飲料製造工	2,753			

635	たばこ製造工	82	635	たばこ製造工	○求人・就業者数 年間求人数が約80件にとどまるため、細分化する必要性に乏しい。就業者数も2,600人(国産は日本たばこ産業/JTの独占事業)と少ない。ただし、小分類を廃止し、雑多項目に移してしまうと、中分類63の名称「飲料・たばこ製造の職業」に影響してしまうため、小分類を維持する。
635-10	たばこ原料処理工	7	635-01	たばこ製造工	
635-20	たばこ原料加工工	0		(分類番号の対応)	
635-30	製品たばこ製造工	21	635-01	635-10、-20、-30、-99	
635-99	他に分類されないたばこ製造工	31			
639	その他の飲料・たばこ製造の職業	1,142	639	その他の飲料・たばこ製造の職業	
639-10	粉末飲料製造工	123	639-01	清涼飲料製造工	○求人 清涼飲料製造工、飲料検査工とも数100件規模の求人が寄せられていることから、それぞれを細分類の項目に設定する。
639-11	インスタントコーヒー製造工	66	639-01	飲料検査工	
639-12	粉末ジュース製造工	29	639-99	他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	
639-20	飲料検査工	538		(分類番号の対応)	
639-99	他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	287	639-01	639-10~12	
			639-02	639-20	
			639-99	639-99	
64	紡織の職業	9,345			
641	粗紡工、精紡工	430			
641-10	混打綿工	101		小分類項目名の変更	○求人 「粗紡工、精紡工」の求人数は年間430件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
641-20	せつりゅう(櫛梳)工	17	641	紡績工	○紡績工 繊維業界は糸製造(紡績)の「川上」、糸加工・生地製造、縫製の「川中」、製品流通の「川下」の3段階に分かれる。64「紡織の職業」のうち、「粗紡、精紡」の工程は、原料の短繊維を処理・加工(より合わせ、引き伸ば)して糸にする川上部門の「紡績」の職業と言い換えることもできるため、小分類の名称を「紡績工」に変更する。
641-21	コーマー工	0	641-01	紡績工	
641-30	練糸工	15		(分類番号の対応)	
641-40	粗紡工	42	641-01	641-10、-20~21、-30、-40、-50、-60	
641-50	精紡工	144			
641-60	ガラ紡工	4			
642	合糸工、ねん糸工、加工糸工	453			○求人 「合糸工、ねん糸工、加工糸工」の求人数は年間453件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
642-10	合糸工	99		小分類項目名の変更	○小分類・細分類の名称 「合糸、ねん糸、加工糸」の製造について、産業分類は「ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)」と「かさ高加工糸製造業」の項目を設けている。これに合わせ、小分類642の名称は「ねん糸工、加工糸工」とする。
642-20	ねん糸工	297	642	ねん糸工、加工糸工	
642-30	合ねん糸工	1	642-01	ねん糸工、加工糸工	
642-40	加工糸工	30		(分類番号の対応)	
			642-01	642-10、-20、-30、-40	
643	織機準備工	477			○求人 「織機準備工」の求人数は年間477件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
643-10	整経工	294	小分類643と644の統合		○織布工程
643-20	管巻工	20	64A	織布工	
643-30	へ(経)通工	27	64A-01	織機準備工	
643-31	経継ぎ工	9	64A-02	織機操作工	

648-30	なわ製造工		0	0	(分類番号の対応) 648-01：648-10、-20、-30、-40	工」が383件を占めており、同小分類を「あみ」と「雑多項目」に分けることも考えられるが、求人規模の少なさから、「あみ」単独での項目の設定は見送る。
648-40	ひも製造工		47	47		
649	その他の紡織の職業	2,707			649 その他の紡織の職業	○求人 649「その他の紡織の職業」の全体の年間求人数は2,707件で、このうち求人数の少ない「揚返工、かせ取工」(24件)、「織布後処理工」(83件)、「製綿・綿打直工」(79件)の細分類は廃止する。「製糸工」(233件)、「フェルト・不織布製造工」(494件)、「紡織検査仕上工」(875件)には一定規模の求人がみられるので、細分類としての項目を維持する。 ○検査工・仕上工 「検査仕上工」は「検査工」「仕上工」それぞれを分類する項目であることから、名称を「検査工・仕上工」に変更する。
649-01	製糸工	150			649-01 製糸工	
649-11	製糸前処理工	12			649-02 フェルト・不織布製造工	
649-12	紡績前処理工	15	233		649-03 紡織検査工・仕上工	
649-13	トップ・ケーク保全工	0			649-99 他に分類されない紡織の職業	
649-14	糸巻工	56			(分類番号の対応)	
649-20	揚返工、かせ取工	19			649-01：649-10～14	
649-21	揚返工	4	24		649-02：649-50～52	
649-22	かせ取工	1			649-03：649-60～64	
649-30	織布後処理工	19			649-99：649-20～22、-30～35、-99	
649-31	脱水工	0				
649-32	起毛工	20	83			
649-33	せん毛工	0				
649-34	ガス焼工	0				
649-35	整反工	44				
649-40	製綿・綿打直工	79	79			
649-50	フェルト・不織布製造工	90				
649-51	フェルト製造工	117	494			
649-52	不織布製造工	287				
649-60	紡織検査仕上工	427				
649-61	糸検査仕上工	90				
649-62	織布検査仕上工	289	875			
649-63	ニット生地検査仕上工	67				
649-64	レース検査仕上工	2				
649-99	他に分類されない紡織の職業	653	653			
65	衣服・繊維製品製造の職業	26,587				
651	婦人・子供服仕立職	564				○求人 年間新規求人数は651「婦人・子供服仕立職」564件、652「紳士服仕立職」294件にとどまる。
651-10	婦人・子供服注文仕立職	201	201		小分類651と652の統合	
651-20	婦人・子供既製服仕立職	93	93		651 紳士・婦人・子供服仕立職・修理工	
651-30	婦人服修理工	168	168		651-01 紳士服仕立職	
651-98	洋裁見習	3	3		651-02 婦人・子供服修理工	
652	紳士服仕立職	294			651-03 紳士・婦人・子供服修理工	○「婦人・子供服」と「紳士服」 現行分類体系では「婦人服・子供服」と「紳士服」に分かれて小分類が設定されており、この両方とも扱う仕立職、修理工を分類する項目がない。「婦人・子供服」と「紳士服」の仕立ての仕事は異なり、両者を統合するのは適切ではない。 一方、修理(リフォーム)は紳士服・婦人・子供服とも扱う仕事が多いことから、両者を「紳士・婦人・子供服修理工」の
652-10	紳士服注文仕立職	74	74		(分類番号の対応)	
652-20	紳士既製服仕立職	54	54		651-01：652-10、-20、-98	
652-30	紳士服修理工	142	142		651-02：651-10、-20、-98	
652-98	紳士服仕立見習	0	0		651-03：651-30、652-30	

名称のもとに一本化する。							
653	和服仕立職	151	653 和服仕立職	名称のもとに一本化する。			
653-10	和服仕立職	128	653-01 和服仕立職	○求人			
653-11	長着・羽織仕立職	0	(分類番号の対応)	年間新規求人数は151件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。			
653-12	はかま仕立職	0	653-01 : 653-10～13、-98				
653-13	帯仕立職	2					
653-98	和裁見習	17					
654	刺しゅう工	160	659 の細分類に格下げ	○求人・就業者数			
654-10	機械刺しゅう工	140	659-03 刺しゅう工	年間新規求人数は160件と少ないため、雑多項目に移行する。			
654-20	手刺しゅう工	6	(分類番号の対応)				
654-30	刺しゅう補修工	4	659-03 : 654-10、-20、-30				
655	ミシン縫製工	16,410	655 ミシン縫製工	○縫製と裁断			
655-10	衣服ミシン縫製工	9,692	655-01 衣服ミシン縫製工	大分類Ⅰ「生産工程・労務の職業」の重分類「製造・制作の職業」の小分類項目は、原則として工程順に配列されているが、中分類65は工程と逆行する縫製、裁断の順番となっている。このため、配列を裁断、縫製の工程順に変更する。			
655-11	婦人・子供服縫製工	1,105	655-02 身の回り品ミシン縫製工	○求人			
655-12	紳士服縫製工	336	655-03 特殊ミシン縫製工	小分類全体の年間新規求人数は1万6,410件にのぼり、中分類65では最も多い。うち約6割を655-10「衣服ミシン縫製工」が占め、製品別に設けられた枝番の活用は約2割にとどまる。これは製品の種類が不明か複数の製品を扱う求人が多いためと考えられる。このため枝番の職業名は細分類項目に採用せず、「衣服ミシン縫製工」に一本化する。また、「衣服以外のミシン縫製工」にも2,286件の求人が寄せられており、枝番の活用も少ないため、「衣服以外」という集約コードの単位で細分類項目を設ける。小分類の名称は、ESCOの他の分類項目(324-21 衣服・身の回り品販売店員、71 装身具等身の回り品製造の職業)や日本標準産業分類(118 和装製品・その他の衣服・繊維身の回り品製造業)を参考に、「身の回り品ミシン縫製工」とする。			
655-13	シャツ・下着縫製工	414	(分類番号の対応)				
655-14	ニット縫製工	487	655-01 : 655-10～14				
655-20	衣服以外のミシン縫製工	2,199	655-02 : 655-20～22				
655-21	キルティング縫製工	41	655-03 : 655-30				
655-22	織布ミシン縫工	46					
655-30	特殊ミシン縫製工	393					
656	裁断工	1,958	656 裁断工	○求人			
656-10	機械裁断工	1,314	656-01 裁断工	年間新規求人数は1,958件にのぼる。このうち機械裁断は1,325件、手裁断は192件、XXが441件である。求人のおくは機械裁断であり、手裁断の枝番の占める割合は小さいことから、細分化は行わず、項目を「裁断工」に一本化する。			
656-11	生地引伸工	1	(分類番号の対応)	○縫製と裁断 (前掲、655 参照)			
656-12	型入れ工	10	656-01 : 656-10～12、-20				
656-20	手裁断工	192					
659	その他の衣服・繊維製品製造の職業	7,050					
659-10	パタンナー	1,769	659-10 の小分類格上げ	○求人			

659-20	帽子製造工	15	42	65A パタンナー	求人人数が多いのは「パタンナー」(1,769件)、「繊維製品検査」(1,438件)、「繊維製品仕上げ」(1,401件)、「雑多項目」(1,494件)。このうち「パタンナー」は(1)ハローワークの求人によくみられる、(2)主要民間職業紹介事業者の多くがフアッション・アパレル関係の職種分類の項目に設定している、ことなどを踏まえ、小分類項目に格上げする。(日本標準職業分類は726製図・写図作業者に分類しているが、繊維製品の製造工程を考えると、「衣服・繊維製品製造の職業」に位置づけるほうがわかりやすい)
659-21	製帽工	23		65A-01 パタンナー	
659-22	帽子飾付工	4		(分類番号の対応)	
659-30	皮革製衣服仕立工	37	241	65A-01 : 659-10	
659-40	カンバス製品製造工	241	189	659 その他他の衣服・繊維製品製造の職業	
659-50	寝具仕立工	189	674	659-01 カンバス製品製造工	
659-60	繊維製品仕上げ工	674	1,401	659-02 寝具仕立工	
659-61	繊維製品プレス工	699		659-03 刺しゅう工	
659-62	繊維製品仕上げ工	28		659-04 繊維製品仕上げ工	
659-70	繊維製品検査工	1,438	1,438	659-05 繊維製品検査工	
659-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業	1,494	1,494	659-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業	
66	木・竹・草・つる製品製造の職業	25,311		(分類番号の対応)	
661	製材工、チップ製造工	4,766		659-01 : 659-40	
661-10	原木切断工	1,288	1,288	659-02 : 659-50	
661-20	鋸機械工	759	759	659-03 : 654-10、-20、-30	
661-30	チップ製造工	165	177	659-04 : 659-60~62	
661-31	チップバー工	7		659-05 : 659-70	
661-32	チップ選別工	5		659-99 : 659-20~22、-30、-99	
661-99	他に分類されない製材工、チップ製造工	1,246	1,246	661 製材工、チップ製造工	
662	合板工	3,829		661-01 製材工	
662-10	合板製作工	1,860		661-02 チップ製造工	
662-11	単板製作工	130	2,064	(分類番号の対応)	
662-12	調板工	21		661-01 : 661-10~20	
662-13	合板プレス工	53		661-02 : 661-30~32	
662-20	木質ボード製造工	549		661-99 : 661-99	
662-21	蒸煮解織工	0	1,281	662-01 合板製作工	
662-22	削片工	0		662-02 木質ボード製造工	
662-23	プレス工	732		662-99 他に分類されない合板工	
662-99	他に分類されない合板工	222	222	(分類番号の対応)	
663	木工、木彫工	4,251		662-01 : 662-10~13	
663-10	機械木工	2,768	2,890	662-02 : 662-20~23	
				662-99 : 662-99	
				663 木工、木彫工	
				663-01 機械木工	

663-11	木工旋盤工	19		663-02 木型木工	求人数の少ない職業名を整理した。なお、「木彫工」には
663-12	木工フライス盤工	17		663-03 木彫工	求人が年間36件しか寄せられていないものの、小分類の
663-13	穴あけ木工	11		663-99 他に分類されない木工、木彫工	項目名が「木工、木彫工」であることから、細分類には
663-14	木工研磨工	75		(分類番号の対応)	「木彫工」を残す。
663-20	木型木工	502	502	663-01 : 663-10~14	
663-30	木彫工	36		663-02 : 663-20	
663-31	人形彫職	3	40	663-03 : 663-30~33	
663-32	木版製作工	1		663-99 : 663-99	
663-33	将棋彫駒製作工	0			
663-99	他に分類されない木工、木彫工	333	333		
664	木製家具・建具製造工	9,893		664 木製家具・建具製造工	
664-10	指物職	380	518	664-01 指物職	○求人
664-11	神仏具指物職	138		664-02 木製家具製造工	実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
664-20	木製家具製造工	4,968		664-03 木製建具製造工	「指物職」、「木製家具製造工」、「木製建具製造工」、
664-21	家具組立工	654	5,675	664-98 木製家具・建具製造工見習	「木製家具・建具製造工見習」、「他に分類されない
664-22	家具金具取付工	53		664-99 他に分類されない木製家具・建具製造工	木製家具・建具製造工」に整理した。
664-30	木製建具製造工	1,982	1,982	(分類番号の対応)	
664-98	木製家具・建具製造工見習	198	198	664-01 : 664-10, 11	
664-99	他に分類されない木製家具・建具製造工	715	715	664-02 : 664-20~22	
				664-03 : 664-30	
				664-98 : 664-98	
				664-99 : 664-99	
665	船大工	134			
665-10	船大工	73		669 の細分類に格下げ	○求人
665-11	ボート製造工	4	101	669-01 船大工	求人が全体でも134件にとどまるため、小分類665の「船大
665-12	ヨット製造工	2		(分類番号の対応)	工」は雑多項目に移行する。
665-13	船修理工	22		669-01 : 665-10~13	
666	竹細工工	60			
666-10	竹骨製造工	5		669 の細分類に格下げ	○求人
666-11	せんす骨製造工	0		669-02 竹細工工	求人が年間でも60件にとどまるため、小分類666の「竹細工
666-12	うちわ骨製造工	0	5	(分類番号の対応)	工」は雑多項目に移行する。
666-13	ちょうちん骨製造工	0		669-02 : 666-10~99	
666-14	和がさ骨製造工	0			
666-20	竹かご・ざる製造工	0	0		
666-30	竹すだれ製造工	3	3		
666-99	他に分類されない竹細工工	48	48		
667	とう・き柳・草・つる製品製造工	196			
667-10	とう製品製造工	0	0	669 の細分類に格下げ	○求人
667-11	とう製家具製造工	0		669-03 とう・き柳・草・つる製品製造工	求人が200件弱にとどまり、実務利用の頻度は低い。
667-20	き柳製品製造工	6	6		大分類1(生産工程・労務)は項目数が多く、整理・
667-21	き柳行李製造工	0			見直しが必要であることから、小分類667の「とう・き柳・

667-30	稲わら製品製造工	9	55	(分類番号の対応) 669-03：667-10～99	草・つる製品製造工」は雑多項目に移動する。
667-31	畳床製造工	46			
667-40	麦わら製品製造工	0	1		
667-41	麦わら帽体工	1			
667-50	い草製品製造工	21	113		
667-51	畳表製造工	92			
667-52	花むしる製造工	0			
667-99	他に分類されないとう・き柳・草・つる製品製造工	9	9		
669	その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	2,182		669 その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	
669-01	木製おけ・たる・曲物製造工	45	94	669-01 船大工 669-02 竹細工工	○求人 実務利用の頻度が低い小分類（船大工、竹細工工、とう・き柳・草・つる製品製造工）を雑多項目に移動した。
669-11	おけ・たる製造工	22		669-03 とう・き柳・草・つる製品製造工	また、雑多項目のうち、求人が相対的に少ない「木製おけ・たる・曲物製造工」は「げた製造工」と統合し、「木製おけ・たる・曲物・げた製造工」とした。他方、一定規模の求人が寄せられる「木材製品処理工」と、「木・竹・草・つる製品検査工」は細分類に残した。求人が1桁台にとどまる「木製運動用品製造工」は整理した。
669-12	曲物製造工	27	5	669-04 木製おけ・たる・曲物・げた製造工 669-05 木材製品処理工	
669-20	げた製造工	5		669-06 木・竹・草・つる製品検査工 669-09 他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業	
669-30	木材製品処理工	308	310		
669-31	木材防腐処理工	2		(分類番号の対応) 669-01：665 669-02：666 669-03：667 669-04：669-10～12、20 669-05：669-30～32 669-06：669-50～52 669-99：669-40、99	
669-32	木材防虫処理工	0	7		
669-40	木製運動用品製造工	7			
669-50	木・竹・草・つる製品検査工	220	414		
669-51	木材検査工	140			
669-52	合板検査工	54	1,179		
669-99	他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業	1,179			
67	パルプ・紙・紙製品製造の職業	13,947		671 パルプ工、紙料工	○求人 年間新規求人数は519件（パルプ工280件、紙料工239件）と細分化する必要に乏しい。
671	パルプ工、紙料工	641		671-01 パルプ工、紙料工	
671-10	パルプ工	244	280	671-01 パルプ工、紙料工	
671-11	蒸解工	2		(分類番号の対応) 671-01：671-10～15、-20～24	
671-12	パルプ磨砕工	24			
671-13	パルプ漂白工	0			
671-14	パルプ精選工	1			
671-15	パルプすき取工	9			
671-20	紙料工	109			
671-21	紙料溶解工	63	239		
671-22	紙料調整工	55			
671-23	紙料調葉工	12			
671-24	紙料漂白工	0			

672	紙すき工	828	672	紙すき工	求人	
672-10	抄紙工	530	672-01	抄紙工	○求人 小分類 672 の「紙すき」の職業は抄紙機を使う「機械すき」と、手すき用具を使い伝統産業での熟練技能を要する「手すき」とにわかれる。このうち前者の「抄紙工」「抄紙仕上工」が全体の7割を占め、後者の「紙手すき工」「紙手すき工見習」は24件にとどまる。しかし、「機械すき」と「手すき」では求められる技能が異なることから、両者とも細分類項目に設定する。	
672-20	抄紙仕上工	73	672-02	紙手すき工		
672-30	紙手すき工	21	(分類番号の対応)			
672-98	紙手すき工見習	3	672-01 : 672-10、-20			
			672-02 : 672-30、-98			
673	加工紙製造工	3,897	673	加工紙製造工	○求人 小分類 673 の求人 の 74% を「ダンボール製造工」(2,905 件) が占めていることから、細分類は「ダンボール製造工」と雑多項目とする。	
673-10	段ボール製造工	2,905	673-01	段ボール製造工		
673-20	塗工紙製造工	105	673-99	他に分類されない加工紙製造工		
673-21	アート紙製造工	2	(分類番号の対応)			
673-22	コート紙製造工	6	673-01 : 673-10			
673-30	防水紙製造工	8	673-99 : 673-20~22、-30~32、-40~42、-99			
673-31	建築用防水紙製造工	3				
673-32	パラフィン紙製造工	0				
673-40	変性加工紙製造工	5				
673-41	バルカナイズドフアイバー製造工	1				
673-42	硫酸紙製造工	0				
673-99	他に分類されない加工紙製造工	658				
674	紙器製造工	2,659	674	紙器製造工		○求人 小分類 674 の求人 の 63% を「紙箱製造工」(1,670 件) が占めていることから、細分類は「紙箱製造工」と雑多項目とする。
674-10	紙箱製造工	1,568	674-01	紙箱製造工		
674-11	機械製箱工	80	674-99	他に分類されない紙器製造工		
674-12	紙箱手造り工	22	(分類番号の対応)			
674-20	大型紙袋製造工	210	674-01 : 674-10~12			
674-30	紙管筒製造工	226	674-99 : 674-20、-30、-40、-50、-99			
674-40	紙製食器製造工	135				
674-50	フアイバーチェーン・コーン製造工	29				
674-99	他に分類されない紙器製造工	234				
675	紙製品製造工	1,437	675	紙製品製造工	○求人 小分類 675 の年間新規求人数は1,437 件にのぼるが、細分類で最も多いのが雑多項目 (643 件) であり、675-10「小型紙袋製造工」もこれを下回る規模であるため (502 件)、細分化は行わず、細分類は「紙製品製造工」のみとする。	
675-10	小型紙袋製造工	317	675-01	紙製品製造工		
675-11	封筒製造工	180	(分類番号の対応)			
675-12	角底紙袋製造工	5	675-01 : 675-10~13、-20、-30~31、-99			
675-13	紙袋手ばり工	0				
675-20	紙ひも製造工	88				
675-30	水引製品製造工	14				
675-31	金封製造工	1				
675-99	他に分類されない紙製品製造工	643				
679	その他のハルブ・紙・紙製品製造の職業	4,485	679	その他のハルブ・紙・紙製品製造の職業		

679-10	紙裁断工	592	679-01 紙裁断工	1,536	年間求人数が千件を超す「紙裁断工」(1,536件)と「紙仕上工・検査工」(1,357件)を細分類項目に設定する。
679-11	紙機械だち工	477	679-02 紙仕上工・検査工		
679-12	紙手だち工	0	679-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業	1,536	
679-13	紙型抜き工	281			
679-14	製本裁断工	186			
679-20	紙加工工	894	(分類番号の対応)		
679-21	紙染色工	15	679-01 : 679-10~14	912	小分類 679 は和紙の染色や染型を作る「紙加工工」を細分類項目に設定しており、求人数は912件にのぼる。しかし、
679-22	型紙彫刻工	3	679-02 : 679-30~35		(1) 和紙「紙手すき工」の求人は年間 21 件、繊維製品を染色する「染物職」も 223 件とどまること、(2) ハローワークに
679-30	紙仕上工・検査工	850	379-99 : 679-20~22、-99		寄せられる求人内容を見ると、「加工紙製造工」「紙器製造工」「紙製品製造工」に該当する求人にも「紙加工」の言葉が使われていること、などを踏まえると、これらの求人が誤って
679-31	紙巻取工	57			分類されている可能性がある。本来の「紙加工工」の求人は
679-32	紙ミシン工	2			小規模にとどまると思われ、誤解を避けるためにも、「紙加工工」は細分類に設定しない。
679-33	紙検査工	84			
679-34	紙器検査工	157			
679-35	紙製品検査工	207			
679-99	他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業	495			
68	印刷・製本の職業	28,620	小分類 681 と 682 の統合		
681	文字組版作業員	1,076	681 文字組版・製版作業員		
681-10	写真植字機オペレーター	424	681-01 DTPオペレーター	424	印刷技術の進歩に伴い、プレブリス工程（文字組版、製版）の
681-20	電算写植機オペレーター	140	681-02 写植機オペレーター	140	一体化が進んでいることから、「文字組版作業員」(681)と
681-30	電子組版機オペレーター	197	681-03 製版作業員	197	「製版作業員」(682)を統合し、「文字組版・製版作業員」とする。
681-99	他に分類されない文字組版作業員	125	681-99 他に分類されない文字組版・製版作業員	125	
682	製版作業員	2,531	(分類番号の対応)		
682-10	製版作業員(電子製版を除く)	715	681-01 : 689-99の一部	993	現在、ハローワークに寄せられているプレブリス工程の
682-11	とつ(凸)版製版作業員	11	681-02 : 681-10、20		求人は「DTPオペレーター」が圧倒的多数を占める。
682-12	オフセット製版作業員	128	681-03 : 682-10~99		迅速かつ的確な職業紹介につなげるため、雑多項目の
682-13	グラビア製版作業員	74	681-99 : 681-30、99	160	普通職業名に位置づけられる「DTPオペレーター」を
682-14	スクリーン製版作業員	65			細分類に格上げする。
682-20	製版カメラ作業員	112			印刷技術の進歩に伴い、プレブリス工程（文字組版、製版）の
682-21	製版写真修正員	48			一体化が進んでいることから、「文字組版作業員」(681)と
682-30	版下製作作業員	574		577	「製版作業員」(682)を統合し、「文字組版・製版作業員」とする。
682-31	貼込作業員	3			
682-40	電子製版作業員	394		482	
682-41	カラスキヤナーオペレーター	88			
682-99	他に分類されない製版作業員	141		141	
683	印刷作業員	14,492	683 印刷作業員		
683-10	とつ(凸)版印刷作業員	1,026	683-01 とつ(凸)版印刷作業員	1,026	実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
683-20	オフセット印刷作業員	5,303	683-02 オフセット印刷作業員	5,303	「とつ(凸)版印刷作業員」、「オフセット印刷作業員」、
683-30	グラビア印刷作業員	1,107	683-03 グラビア印刷作業員	1,107	「グラビア印刷作業員」、「スクリーン印刷作業員」、
683-40	スクリーン印刷作業員	608	683-04 スクリーン印刷作業員	608	「シール印刷作業員」に項目名を整理した。
683-50	フォーム印刷作業員	215	683-05 シール印刷作業員	215	

683-60	シール印刷作業員	751	751	683-99 他に分類されない印刷作業員 (分類番号の対応) 683-01 : 683-10 683-02 : 638-20 683-03 : 683-30 683-04 : 683-40 683-05 : 683-60 683-99 : 683-50、99	
683-99	他に分類されない印刷作業員	3,006	3,006		
684	製本作業員	4,136		684 製本作業員 684-01 製本作業員 (分類番号の対応) 684-01 : 684-10～15	○求人 求人が少ない枝番職業名を整理し、細分類項目は「製本作業員」に一本化した。
684-10	製本作業員	3,262			
684-11	折り作業員	295			
684-12	丁合作業員	36	3,879		
684-13	製本とじ作業員	155			
684-14	表紙製造作業員	16			
684-15	製本仕上作業員	115			
689	その他の印刷・製本の職業	6,385		689 その他の印刷・製本の職業 689-01 印刷物光沢加工作業員 689-02 校正作業員 689-03 印刷・製本検査作業員 689-99 他に分類されない印刷・製本の職業 (分類番号の対応) 689-01 : 689-10～13 689-02 : 689-20 689-02 : 689-40 689-99 : 689-30、99	○求人 求人が少ない枝番職業名を見直し、「印刷物光沢加工作業員」、「校正作業員」、「印刷・製本検査作業員」、「他に分類されない印刷・製本の職業」に項目名を整理した。
689-10	印刷物光沢加工作業員	197			
689-11	印刷物コーティング加工作業員	83	477		
689-12	印刷物樹脂プレス加工作業員	48			
689-13	印刷物ラミネート加工作業員	149			
689-20	校正作業員	727	727		
689-30	はく(箔)押し作業員	74	74		
689-40	印刷・製本検査作業員	957	957		
689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	3,913	3,913		
69	ゴム・プラスチック製品製造の職業	63,427			
691	原料ゴム加工工	829		691 原料ゴム加工工 691-01 原料ゴム加工工 (分類番号の対応) 691-01 : 691-10～15	○求人 相対的に求人数が少ない枝番職業名を整理し、細分類は「原料ゴム加工工」に一本化した。
691-10	原料ゴム加工工	448			
691-11	原料ゴム前処理工	10			
691-12	原料ゴム薬品配合工	26	716		
691-13	原料ゴム練工	138			
691-14	原料ゴム混合同工	55			
691-15	原料ゴム圧延工	39			
692	ゴム製品製造工	9,089		692 ゴム製品製造工 692-01 ゴム製品成形工 (タイヤ成形を除く) 692-02 タイヤ成形工 692-09 他に分類されないゴム製品製造工 (分類番号の対応) 692-01 : 692-10～15	○求人 求人数の少ない職業名を見直し、「ゴム製品成形工」、「タイヤ成形工」、「他に分類されないゴム製品製造工」の3項目に細分類を集約した。
692-10	ゴム製品成形工 (タイヤ成形を除く)	4,002	4,196		
692-11	ゴム押出成形工	147			
692-12	ゴム浸せき(漬)成形工	0			
692-13	ライニング成形工	45			
692-14	アセンブル成形工	1			

692-15	ゴム形付工	1	692-02 : 692-20		
692-20	タイヤ成形工	1,562	692-99 : 692-30、99		1,562
692-30	加硫工	281			281
692-99	他に分類されないゴム製品製造工	1,481			1,481
693	プラスチック製品成形・加工工	30,146	693 プラスチック製品成形・加工工		
693-10	プラスチック成形工	18,839	693-01 プラスチック成形工		
693-11	プラスチック手造り成形工	140	693-02 プラスチック切削・研磨工		
693-12	プラスチック射出成形工	3,028	693-03 プラスチック接合・裁断工		
693-13	プラスチック圧縮成形工	406	693-99 他に分類されないプラスチック製品成形・加工工		23,425
693-14	プラスチック押出成形工	522			
693-15	プラスチック冷間成形工	0			
693-16	プラスチック熱成形工	85	(分類番号の対応)		
693-17	プラスチック発泡成形工	353	693-01 : 693-10～18		
693-18	プラスチックロール圧延工	52	693-02 : 693-30～32、40～41		
693-20	積層成形工	160	693-03 : 693-50～52、60		166
693-21	プラスチックライニング工	6	693-99 : 693-20～21		
693-30	プラスチック切削機械工	557			
693-31	プラスチック旋盤工	53			613
693-32	プラスチックボール盤工	3			
693-40	プラスチック研磨工	272			283
693-41	プラスチックバフみがき工	11			
693-50	プラスチック接合工	425			425
693-51	高周波ウェルダール工	43			755
693-52	高周波ミシン工	287			
693-60	プラスチック裁断工	283			283
699	その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	23,363	699 その他のゴム・プラスチック製品製造の職業		
699-10	ゴム・プラスチック塗布工	512	699-01 原料プラスチック処理工		514
699-11	ゴム・プラスチック防水加工工	2	699-02 ゴム裁断工		
699-20	ゴム裁断工	366	699-03 ゴム・プラスチック塗布工		499
699-21	ゴム切断工	88	699-04 ゴム・プラスチック製品仕上工・検査工		
699-22	ゴム型抜工	45	699-99 他に分類されないゴム・プラスチック製品製造の職業		
699-30	ゴム接合工	133	(分類番号の対応)		
699-31	ゴム焼付工	0	699-01 : 699-40		181
699-32	ゴムはり工	48	699-02 : 699-20～22		
699-40	原料プラスチック処理工	383	699-03 : 699-10～11		383
699-50	ゴム・プラスチック製品仕上検査工	5,068	699-04 : 699-50～52		13,415
699-51	ゴム製品検査工	1,302	699-99 : 699-30～32、99		
699-52	プラスチック製品検査工	7,045			7,045
699-99	他に分類されないゴム・	7,076			7,076

プラスチック製品製造の職業		1,886		
70	草・革製品製造の職業	393		
701	製革工	110		
701-10	製革準備工	0		
701-11	原皮水戻し工	0		
701-12	製革脱毛工	0		
701-13	製革裏ごし工	0		
701-20	なめし工	35		
701-21	皮なめし工	29		
701-22	毛皮なめし工	1		
701-30	製革仕上工	137		
701-31	製革裏削工	0		
701-32	製革染色工	24		
701-33	製革つや出し工	3		
702	靴製造工・修理工	1,182		
702-01	靴製造工	684		
702-11	草靴採寸・裁断工	13		
702-12	草靴製甲工	36		
702-13	草靴底付工	49		
702-14	草靴仕上工	55		
702-20	草靴修理工	261		
702-30	草スリッパ製造工	1		
702-40	草サンダル製造工	12		
709	その他の草・革製品製造の職業	311		
709-01	革裁断工	17		
709-20	革打抜き工	3		
709-30	革縫製工	46		
709-40	革具加工工	15		
709-41	革ベルト製造工	31		
709-50	草・革製品検査工	43		
709-51	毛皮選別工	0		
709-52	靴検査工	13		
709-99	他に分類されない草・革製品製造の職業	44		
71	表身具等身の回り品製造の職業	4,004		
711	かばん・袋物製造工	589		
711-10	かばん・袋物製造工	326		
711-11	かばん・袋物裁断工	15		
711-12	かばん・袋物縫製工	217		
711-13	かばん・袋物組付・仕上工	20		
712	がん具製造工	231		

○求人
「製革工」への求人は年間 400 件弱にとどまる。
職業紹介における利用頻度が相対的に少ないことから、
集約・枝番職業名を整理し、細分類は「製革工」に
一元化する。

○求人
実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
「靴製造工」、「靴修理工」、「他に分類されない
靴製造工・修理工」の 3 項目に細分類を集約した。

○求人
求人数が少ない集約・枝番職業名を見直し、「革裁断・
打抜き・縫製工」、「革具加工工」、「草・革製品検査
工」に項目名を整理した。

○求人
年間新規求人数は 589 件にとどまり、その半数以上 (326 件)
を集約コードの職業名「かばん・袋物製造工」が占めている。

712-10	がん具組立工	129	131	小分類 712 と細分類 719-40～45 の統合	○求人	
712-11	プラスチックがん具組立工	2		712 がん具・運動具製造工	○求人 年間新規求人数は 231 件にとどまり、このうち 131 件 (57%) を「がん具組立工」が占める。がん具の種類別に設けられた枝番はほとんど活用されていないことから、細分類を「がん具製造工」に一本化する。 ○運動具製造工との統合 求人数の多い「運動具製造工」を雑多項目の細分類から格上げする。産業分類が「がん具・運動具製造業」の小分類を設けていくことなどを踏まえ、「運動具製造工」は「がん具製造工」と統合する。	
712-20	人形製造工	26	32	712-01 がん具製造工		
712-21	人形頭師	6		712-02 運動具製造工		
712-22	人形胴付師	0	19	(分類番号の対応)		
712-30	がん具実物製造工	19	6	712-01 : 712-10～11、-20～22、-30、		
712-40	児童用乗物製造工	6	0	712-40～42		
712-41	三輪車製造工	0	10	712-02 : 719-40～45		
712-42	乳母車製造工	10				
713	ちようちん・うちわ製造工	82		719 の細分類に格下げ		○求人 年間新規求人数は 82 件にとどまり、細分化する理由に乏しい。求人数がきわめて少ないため、雑多項目に格下げする
713-10	ちようちん製作工	39	39	719-01 ちようちん・うちわ製造工		
713-20	うちわ製作工	32	32	(分類番号の対応)		
713-30	せんす製作工	7	7	719-01 : 713-10、-20、-30、-40、-50		
713-40	和傘製造工	2	2	714 ほうき・ブラシ製造工		
713-50	ほんぼり製作工	1	1	714-01 ほうき・ブラシ製造工		
714	ほうき・ブラシ製造工	225	94	(分類番号の対応)		
714-10	ほうき製作工	94	77	714-01 : 714-10、-20～23、-30		
714-20	ブラシ製造工	77	20			
714-21	歯ブラシ製造工	20	6			
714-22	針金ブラシ製造工	6	4			
714-23	はけ製造工	4	16			
714-30	たわし製造工	16	16			
715	漆器工	82		719 の細分類に格下げ	○求人 年間新規求人数は 82 件にとどまり、細分化する必要性が薄い。求人数の少なさから、雑多項目に格下げする。	
715-10	漆工	49	55	719-02 漆器工		
715-11	漆器下地塗工	3		(分類番号の対応)		
715-12	すり漆工	3	19	719-02 : 715-10～13、-20～22、-98		
715-13	漆器つや上工	0	1			
715-20	漆器加飾工	16	3			
715-21	沈金師	2	3			
715-22	まき絵師	1	512	716 貴金属・宝石・甲・角細工工		
715-98	漆器工見習	3	290	716-01 貴金属細工加工工		
716	貴金属・宝石・甲・角細工工	512	13	716-02 宝石細工加工工		
716-10	貴金属細工加工工	290	303	716-02 甲・角・貝・きば細工工	○求人 貴金属細工、宝石細工にはそれぞれ数 100 件規模の求人があるので、それぞれを細分類項目に設定する。甲・角・貝・きば細工の求人は 10 件にとどまるが、小分類 716 には雑多項目がないため、同細分類を維持する。	
716-11	貴金属細工師	13	175	(分類番号の対応)		
716-20	宝石細工加工工	90	0	716-01 : 716-10～11		
716-21	ダイヤモンド細工工	8	33	719-02 : 716-20～24		
716-22	真珠加工工	44	10	719-03 : 716-30		
716-23	さんご加工工	0				
716-24	水晶研磨工	33				
716-30	甲・角・貝・きば細工工	10				

717	印刷師	80		719の細分類に格下げ	求人
717-10	印刷工	70		719-03 印刷師	○求人 年間新規求人数は80件にとどまり、細分化する理由に乏しい。 求人数の少なさから、雑多項目の小分類に格下げする
717-11	印刷彫刻師	0			
717-20	スタンプ製造工	4		(分類番号の対応)	
717-21	ゴム印刷刻工	0		719-03 : 717-10~11、-20~21、-98	
717-98	印刷工見習	6		718 模型・模造品製作工	
718	模型・模造品製作工	362			
718-10	模型製作工	112		718-01 模型・模造品製作工	○求人 年間362件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
718-11	標本模型製作工	0		(分類番号の対応)	
718-12	食品模型製作工	28	149	718-01 : 718-10~14、-20、-30、-40、-99	
718-13	乗物模型製作工	9			
718-14	地理模型製作工	0			
718-20	小道具製作工	4	4		
718-30	マネキン人形製作工	8	8		
718-40	かつら・ヘアピース製作工	21	21		
718-99	他に分類されない模型・模造品製作工	173	173		
719	その他の装身具等身の回り品製造の職業	1,841			
719-10	楽器製造工	422	422	719-10の小分類格上げ	○求人 「洋がさ」「喫煙具」「マッチ」の求人は、ハローワークにほとんど寄せられていないので、細分類を廃止する。 「楽器」は422件、「筆記用具」は274件、「運動具」は305件と一定規模の求人がみられることから、小分類に格上げする。 また、産業分類が「がん具・運動具製造業」の小分類を設けていることなどを踏まえ、「運動具製造工」は「がん具製造工」と統合する(小分類「がん具・運動具製造工」のもとに細分類「運動具製造工」を設定)。 「検査」も大分類Iの他の雑多項目との整合性を考え、求人数は少ないが(46件)、細分類に残す。
719-20	洋がさ製造工	2	2	71A 楽器製造工	
719-30	筆記用具製造工	236		71A-01 楽器製造工	
719-31	万年筆組立工	10	274	(分類番号の対応)	
719-32	鉛筆製造工	12		71A-01 : 719-10	
719-33	毛筆製造工	16			
719-40	運動具製造工	182		719-30の小分類格上げ	
719-41	グローブ製造工	13		71B 筆記用具製造工	
719-42	ゴルフクラブ製造工	49		71B-01 筆記用具製造工	
719-43	スキー板製造工	21	305	(分類番号の対応)	
719-44	トレーニング器具製造工	28		71B-01 : 719-30~33	
719-45	武道具製造工	12			
719-50	喫煙具製造工	0		719 その他の装身具等身の回り品製造の職業	
719-51	パイプ・きせる製造工	0	2	719-01 ちようちん・うちわ製造工	
719-52	ライター組立工	2		719-02 漆器工	
719-60	マッチ製造工	4	4	719-03 印刷師	
719-70	装身具等身の回り品検査工	46	46	719-04 装身具等身の回り品検査工	
719-99	他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業	757	757	719-99 他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業	
				(分類番号の対応)	
				719-01 : 713-10、-20、-30、-40、-50	

72	その他の製造・制作の職業	104,178			719-02 : 715-10～13、-20～22、-98 719-03 : 717-10～11、-20～21、-98 719-04 : 719-70 719-99 : 719-20、-50～52、-60、-99 719-99 : 719-20、-50～52、-60、-99
721	内張工	3,189	721	内張工	
721-10	家具類内張工	137	721-01	家具類内張工	○求人 「内張工」の仕事の広さと深さを示す職業名として、椅子やベッドなどの「家具類内張工」、自動車、旅客車両などの「乗物内張工」が代表的である。このうち、「乗物内張工」の枝番である「自動車内張工」には、求人者の85%が集まり、実務利用の頻度が高い。職業紹介の利便性に資するため、枝番の「自動車内張工」を細分類に格上げする。
721-11	いす張工	120	721-02	乗物内張工	
721-12	内張詰物工	0	721-03	自動車内張工	
721-20	乗物内張工	113	721-99	他に分類されない内張工	
721-21	船舶内張工	26		(分類番号の対応)	
721-22	航空機内張工	20	721-01 : 721-10～12		
721-23	自動車内張工	2,716	721-02 : 721-20～22、24		
721-24	旅客車内張工	4	721-03 : 721-23		
721-30	小箱おおい(被)工	2	721-99 : 721-30		
722	表具師	148			○求人 「表具師」に寄せられた求人は年間150件弱にすぎない。また、ハローワーク・インターネットサービス上で確認できる求人職種名も「表具工」の1件にとどまる。実務利用の頻度が低いことから、「表具師」は雑多項目に移行する。
722-10	表具師	134	729	の細分類に格下げ	
722-98	表具師見習	11	729-01	表具師	
				(分類番号の対応)	
723	塗装工	32,270	729-01 : 722-10～98	塗装工	
723-10	塗装前処理工	1,256	723	塗装工	○求人 ハローワークインターネットサービス及び民間求人誌に寄せられる職種名は、①木工塗装工②自動車塗装工③建築塗装工——に大別できる。仕事の内容は、家具(木工塗装)、自動車(金属塗装)、住宅(建築塗装)に類型化できる。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、分類体系を見直し、①木工塗装工②金属塗装工③建築塗装工④見習⑤雑多項目——の5項目に細分類を整理する。
723-11	塗料調査工	120	723-01	木工塗装工	
723-12	下地塗工	44	723-02	金属塗装工	
723-20	木工塗装工	844	723-03	建築塗装工	
723-30	金属塗装工	11,299	723-98	塗装見習	
723-40	建築塗装工	12,420	723-99	他に分類されない塗装工	
723-50	塗装仕上工	728		(分類番号の対応)	
723-51	塗装着色工	95	723-01 : 723-20、10～12、50～51		
723-98	塗装見習	862	723-02 : 723-30、10～12、50～51		
723-99	他に分類されない塗装工	1,302	723-03 : 723-40、10～12、50～51		
			723-98 : 723-98、10～51		
			723-99 : 723-99		
724	画工、看板制作工	1,992	724	画工、看板制作工	○求人 求人者が2桁台にとどまる枝番職業名を整理し、細分類は「画工」と「看板制作工」の2項目に整理した。
724-10	画工	321	724-01	画工	
724-11	印刷画工	20	724-02	看板制作工	
724-12	ポスター画工	35		(分類番号の対応)	
724-13	アニメーター	17	724-01 : 724-10～13、98、99		
724-20	看板制作工	1,370			

724-98	画工・看板制作工見習	26	26	724-02：724-20、98、99	
724-99	他に分類されない画工、 看板制作工	119	119		
725	写真工	177			
725-10	写真工	172	172	729の細分類に格下げ	○求人 「写真工」への求人は年間177件にとどまる。加えて、ハローワーク・インターネットサービス上でも、寄せられる求人は「写真焼付」「写真の現像」など数件にとどまり、実務利用の頻度は少ない。小分類を維持する積極的理由に乏しいことから、雑多項目に格下げする。
726	製図工、写図工	45,407			○分類体系の見直し 細分類は現在、製図の手段で区分されている。しかし、枝番の「CADオペレーター」(726-11)に3万7千件の求人が集まるなど、現在の分類項目は職安にとって利用しにくいものと推測できる。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、細分類を製図の分野別に整理し、「建築製図工」、「機械製図工」、「電気・電子製図工」、雑多項目の4項目に整理した。
726-10	製図工	6,260	43,516	726-01 建築製図工	○写図工 実務利用の観点から、相対的に利用度の低い「写図工」(726-20)は雑多項目に移行する。
726-11	CADオペレーター	37,256		726-02 機械製図工	
726-20	写図工	557	557	726-03 電気・電子製図工 726-99 他に分類されない製図工 (分類番号の対応) 726-01：726-10、11 726-02：726-10 726-03：726-10 726-99：726-10	
727	現図工	229			
727-10	構造物現図工	72	72	729の細分類に格下げ	○求人 「現図工」への求人は年間で229件にとどまり、実務利用の頻度は相対的に少ない。加えて、ハローワーク・インターネットサービス上でも、「現図工」の求人は数件にとどまり、小分類を維持する積極的な理由が乏しいことから、雑多項目に移動する。
727-20	乗物現図工	35			
727-21	車両現図工	11	53	729-03 現図工	
727-22	造船現図工	7			
727-23	航空機現図工	0		(分類番号の対応) 729-03：727	
727-30	現図型取工	12	25		
727-31	鉄鋼現図型取工	13			
727-99	他に分類されない現図工	57	57		
728	包装工	16,313			○名称変更 集約項目の「機械包装工」は、手作業の包装が含まれない。雑多項目に多く分類される「包装工」は、手作業による包装と推測する。実務利用の利便性を考慮し、機械包装だけでなく、手作業による包装も含める幅広いカテゴリー名称である「製品包装工」に項目名を変更する。
728-10	機械包装工	6,580	6,580	728 包装工	○ラベル・シール貼工 実務利用の利便性に資するため、雑多項目に500件近く寄せられた「ラベル・シール貼工」を細分類に採録する。
728-20	箱詰・袋詰工	6,815	6,815	728-01 製品包装工	
728-99	他に分類されない包装工	1,637	1,637	728-02 箱詰・袋詰工 728-03 ラベル・シール貼工 728-99 他に分類されない包装工 (分類番号の対応) 728-01：728-10、99の一部 728-02：728-20 728-03：728-99の一部 728-99：728-99	

729	他に分類されない製造・制作の職業	4,453		729	他に分類されない製造・制作の職業	
729-10	映写技士	75	75	729-01	表具工	
729-20	製米工	90	90	729-02	写真工	
729-30	と(屠)畜作業員	136	136	729-03	写図工	
729-99	他に分類されないその他の製造・制作の職業	3,982	3,982	729-0	現図工	
				729-05	映写技士	
				729-06	製米工	
				729-07	と(屠)畜作業員	
				729-99	他に分類されない製造・制作の職業 (分類番号の対応)	
				729-01	: 722	
				729-02	: 725	
				729-03	: 726-20	
				729-04	: 727	
				729-05	: 729-10	
				729-06	: 729-20	
				729-07	: 729-30	
				729-99	: 729-99	
73	定置機関・機械および建設機械運転の職業	40,729				
731	ボイラーオペレーター	2,686	2,686	731	ボイラーオペレーター	
731-10	ボイラーオペレーター	2,525	2,525	731-01	ボイラーオペレーター	
731-98	ボイラーオペレーター見習	25	25		(分類番号の対応)	
				731-01	: 731-10、-98	
732	クレーン・巻上機運転工	10,618		732	クレーン・巻上機運転工	
732-10	クレーン運転工	10,252	10,252	732-01	クレーン運転工	
732-20	巻上機運転工	34	34	732-02	巻上機運転工	
732-21	ホイスト運転工	62	100	732-03	コンベア運転工	
732-22	ウインチ運転工	4	4		(分類番号の対応)	
732-30	コンベア運転工	43	43	732-01	: 732-10	
				732-02	: 732-20～22	
				732-03	: 732-30	
733	ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工	756				
733-10	ポンプ運転工	396	396	733	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	
733-20	空気移送装置運転工	16	16		733-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工
733-30	送風機運転工	42	172			

742	送電線架線工・敷設工	1,396	742 送電線架線工・敷設工						
742-10	送電線架線工・敷設工	618	742-01 送電線架線工・敷設工 (分類番号の対応)	1,312					○求人 集約・枝番職業名を整理し、細分類を「送電線架線工・敷設工」に一本化した。
742-11	送電線架線工	675							
742-12	地中送電線工	19							
743	配電線架線工・敷設工	1,111	743 配電線架線工・敷設工						
743-10	配電線架線工・敷設工	601	743-01 通信線架線工・敷設工 (分類番号の対応)	1,078					○求人 求人全体でも1,111件にとどまり、項目を細分化する理由に乏しい。
743-11	配電線架線工	448							
743-12	地中配電線工	29	743-01 : 743-10～12						
744	通信線架線工・敷設工	5,402	744 通信線架線工・敷設工						
744-10	通信線架線工・敷設工	4,968	744-01 通信線架線工・敷設工 (分類番号の対応)	5,184					○求人 実務利用の少ない枝番職業名を整理し、「通信線架線工・敷設工」に細分類を一元化する。
744-11	屋外通信線架線工	180							
744-12	地下ケーブル配線工	36	744-01 : 744-10～13						
744-13	海底ケーブル敷設工	0							
745	電気通信設備工	8,927	745 電気通信設備工						
745-10	放送装置据付・保守工	1,362	745-01 放送装置据付・保守工	1,362					○現状維持の理由 集約職業名である「放送装置据付・保守工」(1,362件)、「通信装置据付・保守工」(4,395件)、「電話装置据付・保守工」(1,268件)には4桁以上の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、各項目名は求人・求職双方が仕事の内容を理解しやすい一般的な名称であり、適切な項目が設定されていると判断できるところから、現在の分類体系を維持する。
745-20	通信装置据付・保守工	4,395	745-02 通信装置据付・保守工	4,395					
745-30	電話装置据付・保守工	1,268	745-03 電話装置据付・保守工 (分類番号の対応)	2,032					
745-31	交換機据付・保守工	70	745-01 : 745-10						
745-32	電話機据付・保守工	694	745-02 : 745-20						
745-33	ファクシミリ据付・保守工	0	745-03 : 745-30～33						
746	電気工事業者	60,022	746 電気工事業者						
746-10	電気配線工事業者	47,298	746-01 電気配線工事業者						○現状維持の理由 求人8割弱が「電気配線工事業者」(746-10)に分類されるものの、残された集約職業名である「電気工事検査員」(998件)、「産業用電気機械・装置据付工」(1,379件)にも4桁近くの求人が寄せられ、利用頻度は高い。加えて、項目名は、広く一般に用いられている名称が使われ、公共職業安定所は受理した求人票を迅速かつ的確に整理できる一方、求職者側も必要とする情報にたどりつきやすい分類体系を誇る。見直しする積極的理由に乏しいことから、現状の分類体系を維持する。
746-11	船舶配線工	636	746-02 電気工事検査員	48,161					
746-12	鉄道車両配線工	222	746-03 産業用電気機械・装置据付工						
746-13	航空機配線工	5	746-99 他に分類されない電気工事業者 (分類番号の対応)	998					
746-20	電気工事検査員	998	746-01 : 746-10～13						
746-30	産業用電気機械・装置据付工	1,379	746-02 : 746-20	1,600					
746-31	鉄道用電気装置据付保守員	221	746-03 : 746-30～31	2,563					
746-99	他に分類されない電気工事業者	2,563	746-99 : 746-99						
75	採掘の職業	2,118	751 採掘の職業						
751	採掘員	73	751 採掘員						
751-10	採掘員	37	752-01 採掘員 (分類番号の対応)	39					○求人 73件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
751-11	採炭員	2	751-01 : 751-10、-11						
752	石切出作業者	183	752 石切出作業者						
752-10	石切出作業者	170	752-01 石切出作業者 (分類番号の対応)	180					○求人 183件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
752-11	採石大割作業者	3							
752-12	切出石工	7	752-01 : 752-10～12						
753	じゃり・砂・粘土採取作業者	123	753 じゃり・砂・粘土採取作業者						

753-10	じゃり・砂採取作業者	104	104	753-01	じゃり・砂・粘土採取作業者 (分類番号の対応)	104	104	753-01	じゃり・砂・粘土採取作業者 (分類番号の対応)	○求人 123件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
753-20	粘土採取作業者	14	14	753-01		14	14	753-01		
753-30	庭石採取作業者	0	0	753-01		0	0	753-01		
754	ダム・トンネル掘削作業者	96	96	754	ダム・トンネル掘削作業者	96	96	754	ダム・トンネル掘削作業者	○求人 96件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
754-10	ダム・トンネル掘削作業者	52	52	754-01	ダム・トンネル掘削作業者 (分類番号の対応)	52	88	754-01	ダム・トンネル掘削作業者 (分類番号の対応)	
754-11	大型掘進機操作員	36	36	754-01		36		754-01		
755	さく井工、石油・天然ガス採取工	1,374	1,374	755	さく井工、石油・天然ガス採取工	1,374		755	さく井工、石油・天然ガス採取工	○求人 さく井工 (919件)、試すい工 (379件) に一定規模の求人が寄せられているが、石油・天然ガス採取工はゼロ件であり、細分類を「さく井工」と「試すい工」(ボーリング工)に名称変更)に整理する。雑多項目にも46件の求人があるものの、その内容を見ると、「さく井」か「ボーリング」のどちらかには含まれる職業となっている(それぞれの見習等を含む)。このため雑多項目は設けない。
755-10	さく井工	894	894	755-01	さく井工、ボーリング工	894	919	755-01	さく井工	○分類名 ハローワーク等の求人職種名を見ると、「試すい」よりも「ボーリング」の名称が広く使われているため、小分類の名称を「ボーリング工」に変更する。なお、求人がゼロ件の「石油・天然ガス採取工」は雑多項目759の細分類に移動する(細分類名「石油・天然ガス採取工」これに伴い、小分類の名称を「さく井工、ボーリング工」に変更する。
755-11	油井ドリラー工	0	0	755-01		0		755-01		
755-12	井戸さく井工	25	25	755-02	さく井工	25	379	755-02	ボーリング工	
755-20	試すい(雑)工	379	379	755-02		379		755-02		
755-30	石油・天然ガス採取工	0	0	(分類番号の対応)		0	0	(分類番号の対応)		
755-31	石油採取工	0	0	755-01	755-10、-11、-12、-99の一部	0		755-01	755-10、-11、-12、-99の一部	
755-32	天然ガス採取工	0	0	755-02	755-20、-99の一部	0	46	755-02	755-20、-99の一部	
755-99	他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工	46	46	759	その他の採掘の職業	46		759	その他の採掘の職業	○求人 支柱員 (74件)、坑内運搬員 (48件)、選鉱員 (29件)、発破員 (32件)を細分類項目に設定する。坑内保守員 (0件)、鉱石検定員 (5件)は廃止する。選鉱員は選鉱員から切り離し、雑多の雑多759-99に分類する。
759	その他の採掘の職業	269	269	759	その他の採掘の職業	269		759	その他の採掘の職業	
759-10	支柱員	74	74	759-01	支柱員	74	74	759-01	支柱員	
759-20	坑内運搬員	48	48	759-02	坑内運搬員	48	48	759-02	坑内運搬員	
759-30	選鉱員、選炭員	7	7	759-04	選鉱員	7	29	759-04	選鉱員	
759-31	選鉱員	20	20	759-05	発破員	20	29	759-05	発破員	
759-32	選炭員	2	2	759-07	石油・天然ガス採取工	2	32	759-07	石油・天然ガス採取工	
759-40	発破員	32	32	759-99	他に分類されない採掘の職業	32	32	759-99	他に分類されない採掘の職業	
759-50	坑内保守員	0	0	(分類番号の対応)		0	0	(分類番号の対応)		
759-60	鉱石検定員	5	5	759-01	759-10	5	77	759-01	759-10	
759-99	他に分類されない採掘の職業	77	77	759-02	759-20	77		759-02	759-20	
				759-04	759-30~31			759-04	759-30~31	
				759-05	759-40			759-05	759-40	
				759-07	755-30~32、-99の一部			759-07	755-30~32、-99の一部	
				759-99	759-32、-50、-60、-99			759-99	759-32、-50、-60、-99	
76	建設躯体工事の職業	76,409	76,409	761	型枠大工	76,409		761	型枠大工	○現状維持の理由 集約職業名である「型枠大工」には年間16,870件の求人が
761	型枠大工	20,996	20,996	761-01	型枠大工	20,996	20,137	761-01	型枠大工	
761-10	型枠大工	16,870	16,870			16,870				
761-11	型枠解体工	3,267	3,267			3,267				

	(分類番号の対応) 761-01 : 761-10~11				寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、ハローワーク・インターネットサービスで「型枠大工」の求人が500件以上も確認でき、厚労省の技能検定にも「型枠施工技能士」(1級、2級)があり、型枠大工、型枠施工という名称が広く一般に浸透していることから、現在の項目名を維持する。
762	とび工	41,742			762 とび工
762-10	建築とび工	27,153	30,100		762-01 建築とび工
762-11	鉄骨とび工	2,947			762-02 取りこわし作業員
762-20	取りこわし作業員	7,308	7,308		762-98 とび工見習
762-98	とび工見習	571	571		(分類番号の対応) 762-01 : 762-10~11 762-02 : 762-20 762-98 : 762-98
763	鉄筋工	13,671			763 鉄筋工
763-10	土木鉄筋工	1,606	1,606		763-01 土木鉄筋工
763-20	建築鉄筋工	9,776	9,776		763-02 建築鉄筋工
77	建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)	116,732			(分類番号の対応) 763-01 : 763-10 763-02 : 763-20
771	大工	16,940			771 大工
771-10	建築大工	11,278	11,374		771-01 建築大工
771-11	宮大工	96			771-98 大工見習
771-98	大工見習	1,743	1,743		771-99 他に分類されない大工
771-99	他に分類されない大工	2,354	2,354		(分類番号の対応) 771-01 : 771-10 771-98 : 771-98 771-99 : 771-11、-99
772	ブロック積工、タイル張工	4,218			772 ブロック積工、タイル張工
772-10	ブロック積工	1,325	1,325		772-01 ブロック積工
772-20	タイル張工	1,446			772-02 タイル張工
772-21	タイル床・壁張工	176	1,624		772-03 石張工
772-22	モザイクタイル張工	2			772-04 れんが積工
772-30	石張工	201	201		772-98 ブロック積工・タイル張工見習
772-40	れんが積工	168	733		(分類番号の対応)
772-41	建築れんが積工	4			
					○現状維持の理由 求人の8割弱が「建築とび工」(762-10)に寄せられ、ハローワーク・インターネットサービス上でも「とび」の求人は400件以上確認できる。また、「取りこわし作業員」(762-20)にも全体の2割弱の求人が寄せられ、実務利用の頻度は高い。「とび」の名称は技能検定(とび技能士)をはじめ広く一般に浸透している職業名である。また、「取りこわし作業員」も、一般には普通職業名にある「解体工」での求人が多いものの、求職者が仕事の内容(建造物解体)を理解しやすい職業名であることから、現在の項目名を維持する。
					○現状維持の理由 集約職業名である「土木鉄筋工」には1,606件の求人が寄せられる。もうひとつの「建築鉄筋工」にも9,776件が分類され、ふたつの集約項目は実務利用の頻度が高い。見直しする積極的理由に乏しいことから、現在の分類体系を維持する。
					○求人 「建築大工」に1万件を超える求人がある。「宮大工」は96件にとどまるので細分類項目を設けず、雑多項目に含むものとする。「大工見習」にも1,743件の求人が寄せられており、見習コードを設ける。
					○求人 ブロック積工が1,325件、タイル張工が1,624件、石張工が201件、れんが積工が733件あり、それぞれの集約職業名を細分類項目に設定する。 ○建設関係の職業の見習 中分類77の建設関係の職業では、見習から仕事を始めて技能を

772-42 築炉工	385		772-01 : 772-10		身につけていく場合が多く、見習の求人が多数みられる。こうした職業の特徴を考慮し、中分類 77 のすべての小分類に見習コードを設ける。
772-43 炉修工	176	86	772-02 : 772-20~22 772-03 : 772-30 772-04 : 772-40~43 772-98 : 772-98		
772-98 ブロック積工・タイル張工見習	86		773-01 かわらふき工 773-98 屋根ふき工見習 773-99 他に分類されない屋根ふき工 (分類番号の対応) 773-01 : 773-10 773-98 : 773-98 773-99 : 773-20、-99		
773 屋根ふき工	3,209		774 左官		
773-10 かわらふき工	2,247	2,247	774-01 左官 774-98 左官見習 (分類番号の対応) 774-01 : 774-10~12、-20~21、-30 774-98 : 774-98		
773-20 スレートふき工	81	81	775 畳工		
773-98 屋根ふき工見習	201	201	775-01 畳工 775-98 畳工見習 (分類番号の対応) 775-01 : 775-10~11 775-98 : 775-98		
773-99 他に分類されない屋根ふき工	218	218	776 配管工		
774 左官	5,989		776-01 配管工 776-98 配管工見習 (分類番号の対応) 776-01 : 776-10~14 776-98 : 776-98		
774-10 左官職	4,769	4,886	777 配管工		
774-11 左官手元	75		777-01 配管工 777-98 配管工見習 (分類番号の対応) 777-01 : 777-10~11 777-98 : 777-98		
774-12 左官吹付工	42		778 配管工		
774-20 木舞工	12	36	778-01 配管工 778-98 配管工見習 (分類番号の対応) 778-01 : 778-10~11 778-98 : 778-98		
774-21 ラス張工	24	17	779 配管工		
774-30 屋根左官	17	17	779-01 配管工 779-98 配管工見習 (分類番号の対応) 779-01 : 779-10~11 779-98 : 779-98		
774-98 左官見習	510	510	780 配管工		
775 畳工	340		780-01 配管工 780-98 配管工見習 (分類番号の対応) 780-01 : 780-10~11 780-98 : 780-98		
775-10 畳仕立工	244	275	781 配管工		
775-11 畳表替工	31	43	781-01 配管工 781-98 配管工見習 (分類番号の対応) 781-01 : 781-10~11 781-98 : 781-98		
775-98 畳工見習	43		782 配管工		
776 配管工	44,512		782-01 配管工 782-98 配管工見習 (分類番号の対応) 782-01 : 782-10~11 782-98 : 782-98		
776-10 配管工	32,881		783 配管工		
776-11 ガス配管工	1,817	42,022	783-01 配管工 783-98 配管工見習 (分類番号の対応) 783-01 : 783-10~11 783-98 : 783-98		
776-12 スチーム配管工	78		784 配管工		
776-13 水道配管工	6,648		784-01 配管工 784-98 配管工見習 (分類番号の対応) 784-01 : 784-10~11 784-98 : 784-98		
776-14 配管修理工	598	1,015	785 配管工		
776-98 配管工見習	1,015		785-01 配管工 785-98 配管工見習 (分類番号の対応) 785-01 : 785-10~11 785-98 : 785-98		

777	内装仕上工	20,220			777 内装仕上工		仕事内容に大きな違いはないため、項目は「配管工」に統一する（修理も配管工に含む。見習の項目も設ける）。
777-10	金属建具取付工	2,402			777-01 金属建具取付工		○求人 金属建具取付工が4,391件、建具ガラスはめ込み工が481件、室内装飾工が12,697件となっており、この3つのくくりで室内装飾工の求人は1万件を超えているが、細分類を設ける。室内装飾工の求人は1万件を超えているが、カーペットや床、壁紙張りという内装工事全般に携わる仕事が多く、細分化は困難である。なお、ハローワークの求人職種名を参考にして、「建具ガラスはめ込み工」は「建具ガラス取付工」に、「室内装飾工」は「内装工」にそれぞれ名称を変更する。
777-11	金属サッシ取付工	1,394	4,391		777-02 建具ガラス取付工		
777-12	シャッター取付工	253			777-03 内装工		
777-13	看板取付工	342			(分類番号の対応)		
777-20	建具ガラスはめ込工	411	481		777-01 : 777-10~13		
777-21	板ガラスはめ込工	69			777-02 : 777-20~22		
777-22	ステンドグラスはめ込工	1			777-03 : 777-30~34		
777-30	室内装飾工	9,336					
777-31	じゅうたん張工	28					
777-32	リノウム床張工	16	12,697				
777-33	ゴム・プラスチック床張工	60					
777-34	壁装工	3,257					
778	防水工	6,090			778 防水工		○求人 6,090件の求人の約半数が集約コード「防水工」に振り分けられている。枝番の件数も「建築工事防水工」に2,234件、「土木工事防水工」に316件あるものの、その活用割合は5割に達していない。ハローワークや民間求人情報の職種名も「防水工」が多いので、細分類の名称は「防水工」のみとする。
778-10	防水工	2,995	5,545		778-01 防水工		
778-11	建築工事防水工	2,234			(分類番号の対応)		
778-12	土木工事防水工	316			778-01 : 778-10~12		
779	その他の建設の職業	15,214			779 その他の建設の職業		○求人 潜水作業者 (290件)、熱絶縁工 (1,683件)、測量作業員 (1,189件)、水道工事検査員 (119件)の各細分類とも一定規模の求人があるので、各項目を維持する。 ○雑多項目 10,736件もの求人が振り分けられている。主な職種名をあげると以下のとおり。 ①一般的な名称 (建築作業員、現場作業員、作業員など) = 500件以上 ②はつり工 = 約130件 ③外壁工事関係 (外壁工、外装工、サイディング工、ALC工など) = 約200件 ④外溝工事関係 (外溝、エクステリア) = 約130件 ⑤ミニハウス、プレハブ、ユニットハウス組み立て = 約100件 ⑥ユニットバス、システムキッチン取り付け = 約130件 ⑦住宅設備取り付け = 約130件 とりわけ求人数が多く、職務範囲の明確な③「外壁工 (仮)」、⑥⑦の「住宅水回り設備取付工 (仮)」を新たに細分類項目に設定する。
779-10	潜水作業者	290	290		779-01 潜水作業者		
779-20	熱絶縁工	1,683	1,683		779-02 熱絶縁工		
779-30	測量作業員	1,189	1,189		779-03 測量作業員		
779-40	水道工事検査員	53	119		779-04 外壁工		
779-41	水道検査員	15			779-05 住宅水回り設備取付工		
779-42	漏水調査員	51			779-06 水道工事検査員		
779-99	他に分類されない建設の職業	10,736	10,736		779-99 他に分類されない建設の職業		
					(分類番号の対応)		
					779-01 : 779-10		
					779-02 : 779-20		
					779-03 : 779-30		
					779-04 : (779-99)		
					779-05 : (779-99)		
					779-06 : 779-40~42		
					779-99 : 779-99		

78	土木の職業	128,633				
781	土木作業者	125,088				
781-10	建設・土木作業員	110,921				
781-11	土管配管工	941	112,933			
781-12	護岸工事作業員	54				
781-13	コンクリート作業員	1,017				
781-20	舗装作業員	5,333				
781-21	アスファルト舗装工	214				
781-22	コンクリート舗装工	24	6,634			
781-23	道路付帯設備取付作業員	431				
781-24	道路区画線設置作業員	632				
781-99	他に分類されない土木作業者	1,301	1,301			
782	鉄道線路工事作業者	3,545				
782-10	保線工・軌道工	3,149	3,149			
782-20	軌条工	34	34			
782-30	軌道舗石作業員	84	84			
79	運搬労務の職業	211,521				
791	船内・沿岸荷役作業者	1,356				
791-10	船内・沿岸荷役作業者	771				
791-11	船内荷役作業者	282	1,290			
791-12	沿岸荷役作業者	237				
792	陸上荷役・運搬作業者	20,763				
792-10	運搬作業員	7,616				
792-11	工場内運搬作業員	4,359				
792-12	市場内運搬作業員	368	15,331			
792-13	土建運搬作業員	220				
792-14	引越作業員	2,768				
792-20	積卸作業員	3,382				
792-21	トラック助手	1,305	4,694			
792-22	鉤石積込工（坑外）	7				
793	倉庫作業員	64,953				

○現状維持の理由
集約項目の「建設・土木作業員」(781-10)には11万件もの求人が寄せられ、ハローワーク・インターネットサービスでも2千件を超える求人が確認できる。もうひとつの集約項目である「舗装作業員」(781-20)にも5,333件が寄せられ、求人も200件弱確認できる。ふたつの項目名とも、仕事の内容を理解しやすい職業名で、広く一般にも浸透していることから、現在の分類体系を維持する。

○求人
求人への圧倒的多数が「保線工・軌道工」(782-10)に集まる一方、残る集約項目は2桁台の求人にとどまる。実務利用の頻度が相対的に低い「軌条工」(782-20)と「軌道舗石作業員」(782-30)を集約し、新たな細分類は、「保線工・軌道工」と維多の2項目とする。

○求人
1,356件と枝番の活用は半数に満たない。これは船内と沿岸の作業が一体となっている場合が多いためと考えられ、細分化するのは適切ではない。

○職業名
「港湾荷役作業」の呼称が一般的であるため（キャリアマトリックスは「港湾荷役作業員」、産業分類は「港湾運送業」、業界団体は「日本港湾協会」等）、小分類の名称「港湾荷役作業員」に変更する。

○求人
「運搬」に15,331件、「積卸」に4,694件の求人がある。「運搬」の枝番「引越」の求人も3,382件寄せられている。
○引越作業員
「運搬」「積卸」とも行うものであり、求人も少なくないことから、細分類項目に設定する。

793-10	倉庫作業員	61,837	63,526	793-01	倉庫作業員 (分類番号の対応) 793-01 : 793-10~12	○求人 小分類全体で 64,953 件の求人が寄せられ、この 95% を集約職業名「倉庫作業員」が占めており、枝番はあまり活用されていない。ハローワークの求人内容を見ると、「倉庫作業員」としての求人がほとんどであり、倉庫の種類や仕事の違いによる細分化は困難である。
793-11	危険品倉庫作業員	76				
793-12	冷蔵倉庫作業員	1,613				
794	配達員	84,798		794	配達員	○項目の統合
794-10	受託配達員	15,818	15,818	794-01	配達員、集配員	現状の「受託配達員」と「商品配達員」では職務範囲が重複している。いずれも「ものを（集めて）届ける」という仕事の内容では共通しており、こうした職業が2つに区分されていると求職者やハローワーク職員にとってもわかりにくい。このため両者を「配達員、集配員」の名称で統合する。なお、「新聞配達員」「ルートセールス員」には一定規模の求人があるため細分類項目を設ける。
794-20	商品配達員	40,469		794-02	新聞配達員	
794-21	新聞配達員	3,955		794-03	ルートセールス員	
794-22	牛乳・乳酪発酵製品配達員	691	63,642		(分類番号の対応)	
794-23	ルートセールス員	15,649		794-01	-20、-22、-24	
794-24	自動販売機商品補充員	2,878		794-02	794-21	
				794-03	794-23	
795	荷造工	39,651				○求人
795-10	こん包工	29,394		小分類項目名の変更		小分類全体で 39,651 件のほり、このうち 29,394 件が「こん包工」である。検査工や雑多項目、枝番にも一定規模の求人がみられるが、大半が集約職業名にふりわけられているので、細分類は「こん包工」のみとする。
795-11	箱詰荷造工	1,471	31,821	795	こん包工	○職業名
795-12	板わくこん包工	129		795-01	こん包工	「荷造工」よりも「こん包工」が物流の職場で広く使われている。このため小分類の名称も「こん包工」に改める
795-13	袋詰こん包工	827				○出荷作業員
795-20	荷造検査工	1,241	1,241		(分類番号の対応)	普通職業名に「出荷作業員」だけを記載している「795-XX」の求人数が 5,336 件にのぼり、雑多項目に振り分けられた職種名でも「出荷作業」関連が目立つ。この「出荷作業」は荷作・こん包の一部として行うもので、積卸などの作業は含まない。小分類の定義を明確にしたうえで、積卸作業員を×例示する。
795-99	他に分類されない荷造工	1,253	1,253	795-01	795-10~13、-20、-99	
80	その他の労務の職業	151,639				
801	清掃員	54,846		801	清掃員	○細分類への格上げ
801-10	清掃作業員	40,079		801-01	清掃作業員	枝番の「ごみ処理作業員」(801-21)と「害虫防除作業員」(801-32)には4桁の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。
801-11	ビル内清掃作業員	4,758		801-02	し尿処理作業員	○浄化槽清掃員
801-12	ガラス清掃作業員	78	45,705	801-03	ごみ処理作業員	雑多項目のうち、求人の多い「浄化槽清掃員」を細分類に採録する。
801-13	道路清掃作業員	203		801-04	消毒・害虫防除作業員	
801-14	乗物内清掃作業員	587		801-05	浄化槽清掃員	
801-20	衛生作業員	534		801-99	他に分類されない清掃員	
801-21	ごみ処理作業員	4,918	5,873		(分類番号の対応)	
801-22	し尿処理作業員	421		801-01	801-10~14	
801-30	消毒作業員	527	1,554	801-02	801-20、22	
801-31	防疫作業員	15			801-05 : 809-99 の一部	

801-32	害虫防除作業員	1,012	801-03：801-21	801-99：801-99
801-99	他に分類されない清掃員	615	801-04：801-30～32	
809	他に分類されない労務の職業	96,793	809-20の小分類格上げ	
809-10	産業洗浄工	2,519	80A 選別工	○選別工
809-11	機械洗浄工	728	80A-01 原材料選別工	細分類の「選別工」には全体で21,068件の求人が寄せられ、実務利用の頻度は高い。職業紹介の利便性に資するため、「選別工」を小分類に格上げする。
809-12	乗物洗浄工	1,754	80A-02 商品選別工	
809-13	タンク洗浄工	384	80A-03 選果工	○商品選別工
809-14	容器洗浄工	605	80A-04 洗たく物荷分け工	実務利用の頻度が高い「商品ピッキング」の位置づけを明確にするため、細分類の名称は「製品選別工」ではなく、「商品選別工」とする。
809-15	上下水道管渠施設洗浄工	480	80A-05 廃品選別整理工	
809-20	選別工	14,531	80A-99 他に分類されない選別工	
809-21	原材料選別工	1,478	(分類番号の対応)	
809-22	製品選別工	856	80A-01：809-21 80A-05：809-24	○選果工
809-23	洗たく物荷分け工	494	80A-02：809-22 80A-99：809-20の一部	大分類Ⅰ（生産工程・労務）だけでなく、大分類G（農林漁業）の雑多項目にも多く分類されている「選果工」は、実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。
809-24	廃品選別整理工	3,909	80A-03：809-20の一部	
809-30	雑務員	27,610	80A-04：809-23	
809-31	用務員	1,731	809-30の小分類格上げ	
809-32	駅雑務員	82	80B 軽作業員	○雑務員を小分類に格上げし、軽作業員に改称する。
809-33	病院雑務者	1,057	80B-01 工場軽作業員	集約項目の「雑務員」（809-30）には、27,610件の求人が寄せられ、実務利用の頻度は高い。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、「雑務員」を小分類に格上げする。併せて、項目名は、職業分類改訂委員会の議論を踏まえ、求職者が仕事の内容を理解しやすい「軽作業員」とする。
809-34	工場雑務者	15,701	80B-02 工場軽作業員	
809-35	作業員宿舎雑務者	7	80B-02 小売店軽作業員	
809-36	旅館雑務者	1,875	80B-03 建設軽作業員	
809-37	食堂雑務者	1,540	80B-04 病院軽作業員	
809-38	公園・ゴルフ場整備員	3,436	80B-05 旅館軽作業員	
809-39	グラウンド整備員	91	80B-05 食堂軽作業員	
809-99	他に分類されないその他の労務の職業	11,214	80B-99 他に分類されない一般作業員	○軽作業員 軽作業員の職務は、①単純反復的な作業であること、②作業の遂行にあたり特別な知識・技能・経験が必要としないこと、③短時間で習熟が可能なこと——などを特徴とする。 職業分類改訂委員会が指摘のあったフォークリフトによる「重量物」の運搬は、軽作業に該当しないことを、職務定義に明記する。
			809 他に分類されない労務の職業	○小売店軽作業員、建設軽作業員 雑多項目に数多く寄せられる店舗内軽作業や建設現場雑務への求人は、現在の分類項目では対応できない。求人・求職双方の利便性に資するため、「小売店軽作業員」及び「建設軽作業員」を細分類に採録する。
			809-01 産業洗浄工	
			809-02 用務員	
			809-03 公園・ゴルフ場整備員	
			809-04 会場設営作業員	○会場設営作業員

<p>維多項目に多く寄せられたイベント会場設営スタッフの求人は現在の分類項目では位置づけることができない。求人・求職双方の利便性に資するため、「会場設営作業員」を細分類に採録する。</p>	<p>809-99 他に分類されないその他の労務の職業 (分類番号の対応) 809-01 : 809-10~15 809-02 : 809-31 809-03 : 809-38 809-04 : 809-99 の一部 809-99 : 809-99</p>	
--	--	--

図表39 大分類Ⅰ「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行			改訂素案	
分類番号	項目名		分類番号	項目名
51	金属材料製造の職業			
511	製鉄工、製鋼工		511	製鉄工、製鋼工
511-10	製鉄工	●	511-01	製鉄工
511-11	炉前工（高炉）	●		
511-12	樋管理工（高炉）	●		
511-13	鋳鉄機工	●		
511-20	製鋼工	●	511-02	製鋼工
511-21	溶鉄予備処理工	●		
511-22	転炉工	●		
511-23	電気炉工（製鋼）	●		
511-24	取べ（鍋）精錬工	●		
511-25	造塊工	●		
511-26	連続鋳造工（製鋼）	●		
511-27	連続精整工	●		
511-30	鋳物用鉄溶融工	●	511-03	鋳物用鉄溶融工
511-31	キューボラ工（鋳物）	●		
511-32	電気炉工（鋳物）	●		
511-99	他に分類されない製鉄工、製鋼工	●	511-99	他に分類されない製鉄工、製鋼工
512	非鉄金属製錬工		512	非鉄金属製錬工
512-10	非鉄金属溶融炉工	●	512-01	非鉄金属溶融炉工
512-20	非鉄金属浸出・浄液工	●		
512-30	非鉄金属電解工	●	512-02	非鉄金属電解工
512-40	銅製錬工（電解法を除く）	●		
512-50	貴金属製錬工	●		
512-60	半導体材料精錬工 （多結晶シリコンなど）	●	512-03	半導体材料製錬工(多結晶シリコンなど)
512-70	金属ウラン製錬工	●		
512-80	非鉄金属鋳込造塊工	●	512-04	非鉄金属鋳込造塊工
512-99	他に分類されない非鉄金属製錬工	●	512-99	他に分類されない非鉄金属製錬工
513	鋳物工		513	鋳物工
513-10	調砂工	●	513-01	調砂工
513-20	中子工	●	513-02	中子工
513-30	鋳型工	●	513-03	鋳型工
513-31	手込造型工	●		
513-32	機械込造型工	●		
513-40	鋳込工	●	513-04	鋳込工
513-99	他に分類されない鋳物工	●	513-99	他に分類されない鋳物工
514	鍛造工		514	鍛造工
514-10	鍛造操炉工	●	514-01	鍛造操炉工
514-20	自由鍛造工	●	514-02	自由鍛造工
514-21	鍛造プレス工	●		
514-22	鍛造ハンマ工	●		
514-30	型鍛造工	●	514-03	型鍛造工
514-31	型鍛造プレス工	●		
514-32	型鍛造ハンマ工	●		
514-40	手かじ（鍛冶）工	●	514-04	手かじ（鍛冶）工
514-41	工具かじ工	●		
514-98	鍛造工助手	●	514-99	他に分類されない鍛造工
514-99	他に分類されない鍛造工	●		
515	金属熱処理工		515	金属熱処理工
515-10	金属熱処理工	●	515-01	金属熱処理工
515-11	焼なまし・焼ならし工	●		
515-12	焼入焼戻し工（高周波・浸炭を除く）	●		

515-13	高周波焼入焼戻し工		
515-14	浸炭焼入焼戻し工		
515-15	窒化・軟窒化工		
516	圧延工		516 圧延工
516-10	圧延加熱炉工		
516-20	熱間圧延工		516-01 熱間圧延工
516-21	条鋼圧延工（線材、形鋼、棒鋼）		
516-22	鋼板圧延工（厚板、熱延）		
516-23	シームレス鋼管工（中径、小径）		
516-30	冷間圧延工		516-02 冷間圧延工
516-31	電磁鋼板工		
516-32	ステンレス鋼板工		
516-33	表面処理鋼板工		
516-34	展延工（非鉄金属箔）		
516-40	溶接鋼管工		516-03 溶接鋼管工
516-41	大径管工（スパイラル、UO管）		
516-42	電縫管工		
516-43	鍛接管工		
516-50	圧延仕上工		
516-60	圧延ロール整備工		
516-99	他に分類されない圧延工		516-99 他に分類されない圧延工
517	伸線工		517 伸線工
517-10	伸線工		517-01 伸線工
519	その他の金属材料製造の職業		519 その他の金属材料製造の職業
519-10	金属材料原料工		
519-11	鉍石焼結工		
519-12	ペレット工		
519-20	スクラップ整理工		
519-21	スクラップ切断工		
519-22	スクラップ・ヤード工		
519-30	鋳物仕上工		519-01 鋳物仕上工
519-31	鋳物型ばらし工		
519-32	ショット・ブラスト工		
519-33	鋳物はつり工		
519-34	鋳物切断・補修工		
519-40	粉末冶金製品製造工		
519-41	粉末冶金成形工		
519-42	粉末冶金焼結工		
519-50	金属材料製造検査工		519-02 金属材料製造検査工
519-51	原材料試験検査工		
519-52	中間製品検査工		
519-53	非破壊検査員		519-03 非破壊検査員
519-99	他に分類されない金属材料製造の職業		519-99 他に分類されない金属材料製造の職業
52	化学製品製造の職業		
521	基礎的化學製品製造オペレーター		521 基礎的化學製品製造工
521-10	基礎的化學製品製造オペレーター		521-01 基礎的化學製品製造工
521-11	石油化學製品製造オペレーター		
521-12	有機薬品製造オペレーター		
521-13	無機材料製造オペレーター		
521-14	化学肥料製造オペレーター		
521-15	汎用樹脂製造オペレーター		
522	石油精製オペレーター		522 石油精製工
522-10	燃料製造オペレーター		522-01 石油精製工
522-11	燃料油製造オペレーター		
522-12	L P ガス製造オペレーター		
522-20	潤滑油製造オペレーター		

522-30	石油タンクオペレーター		
522-99	他に分類されない石油精製オペレーター		
523	化学繊維工		523 化学繊維工
523-10	原液調整工		523-01 化学繊維工
523-20	化学繊維紡糸工		
523-30	化学繊維後処理工		
523-31	化学繊維精練・漂白工		
524	石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター		524 石けん・洗剤・油脂製品製造工
524-10	石けん製造オペレーター		524-01 石けん・洗剤・油脂製品製造工
524-20	合成洗剤製造オペレーター		
524-30	油脂製品製造オペレーター		
524-31	硬化油製造オペレーター		
524-32	脂肪酸製造オペレーター		
524-33	グリセリン製造オペレーター		
525	医薬品・化粧品製造工		525 医薬品・化粧品製造工
525-10	医薬品製造工		525-01 医薬品製造工
525-11	製剤工		
525-12	医薬品仕上工		
525-20	抗生物質種母培養工		
525-30	化粧品類製造工		525-02 化粧品製造工
529	その他の化学製品製造の職業		529 その他の化学製品製造の職業
529-10	化学製品原料粉碎工		529-01 化学製品原料粉碎工
529-20	製塩工		
529-30	感光剤材料製造工		529-02 感光剤材料製造工
529-31	フィルム製造工		529-03 フィルム製造工
529-32	感光紙製造工		
529-40	塗料・絵具・インキ製造工		529-04 塗料・絵具・インキ製造工
529-50	農薬・殺虫剤製造工		529-05 農薬・殺虫剤製造工
529-60	化学製品検査工		529-06 化学製品検査工
529-99	他に分類されない化学製品製造の職業		529-99 他に分類されない化学製品製造の職業
53	窯業製品製造の職業		
531	窯業原料工		531 窯業原料工
531-10	原料工		531-01 窯業原料工
531-11	原石粉碎工		
531-12	原料調合工		
531-13	原料か焼工		
531-20	ガラス熔融炉工		
531-30	窯業土練工		
531-31	陶磁器土練工		
531-32	れんが・かわら類土練工		
531-40	シャモット工		
531-99	他に分類されない窯業原料工		
532	ガラス製品製造工		532 ガラス製品製造工
532-10	ガラス成形工		532-01 ガラス成形工
532-11	板ガラス成形工		
532-12	製びん工		
532-13	吹きガラス成形工		
532-14	ガラスプレス成形工		
532-15	ガラス管成形工		
532-20	ガラス繊維製造工		532-02 ガラス繊維製造工
532-30	ガラス熱加工工		
532-31	バーナー加工工		
532-32	ガラス火切・口焼工		
532-40	ガラスカッティング工		532-03 ガラスカット・研磨工
532-41	ガラスカット工		

532-42	ガラス研磨工		
532-50	鏡銀引き工		
532-60	ガラス熱処理工		
532-61	ガラス徐冷工		
532-99	他に分類されないガラス製品製造工		532-99 他に分類されないガラス製品製造工
533	施ゆう工、ほうろうがけ工		
533-10	ゆう薬工		
533-11	ゆう薬原料調合工		
533-12	フリット工		
533-20	ゆう薬かけ工		
533-21	施ゆう機工		
533-22	施ゆう仕上工		
533-30	ほうろう焼入・仕上工		
534	れんが・かわら類製造工		534 れんが・かわら類製造工
534-10	れんが・かわら類成形工		
534-11	れんが・かわら類プレス成形工		
534-12	れんが・かわら類押出成形工		
534-20	れんが・かわら類乾燥工		
534-30	れんが・かわら類焼成工		
534-31	れんが・かわら類炉出入工		
534-99	他に分類されないれんが・かわら類製造工		534-01 れんが・かわら類製造工
535	陶磁器製造工、ファインセラミック製品製造工		535 陶磁器製造工
535-10	陶磁器製造工		
535-11	陶磁器成形工		
535-12	陶磁器研磨工		
535-13	陶磁器レース加工工		
535-14	陶磁器焼成工		
535-20	ファインセラミック製品製造工		
535-98	陶磁器製造工見習		
535-01	陶磁器製造工		535-01 陶磁器製造工
53A	ファインセラミックス製品製造工		53A ファインセラミックス製品製造工
53A-01	ファインセラミックス製品製造工		53A-01 ファインセラミックス製品製造工
536	窯業絵付工		
536-10	陶磁器画工		
536-20	転写絵付工		
536-30	陶磁器吹付工		
536-40	絵付線引き工		
536-50	盛絵付工		
536-98	窯業絵付工見習		
536-02	窯業絵付工		536-02 窯業絵付工
537	セメント生産オペレーター		537 セメント製造工
537-10	セメント生産オペレーター		537-01 セメント製造工
538	セメント製品製造工		538 セメント製品製造工
538-10	コンクリート製品製造工		
538-11	コンクリートブロック製造工		
538-12	コンクリートパネル製造工		
538-13	セメントスレート製造工		
538-14	コンクリートパイプ製造工		
538-20	生コンクリート製造工		538-02 生コンクリート製造工
538-99	他に分類されないセメント製品製造工		538-99 他に分類されないセメント製品製造工
539	その他の窯業製品製造の職業		539 その他の窯業製品製造の職業
539-10	石灰・石こう製品製造工		
539-11	生石灰・消石灰生産オペレーター		
539-12	ドロマイト生産オペレーター		
539-13	焼石こう製造工		
539-14	石こう製品製造工		
539-20	七宝工		
539-30	るつば製造工		
539-40	研磨用材製造工		539-03 研磨用材製造工
539-01	施ゆう工、ほうろうがけ工 (対応現行番号：533)		539-01 施ゆう工、ほうろうがけ工 (対応現行番号：533)
539-02	窯業絵付工 (対応現行番号：536)		539-02 窯業絵付工 (対応現行番号：536)

539-50	窯業製品検査工		539-04	窯業製品検査工
539-51	ガラス製品検査工		539-05	ガラス製品検査工
539-52	れんが・かわら類検査工			
539-53	陶磁器検査工			
539-99	他に分類されない窯業製品製造の職業		539-99	他に分類されない窯業製品製造の職業
54	土石製品製造の職業			
541	石工		541	石工
541-10	石割工		541-01	石工
541-20	石切工			
541-21	石工旋盤工			
541-30	石研磨工			
541-31	機械研磨工			
541-40	石彫工			
541-50	墨出し工			
541-60	石積工			
541-98	石工見習			
549	その他の土石製品製造の職業		549	その他の土石製品製造の職業
549-10	石細工工		549-01	その他の土石製品製造の職業
549-20	石綿製品製造工			
549-99	他に分類されない土石製品製造の職業			
55	金属加工の職業			
551	金属工作機械工		551	汎用金属工作機械工
551-10	汎用金属工作機械工			
551-11	旋盤工		551-01	旋盤工
551-12	ボール盤工		551-02	ボール盤工
551-13	中ぐり盤工			
551-14	フライス盤工		551-03	フライス盤工
551-15	歯切盤工			
551-16	研削盤工・仕上機械工		551-04	研削盤工・仕上機械工
			551-99	他に分類されない汎用金属工作機械工
551-20	数値制御金属工作機械工 (特殊加工機を除く)		55A	数値制御金属工作機械工
551-21	N C 旋盤工		55A-01	N C 旋盤工
551-22	N C ボール盤工			
551-23	N C 中ぐり盤工			
551-24	N C フライス盤工		55A-02	N C フライス盤工
551-25	N C 研削盤工			
551-26	マシニングセンターオペレーター		55A-03	マシニングセンタオペレーター
551-30	金属特殊加工機工		55A-04	金属特殊加工機工
551-31	放電加工機工			
551-32	電子ビーム加工機工			
551-33	レーザー加工機工			
551-34	電解加工機工			
551-99	他に分類されない金属工作機械工		55A-99	他に分類されない数値制御金属工作機械工
552	金属プレス工		552	金属プレス工
552-10	プレス成形工		552-01	プレス成形工
552-11	打抜プレス工			
552-12	曲プレス工			
552-13	絞プレス工			
552-14	プレス刻印工			
552-20	数値制御プレス機械工			
552-99	他に分類されない金属プレス工		552-99	他に分類されない金属プレス工
553	鉄工、製かん(缶)工		553	鉄工
553-10	鉄工			
553-11	建築鉄工		553-01	建築鉄工
553-12	機械鉄工			
553-13	造船鉄工		553-02	造船鉄工

553-14	橋りょう鉄工		553-99	他に分類されない鉄工
553-15	装飾鉄工		55B	製缶工
553-20	製かん工		55B-01	製缶工
553-21	ボイラー組立工			
553-22	圧力容器組立工			
553-99	他に分類されない鉄工、製かん（缶）工			
554	板金工		554	板金工
554-10	板金工			
554-11	建築板金工		554-01	建築板金工
554-12	工場板金工		554-02	工場板金工
554-13	自動車板金工		554-03	自動車板金工
			554-99	他に分類されない板金工
555	金属彫刻工		559-04	金属彫刻工
555-10	彫金工			
555-11	かざり職			
555-12	金型彫刻工			
555-20	機械彫刻工			
555-30	腐しょく彫刻工			
555-31	なっ（捺）染ロール彫刻工			
555-99	他に分類されない金属彫刻工			
556	めっき工	556	めっき工	
556-10	電気めっき工	556-01	電気めっき工	
556-20	化学めっき工	556-99	他に分類されないめっき工	
556-30	溶融めっき工			
556-40	溶射工			
556-50	真空・気相めっき工			
556-60	陽極処理工			
556-70	化成処理工			
556-99	他に分類されないめっき工			
557	金属研磨工	557	金属研磨工	
557-10	金属材料・製品研磨工	557-01	金属材料・製品研磨工	
557-11	工具研磨工			
557-12	刃物とぎ工			
557-20	金属手仕上工	557-02	金属手仕上工	
557-21	のこ目立職			
557-22	金属やすり掛け工			
557-23	金属きさげ工			
557-24	金属はつり工			
558	金属線製品・くぎ・ばね製造工	558	金属線製品・くぎ・ばね製造工	
558-10	金属線製品製造工	558-01	金属線製品製造工	
558-11	ワイヤーロープ製造工			
558-12	有刺鉄線製造工			
558-13	金網編工			
558-14	針製造工			
558-15	ピン製造工			
558-20	くぎ類製造工	558-02	くぎ類製造工	
558-30	ばね製造工	558-03	ばね製造工	
559	その他の金属加工の職業	55C	金属製品家具・建具製造工	
559-10	金属製家具・建具製造工	55C-01	金属製家具・建具製造工	
559-11	金属製家具製造工			
559-12	金属製建具製造工			
559-20	金属製品製造工 （一貫作業によるもの）	55D	金属製品製造工（一貫作業によるもの）	
559-21	刃物製造工	55D-01	治工具製造工	
559-22	工具製造工（刃物を除く）	55D-02	金型製造工	
		55D-03	刃物製造工	
559-23	金具製造工	55D-04	金具製造工	

			55D-99 他に分類されない金属製品製造工
			559 その他の金属加工の職業
559-30	けがき工	●	559-01 けがき工
559-40	ろう付工、はんだ付工	●	559-02 ろう付け工、はんだ付け工
559-50	金属切断工（刃物によるもの）	●	559-03 金属切断工（刃物によるもの）
559-60	金型取付工	●	559-04 金型取付工
559-70	金属加工・金属製品検査工	●	559-05 金属彫刻工（対応現行番号：555）
		●	559-06 自動車解体工
		●	559-07 ダイカスト工
		●	559-08 金属加工・金属製品検査工
559-99	他に分類されない金属加工の職業	●	559-99 他に分類されない金属加工の職業
56	金属溶接・溶断の職業		
561	電気溶接工		561 電気溶接工
561-10	アーク溶接工	●	561-01 アーク溶接工
561-11	被膜アーク溶接工	●	
561-20	抵抗溶接工	●	561-02 抵抗溶接工
561-21	スポット溶接工	●	
561-30	自動電気溶接機運転工	●	561-03 自動電気溶接機運転工
561-40	溶接ロボット運転工	●	561-04 溶接ロボット運転工
561-99	他に分類されない電気溶接工	●	
562	ガス溶接工、ガス切断工		562 ガス溶接工、ガス切断工
562-10	ガス溶接工	●	562-01 ガス溶接工
562-11	酸素アセチレンガス溶接工	●	
562-20	ガス切断工	●	562-02 ガス切断工
562-21	アセチレンガス切断工	●	
562-22	大型バーナー工	●	
562-23	自動ガス切断機運転工	●	
		●	569 その他の金属溶接・溶断の職業
		●	569-01 その他の金属溶接・溶断の職業 （その他の対応現行番号：551-30～34の一部）
57	一般機械器具組立・修理の職業		
571	一般機械器具組立工		57A 原動機組立工・修理工
571-10	原動機組立工	●	
571-11	エンジン組立・調整工	●	57A-01 エンジン組立・修理工
571-12	タービン組立・調整工	●	57A-99 他に分類されない原動機組立工・修理工
		●	57B 金属加工機械組立工・修理工
571-20	金属加工機械組立工	●	57B-01 金属工作機械組立工・修理工
571-21	金属工作機械組立・調整工	●	57B-99 他に分類されない金属加工機械組立工・修理工 （その他の対応現行番号：571-20）
		●	57C 産業用機械組立工・修理工
571-30	産業用機械組立工	●	57C-01 農業用機械組立・修理工
571-31	農業用機械組立・調整工	●	
		●	57C-02 建設機械組立・修理工
571-32	建設機械組立・調整工	●	
571-33	繊維機械組立・調整工	●	57C-03 印刷機械組立・修理工
571-34	印刷機械組立・調整工	●	
		●	57C-04 半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工
		●	57C-99 他に分類されない産業用機械組立工・修理
		●	57D 機械部品組立工
571-40	機械部品組立工	●	57D-01 機械部品組立工
571-41	ベアリング組立工	●	
571-42	変速機組立工	●	
571-43	軸継手組立工	●	
571-44	バルブ組立工	●	
571-45	チェーン組立工	●	

571-99	他に分類されない一般機械器具組立工		
572	一般機械器具修理工		57E その他の一般機械器具組立・修理の職業
572-10	機械修理工		
572-11	動力機械保全・修理工		
572-12	油圧機械保全・修理工		
572-20	機械検査工	◆	57E-01 機械検査工
572-21	動力機械検査工	◆	
572-22	油圧機械検査工	◆	
572-99	他に分類されない一般機械器具修理工		57E-99 他に分類されない一般機械器具組立・修理の職業（その他の対応現行番号:571-99）
58	電気機械器具組立・修理の職業		
581	電気機械組立工・修理工		581 電気機械組立工・修理工
581-10	発電機組立・調整工		581-01 発電機・電動機組立工
581-11	発電機巻線工		
581-12	産業用発電機組立工		
581-13	民生用発電機組立工		
581-20	電動機組立・調整工		
581-21	電動機巻線工		
581-22	産業用電動機組立工		
581-23	民生用電動機組立工		
581-24	マイクロモーター組立工		
581-30	変圧器・変流器・変成器組立・調整工	◆	
581-31	トランス巻線工	◆	
581-32	変圧器組立工	◆	
581-33	変流器・変成器組立工	◆	
581-40	配電盤・制御板組立・調整工		581-02 配電盤・制御板・開閉制御機器組立工
581-41	配電盤組立工		
581-42	制御板組立工		
581-43	ディストリビュータ組立工		
581-50	開閉制御機器組立工		
581-51	ブレーカー組立工		
581-52	スイッチ組立工		
581-60	電気機械部品組立工		581-03 電気機械部品組立工
581-61	整流子組立工		
581-62	整流器組立工		
581-63	コンデンサー組立工		
581-70	電気機械修理工		581-04 電気機械修理工
581-71	発電機・電動機修理工		
581-72	配電・制御装置修理工		
581-99	他に分類されない電気機械組立工・修理工		581-99 他に分類されない電気機械組立工・修理工
582	電気通信機械器具組立工・修理工		582 電気通信機械器具組立工・修理工
582-10	電気通信機器組立工	◆	582-01 電気通信機器組立工
582-11	無線通信機器組立工	◆	
582-12	有線通信機器組立工	◆	
582-20	ビデオ・音響機器組立工		582-02 ビデオ・音響機器組立工
582-21	VTR・テープレコーダー組立工		
582-22	ラジオ・音響機器組立工		
582-23	テレビ・画像端末機組立工	◆	582-03 テレビ・画像端末機組立工
582-30	電気通信機器調整工	◆	
582-40	ビデオ・音響機器調整工		
582-50	電気通信機械器具修理工		582-04 電気通信機械器具修理工
582-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工		582-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工
583	電球・電子管組立工		583 電球・電子管組立工
583-10	電球・電子管自動組立操作員		583-01 電球・電子管組立工
583-20	電球・電子管製造工		
583-21	電球・電子管組立工		

583-22	電球・電子管排気・封止工		
583-23	電球・電子管仕上工		
583-30	電球・電子管部品組立工		
584	被覆電線製造工		584 被覆電線製造工
584-10	撚線工	→	584-01 被覆電線製造工
584-20	被覆工		
584-21	ゴム線製造工		
584-22	ビニール・ポリエチレン線製造工		
584-23	紙巻線製造工		
584-30	撚合わせ工		
584-40	がい (鎧) 装工		
584-41	鋼帯がい装工		
584-42	鉄線がい装工		
584-43	被鉛工		
584-44	編組工		
585	半導体製品製造工		585 半導体製品製造工
585-10	半導体チップ製造工	→	585-01 半導体チップ製造工
585-20	半導体ダイシング工	→	585-02 半導体組立工
585-30	半導体組立工		
585-31	半導体マウント工		
585-32	ワイヤーボンディング工		
585-33	エンキャプ工		
585-40	半導体封止工		
585-50	半導体外装処理工		
585-99	他に分類されない半導体製品製造工	↔	585-99 他に分類されない半導体製品製造工
586	電子応用機械器具組立工		586 電子応用機械器具組立工
586-10	電子計算機組立・調整工	→	586-01 電子計算機組立・調整工
586-20	X線応用装置組立・調整工		
586-30	医療用電子機器組立・調整工		
586-40	レーザー応用加工機器組立・調整工		
586-50	電子複写機組立・調整工	↔	586-02 電子複写機組立・調整工
586-60	ファクシミリ組立・調整工		
586-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工	→	586-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工
587	民生用電子・電気機械器具組立工・修理工		587 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工
587-10	電熱・照明器具組立工	→	587-01 民生用電子・電気機械器具組立工
587-11	電熱機器組立工		
587-12	照明器具組立工		
587-20	電動機応用製品組立工		
587-21	電気冷蔵庫組立工		
587-22	電気洗濯機組立工		
587-23	電気掃除機組立工		
587-24	扇風機・換気扇組立工		
587-25	空調機組立工		
587-30	民生用電子・電気機械器具修理工	→	587-02 民生用電子・電気機械器具修理工
587-31	家庭用電気製品修理工 (販売店、サービス店)	→	587-03 家庭用電気製品修理工 (販売店、サービス店)
587-99	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	→	587-99 他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工
588	束線工		588 束線工
588-10	束線工 (ワイヤー・ハーネス工)	→	588-01 束線工
588-11	電気通信機束線工		
588-12	電子応用機器束線工		
588-13	輸送用機器束線工		
589	その他の電気機械器具組立・修理の職業		58A 電子機器部品製造工
589-10	乾電池・蓄電池製造工		
589-11	乾電池製造工		
589-12	蓄電池製造工		

589-20	記録媒体製造工		
589-21	磁気テープ製造工		
589-22	磁気ディスク製造工		
589-23	光ディスク製造工		
589-24	磁気・ICカード製造工		
589-30	内燃機関電装品組立工		
589-31	イグニッション・コイル組立工		
589-32	点火プラグ組立工		
589-40	電子機器部品製造工		
589-41	電子機器用コイル・トランス製造工		
589-42	電子機器用抵抗器製造工		
589-43	電子機器用コンデンサー製造工		58A-01 電子機器用コンデンサー製造工
589-44	振動子組立工		
589-45	プリント基盤組立工		58A-02 プリント基盤組立工
589-46	電子機構部品組立工		58A-03 電子機構部品組立工
589-47	音響部品組立工		58A-99 他に分類されない電子機器部品製造工
589-50	特殊電子部品製造工		589 その他の電気機械器具組立・修理の職業
589-51	液晶表示部品製造工		589-01 乾電池・蓄電池製造工
589-52	圧電素子製造工		589-02 液晶表示部品製造工
589-53	フェライト製品製造工		
589-60	電気機械器具保守員		589-03 電気機械器具保守員
589-61	電子計算機保守員		
589-62	複写機保守員		
589-63	ファクシミリ保守員		
589-64	電子計算機周辺機器保守員		
589-70	電気機械器具検査工		589-04 電気機械器具検査工
589-71	発電機・電動機検査工		
589-72	配電・制御装置検査工		
589-73	電気通信機械器具検査工		
589-74	電子応用機器検査工		
589-75	民生用電子・電気機械器具検査工		
589-76	電子部品検査工		589-05 電子部品検査工
589-99	他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業		589-99 他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業
59	輸送用機械器具組立・修理の職業		
591	自動車組立工		591 自動車組立工
591-10	自動車部品組立工		591-01 自動車部品組立工
591-20	自動車車体・車台組立工		591-02 自動車車体・車台組立工
591-30	自動車ぎ装組立工		591-03 自動車ぎ装組立工
592	自動車整備工		592 自動車整備工
592-10	自動車整備工		592-01 自動車整備工
592-11	自動車エンジン整備工		
592-12	自動車電装品整備工		
592-13	自動車タイヤ整備工		
593	航空機組立工・整備工		593 航空機組立工・整備工
593-10	航空機部品組立工		593-01 航空機部品組立工
593-20	航空機総組立工		593-02 航空機総組立工
593-21	航空機エンジン取付工		
593-30	航空機ぎ装工		
593-40	航空機整備工		593-03 航空機整備工
593-41	航空機工場整備工		
594	鉄道車両組立工・修理工		594 鉄道車両組立工・修理工
594-10	車両機械組立工		594-01 車両機械組立工
594-20	車両組立工		594-02 車両組立工
594-21	鉄道車両台車組立工		
594-22	鉄道車両車体組立工		
594-30	車両ぎ装工		594-03 車両ぎ装工

594-31	鉄道車両機器取付工				
594-40	車両修理工			594-04	車両修理工
594-41	鉄道車両台車・車体修理工				
594-42	鉄道車両機械修理工				
595	自転車組立工・修理工			595	自転車組立工・修理工
595-10	自転車組立工			595-01	自転車組立工・修理工
595-20	自転車修理工				
596	船舶ぎ装工			596	船舶ぎ装工
596-10	船舶ぎ装工			596-01	船舶ぎ装工
596-11	甲板部ぎ装工				
596-12	機関部ぎ装工				
596-13	電気部ぎ装工				
596-14	居住部ぎ装工				
599	その他の輸送機械器具組立・修理の職業			599	その他の輸送機械器具組立・修理の職業
599-10	船舶修理工			599-01	船舶修理工
599-20	輸送用機械器具検査工			599-02	輸送用機械器具検査工（自動車を除く）
599-21	自動車検査工			599-03	自動車検査工
599-22	航空機検査工				
599-23	鉄道車両検査工				
599-24	自転車検査工				
599-25	船舶検査工				
599-99	他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業			599-99	他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業
60	計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業				
601	計量計測機器組立工・修理工			601	計量計測機器組立工・修理工
601-10	電気計測器組立工			601-01	電気計測器組立・調整工
601-11	電気メータ組立工				
601-20	計量器・測定器組立工			601-02	計量器・測定器組立・調整工
601-21	度量衡器組立工				
601-22	温度計組立工				
601-23	圧力計組立工				
601-24	流量計組立工				
601-30	計量計測機器調整・修理工			601-03	計量計測機器修理工
601-99	他に分類されない計量計測機器組立工・修理工			601-99	他に分類されない計量計測機器組立工・修理工
602	時計組立工・修理工			602	時計類組立工・修理工
602-10	時計組立・調整工			602-01	時計類組立工・修理工
602-11	ムーブメント組立工				
602-12	外装組立工				
602-20	時計類似機器組立・調整工				
602-30	時計・時計類似機器修理工				
603	光学機械器具組立工・修理工			603	光学機械器具組立工・修理工
603-10	眼鏡組立工				
603-11	双眼鏡組立工				
603-12	望遠鏡組立工				
603-13	顕微鏡組立工				
603-20	光学計測機器組立工				
603-30	光学機械組立工				
603-31	カメラ組立工			603-01	カメラ組立工・修理工
603-32	映写機組立工				
603-40	光学機械器具調整工				
603-41	焦点調整工				
603-50	光学機械器具修理工			603-99	他に分類されない光学機械器具組立工・修理工
603-51	カメラ修理工				
604	レンズ研磨工・調整工			604	レンズ研磨工・加工工
604-10	光学レンズ工			604-01	レンズ研磨工・加工工

604-11	レンズ荒ざり工		
604-12	レンズ研磨工		
604-13	レンズ心取工		
604-20	レンズ表面処理加工工		
604-30	レンズ接合工		
609	その他の計量計測機器・ 光学機械器具組立・修理の職業		609 その他の計量計測機器・ 光学機械器具組立・修理の職業
609-10	メガネ調整・加工工	←	
609-20	計量計測機器・光学機械器具検査工		609-01 計量計測機器・光学機械器具検査工
609-21	計量計測機器検査工		
609-22	時計検査工		
609-23	光学機械器具検査工		
609-24	レンズ検査工		
609-99	他に分類されない計量計測機器・ 光学機械器具組立・修理の職業	←	609-99 他に分類されない計量計測機器・ 光学機械器具組立・修理の職業
61	精穀・製粉・調味食品製造の職業		
611	精穀工		611 精穀工
611-10	精穀工		611-01 精穀工
611-11	精米工		
611-12	精麦工		
612	製粉工		612 製粉工
612-10	製粉工		612-01 製粉工
612-11	小麦粉製造工		
612-12	でん粉製造工		
612-13	コーンスターチ製造工		
613	製糖工		
613-10	粗糖製造工		619-03 製糖工
613-20	精糖工		
613-30	角砂糖製造工		
613-40	氷砂糖・液糖製造工		
613-50	てん菜糖製造工		
613-99	他に分類されない製糖工		
614	味そ・しょう油製造工		614 味そ・しょう油製造工
614-10	味そ製造工		614-01 味そ製造工
614-11	味そ原料工		
614-12	味そこうじ工		
614-13	味そ仕込工		
614-20	しょう油製造工		614-02 しょう油製造工
614-21	しょう油原料工		
614-22	しょう油こうじ工		
614-23	しょう油仕込工		
614-24	しょう油圧搾工		
614-25	しょう油精製工		
615	動植物油脂製造工		615 動植物油脂製造工
615-10	油脂前処理工		615-01 動植物性油脂製造工
615-20	採油工		
615-21	搾油工		
615-22	抽油工		
615-23	蒸油工		
615-30	食用油脂精製工		
615-40	食用油脂製品製造工		
615-41	マーガリン製造工		
615-99	他に分類されない動植物油脂製造工		
619	その他の精穀・製粉・ 調味食品製造の職業		619 その他の精穀・製粉・ 調味食品製造の職業
619-10	調味料製造工(他に分類されないもの)		619-01 調味料製造工(他に分類されないもの)
619-11	酢製造工		

619-12	ソース製造工		
619-13	マヨネーズ製造工		
619-14	香辛料製造工		
619-15	ジャム製造工		
619-20	酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)		
619-21	イースト製造工		
619-30	配合飼料製造工	←	619-02 配合飼料製造工
			619-03 製糖工 (対応現行番号: 613)
619-99	他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業	→	619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業
62	食料品製造の職業 (精穀・製粉 ・調味食品製造の職業を除く)		
621	めん類製造工		621 めん類製造工
621-10	製めん工	→	621-01 製めん工
621-11	製めん機械工		
621-20	即席めん類製造工	→	621-02 即席めん類製造工
621-30	はるさめ製造工	→	621-99 他に分類されないめん類製造工
621-40	ワンタン・シューマイ皮製造工		
621-99	他に分類されないめん類製造工		
622	パン・菓子製造工		622 パン・菓子製造工
622-10	パン・焼菓子製造工	→	622-01 パン・焼菓子製造工
622-11	パン生地仕込工		
622-12	パン・焼菓子成形工		
622-13	パン・焼菓子焼成工		
622-20	洋生菓子製造工	→	622-02 洋生菓子製造工
622-21	洋生菓子仕込工		
622-22	洋生菓子仕上工		
622-30	和生菓子製造工	→	622-03 和生菓子製造工
622-31	製あん工		
622-32	和生菓子仕上工		
622-40	和干菓子製造工	→	622-04 和干菓子製造工
622-41	せんべい製造工		
622-42	おこし・あられ製造工		
622-43	らくがん製造工		
622-44	豆菓子製造工		
622-50	あめ・キャンデー製造工	→	622-05 あめ・キャンデー・チョコレート製造工
622-60	チョコレート製造工		
622-70	チューインガム製造工	→	622-99 他に分類されないパン・菓子製造工
622-99	他に分類されないパン・菓子製造工		
623	豆腐・こんにゃく・ふ製造工		623 豆腐・こんにゃく・ふ製造工
623-10	豆腐・同加工食品製造工	→	623-01 豆腐・同加工食品製造工
623-11	豆腐製造工		
623-12	充てん(填)豆腐製造工		
623-13	油揚・生揚製造工		
623-14	がんもどき製造工		
623-15	凍豆腐製造工		
623-20	こんにゃく製造工	→	623-02 こんにゃく製造工
623-30	ふ製造工	→	623-03 ふ製造工
623-40	湯葉製造工	→	623-04 湯葉製造工
624	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		624 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
624-10	かん詰・びん詰・レトルト食品調理工	→	624-01 かん詰食品製造工
624-11	水産調理工	→	624-02 びん詰食品製造工
624-12	果実調理工		
624-13	野菜調理工		
624-14	食肉調理工		
624-20	かん詰・びん詰工		

624-21	食品充てん工				
624-22	密封工				
624-30	殺菌加熱工				
624-99	他に分類されないかん詰・ びん詰・レトルト食品製造工			624-03	レトルト食品製造工
625	乳・乳製品製造工			625	乳・乳製品製造工
625-10	飲用乳製造工			625-01	飲用乳製造工
625-20	粉乳製造工				
625-30	練乳製造工				
625-40	バター製造工				
625-50	チーズ製造工				
625-60	乳酸発酵製品製造工			625-02	乳酸発酵製品製造工
625-70	アイスクリーム製造工			625-03	アイスクリーム製造工
625-99	他に分類されない乳・乳製品製造工			625-99	他に分類されない乳・乳製品製造工
626	食肉加工品製造工			626	食肉加工品製造工
626-10	精肉工			626-01	精肉工
626-20	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工			626-02	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工
626-21	仕込工（鳥獣肉製品）				
626-22	カッター工（肉製品）				
626-23	肉詰工（ハム・ソーセージ製造）				
626-24	くん煙工（肉製品）				
626-25	ボイル工（ソーセージ・ハム・ ベーコン製造）				
626-99	他に分類されない食肉加工品製造工			626-99	他に分類されない食肉加工製造工
627	水産物加工工			627	水産物加工工
627-10	かつお節類製造工			627-01	かつお節類製造工
627-20	魚介くん製製造工				
627-30	魚介干物製造工			627-02	魚介干物製造工
627-40	水産ねり物製造工			627-03	水産ねり物製造工
627-41	水産ねり物原料選別工				
627-42	水産ねり物原料調理工				
627-43	水産ねり物すりつぶし工				
627-44	水産ねり物成形工				
627-45	水産ねり物蒸上工				
627-46	水産ねり物焼上工				
627-50	こんぶ加工工				
627-60	寒天製造工				
627-61	天然寒天製造工				
627-62	工業寒天製造工				
627-70	つくだ煮製造工				
627-99	他に分類されない水産物加工工			627-99	他に分類されない水産物加工工
628	野菜つけ物工			628	野菜つけ物工
628-10	野菜つけ物工			628-01	野菜つけ物工
629	その他の食料品製造の職業			629	その他の食料品製造の職業
629-10	低温・保存食品製造工			629-01	低温・保存食品製造工
629-11	冷凍加工食品製造工			629-02	冷凍加工食品製造工
629-20	惣菜類調製工			629-03	惣菜類製造工、弁当調製工
629-21	弁当調製工				
629-30	食料品検査工			629-04	食料品検査工
629-99	他に分類されない食料品製造の職業			629-99	他に分類されない食料品製造の職業
63	飲料・たばこ製造の職業				
631	製茶工			631	製茶工
631-10	製茶工			631-01	製茶工
631-11	荒茶製造工				
631-12	仕上茶製造工				
632	清酒製造工			632	酒類製造工
632-10	清酒製造工			632-01	清酒製造工

632-11	杜氏		
632-12	清酒こうじ造り主任		
632-13	酒母造り主任		
632-14	清酒もろみ造り主任		
632-15	清酒製造作業員		
633	酒類製造工（清酒を除く）		
633-10	ビール製造工	→	632-99 他に分類されない酒類製造工
633-11	製麦工		
633-12	ビール醸造工		
633-20	果実酒製造工		
633-21	果実酒仕込工		
633-22	果実酒発酵工		
633-23	果実酒ろ過工		
633-30	ウイスキー製造工		
633-31	ブレンド工		
633-40	焼ちゅう製造工		
633-41	焼ちゅう蒸留工		
633-99	他に分類されない酒類製造工		
634	清涼飲料製造工		634 清涼飲料製造工
634-10	清涼飲料製造工	→	634-01 清涼飲料製造工
635	たばこ製造工		635 たばこ製造工
635-10	たばこ原料処理工	→	635-01 たばこ製造工
635-20	たばこ原料加工工		
635-30	製品たばこ製造工		
635-99	他に分類されないたばこ製造工		
639	その他の飲料・たばこ製造の職業		639 その他の飲料・たばこ製造の職業
639-10	粉末飲料製造工	→	639-01 粉末飲料製造工
639-11	インスタントコーヒー製造工		
639-12	粉末ジュース製造工		
639-20	飲料検査工	→	639-02 飲料検査工
639-99	他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	→	639-99 他に分類されない飲料・たばこ製造の職業
64	繊維の職業		
641	粗紡工、精紡工		641 紡績工
641-10	混打綿工	→	641-01 紡績工
641-20	せつりゅう（櫛梳）工		
641-21	コーマー工		
641-30	練条工		
641-40	粗紡工		
641-50	精紡工		
641-60	ガラ紡工		
642	合糸工、ねん糸工、加工糸工		642 ねん糸工、加工糸工
642-10	合糸工	→	642-01 ねん糸工、加工糸工
642-20	ねん糸工		
642-30	合ねん糸工		
642-40	加工糸工		
643	織機準備工		64A 織布工
643-10	整経工	→	64A-01 織機準備工
643-20	管巻工		
643-30	へ（経）通工		
643-31	経継ぎ工		
643-32	タイイングマシン工		
643-40	はた（機）ごしらえ工		
644	織布工		64A-02 織機操作工
644-10	織布工	→	
645	精練・漂白工		64B 染色・仕上工
645-10	精練・漂白工	→	64B-01 精練・漂白工
645-11	精練工		

645-12	漂白工		
645-13	漂白仕上工		
646	染色・仕上工		
646-10	染物職	→	64B-02 染物職
646-11	友禪染工		
646-12	染替工		
646-13	ろう染工		
646-14	はく染工		
646-15	絞り染工		
646-20	浸染工	→	64B-03 浸染工
646-21	わた染工		
646-22	糸染工		
646-23	織物染工		
646-24	ニット染工		
646-30	なっ染工	→	64B-04 なっ染工
646-31	スクリーンなっ染工		
646-32	型置工		
646-40	調色工	→	64B-99 他に分類されない染色・仕上工
646-50	蒸熱・水洗工		
646-99	他に分類されない染色・仕上工		
647	編物工、編立工		647 編物工、編立工
647-10	ニット生地編立工	→	647-01 編物工、編立工
647-20	ニット製品編立工		
647-21	くつ下編工		
647-30	機械レース編工		
647-31	レース刺しゅう工		
647-40	編機準備工		
647-50	手編工		
648	つな・あみ製造工		648 つな・あみ製造工
648-10	つな製造工	→	648-01 つな・あみ製造工
648-20	あみ製造工		
648-30	なわ製造工		
648-40	ひも製造工		
649	その他の繊維の職業		649 その他の繊維の職業
649-10	製糸工	→	649-01 製糸工
649-11	製糸前処理工		
649-12	紡績前処理工		
649-13	トップ・ケーク保全工		
649-14	糸巻工		
649-20	揚返工、かせ取工	◆	
649-21	揚返工	◆	
649-22	かせ取工	◆	
649-30	織布後処理工	◆	
649-31	脱水工	◆	
649-32	起毛工	◆	
649-33	せん毛工	◆	
649-34	ガス焼工	◆	
649-35	整反工	◆	
649-40	製綿・綿打直工	◆	
649-50	フェルト・不織布製造工	→	649-02 フェルト・不織布製造工
649-51	フェルト製造工		
649-52	不織布製造工		
649-60	紡織検査仕上工	→	649-03 紡織検査工・仕上工
649-61	糸検査仕上工		
649-62	織布検査仕上工		
649-63	ニット生地検査仕上工		
649-64	レース検査仕上工		

649-99	他に分類されない繊維の職業		649-99	他に分類されない繊維の職業
65	衣服・繊維製品製造の職業			
651	婦人・子供服仕立職		651	紳士・婦人・子供服仕立職・修理工
651-10	婦人・子供服注文仕立職		651-01	紳士服仕立職
651-20	婦人・子供既製服仕立工		651-02	婦人・子供服仕立職
651-30	婦人服修理工			
651-98	洋裁見習			
652	紳士服仕立職		651-03	紳士・婦人・子供服修理工
652-10	紳士服注文仕立職			
652-20	紳士既製服仕立工			
652-30	紳士服修理工			
652-98	紳士服仕立見習			
653	和服仕立職		653	和服仕立職
653-10	和服仕立職		653-01	和服仕立職
653-11	長着・羽織仕立職			
653-12	はかま仕立職			
653-13	帯仕立職			
653-98	和裁見習			
654	刺しゅう工			
654-10	機械刺しゅう工		659-03	刺しゅう工
654-20	手刺しゅう工			
654-30	刺しゅう補修工			
655	ミシン縫製工		655	ミシン縫製工
655-10	衣服ミシン縫製工		655-01	衣服ミシン縫製工
655-11	婦人・子供服縫製工			
655-12	紳士服縫製工			
655-13	シャツ・下着縫製工			
655-14	ニット縫製工			
655-20	衣服以外のミシン縫製工		655-02	身の回り品ミシン縫製工
655-21	キルティング縫製工			
655-22	織布ミシン縫工			
655-30	特殊ミシン縫製工		655-03	特殊ミシン縫製工
656	裁断工		656	裁断工
656-10	機械裁断工		656-01	裁断工
656-11	生地引伸工			
656-12	型入れ工			
656-20	手裁断工			
659	その他の衣服・繊維製品製造の職業		65A	パタンナー
659-10	パタンナー		65A-01	パタンナー
659-20	帽子製造工			
659-21	製帽工			
659-22	帽子飾付工			
659-30	皮革製衣服仕立工		659	その他の衣服・繊維製品製造の職業
659-40	カンバス製品製造工		659-01	カンバス製品製造工
659-50	寝具仕立工		659-02	寝具仕立工
659-60	繊維製品仕上工		659-03	刺しゅう工（対応現行番号：654）
659-61	繊維製品プレス工		659-04	繊維製品仕上工
659-62	繊維製品手仕上工			
659-70	繊維製品検査工		659-05	繊維製品検査工
659-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業		659-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業
66	木・竹・草・つる製品製造の職業			
661	製材工、チップ製造工		661	製材工、チップ製造工
661-10	原木切断工		661-01	製材工
661-20	鋸機械工			
661-30	チップ製造工		661-02	チップ製造工

661-31	チップー工		
661-32	チップ選別工		
661-99	他に分類されない製材工、チップ製造工		
662	合板工		662 合板工
662-10	合板製作工		662-01 合板製作工
662-11	単板製作工		
662-12	調板工		
662-13	合板プレス工		
662-20	木質ボード製造工		662-02 木質ボード製造工
662-21	蒸煮解織工		
662-22	削片工		
662-23	プレス工		
662-99	他に分類されない合板工		662-99 他に分類されない合板工
663	木工、木彫工		663 木工、木彫工
663-10	機械木工		663-01 機械木工
663-11	木工旋盤工		
663-12	木工フライス盤工		
663-13	穴あけ木工		
663-14	木工研磨工		
663-20	木型木工	663-02 木型木工	
663-30	木彫工	663-03 木彫工	
663-31	人形彫職		
663-32	木版製作工		
663-33	将棋彫駒製作工		
663-99	他に分類されない木工、木彫工		663-99 他に分類されない木工、木彫工
664	木製家具・建具製造工		664 木製家具・建具製造工
664-10	指物職		664-01 指物職
664-11	神仏具指物職		
664-20	木製家具製造工		664-02 木製家具製造工
664-21	家具組立工		
664-22	家具金具取付工		
664-30	木製建具製造工	664-03 木製建具製造工	
664-98	木製家具・建具製造工見習	664-98 木製家具・建具製造工見習	
664-99	他に分類されない木製家具・建具製造工	664-99 他に分類されない木製家具・建具製造工	
665	船大工		
665-10	船大工		669-01 船大工
665-11	ボート製造工		
665-12	ヨット製造工		
665-13	船修理工		
666	竹細工工		
666-10	竹骨製造工		669-02 竹細工工
666-11	せんす骨製造工		
666-12	うちわ骨製造工		
666-13	ちょうちん骨製造工		
666-14	和がさ骨製造工		
666-20	竹かご・ざる製造工		
666-30	竹すだれ製造工		
666-99	他に分類されない竹細工工		
667	とう・き柳・草・つる製品製造工		
667-10	とう製品製造工		669-03 とう・き柳・草・つる製品製造工
667-11	とう製家具製造工		
667-20	き柳製品製造工		
667-21	き柳行李製造工		
667-30	稲わら製品製造工		
667-31	畳床製造工		
667-40	麦わら製品製造工		
667-41	麦わら帽体工		

667-50	い草製品製造工		
667-51	畳表製造工		
667-52	花むしろ製造工		
667-99	他に分類されないとう・き柳・草・つる製品製造工		
669	その他の木・竹・草・つる製品製造の職業		669
669-10	木製おけ・たる・曲物製造工		669-01 船大工 (対応現行番号: 665)
669-11	おけ・たる製造工		669-02 竹細工工 (対応現行番号: 666)
669-12	曲物製造工		669-03 とう・き柳・草・つる製品製造工 (対応現行番号: 667)
669-20	げた製造工		669-04 木製おけ・たる・曲物・げた製造工
669-30	木材製品処理工		669-05 木材製品処理工
669-31	木材防腐処理工		
669-32	木材防虫処理工		
669-40	木製運動用品製造工		
669-50	木・竹・草・つる製品検査工		669-06 木・竹・草・つる製品検査工
669-51	木材検査工		
669-52	合板検査工		
669-99	他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業		669-09 他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業
67	パルプ・紙・紙製品製造の職業		
671	パルプ工、紙料工		671
671-10	パルプ工		671-01 パルプ工、紙料工
671-11	蒸解工		
671-12	パルプ磨砕工		
671-13	パルプ漂白工		
671-14	パルプ精選工		
671-15	パルプすき取工		
671-20	紙料工		
671-21	紙料溶解工		
671-22	紙料調整工		
671-23	紙料調薬工		
671-24	紙料漂白工		
672	紙すき工		672
672-10	抄紙工		672-01 抄紙工
672-20	抄紙仕上工		
672-30	紙手すき工		672-02 紙手すき工
672-98	紙手すき工見習		
673	加工紙製造工		673
673-10	段ボール製造工		673-01 段ボール製造工
673-20	塗工紙製造工		673-99 他に分類されない加工紙製造工
673-21	アート紙製造工		
673-22	コート紙製造工		
673-30	防水紙製造工		
673-31	建築用防水紙製造工		
673-32	パラフィン紙製造工		
673-40	変性加工紙製造工		
673-41	バルカナイズドファイバー製造工		
673-42	硫酸紙製造工		
673-99	他に分類されない加工紙製造工		
674	紙器製造工		674
674-10	紙箱製造工		674-01 紙箱製造工
674-11	機械製箱工		
674-12	紙箱手造り工		
674-20	大型紙袋製造工		674-99 他に分類されない紙器製造工
674-30	紙管筒製造工		

674-40	紙製食器製造工		
674-50	ファイバークレープ・コーン製造工		
674-99	他に分類されない紙器製造工		
675	紙製品製造工		675 紙製品製造工
675-10	小型紙袋製造工		675-01 紙製品製造工
675-11	封筒製造工		
675-12	角底紙袋製造工		
675-13	紙袋手ぱり工		
675-20	紙ひも製造工		
675-30	水引製品製造工		
675-31	金封製造工		
675-99	他に分類されない紙製品製造工		
679	その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業		679 その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
679-10	紙裁断工		679-01 紙裁断工
679-11	紙機械だち工		
679-12	紙手だち工		
679-13	紙型抜き工		
679-14	製本裁断工		
679-20	紙加工工		
679-21	紙染工		
679-22	型紙彫刻工		
679-30	紙仕上工・検査工		679-02 紙仕上工・検査工
679-31	紙巻取工		
679-32	紙ミシン工		
679-33	紙検査工		
679-34	紙器検査工		
679-35	紙製品検査工		
679-99	他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業		679-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業
68	印刷・製本の職業		
681	文字組版作業員		681 文字組版・製版作業員
681-10	写真植字機オペレーター		681-01 DTPオペレーター
681-20	電算写植機オペレーター		681-02 写植機オペレーター
681-30	電子組版機オペレーター		681-03 製版作業員
681-99	他に分類されない文字組版作業員		681-99 他に分類されない文字組版・製版作業員
682	製版作業員		
682-10	製版作業員（電子製版を除く）		
682-11	とっ（凸）版製版作業員		
682-12	オフセット製版作業員		
682-13	グラビア製版作業員		
682-14	スクリーン製版作業員		
682-20	製版カメラ作業員		
682-21	製版写真修正員		
682-30	版下製作作業員		
682-31	貼込作業員		
682-40	電子製版作業員		
682-41	カラーキャノンオペレーター		
682-99	他に分類されない製版作業員		
683	印刷作業員		683 印刷作業員
683-10	とっ（凸）版印刷作業員		683-01 とっ（凸）版印刷作業員
683-20	オフセット印刷作業員		683-02 オフセット印刷作業員
683-30	グラビア印刷作業員		683-03 グラビア印刷作業員
683-40	スクリーン印刷作業員		683-04 スクリーン印刷作業員
683-50	フォーム印刷作業員		
683-60	シール印刷作業員		683-05 シール印刷作業員

683-99	他に分類されない印刷作業員	→	683-99	他に分類されない印刷作業員		
684	製本作業員		684	製本作業員		
684-10	製本作業員	→	684-01	製本作業員		
684-11	折り作業員	→				
684-12	丁合作業員	→				
684-13	製本とじ作業員	→				
684-14	表紙製造作業員	→				
684-15	製本仕上作業員	→				
689	その他の印刷・製本の職業		689	その他の印刷・製本の職業		
689-10	印刷物光沢加工作業員	→	689-01	印刷物光沢加工作業員		
689-11	印刷物コーティング加工作業員	→				
689-12	印刷物樹脂プレス加工作業員	→				
689-13	印刷物ラミネート加工作業員	→				
689-20	校正作業員	→	689-02	校正作業員		
689-30	はく（箔）押し作業員	→	689-03	印刷・製本検査作業員		
689-40	印刷・製本検査作業員	→				
689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	→	689-99	他に分類されない印刷・製本の職業		
69	ゴム・プラスチック製品製造の職業					
691	原料ゴム加工工		691	原料ゴム加工工		
691-10	原料ゴム加工工	→	691-01	原料ゴム加工工		
691-11	原料ゴム前処理工	→				
691-12	原料ゴム薬品配合工	→				
691-13	原料ゴム練工	→				
691-14	原料ゴム混合工	→				
691-15	原料ゴム圧延工	→				
692	ゴム製品製造工		692	ゴム製品製造工		
692-10	ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）	→	692-01	ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）		
692-11	ゴム押出成形工	→				
692-12	ゴム浸せき（漬）成形工	→				
692-13	ライニング成形工	→				
692-14	アSEMBル成形工	→				
692-15	ゴム形付工	→				
692-20	タイヤ成形工	→	692-02	タイヤ成形工		
692-30	加硫工	→	692-09	他に分類されないゴム製品製造工		
692-99	他に分類されないゴム製品製造工	→				
693	プラスチック製品成形・加工工		693	プラスチック製品成形・加工工		
693-10	プラスチック成形工	→	693-01	プラスチック成形工		
693-11	プラスチック手造り成形工	→				
693-12	プラスチック射出成形工	→				
693-13	プラスチック圧縮成形工	→				
693-14	プラスチック押出成形工	→				
693-15	プラスチック冷間成形工	→				
693-16	プラスチック熱成形工	→				
693-17	プラスチック発泡成形工	→				
693-18	プラスチックロール圧延工	→				
693-20	積層成形工	→				
693-21	プラスチックライニング工	→				
693-30	プラスチック切削機械工	→			693-02	プラスチック切削・研磨工
693-31	プラスチック旋盤工	→				
693-32	プラスチックボール盤工	→				
693-40	プラスチック研磨工	→			693-03	プラスチック接合・裁断工
693-41	プラスチックバフみがき工	→				
693-50	プラスチック接合工	→				
693-51	高周波ウェルダー工	→				
693-52	高周波ミシン工	→	693-99	他に分類されないプラスチック製品成形		
693-60	プラスチック裁断工	→				

699	その他のゴム・プラスチック製品製造の職業		・加工工	699	その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
699-10	ゴム・プラスチック塗布工			699-01	原料プラスチック処理工
699-11	ゴム・プラスチック防水加工工			699-02	ゴム裁断工
699-20	ゴム裁断工			699-03	ゴム・プラスチック塗布工
699-21	ゴム切断工			699-04	ゴム・プラスチック製品仕上工・検査工
699-22	ゴム型抜工			699-99	他に分類されないゴム・プラスチック製品製造の職業
699-30	ゴム接合工				
699-31	ゴム焼付工				
699-32	ゴムはり工				
699-40	原料プラスチック処理工				
699-50	ゴム・プラスチック製品仕上検査工				
699-51	ゴム製品検査工				
699-52	プラスチック製品検査工				
699-99	他に分類されないゴム・プラスチック製品製造の職業				
70	革・革製品製造の職業			701	製革工
701	製革工			701-01	製革工
701-10	製革準備工				
701-11	原皮水戻し工				
701-12	製革脱毛工				
701-13	製革裏ごし工				
701-20	なめし工				
701-21	皮なめし工				
701-22	毛皮なめし工				
701-30	製革仕上工				
701-31	製革裏削工				
701-32	製革染色工				
701-33	製革つや出し工				
702	靴製造工・修理工			702	靴製造工・修理工
702-10	革靴製造工			702-01	靴製造工
702-11	革靴採寸・裁断工				
702-12	革靴製甲工				
702-13	革靴底付工				
702-14	革靴仕上工				
702-20	革靴修理工			702-02	靴修理工
702-30	革スリッパ製造工			702-99	他に分類されない靴製造工・修理工
702-40	革サンダル製造工				
709	その他の革・革製品製造の職業			709	その他の革・革製品製造の職業
709-10	革裁断工			709-01	革裁断・打抜き・縫製工
709-20	革打抜き工				
709-30	革縫製工			709-02	革具加工工
709-40	革具加工工			709-03	革・革製品検査工
709-41	革ベルト製造工				
709-50	革・革製品検査工			709-99	他に分類されない革・革製品製造の職業
709-51	毛皮選別工				
709-52	靴検査工				
709-99	他に分類されない革・革製品製造の職業				
71	装身具等身の回り品製造の職業			711	かばん・袋物製造工
711	かばん・袋物製造工			711-01	かばん・袋物製造工
711-10	かばん・袋物製造工				
711-11	かばん・袋物裁断工				
711-12	かばん・袋物縫製工				
711-13	かばん・袋物組付・仕上工				

712	がん具製造工		712	がん具・運動具製造工
712-10	がん具組立工	→	712-01	がん具製造工
712-11	プラスチックがん具組立工		712-02	運動具製造工 (対応現行番号：719-40～45)
712-20	人形製造工			
712-21	人形頭師			
712-22	人形胴付師			
712-30	がん具際物製造工			
712-40	児童用乗物製造工			
712-41	三輪車製造工			
712-42	乳母車製造工			
713	ちょうちん・うちわ製造工			
713-10	ちょうちん製作工	→	719-01	ちょうちん・うちわ製造工
713-20	うちわ製作工			
713-30	せんす製作工			
713-40	和傘製造工			
713-50	ぼんぼり製作工			
714	ほうき・ブラシ製造工		714	ほうき・ブラシ製造工
714-10	ほうき製作工	→	714-01	ほうき・ブラシ製造工
714-20	ブラシ製造工			
714-21	歯ブラシ製造工			
714-22	針金ブラシ製造工			
714-23	はけ製造工			
714-30	たわし製造工			
715	漆器工			
715-10	漆工	→	719-02	漆器工
715-11	漆器下地塗工			
715-12	すり漆工			
715-13	漆器つや上工			
715-20	漆器加飾工			
715-21	沈金師			
715-22	まき絵師			
715-98	漆器工見習			
716	貴金属・宝石・甲・角細工工		716	貴金属・宝石・甲・角細工工
716-10	貴金属細工加工工	→	716-01	貴金属細工加工工
716-11	貴金属細工師			
716-20	宝石細工加工工	→	716-02	宝石細工加工工
716-21	ダイヤモンド細工工			
716-22	真珠加工工			
716-23	さんご加工工			
716-24	水晶研磨工			
716-30	甲・角・貝・きば細工工	→	716-03	甲・角・貝・きば細工工
717	印判師			
717-10	印判工	→	719-03	印判師
717-11	印判彫刻師			
717-20	スタンプ製造工			
717-21	ゴム印彫刻工			
717-98	印判工見習			
718	模型・模造品製作工		718	模型・模造品製作工
718-10	模型製作工	→	718-01	模型・模造品製作工
718-11	標本模型製作工			
718-12	食品模型製作工			
718-13	乗物模型製作工			
718-14	地理模型製作工			
718-20	小道具製作工			
718-30	マネキン人形製作工			
718-40	かつら・ヘアピース製作工			
718-99	他に分類されない模型・模造品製作工			

719	その他の装身具等身の回り品製造の職業		71A	楽器製造工
719-10	楽器製造工	→	71A-01	楽器製造工
719-20	洋がさ製造工	→		
719-30	筆記用具製造工	→	71B	筆記用具製造工
719-31	万年筆組立工	→	71B-01	筆記用具製造工
719-32	鉛筆製造工	→		
719-33	毛筆製造工	→		
719-40	運動具製造工			
719-41	グローブ製造工			
719-42	ゴルフクラブ製造工			
719-43	スキー板製造工			
719-44	トレーニング器具製造工			
719-45	武道具製造工			
719-50	喫煙具製造工	→		
719-51	パイプ・きせる製造工	→		
719-52	ライター組立工	→		
719-60	マッチ製造工	→		
719-70	装身具等身の回り品検査工	→	719-04	装身具等身の回り品検査工
719-99	他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業	→	719-99	他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業
72	その他の製造・制作の職業			
721	内張工		721	内張工
721-10	家具類内張工	→	721-01	家具内張工
721-11	いす張工	→		
721-12	内張詰物工	→		
721-20	乗物内張工	→	721-02	乗物内張工
721-21	船舶内張工	→		
721-22	航空機内張工	→		
721-23	自動車内張工	→	721-03	自動車内張工
721-24	旅客車内張工	→		
721-30	小箱おおい(被)工	→	721-99	他に分類されない内張工
722	表具師			
722-10	表具師	→	729-01	表具師
722-98	表具師見習	→		
723	塗装工		723	塗装工
723-10	塗装前処理工	→		
723-11	塗料調合工	→		
723-12	下地塗工	→		
723-20	木工塗装工	→	723-01	木工塗装工
723-30	金属塗装工	→	723-02	金属塗装工
723-40	建築塗装工	→	723-03	建築塗装工
723-50	塗装仕上工	→		
723-51	塗装着色工	→		
723-98	塗装工見習	→	723-98	塗装工見習
723-99	他に分類されない塗装工	→	723-99	他に分類されない塗装工
724	画工、看板制作工		724	画工、看板制作工
724-10	画工	→	724-01	画工
724-11	印刷画工	→		
724-12	ポスター画工	→		
724-13	アニメーター	→		
724-20	看板制作工	→	724-02	看板制作工
724-98	画工・看板制作工見習	→		
724-99	他に分類されない画工、看板制作工	→		
725	写真工			

725-10 写真工			729-02 写真工
726 製図工、写図工			726 製図工
726-10 製図工			726-01 建築製図工
726-11 C A Dオペレーター			726-02 機械製図工
726-20 写図工			726-03 電気・電子製図工
			726-99 他に分類されない製図工
727 現図工			729-04 現図工
727-10 構造物現図工			
727-20 乗物現図工			
727-21 車両現図工			
727-22 造船現図工			
727-23 航空機現図工			
727-30 現図型取工			
727-31 鉄鋼現図型取工			
727-99 他に分類されない現図工			
728 包装工			728 包装工
728-10 機械包装工			728-01 製品包装工
728-20 箱詰・袋詰工			728-02 箱詰・袋詰工
			728-03 ラベル・シール貼工
728-99 他に分類されない包装工			728-99 他に分類されない包装工
729 他に分類されない製造・制作の職業			729 他に分類されない製造・制作の職業
			729-01 表具工 (対応現行番号：722)
			729-02 写真工 (対応現行番号：725)
			729-03 写図工
			729-04 現図工 (対応現行番号：727)
729-10 映写技士			729-05 映写技士
729-20 製氷工			729-06 製氷工
729-30 と(屠)畜作業員			729-07 と畜作業員
729-99 他に分類されないその他の製造・制作の職業			729-99 他に分類されないその他の製造・制作の職業
73 定置機関・機械および建設機械運転の職業			
731 ボイラーオペレーター			731 ボイラーオペレーター
731-10 ボイラーオペレーター			731-01 ボイラーオペレーター
731-98 ボイラーオペレーター見習			
732 クレーン・巻上機運転工			732 クレーン・巻上機運転工
732-10 クレーン運転工			732-01 クレーン運転工
732-20 巻上機運転工			732-02 巻上機運転工
732-21 ホイスト運転工			
732-22 ウインチ運転工			
732-30 コンベア運転工			732-03 コンベア運転工
733 ポンプ・ブロー・コンプレッサー運転工			733 ポンプ・送風機・圧縮機運転工
733-10 ポンプ運転工			733-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工
733-20 空気移送装置運転工			
733-30 送風機運転工			
733-31 換気装置運転工			
733-40 コンプレッサー運転工			
734 建設用機械運転工			734 建設用機械運転工
734-10 建設機械運転工			734-01 車両系建設機械運転工
734-11 掘削機械運転工			
734-12 整地機運転工			
734-13 くい(杭)打機運転工			
734-20 舗装機械運転工			734-02 舗装機械運転工
734-21 アスファルト舗装機械運転工			
734-22 コンクリート舗装機械運転工			
734-30 しゅんせつ機械運転工			734-99 他に分類されない建設用機械運転工

			73A 玉掛工
			73A-01 玉掛工
739	その他の定置機関・機械 および建設機械運転の職業		739 その他の定置機関・機械および 建設機械運転の職業
739-10	内燃機関運転工		739-01 内燃機関運転工
739-20	冷凍機運転工		739-02 冷凍機運転工
739-30	ケーブル機関運転工		739-03 ケーブル・リフト機関運転工
739-31	空中ケーブル機関運転工		
739-32	スキーリフト機関運転工		
739-40	玉掛工		
739-99	他に分類されない定置機関・ 機械および建設機械運転の職業		739-99 他に分類されない定置機関・ 機械および建設機械運転の職業
74	電気作業員		
741	発電員、変電員		741 発電員、変電員
741-10	発電員		741-01 発電・送電員
741-11	水力発電員		
741-12	火力発電員		
741-13	原子力発電員		
741-20	送電員		
741-30	変電員		741-02 変電・配電員
741-40	配電員		
741-50	自家用電気係員		741-03 自家用電気係員
742	送電線架線工・敷設工		742 送電線架線工・敷設工
742-10	送電線架線工・敷設工		742-01 送電線架線工・敷設工
742-11	送電線架線工		
742-12	地中送電線工		
743	配電線架線工・敷設工		743 配電線架線工・敷設工
743-10	配電線架線工・敷設工		743-01 配電線架線工・敷設工
743-11	配電線架線工		
743-12	地中配電線工		
744	通信線架線工・敷設工		744 通信線架線工・敷設工
744-10	通信線架線工・敷設工		744-01 通信線架線工・敷設工
744-11	屋外通信線架線工		
744-12	地下ケーブル配線工		
744-13	海底ケーブル敷設工		
745	電気通信設備工		745 電気通信設備工
745-10	放送装置据付・保守工		745-01 放送装置据付・保守工
745-20	通信装置据付・保守工		745-02 通信装置据付・保守工
745-30	電話装置据付・保守工		745-03 電話装置据付・保守工
745-31	交換機据付・保守工		
745-32	電話機据付・保守工		
745-33	ファクシミリ据付・保守工		
746	電気工事作業員		746 電気工事作業員
746-10	電気配線工事作業員		746-01 電気配線工事作業員
746-11	船舶配線工		
746-12	鉄道車両配線工		
746-13	航空機配線工		
746-20	電気工事検査員		746-02 電気工事検査員
746-30	産業用電気機械・装置据付工		746-03 産業用電気機械・装置据付工
746-31	鉄道用電気装置据付保守員		
746-99	他に分類されない電気工事作業員		746-99 他に分類されない電気工事作業員
75	採掘の職業		
751	採鉱員		751 採鉱員
751-10	採鉱員		751-01 採鉱員
751-11	採炭員		
752	石切出作業員		752 石切出作業員
752-10	石切出作業員		752-01 石切出作業員

752-11	採石大割作業		
752-12	切出石工		
753	じゃり・砂・粘土採取作業		753
753-10	じゃり・砂採取作業		753-01
753-20	粘土採取作業		
753-30	庭石採取作業		
754	ダム・トンネル掘削作業		754
754-10	ダム・トンネル掘削作業		754-01
754-11	大型掘進機操作員		
755	さく井工、石油・天然ガス採取工		755
755-10	さく井工		755-01
755-11	油井ドリラー工		
755-12	井戸さく井工		
755-20	試すい（錐）工		755-02
755-30	石油・天然ガス採取工		
755-31	石油採取工		
755-32	天然ガス採取工		
755-99	他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工		
759	その他の採掘の職業		759
759-10	支柱員		759-01
759-20	坑内運搬員		759-02
759-30	選鉱員、選炭員		759-03
759-31	選鉱員		
759-32	選炭員		
759-40	発破員		759-04
759-50	坑内保守員		759-05
759-60	鉱石検定員		759-99
759-99	他に分類されない採掘の職業		
76	建設躯体工事の職業		
761	型枠大工		761
761-10	型枠大工		761-01
761-11	型枠解体工		
762	とび工		762
762-10	建築とび工		762-01
762-11	鉄骨とび工		
762-20	取りこわし作業員		762-02
762-98	とび工見習		762-98
763	鉄筋工		763
763-10	土木鉄筋工		763-01
763-20	建築鉄筋工		763-02
77	建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)		
771	大工		771
771-10	建築大工		771-01
771-11	宮大工		
771-98	大工見習		771-98
771-99	他に分類されない大工		771-99
772	ブロック積工、タイル張工		772
772-10	ブロック積工		772-01
772-20	タイル張工		772-02
772-21	タイル床・壁張工		
772-22	モザイクタイル張工		
772-30	石張工		772-03
772-40	れんが積工		772-04
772-41	建築れんが積工		

772-42	築炉工				
772-43	炉修工				
772-98	ブロック積工・タイル張工見習		→	772-98	ブロック積工・タイル張工見習
773	屋根ふき工			773	屋根ふき工
773-10	かわらふき工		→	773-01	かわらふき工
773-20	スレートふき工				
773-98	屋根ふき工見習		→	773-98	屋根ふき工見習
773-99	他に分類されない屋根ふき工		→	773-99	他に分類されない屋根ふき工
774	左官			774	左官
774-10	左官職		→	774-01	左官
774-11	左官手元				
774-12	左官吹付工				
774-20	木舞工				
774-21	ラス張工				
774-30	屋根左官				
774-98	左官見習		→	774-98	左官見習
775	畳工			775	畳工
775-10	畳仕立工		→	775-01	畳工
775-11	畳表替工				
775-98	畳工見習		→	775-98	畳工見習
776	配管工			776	配管工
776-10	配管工		→	776-01	配管工
776-11	ガス配管工				
776-12	スチーム配管工				
776-13	水道配管工				
776-14	配管修理工				
776-98	配管工見習		→	776-98	配管工見習
777	内装仕上工			777	内装仕上工
777-10	金属建具取付工		→	777-01	金属建具取付工
777-11	金属サッシ取付工				
777-12	シャッター取付工				
777-13	看板取付工				
777-20	建具ガラスはめ込工		→	777-02	建具ガラス取付工
777-21	板ガラスはめ込工				
777-22	ステンドグラスはめ込工				
777-30	室内装飾工		→	777-03	内装工
777-31	じゅうたん張工				
777-32	リノリウム床張工				
777-33	ゴム・プラスチック床張工				
777-34	壁装工				
778	防水工			778	防水工
778-10	防水工		→	778-01	防水工
778-11	建築工事防水工				
778-12	土木工事防水工				
779	その他の建設の職業			779	その他の建設の職業
779-10	潜水作業員		→	779-01	潜水作業員
779-20	熱絶縁工		→	779-02	熱絶縁工
779-30	測量作業員		→	779-03	測量作業員
			→	779-04	外壁工
			→	779-05	住宅水回り設備取付工
779-40	水道工事検査員		→	779-06	水道工事検査員
779-41	水道検査員				
779-42	漏水調査員				
779-99	他に分類されない建設の職業		→	779-99	他に分類されない建設の職業
78	土木の職業				
781	土木作業員			781	土木作業員
781-10	建設・土木作業員		→	781-01	建設・土木作業員

781-11	土管配管工		
781-12	護岸工事作業員		
781-13	コンクリート作業員		
781-20	舗装作業員		781-02 舗装作業員
781-21	アスファルト舗装工		
781-22	コンクリート舗装工		
781-23	道路付帯設備取付作業員		
781-24	道路区画線設置作業員		
781-99	他に分類されない土木作業員		781-99 他に分類されない土木作業員
782	鉄道線路工事作業員		782 鉄道線路工事作業員
782-10	保線工・軌道工		782-01 保線工・軌道工
782-20	軌条工		782-99 他に分類されない鉄道線路工事作業員
782-30	軌道舗石作業員		
79	運搬労務の職業		
791	船内・沿岸荷役作業員		791 港湾荷役作業員
791-10	船内・沿岸荷役作業員		791-01 港湾荷役作業員
791-11	船内荷役作業員		
791-12	沿岸荷役作業員		
792	陸上荷役・運搬作業員		792 陸上荷役・運搬作業員
792-10	運搬作業員		792-01 運搬作業員
792-11	工場内運搬作業員		
792-12	市場内運搬作業員		
792-13	土建運搬作業員		
792-14	引越作業員		
792-20	積卸作業員		792-02 積卸作業員
792-21	トラック助手		
792-22	鉱石積込工（坑外）		792-03 引越作業員
793	倉庫作業員		793 倉庫作業員
793-10	倉庫作業員		793-01 倉庫作業員
793-11	危険品倉庫作業員		
793-12	冷蔵倉庫作業員		
794	配達員		794 配達員
794-10	受託配達員		794-01 配達員、集配員
794-20	商品配達員		
794-21	新聞配達員		794-02 新聞配達員
794-22	牛乳・乳酸発酵製品配達員		
794-23	ルートセールス員		794-03 ルートセールス員
794-24	自動販売機商品補充員		
795	荷造工		795 こん包工
795-10	こん包工		795-01 こん包工
795-11	箱詰荷造工		
795-12	板わくこん包工		
795-13	袋詰こん包工		
795-20	荷造検査工		
795-99	他に分類されない荷造工		
80	その他の労務の職業		
801	清掃員		801 清掃員
801-10	清掃作業員		801-01 清掃作業員
801-11	ビル内清掃作業員		
801-12	ガラス清掃作業員		
801-13	道路清掃作業員		
801-14	乗物内清掃作業員		
801-20	衛生作業員		801-02 し尿処理作業員
801-21	ごみ処理作業員		801-03 ごみ処理作業員
801-22	し尿処理作業員		
801-30	消毒作業員		801-04 消毒・害虫防除作業員

801-31 防疫作業員		801-05 浄化槽清掃員 (対応現行番号：809-99)
801-32 害虫防除作業員		
801-99 他に分類されない清掃員		801-99 他に分類されない清掃員
809 他に分類されない労務の職業		
809-10 産業洗浄工		
809-11 機械洗浄工		
809-12 乗物洗浄工		
809-13 タンク洗浄工		
809-14 容器洗浄工		
809-15 上下水道管渠施設洗浄工		
809-20 選別工		80A 選別工
809-21 原材料選別工		80A-01 原材料選別工
809-22 製品選別工		80A-02 商品選別工
		80A-03 選果工
809-23 洗たく物荷分け工		80A-04 洗たく物荷分け工
809-24 廃品選別整理工		80A-05 廃品選別整理工
		80A-99 他に分類されない選別工
809-30 雑務員		80B 軽作業員
809-31 用務員		80B-01 工場軽作業員
809-32 駅雑務員		80B-02 小売店軽作業員
809-33 病院雑務者		80B-03 建設軽作業員(対応現行番号：809-30の一部)
809-34 工場雑務者		80B-04 病院軽作業員
809-35 作業員宿舎雑務者		
809-36 旅館雑務者		80B-05 旅館軽作業員
809-37 食堂雑務者		80B-06 食堂軽作業員
		80B-99 他に分類されない軽作業員
		809 他に分類されない労務の職業
809-38 公園・ゴルフ場整備員		809-01 産業洗浄工
809-39 グランド整備員		809-02 用務員
		809-03 公園・ゴルフ場整備員
		809-04 会場設営作業員
809-99 他に分類されないその他の労務の職業		809-99 他に分類されないその他の労務の職業

- (注) 1. 分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置き分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

11 残された課題

以上のとおり細分類項目の見直し作業は完了した。しかし、これで細分類項目が確定したわけではない。今後、ふたつ（細かくいえば3つ）のハードルを乗り越えて、細分類項目のみならず大・中・小分類項目が最終的に確定するのは2009年8月頃になる見込みである。

今回の見直し作業の結果は、細分類項目の第1次改訂素案にすぎない。厚生労働省の職業分類は職業紹介業務での使用を念頭において作成されており、その主な利用者はハローワークの職員である。したがって、この改訂素案がハローワーク職員にとって使いやすいものになっているかどうかを検証する必要がある。この検証作業は、地方労働局及びハローワークを対象にして改訂素案に対する意見を求める形で行われる。提出された意見のうち適切なものを改訂素案に取り込み、これが第2次改訂素案になる。この段階までの見直し対象は細分類項目だけであり、大・中・小分類レベルの項目は依然として現行のままである。大・中・小分類項目の見直しは、日本標準職業分類の改定作業を待たなければならない。

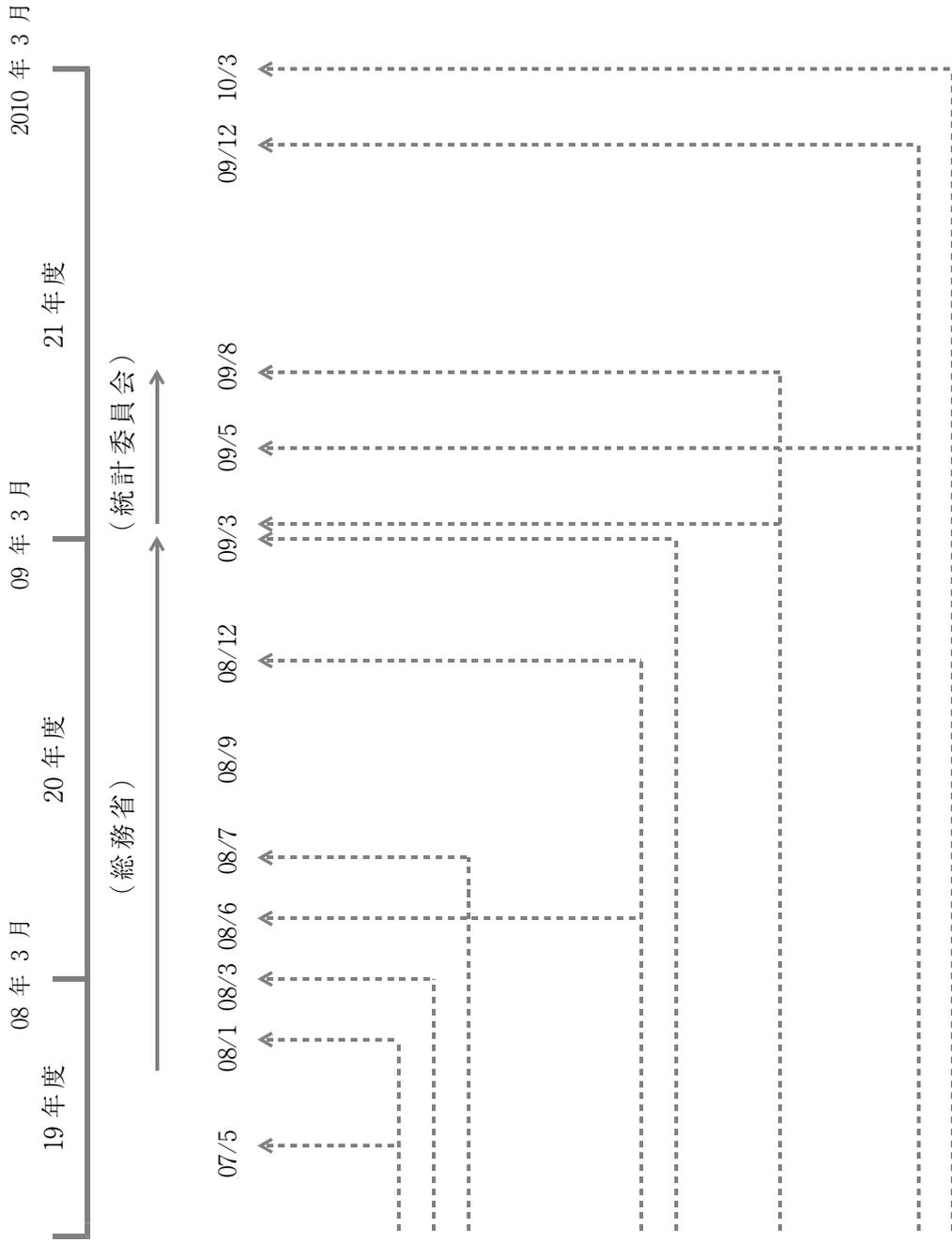
職業分類の改訂作業は、日本標準職業分類の改定作業に平行して行われている。後者は総務省が事務局となって有識者と関係各省の担当者が構成される日本標準職業分類検討委員会で検討が行われている。改定案の確定は2009年3月末が予定されている。この改定案は統計委員会に諮問され、そこでの審議を経て2009年8月頃改定案が最終的に確定する予定である。

厚生労働省の職業分類に設定された4階層のうち上位2階層（大・中分類）の項目は、日本標準職業分類との整合性を確保することが求められている。このため日本標準職業分類検討委員会における改定案が確定した後、現行の大・中・小分類項目をその改定案にあわせて設定することになる。その際、既に見直しの行われている細分類項目は、上位階層の項目にあわせて必要な調整や修正が行われる。これが第3次改訂素案である。第3次素案では、大・中・小・細分類の4階層すべてで新たな体系に移行することになる。

更に統計委員会の審議を経て最終的に確定した日本標準職業分類の大・中・小分類レベルの項目にあわせて第3次改訂素案を修正することになる。この作業が完了して初めてすべての分類項目が確定する。

附 属 资 料

職業分類の改訂作業に関する工程表
 - 研究期間 1～3年目 -



日本標準職業分類の改定作業

【1年目（平成19年度）】

職業分類研究会の設置
 テーマ：職安法第15条と民間事業者
 官民共通の職業分類の可能性を検討
 研究会報告書の作成
 職業名索引 - 平成20年新訂追補版 -

【2年目（平成20年度）】

職業分類改訂委員会の設置
 テーマ：細分類レベルの項目見直し
 大分類別に細分類項目を見直し
 委員会報告書の作成

【3年目（平成21年度）】

日本標準職業分類との整合性確保
 及び細分類項目の調整
 職業分類改訂委員会の設置
 テーマ：改訂案のとりまとめ
 大分類ごとに改訂案を確定
 委員会報告書の作成

職業分類改訂委員会設置要綱

1. 趣旨

全国の公共職業安定機関において職業紹介業務に用いられている現行の『労働省編職業分類』は作成から既に9年以上経過し、この間の職業の変化によって求人職種の中には職業分類表の項目に位置づけることが難しいものが増えている。また、労働省編職業分類はその体系と分類項目を日本標準職業分類に準拠しているが、総務省では平成19年12月から日本標準職業分類の改訂作業を進めていること、厚生労働省が総合的雇用情報システムに代わる新たなシステムを平成23年度に導入する計画であることなど現行の職業分類をめぐる環境は今後大きく変化することが予想される。このため労働政策研究・研修機構では平成19年度から職業分類の改訂作業に着手することとした。

2. 目的

労働政策研究・研修機構では、平成19年度に職業分類研究会を設置して職業安定法第15条に明記された職業分類の共有化についてその課題と問題を整理した。本委員会は職業分類研究会の研究成果を踏まえて職業分類表及び職業名索引の改訂を行うものである。

3. 委員

委員は、職業分類に関する有識者及び以下の分野の関係者によって構成する。

職業紹介事業の関係者（有料職業紹介事業関係者、無料職業紹介事業関係者）

労働者の募集に係る事業の関係者

労働者供給事業の関係者

労働者派遣事業の関係者

厚生労働省の担当部局の関係者

4. 期間

本委員会の活動期間は、平成20年度及び21年度の2年間とする。

5. 検討結果のとりまとめ

職業分類表及び職業名索引の改訂作業は、それぞれ平成21年度末、平成22年度末までに終了することとする。本委員会における検討結果は労働政策研究・研修機構の研究成果物として各年度ごとにまとめる。

6. 運営

(1)事務局は、労働政策研究・研修機構のキャリアガイダンス研究部門に置く。

(2)その他、労働政策研究・研修機構の規定により本委員会を運営する。

改訂の基本方針

－細分類項目の見直しを中心にして－

今回の改訂は、公共職業安定機関における職業紹介業務の運営に資するようにすることはもとより、職業安定法第 15 条の立法趣旨に配慮して職業紹介事業や労働者の募集に係る事業等における広範な利用に資するように、以下の基本方針にもとづいて実施する。

1. 分類の枠組み

(1) 分類体系

大・中・小・細分類の 4 階層構造とする。

(2) 日本標準職業分類との整合性

上位階層（大・中分類）の項目は、日本標準職業分類に設定された分類項目と名称及び仕事の範囲の点で可能な限り整合性を確保する。

(3) 分類の独自性

下位階層（小・細分類）には職業紹介業務の実態に対応するだけでなく、職業相談等の実務に配慮した分類項目を設定する。

(4) 実務利用の重視

実務で使用する小・細分類レベルの項目には十進分類を適用せず、必要な数の分類項目を設定できるようにする。

2. 分類項目

(1) 分類符合・番号

大分類 アルファベット大文字

日本標準職業分類に設定された大分類項目の分類符合に倣う。

中分類 数字 2 桁

01 から始まる 2 桁数字

小分類 数字 3 桁

001 から始まる 3 桁数字

細分類 数字 5 桁

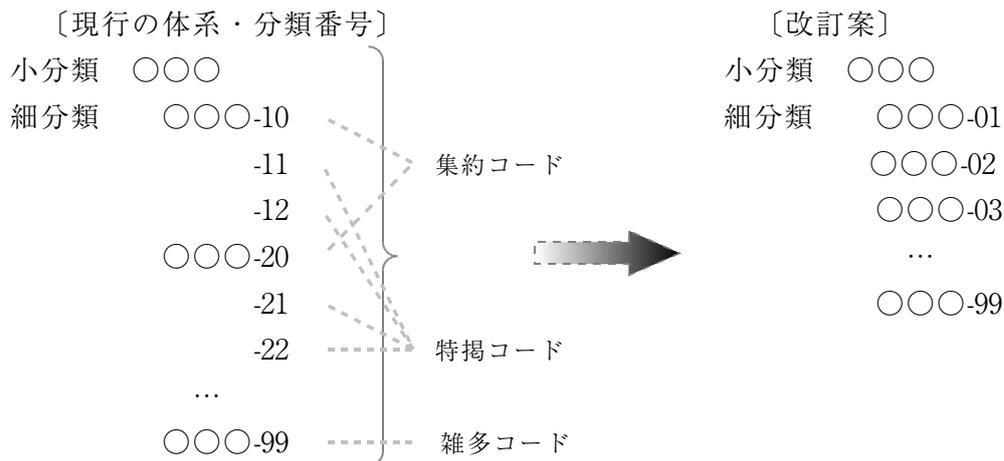
① 現行と同じ [小分類番号 3 桁 + 数字 2 桁] とする。

② 末尾 2 桁は [01] から始まる連番とする（有意味コードを除く）。

③ 3 種類の有意味コードを設ける。末尾 [97] は補助者、[98] は見習、[99] は雑多項目とする。

(2) 細分類レベルの項目の構成

現行の集約項目・特掲項目による 2 段階の構造化を廃止し、階層のない並列的な項目を設定する（次項の図を参照）。



(3) 細分類項目の記述様式

職業分類の利用者の便に供し、多様な利用を可能にするため細分類項目の記述書式を統一する。記述に含まれるのは、分類番号、項目名、職業定義、職業例示等である。

○○○ - ○○ 項目名

職業定義

○定義：（～を含む。）
 ×定義：（～を除く。）

○例示職業名： . . .
 （この項目に該当する代表的な職業名）
 ×例示職業名： . . .
 （この項目に間違って位置づけられがちな職業名及び当該職業の該当先の分類番号）

(注) 書式の具体的な内容は平成 21 年度の研究で検討する予定である。

3. 分類基準

現行の細分類項目に適用されている分類基準は、その適否を判断したうえで必要に応じて適用上の修正や新たな基準の導入を行う。

4. 細分類項目の見直しに関する一般原則

(1) 項目の利用度

細分類項目の新設・統合・分割・廃止にあたっては、職業安定機関における求人・求職者数を参考にすが、一律の量的基準は設定しない。

① 判断材料としての求人件数

求人件数は、あくまでも相対的な評価を行うときに使用する。たとえば、ひとつの小分類のもとに設定された集約項目の間（あるいは集約項目と枝番項目との間）の

相対的な重要性を評価するとき、同一分野（あるいは同一中分類のもと）の小分類項目の中で職業紹介業務にとっての重要性を相対的に評価するときなどである。

②利用度の低い項目（＝求人件数の少ない項目）の取り扱い

求人の少ない項目は、一般の労働市場を経由した就業にはそぐわない職業や分類項目と現実の職業との間に乖離のある職業などいくつかの理由がある。したがって個別ケースごとに取り扱いを判断することとするが、その判断にあたって重視する点は基本的には次のとおりとする。大分類 A では職業の専門分化を、大分類 I では項目の集約化を重視する。

(2) 項目名

項目名の確定にあたっては、ハローワークに求人申込みのあった具体的な職種名を確認するなど適切な手段を講じる。

(3) 雑多項目の整理

雑多項目に位置づけられている求人職種の中で件数が特に多いものは細分類レベルでの独立を検討する。

(4) 官民間での職業分類の共有化に対する配慮

細分類項目を設定する際には、職業紹介事業者や労働者の募集に係る事業者等の使用している職種分類に設定された項目を参考にする。

(5) 分類の陳腐化に対する対応

①分類改訂の段階で現実を的確に反映する項目を設定する。

②分類を作成した後に新たな名称の求人職種が出てきたとき、それを分類体系の中に適切に位置づけられるように体系・項目の柔軟性を確保する。

JILPT 資料シリーズ No.54

職業分類の改訂に関する研究 I

— 細分類項目の見直しを中心にして —

発行年月日 2009年3月30日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

研究調整部研究調整課 TEL: 03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2009 JILPT

* 資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。
(URL:<http://www.jil.go.jp/>)